



CONVENTION ON WETLANDS

(Ramsar, Iran, 1971)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

(ラムサール条約)

(イラン、ラムサール、1971年)

---

## ラムサール条約第7回締約国会議の記録

1999年5月10-18日 コスタリカ サンホセ

「人と湿地:命のつながり」

---



# 目次

はじめに	3
第 部 第 7 回締約国会議の決議と勧告	
決議	6
勧告	195
ラムサール条約用語和英対訳表	212
第 部 第7回締約国会議の概要とガンカモ類ネットワークの立ち上げ	
ラムサール条約第7回締約国会議の概要	223
東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークの立ち上げ	225
第 部 資料	
アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の概要	227
水鳥ネットワーク一覧	230
過去の締約国会議の概要	235
日本のラムサール条約登録湿地	242
索引	244

## はじめに

湿地は渡り鳥を始めさまざまな野生生物の生息の場であるとともに、水質の浄化や人と自然の交流の場として等、豊かな機能を有しています。1993年の釧路市におけるラムサール条約第5回締約国会議の開催は、このような湿地の重要性について、国民レベルで認識を深める重要な契機となりました。釧路会議以降、我が国における湿地の保護への国民の関心や理解は大きな進展を見えています。

狭隘な国土に土地利用が集中する我が国では、湿地の保全を進めていく上で、開発との調整は避けて通れない重要な課題ですが、1999年1月には、名古屋港藤前干潟の埋立計画を、湿地の保全を図るために撤回するという画期的な決定がなされました。

また、同じ1999年6月には、環境影響評価法が全面施行され、大規模開発に際して環境保全面から事前に検討を行い必要な配慮を進めていくための法的な枠組みが整いました。

湿地の保全は地球レベルでも最重要課題とされています。東アジアや東南アジア地域は世界の中でも経済成長が著しく、これらの地域の湿地は大きな開発圧力にさらされています。我が国に渡来するシギ・チドリやガンカモなどの渡り鳥にとって、東アジアや東南アジアの湿地は、繁殖地、越冬地などとしてなくてはならない場所であり、我が国の湿地や渡り鳥の保全を進めていくためにも、アジア諸国の湿地保全の取り組みとの連携を強化していくことがますます重要になってきています。

このような中で、1999年5月にコスタリカのサン・ホセ市でラムサール条約の第7回締約国会議が開催されました。生物多様性の保全が国際的に大きな流れとなる中で、今回の会議では、ラムサール条約登録湿地の選定基準の枠組みが再検討され、生物地理区分に着目して区分ごとの代表的な湿地を選定するというような考え方が新たに導入されるとともに、従来からの基準も含めて、具体的な基準適用のガイドラインが策定されました。

我が国では、従来、水鳥類の渡来地としての重要性を登録湿地の選定要件として重視してきましたが、今回の会議での見直しを踏まえて、今後は、水鳥類にとっての重要性のみならず広く生態系として重要な湿地について登録湿地として保全していくことが求められています。

また、今回の会議に際しては、東アジア地域においてもガンカモ類の重要生息地

ネットワークが6ヶ国、25ヶ所の参加により発足し、1994年の釧路会議を契機に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の当面の目標であったシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の3つの重要生息地ネットワークがすべて発足したこととなります。今後は、これらのネットワークを通じた情報交換や研修等の活動の充実、さらなる参加湿地の増加に取り組んでいく必要があります。

今回の締約国会議では以上紹介したものを含めて、合わせて30本の決議と4本の勧告が採択されました。その中には、湿地と水鳥類の保全にかかわるさまざまな立場の関係者が参照すべき多くの内容が含まれています。

このため、第7回締約国会議で採択されたすべての決議及び勧告について、和訳収録するとともに、累次の締約国会議の概要も併せて収録した資料集を編纂し、行政、研究者、NGOなど湿地の保全にかかわる皆さんの便に供することとした次第です。

本資料が多くの方々に活用され、湿地と水鳥類の保全の一助となることを念願しています。

最後に、東梅貞義氏を始め本資料の編集にご尽力を頂いた多くの方々に心から御礼を申し上げます。

環境庁自然保護局野生生物課長 森 康二郎

## 第 部 第 7 回締約国会議の決議と勧告

## 決議 .1 ラムサール条約における地域区分、常設委員会の構成、役割、責任及び委員の業務

1. 1987年の第3回締約国会議で採択された常設委員会の設立に関する決議を想起し、
2. 第6回締約国会議の決議 .14により採択された「1997-2002年戦略計画」の行動8.1.3が「第7回締約国会議(1999年)までに、常設委員会の責務、必要とされる財政措置を見直し、必要があれば変更を加える」としていること、及び行動8.1.2が「締約国数の増加に伴い、常設委員会における地域区分及び代表者数の継続的な見直しを行う」としていることも重ねて想起し、
3. ラムサール条約が効果的に機能するには、締約国が適切な地域グループを創設するための明確な手順をもつことが有益であることを考慮し、

締約国会議は、

4. ラムサール条約の地域グループを以下のように定めることを決定する。
  1. アフリカ
  2. アジア
  3. 新熱帯区
  4. ヨーロッパ
  5. 北アメリカ
  6. オセアニア
5. さらに、締約国及び条約加盟資格のある国は付属書1にあるように上記地域グループに振り分けられるが、各地域の境界近くにある締約国は、地理的な地域グループの一員にとどまりつつも、自ら要請を行う場合には締約国会議にその旨を正式に通知することによって、同様の自然条件が存在することを根拠として、別の地域グループに参加<sup>注1</sup>することができることを決定する。ただしこの場合、科学技術検討委員会が当該要請の前提条件に異議を唱えないことを条件とする。
6. 常設委員会の構成に関して比例制を導入することを決定する。これにより、投票権を持つ常設委員会メンバーは、以下の基準にしたがって上記4の各地域グループの代表として選出されることになる。
  - a) 1～12か国の締約国で構成される地域グループの場合には代表1か国
  - b) 13～24か国の締約国で構成される地域グループの場合には代表2か国
  - c) 25～36か国の締約国で構成される地域グループの場合には代表3か国
  - d) 37～48か国の締約国で構成される地域グループの場合には代表4か国
  - e) 49～60か国の締約国で構成される地域グループの場合には代表5か国

注1 ここで「参加」とは、別の地域グループに所属することを意味しない。参加とは、会議に出席、発言、情報を交換、報告書を提出すること、科学的側面や実効面において協力したり、共同プロジェクトに貢献する権利を持つことを意味している。別の地域グループの代表となる権利や、代表候補選出に参加する権利を含んではいない。また、別の地域グループにおいて投票する権利も含んでいない。

7. さらに、前回及び次回の締約国会議開催国も、同様に投票権を持った常設委員会メンバーとなることを決定する。
8. また、地域代表は、上記 4 の各地域グループからの指名に基づいて、締約国会議が選任することを決定する。
9. 地域代表者の任期は、代表に選出された締約国会議の閉会時から、次期通常締約国会議の閉会時までとし、各締約国は、最高 2 期まで連続して常設委員会のメンバーを務めることができるものとする。
10. 投票権を持つ常設委員会メンバーとなる締約国に対して、ラムサール条約担当機関として指定されている政府機関の職員のうち、政府代表として常設委員会に出席する者の氏名、及び必要な場合には代理人の氏名を、外交ルートを通じてラムサール条約事務局に伝えるよう求める。
11. 条約事務局が置かれている締約国及び国際湿地保全連合の国際事務局が置かれている締約国は、これまで同様常設委員会の常任オブザーバーとしての地位を継続することを決定する。
12. 各締約国が適宜常設委員会にオブザーバーとして代表を出席させるための手配を整えられるようにするため、常設委員会の各会議の少なくとも 3 か月前に、ラムサール条約事務局はこれまで通りすべての締約国に対して、当該会議の日時と議題を通知するものとする。
13. さらに、締約国でない国であっても、ラムサール条約への加盟に関心を表明している国は、常設委員会の会議にオブザーバーとして出席することを、各常設委員会の会議で認められるものとする。
14. 科学技術検討委員会の議長もオブザーバーとして常設委員会に招聘されること、そして他の専門家や機関も、特定議題項目の議論を助けるのに適切とみなされる場合には、オブザーバーとして常設委員会に招聘されることを決議する。
15. さらにまた、ラムサール条約の業務において正式な国際団体パートナーである国際的組織に対し、オブザーバーとして常設委員会の会議に参加するよう促すことを決議する。
16. 通常の締約国会議と締約国会議の間に臨時締約国会議が開催される場合であって、その開催国がまだ常設委員会の正式メンバーまたは常任オブザーバーとなっていないときには、当該開催国は、臨時締約国会議の準備運営に関わる常設委員会の議論に、オブザーバーとして参加することを決定する。
17. 地域グループからの常設委員会代表が 1 か国である場合には、その地域グループに属する締約国に対し、地域代表の指名に際して順次交代を行うよう勧告するとともに、2 か国以上の代表を送る地域グループに属する締約国に対しては、生物地理的、地政学的、及び文化的な面でバランスがとれるような方法で代表を選出するよう勧告する。
18. 常設委員会は、締約国会議閉会直後に開かれる同委員会第 1 回会議において、議長、副議長を選出し、第 6 回締約国会議の決議 .17 により設立された財政小委員会のメンバー及び議長を選出することを決定する。
19. さらに、常設委員会が少なくとも毎年 1 回は、ラムサール条約事務局の所在地を通常の開催場所として会議を開くことを決定する。開発途上国及び市場経済移行国の委員会メンバーの

参加費用については、条約予算により拠出されるものとする。

20. 締約国会議により合意された方針の範囲内において、常設委員会の機能として以下の業務を行うことを決定する。
  - a) 締約国会議と次期締約国会議との間の期間中に、必要と思われる活動(中間期活動)を締約国会議を代表して実行すること。その際には、それまでの締約国会議が承認し記録した事項を優先すること
  - b) 特に決議案、勧告案等、次期締約国会議で検討する問題について準備すること
  - c) 締約国会議の代表として、ラムサール条約事務局による方針の実施、事務局予算の執行及び事務局の計画実施を監督すること
  - d) 条約の施行、様々な会議の準備、その他条約事務局が常設委員会に持ち込んだ同委員会の機能行使に関する事項について、当該事務局を指導し、かつ助言すること
  - e) 手続き規則にしたがい、締約国会議において締約国会議運営委員会としての役割を果たすこと
  - f) その機能を円滑に発揮するために必要な、小委員会を設置すること
  - g) 湿地の保全と賢明な利用のために、地域的及び国際的協力を促進すること
  - h) 科学技術検討委員会のメンバー選任に関する案を、締約国会議に提出すること
  - i) 締約国会議の決定に基づいて、科学技術検討委員会の作業計画を承認すること、その実施上の進捗について、科学技術検討委員会から報告を受領すること、及びその将来の展開に関して指導すること
  - j) 3年ごとに「ラムサール湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金の実施ガイドライン」を採択し、資金の配分を決定すること
  - k) 決議 .18により設置されたラムサール湿地保全賞受賞者の選定基準を3年ごとに見直すこと、及び当該受賞者を選出すること
  - l) 締約国会議と締約国会議の間の期間中に実施した活動について、締約国会議に報告すること
21. 常設委員会メンバーに選出された地域代表者の業務は、本決議の付属書 に定めるものとする。
22. 常設委員会は締約国会議の補助機関であり、必要な変更を加えた上で締約国会議で承認された手続き規則に従うことを決定する。



## 決議 . 2 科学技術検討委員会の構成及び運営

1. 科学技術検討委員会は、適切な科学技術知識をもち、締約国会議によって指名されるが、自国を代表するものではなく、個人として参画するメンバーにより構成されるものとして決議 5.5 により定められたことを想起し、
2. 科学技術検討委員会について定めた決議 .7 を想起し、
3. 第 6 回締約国会議以来の貢献と、条約の施行に重要な科学的技術的問題に関する専門的助言に対して、科学技術検討委員会のメンバー及び代理人に謝意を表し、
4. ラムサール条約が、現存するおびたしい知識と経験の恩恵を享受するためには、科学技術検討委員会が各締約国において科学者及び専門家のネットワークと緊密な関係を確立する必要があることを強調し、
5. 適切な覚書のある条約、すなわち生物多様性条約、移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)、砂漠化防止条約における同等機関と科学技術検討委員会が協力して仕事をする重要性を認識し、
6. また、現存の専門家ネットワーク、専門家グループ・団体のなかには条約の正式な国際団体パートナーと連携しているものもあり、科学技術検討委員会とこうした多くの専門家ネットワーク等との協力が望まれていることを認識し、

締約国会議は、

7. 決議 5.5 の合意をおおむね再確認し、決議 .7 を廃止する。
8. 科学技術検討委員会の構成及び運営について、以下の部分的変更を決定する。
  - a) 科学技術検討委員会関係の窓口として活動し、適切であれば、直接あるいは他の適任専門家との連絡調整を通じ、科学技術検討委員会の仕事に情報を提供する、自国の適任技術専門家を 1999 年 10 月末までに指名するよう各締約国に促す。
  - b) 科学技術検討委員会のメンバーに対し、それぞれのラムサール地域において、各締約国に指名された国内の窓口との連絡を確立または維持し、必要な場合、これらの人々に助言及び情報を求めるよう要請する。
  - c) 科学技術検討委員会作業計画実施に必要な専門的意見や助言を提供するために、科学技術検討委員会のメンバーとして参加し、適切な専門家ネットワーク、専門家グループと連携する代表者を指名するよう、条約の正式な国際団体パートナーのそれぞれに促す。
  - d) 科学技術検討委員会の会議にオブザーバーとして出席し、共通の関心事項について緊密な協力体制の確立を考慮するよう、次の機関や組織に促す。
    - ・ 生物多様性条約の科学上及び技術上の助言に関する補助機関
    - ・ ボン条約科学委員会
    - ・ 砂漠化防止条約の科学及び技術に関する委員会
    - ・ 湿地科学者協会
    - ・ 国際湖沼学会

- ・ 世界湿地経済学ネットワーク
  - ・ 国際湿原保全グループ
  - ・ 国際泥炭湿地協会
9. さらに、科学技術検討委員会メンバーが締約国会議並びに常設委員会の会議に参加する価値を強調し、締約国並びに常設委員会及び条約事務局に対してこの目的で必要となる、さらなる資金の確保に最善を尽くすよう求める。
  10. 前の締約国会議において締約国が示した考え方及び優先事項を考慮に入れ、常設委員会に対し、その例年の会議において科学技術検討委員会の翌年の主要な任務を規定し、作業計画を承認するよう求める。
  11. 科学技術検討委員会の構成については、各ラムサール地域内の異なる生物地理学的特徴を反映させるよう推奨する。
  12. 科学技術検討委員会のメンバーは、本会議の決議 .1 で定められた、常設委員会と同じ地域構成とし、常設委員会と同じ比例制が科学技術検討委員会メンバーの構成を定める際に適用されるよう決定する。
  13. 科学技術検討委員会で公正な代表派遣を得るため、第 8 回締約国会議の折科学技術検討委員会のメンバーは、常設委員会のメンバーとして選ばれた締約国と可能な限り異なる締約国から参加するよう要請する。
  14. オセアニア及び北アメリカ地域では、唯一のメンバーが出席できない場合を考慮し、科学技術検討委員会の会議において地域の代表派遣を確保するため、一名の代理をおくことを決定する。
  15. さらに、第 7 回締約国会議の閉会時から第 8 回締約国会議の閉会時まで、科学技術検討委員会のメンバーは、締約国によって提出された案に基づき、常設委員会によって推薦された次の人々となる。

#### アフリカ

Dr. Aboubacar Awaiss(ニジェール)  
 Mr. Geoff Cowan(南アフリカ)  
 Dr. Harry Chabwela(ザンビア)

#### アジア

Dr. Mohammad Rashid Shatanawi(ヨルダン)  
 Dr. Angel C. Alcala(フィリピン)

## ヨーロッパ

Dr. Jan Pokorny(チェコ)  
Professor Toomas Saat(エストニア)  
Dr. George Zalidis(ギリシャ)  
Dr. Peter Maitland(英国)

## 新熱帯区

Dr. Yara Schaeffer Novelli(ブラジル)  
Dr. Jorge Jimenez(コスタリカ)

## 北アメリカ

Dr. Arthur Hawkins, USA  
代理 - Dr. Randy Milton, カナダ

## オセアニア

Dr. Max Finlayson(オーストラリア)  
代理 - Ms. Bronwen Golder(ニュージーランド)

### 決議 . 3 国際的団体とのパートナーシップ

1. 多くの国際NGO(非政府組織)がラムサール条約の締結に重要な役割を果たし、また長年にわたりこの条約の発展と適用に助力してきたことを考慮し、
2. ラムサール条約の国際NGOパートナーという立場で、バードライフ・インターナショナル、IUCN(国際自然保護連合)、国際湿地保全連合、及びWWF(世界自然保護基金)が継続的に行ってきたこの条約に対する重要な貢献を全面的に認識し、
3. 「国際NGOパートナー」という地位は、締約国会議の決議によりこれまでに一度も正式に認められたことはないものの、それが上記の国際NGOとラムサール条約との歴史的な関係の結果として登場したものであることを意識し、
4. さらに、「1997-2002年戦略計画」に、「条約の使命は、全世界で持続可能な開発を達成する手段として、国内行動と国際協力を通じて行う湿地の保全と賢明な利用である」と謳われたラムサール条約の使命に対して、他の国際的な政府間機関やNGOが貢献する可能性のあることを意識し、

締約国会議は、

5. ここに添付した規則、すなわち、同規則に定める基準に合致する団体に対してラムサール条約の「国際団体パートナー」という地位を付与することに関する規則を、採択する。
6. バードライフ・インターナショナル、IUCN、及びWWFが、この地位に相当することを正式に確認する。
7. 国際的団体が、正式に「ラムサール条約のパートナー」として承認を受けることに関心のある場合には、常設委員会の次回の会議の議題にその件を加えるよう、ラムサール条約事務局に申請書を提出すること、またそれを受けて常設委員会が、締約国会議に対して最終決定を求める勧告を行うことを決定する。
8. さらに、必要とみなされる場合には、常設委員会が提出する報告書に基づいて、締約国会議が、随時ラムサール条約に対する国際団体パートナーの実績について審査できることを決定する。

## 決議 . 4 整合性のある情報管理のための基盤作りを含む、他条約との協力提携

1. 他の国際的、地域的な環境条約とのつながりを強化し、正式なものとするための一連の行動を特定する「1997-2002年戦略計画」の実施目標7.2を想起し、
2. 特に、常設委員会及びラムサール条約事務局に対して「情報交換や協力を促進するために、関係する条約との協議に参加し、あるいは新たな協議を提唱し、共同行動をとれる分野を開発する」よう指示する「戦略計画」の行動7.2.1を想起し、
3. 世界、地域、国、地方のすべてのレベルにおいて、適切な場合には、環境関連条約の協調と統合的实施から得られる利益に留意し、
4. 生物多様性条約第4回締約国会議の、他の生物多様性関連条約との協力に関する決定 /15が、「これらの条約間での協力を推進するための枠組みとして、...ラムサール条約との共同作業計画を支持し、その実施を奨励する」としていることに喜びとともに留意し、
5. さらに、締約国が地球環境ファシリティーに支援を要請する場合には、a) ラムサール条約における「国際的に重要な湿地」の選定基準を考慮して内水面生態系を特定すること、b) それらの内水面生態系に対する分水界、集水域及び河川流域の統合的管理計画を策定及び実施すること、c) 内水面生態系における生物多様性の消失を引き起こしている原因を調査すること、を優先するよう要請した生物多様性条約第4回締約国会議の内水面生態系の生物多様性の保全に関する決定 /4にも留意し、
6. 生物多様性条約第4回締約国会議の、海洋及び沿岸の生物多様性に関する決定 /5及び影響評価に関する決定 /10、並びに両者が提案するこれらの分野での共同行動及び協力を歓迎し、
7. ラムサール条約事務局が、移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)と適切な共同行動を展開するという提案を行い、気候変動に関する国際連合枠組み条約事務局とも今後の協力を進めるために対話を始めようとしていることを同じく歓迎し、
8. ラムサール条約事務局と砂漠化防止条約事務局との間で1998年12月5日に署名された協力の覚書、そして今回の締約国会議においてラムサール条約事務局とユネスコの世界遺産センターとの間で署名された覚書を承認するとともに確認し、
9. 国際環境条約及び地域的環境条約における情報収集や様々な活動を調整することによって利益が生じることを確信し、「世界自然保護モニタリングセンター」が作成した「生物多様性関連協定における整合性のある情報管理のための基盤作りの検討」と題する報告書に収められているこういった利益に関する勧告を考慮し、

締約国会議は、

10. 付属書 として添付する「生物多様性条約との共同作業計画」を支持し、資源が許す限り、次の3年間にこの計画の実施を優先するよう、条約事務局に指示する。
11. 特に、内水面生態系、海洋及び沿岸の生物多様性、影響評価並びに奨励措置の分野において提案されているラムサール条約と生物多様性条約との共同及び協力を承認する。
12. ラムサール条約及び生物多様性条約双方の締約国であって、地球環境ファシリティーの受給

資格のある国々に対し、生物多様性条約第 4 回締約国会議の内水面生態系に関する決定 /4 の 6 節及び 7 節にしたがい、地球環境ファシリティーの検討対象とするのにふさわしいプロジェクトを策定し、その進捗を詳細にラムサール条約事務局に報告するよう要請する。

13. 次の 3 年間のラムサール条約事務局作業計画においては、資源が許す限り、ボン条約との共同行動の進展、付属書 に添付された砂漠化防止条約事務局との間で署名された協力の覚書の実施、及び付属書 に添付された世界遺産センターとの間で署名された協力の覚書の実施、並びに気候変動に関する国際連合枠組み条約との協力の覚書の策定を優先するよう、条約事務局に求める。
14. 湿地の保全と賢明な利用が広範な環境管理や持続可能な開発といった枠組みの中で考慮されるようにするために、上述の条約の締約国に対し、生物多様性条約との共同作業計画、並びにボン条約、砂漠化防止条約、及び世界遺産センターのそれぞれと交わした協力に関する覚書を考慮し、これらの条約の施行に際してより調和がとられるよう、適切な場合には国内、地域的、国際的な機構や政策手段を強化することを要請する。
15. 決議 2 にしたがい、ラムサール条約の科学技術検討委員会に対して、資金と人的資源が許す限り、適切な場合には生物多様性条約、ボン条約、砂漠化防止条約、そして関連する地域的な協議の場における同じような専門家機関と、情報の交換、協力、そして活動の調整を行うこと、さらに、こうした行動の成果を常設委員会を通じて第 8 回締約国会議に報告するよう指示する。
16. 世界自然保護モニタリングセンターの作成による、環境関連条約間における情報管理の調整に関する報告書に盛り込まれた勧告の実施に、継続的に参加すること、そして資源が許す場合には、同報告書のセクション 5.2 に提案されているような、国別報告書の合理的作成に関する試験的な取組を特に支援するよう、ラムサール条約事務局に求める。
17. さらに、生物多様性条約のクリアリングハウス<sup>訳注</sup>の新規取組を考慮に入れつつ、世界自然保護モニタリングセンターの情報管理の調整に関する報告書に盛り込まれている勧告実施への参加を、砂漠化防止条約、気候変動に関する国際連合枠組み条約、そしてヨーロッパの野生生物及び自然生息地に関するベルン条約の事務局に奨励するよう、ラムサール条約事務局に求める。
18. さらにまた、開発途上にある小島嶼国がラムサール条約に参加するように、「南太平洋の自然保護に関するアピア条約」、それに続く「南太平洋の自然資源及び環境の保護に関するヌメア条約」、並びに「広域カリブ海の海洋環境の保護と開発に関するカルタヘナ条約」との間に、適切な場合には共同作業計画を作成することも含めて、協力関係を築くように努めることをラムサール条約に求める。

---

訳注 情報センターのこと

## 決議 .5 ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金(SGF)に対する批判的評価及びその将来的運用

1. 湿地保全基金の設置を定めた決議 4.3 及びその将来的な資金調達と運用に関する決議 5.8 を想起し、
2. また湿地保全基金を「ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金」(ラムサール小規模助成基金)と改称し、さらにその運用について見直し、及びその資金調達レベルに関して勧告した決議 .6 を想起し、
3. 「1997-2002 年戦略計画」の行動 8.4.2 が、第 7 回締約国会議においてラムサール小規模助成基金の実績を批判的に評価するよう指示していること、並びに当該評価書が条約事務局により準備され、1998 年の第 21 回常設委員会会議で検討され、本締約国会議に送付されることに留意し、
4. ラムサール小規模助成基金が、1991 年の設立以来 72 の開発途上国及び市場経済移行国の 113 件の小規模プロジェクトに対して、計 3,815,821 スイスフランの資金を供与してきた事実に喜びをもって留意し、
5. 任意の拠出を行って、ラムサール小規模助成基金に対する基本予算からの配分を補助してきた締約国と組織に対して、心から感謝の意を表し、
6. ラムサール小規模助成基金に託された資金が、受給資格のある締約国から提出された他の 122 件の貴重なプロジェクトに資金提供するには十分でなかったこと、及び同基金に対してより長期的な保証のあるより多くの資金援助をひきつけるために、新たな取組が必要であることに懸念をもって留意し、
7. ラムサール条約事務局が、ラムサール小規模助成基金の支援するプロジェクトの評価過程、管理及びモニタリングを改善するために行っている各種イニシアチブ、及び同基金のための資金調達の取組に対して、同事務局を賞賛し、
8. ラムサール小規模助成基金の被援助国のなかには、プロジェクトの進捗状況及び最終的な成果を報告する義務をまったく怠っている国があること、または当該義務を期限どおりに果たしていない国があることを憂慮して、

締約国会議は、

9. 「ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金」(ラムサール小規模助成基金)運用開始来最初の 9 年間に関して、ラムサール条約第 7 回締約国会議に提出された批判的評価には、この仕組みが開発途上国及び市場経済移行国においてこの条約を円滑に実施するために、継続してきわめて貴重なものであることが示されている、と確信したことを表明する。
10. ラムサール小規模助成基金で利用可能な資金レベルを、少なくとも年間 100 万米ドルまで増額すべきであると決議 5.8 及び決議 .6 で示した確信を、改めて表明する。
11. ラムサール小規模助成基金に拠出する公約を、できれば一度に 3 年分取りつけるための仕組みを策定するよう要請するとともに、次の 3 年間に常設委員会議長及び同委員会の財政小委

員会の議長となる締約国に対して、ラムサール条約事務局と常設委員会の支援を受けて、この仕組みを開始するように努めることを求める。

12. 今後は、ラムサール条約事務局がプロジェクトの準備に対する助言と援助を求めたいと望む締約国に対し、利用できる資金と人的資源に応じて助言サービスを提供すること、及びこれを実現すべく、正式なプロジェクト提出期日である 3 月 31 日よりも前に助言できるように、毎年 1 月 31 日までに条約事務局にプロジェクト案を提出するようプロジェクト提案者に促すことを指示する。
13. 今後常設委員会は、その国の新しいプロジェクトへの資金を供与する際に、ラムサール小規模助成基金に基づく過去の助成金に関して報告要件を遵守していることを条件とすることを決定する。
14. また、プロジェクトのモニタリングと評価を向上させるために、ラムサール小規模助成基金の運用方法に対して今後以下の修正を加えることを決定する。
  - a. ラムサール小規模助成基金から資金供与を受けた国に出張する場合のプロジェクト対象湿地視察及びプロジェクト実施責任者との会議を含め、当該基金によるプロジェクトの追跡調査と評価に振り向ける職員の時間配分を、条約事務局の年間作業計画に含める。
  - b. 被援助国のラムサール条約担当政府機関に対して、進捗をモニタリングすること、及びプロジェクト評価様式を用いて、ラムサール小規模助成基金に関する最終報告を評価することを奨励する。
  - c. 前項 b に加えて、ラムサール条約担当政府機関は適宜小規模助成基金プロジェクトのモニタリング及び評価に、各国のラムサール条約科学技術検討委員会(決議 .2)担当窓口を関わらせることを検討する。
15. さらに、利用できる資金と人的資源に応じて、主に提出されたプロジェクト評価に基づいて、寄付者に対して一段と詳細かつ定期的なフィードバックを行い、ラムサール条約のホームページにラムサール小規模助成基金関係の専用ページを設け、及び助成を受けたプロジェクト要約等の広報資料を掲載することを目的としてこのページを利用すべく、一層の取組を行うよう条約事務局に指示する。
16. 助成金配分決定方法、プロジェクトのモニタリング及び評価を含め、決議 .6 に定める当該基金の運用方法について継続して評価し、必要とみなす場合にはその運用方法に変更を加え、及びこの評価を第 8 回締約国会議に報告する権限を常設委員会に与える。当該評価では、ラムサール条約のいずれかの国際団体パートナーが当該基金の管理を行うことの可能性を考慮すべきである。



## 決議 .6 国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン

1. 締約国は「登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用すること<sup>訳注</sup>を促進するため、計画を作成し、実施する」と定めたラムサール条約第3条1を想起し、
2. 「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」を定める勧告4.10及びその付属書、並びに「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」を定める決議5.6及びその付属書が、湿地の賢明な利用を達成する上で重要な一歩となる国家湿地政策の策定と適用を締約国に要請していることをさらに想起し、
3. 国家湿地政策の策定と実施のための枠組みを作成すること及び世界中の湿地政策の状況分析を行うことを求めた勧告6.9を意識し、
4. 「1997-2002年戦略計画」の実施目標2.1、行動2.1.2が、「他の国家的な自然保護計画策定の明確な構成要素の一つとして、または独立した政策として、国家湿地政策を策定するよう、いっそうの努力を促す」ことを締約国会議、ラムサール条約事務局及び協力機関に要請していることも同じく意識し、
5. 今回の締約国会議に対する国別報告書の中で、77の締約国が国家湿地政策もしくは戦略を実施中または策定中であるとの助言が与えられたことに喜びをもって留意し、
6. さらに、今回の締約国会議において、「湿地保全と賢明な利用のための国家計画を扱う分科会」が、「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」と題する本決議の付属書を締約国会議に提出し、かつそれについて詳しく検討したことに留意し、
7. 政策及び関係イニシアチブを策定するには、能力開発に取り組まなければならないこともあり、その場合には、人的資源、技術的資源及び財源を増やす必要が生じることを認識し、
8. このような政策の策定を検討中または実施中の締約国が、一段と効率的かつ効果的にその作業を実施または完了できるように、この決議の付属書の著者らが各自の経験に基づいて、一つのまとまった助言を提供してくれたことに感謝の意を表し、

締約国会議は、

9. 「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」と題する本決議の付属書を、締約国のための手引きとして採択し、このような政策をいまだ策定していない締約国は、この活動を最優先とするよう要請する。
10. 政策手段と法律との密接な関係を認識し、「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」と題する決議.7の付属書として提出された関連手引きに留意し、かつそれを等しく精力的に適用するよう、締約国に要請する。
11. 計画及び政府支出を管理する際、また劣化した湿地の機能を回復させる地方自治体の行動を推進する際には、湿地の復元を確実に優先して考慮するようにする適切な措置を、国家湿地

<sup>訳注</sup> 日本語正訳を引用したため、listを「リスト」とせず「登録簿」とし、wise useを「賢明な利用」とせず「適正に利用すること」とした。

政策に盛り込むことの利益について認識するよう、締約国に奨励する。

12. また、影響評価に関する決議 16、及び奨励措置に関する決議 15 も同じく考慮しつつ、「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告 4.10)、「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議 5.6)、「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」(決議 5.7)、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 19)、及び「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 9)等、この条約の下で採択された他のガイドラインの要素を、可能な場合には常に国家湿地政策に統合するよう、締約国に奨励する。
13. さらに、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 19)に沿って、国家湿地政策の策定と実施に経験を有する締約国に対して、こうしたプロセスに着手する他のラムサール条約締約国と、その知識と経験を分かち合う機会を増やすよう、要請する。

## 決議 .7 湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン

1. 「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」を定める勧告 4.10 及びその付属書、並びに「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」を定める決議 5.6 及びその付属書を想起し、
2. さらに、締約国がこの条約及び賢明な利用の実施を支える活動を保証するために、賢明な利用のためのガイドライン及び「1997-2002 年戦略計画」の実施目標 2.1、行動 2.1.1 が、締約国に対して法制度と実施状況の見直しを行うよう要請していることを想起し、
3. 今回の締約国会議への国別報告書で、湿地保全と賢明な利用の促進を保証するために、45 の締約国が法制度の見直しを行っているとの助言が与えられたことに留意し、
4. さらに、今回の締約国会議において、「湿地保全と賢明な利用のための国家計画を扱う分科会」が「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」と題するこの決議の付属書を締約国会議に提出し、かつそれについて詳しく検討したことに留意し、
5. 締約国が湿地関連の法制度の見直しを行う際の一助となるガイドラインを整備できるように、IUCN の環境法計画、並びに、特にケーススタディ及びこの決議の付属書の著者らが、経験に基づいてまとめた助言及び手引きを提供してくれたことに感謝の意を表し、

締約国会議は、

6. 「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」と題する本決議の付属書を、締約国のための手引きとして採択し、まだこのような見直しを行っていない締約国に対して、この活動を最優先するよう要請する。
7. 政策手段と法律との密接な関係を認識し、「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」と題する決議 .6 の付属書として提出された関連手引きに留意し、かつそれを等しく精力的に適用するよう、締約国に要請する。
8. 法制度の見直しの実施中または計画中の締約国に対して、その見直しが湿地保全に対する制約及び賢明な利用の実施に対する制約を取り除くことを目的とするだけでなく、賢明な利用という義務を果たすための効果的な適用を支援する、積極的な奨励措置の導入を保証するよう奨励する。
9. また、「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告 4.10)、「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議 5.6)、「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」(決議 5.7)、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)、及び「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)等、この条約で採択された加盟国のための他のガイドラインの要素を、国家湿地政策またはそれと同等の方策の可能な箇所に統合するよう、締約国に奨励する。
10. さらに開発途上国及び市場経済移行国において、ここに付属するガイドラインの適用につながるプロジェクトと、法制度の結果的な見直しに対する支援を優先するよう、開発援助機関に要請する。

## 決議 .8 湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン

1. ラムサール登録湿地の管理計画の策定、そして湿地の賢明な利用に関する意思決定過程において、地域住民の参加を奨励するよう求めている「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告 4.10)及び「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」(決議 5.6)を想起し、
2. 1996年にモンリオールで開催された「世界自然保護会議」の決議 1.51 と、1995年の日本の登録湿地谷津干潟での国際湿地シンポジウムにおける「習志野声明」が、先住民に関して、地域住民や地域社会に情報を提供した上で、湿地管理に彼らの積極的な参加を求めたことと、1998年6月にデンマークのオルフスにおいて採択された「国連欧州経済委員会の情報公開、政策決定における市民参加、環境的公正に関する協定」を意識し、
3. 国際労働機関の「独立国における先住民及び部族民に関する第169協定」を意識し、
4. また、多くの場合において先住民や地域社会がすでに、湿地の管理や持続可能な利用に関わってきており、湿地利用に関して長期にわたる権利、先祖伝来の価値観、伝統的知識や慣習を有していることも意識し、
5. さらに、特にラムサール条約事務局に対して、WWF(世界自然保護基金)、釧路国際ウェットランドセンター、カドー湖研究所、IUCN(国際自然保護連合)、締約国及び関連NGOと協力して、湿地管理に地域住民や先住民を巻き込むことによる利益を評価し、本締約国会議における考慮のために、ラムサール条約の賢明な利用原則の採択や適用を、参加型アプローチによって進展させる方法についてのガイドラインを準備することを求めた、勧告 6.3 を想起し、
6. ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」の実施目標 2.7 が「湿地の保全と賢明な利用において、先住民を含んだ地域社会の情報提供を受けた上での積極的な参加、特に女性の参加を奨励する」ための行動を述べていることを確認し、
7. 地域の利害関係者を巻き込むことは、そのような参加がこれまでにラムサール条約が奨励してきた様々な行動を十分に活かすような形で行われた場合には、条約の第3条1に基づく湿地の賢明な利用という目標達成のための活動を促しうると、参加型アプローチの実施に関するガイドライン作成段階で記録され分析された事例研究によって明らかになったこと、そして、これらの事例研究から得られた知見は、締約国等が、これまでの失敗例を避けるように参加型アプローチを育成するよう支援できることに留意し、
8. さらに、第7回締約国会議のテーマが「人と湿地 - 命のつながり」であること、そして本締約国会議の分科会 が、湿地管理への地元住民及び先住民の参加を促進するための手段や仕組みについて、詳細に検討していることに留意し、
9. また、IUCNが、釧路国際ウェットランドセンター、カドー湖研究所、WWF、及びラムサール条約事務局と協力して作成した「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」と題する草案文章について、本締約国会議の分科会 が検討を加えていることにも留意し、
10. オーストラリア、スイス、英国の各国政府が提供した、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」の策定及び関連事例研究に対する財政支援に感謝し、

締約国会議は、

11. ラムサール条約全般や賢明な利用原則の履行における、締約国のためのさらなる手引きとして、本決議に付属書として添付されている「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」を採択する。
12. 締約国に対して、地域レベル、集水域レベル、国家レベルにおける湿地の賢明な利用原則の履行やラムサール登録湿地やその他の湿地の管理において、地域社会や先住民が情報提供を受けて積極的に参加しかつ責任分担することを促進するために、この「ガイドライン」を適用することを求める。
13. さらに、締約国に対して、本決議に付属する「ガイドライン」を適用する場合には、可能な限り女性、青少年、及びこれらの層を代表する組織を参加させることを優先事項とし、特別な配慮を払うことを求める。
14. 締約国に対して、国家湿地政策や関連する法律の制定に際しては、地域社会や先住民と広範な協議を行うこと、そしてこうした政策や立法措置が導入された時には、社会全般がその履行に積極的に参加できるようにするために、本決議の付属書に合致するような仕組みを持つものとするを要請する。
15. さらに、締約国に対して、適切な場合には、湿地の持続可能な利用のための国レベル、地方レベルでの政策決定に先住民や地域社会が直接参加できるように、そのために必要な財源の提供も含めた立法上政策上の規定を作ることを要請する。
16. 締約国に対して、地域社会や先住民を含めた利害関係者の代表が、国内ラムサール委員会や同様の組織に出席するようにし、可能な場合には、今後の締約国会議における政府代表団の中に、政府以外からの利害関係者の代表が参加するように促す。
17. 締約国に対して、湿地とその保全に関する政策決定にあたり透明性を確保し、また、ラムサール登録湿地の選択及びすべての湿地の管理においては、その過程における利害関係者の十分な参加を保証しつつ、技術的データ等の情報を十分に提供することを奨励する。
18. さらに、締約国、専門家、地元住民及び先住民に対して、政策決定に際しては、最善の科学的知見や地元の知恵が十分に考慮されるようにするために、湿地の管理や計画立案において協力し合うことを奨励する。
19. 締約国に対して、推進役としての技能開発、協議のための過程作り、微妙な文化的問題に対する配慮、そしてラムサール条約の「賢明な利用ガイドライン」の適用といった内容について、政府機関の行政担当者や地域住民に研修の機会を与えることに特別な配慮をしながら、参加型アプローチの実施のために必要な能力の養成を優先的に行うよう求める。
20. 締約国に対して、必要に応じ、参加型アプローチの確立を促進するために必要な専門知識を持った、先住民グループ、地域住民グループ、湿地教育センター、NGOの参加や支援を求めることを促す。
21. 締約国に対して、参加型管理を確立するためには財政措置や奨励策が触媒として働く場合が多いこと、それゆえ、地域社会や先住民の参加を促すための努力においては、優先的に考慮されるべき事項であると認識することを求める。

22. 湿地保全や賢明な利用プロジェクトや一般的な水資源総合管理プロジェクトを支援している、多国間及び二国間開発援助機関に対して、本決議の付属書及びその中で明記されている国レベルの優先行動を考慮に入れることを要請する。
23. ラムサール条約事務局に対して、湿地管理を支援する参加型アプローチや先住民の知識体系に関する情報を交換するため、そして本決議を履行する際に締約国の役立つと思われる研修やその他の話題に関する情報を収集するために、人的資源及び財源が許す限り、情報センターを設立し、担当官を置き、国際条約事務局を含む国際的団体と連絡を取り合うことを指示する。
24. ラムサール条約事務局と協力機関に対して、国際団体パートナー、先住民グループや地域住民グループの経験を活かしながら、ラムサール登録湿地や他の湿地における参加プロセスの確立と強化に関する新たな経験に照らし合わせて、この「ガイドライン」を第9回締約国会議までに一層充実させることを要請する。
25. 第8回締約国会議のための国別報告書の一部として、この「ガイドライン」履行のために大きな努力が払われた例、特に湿地管理への地域社会や先住民による参加を拡大し効果を高めるための努力について、特別な注意を払うことを決定する。

## 付属書

### 「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」

#### 1. はじめに

1. 「国際的に重要な湿地のリスト」に登録されている湿地(ラムサール登録湿地)及びその他の湿地の管理における政策決定には、地域社会の関与や参加が不可欠であるということは、ラムサール条約の歴史全体を通して認識されてはきたが、この問題に関して締約国が利用できるガイドラインはほとんど存在していない。この状況を認識して、ラムサール条約第6回締約国会議(1996年)の勧告6.3は、締約国に「ラムサール登録湿地や他の湿地そして集水域での湿地管理の際、地域住民と先住民が適切な機構を通じて、積極的かつ十分な情報に基づいた参加が出来るように、特段の努力を払う」ことを求めており、また、条約事務局に対して、締約国がそのような努力を行うのを支援するために、IUCN(国際自然保護連合)、WWF(世界自然保護基金)、カドー湖研究所(米国)、及び釧路国際ウェットランドセンター(日本)と協力して事例研究を行い、ガイドラインを作成するという任務を課した。
2. このガイドラインは、湿地管理における地域住民及び先住民の参加が、効果的な管理の実施に多大な貢献をし、ラムサール条約の賢明な利用という目的を推進するという前提に立って作成されたものである。ラムサール条約第3回締約国会議(1987年)において定義されたように、湿地の賢明な利用とは「生態系の自然財産を維持しうるような方法での、人類の利益のために湿地を持続的に利用すること」である。参加型の管理について作成を依頼した23の事例や他の経験からの証拠によれば、地域住民及び先住民の参加は、条約がこれまでに奨励してきた様々な行動を十分に活かすような形で行われた場合には、湿地の生態学的健全性の維持と回復に著しく貢献するだけでなく、地域社会の福祉や資源へのより公平なアクセスにも貢献することを示している。実際的には、ラムサール条約の「賢明な利用」という概念は、「持続可能な利用」と同義である。
3. このガイドラインは、ラムサール条約の賢明な利用という目標をさらに押し進めるような方法で、締約国が湿地管理に地域住民及び先住民を参加させるよう支援することを意図している。
4. これまでの経験は、次のような場合には湿地管理における協力関係に、地域住民や先住民に参加してもらうのが望ましいことを示している。
  - a. 利害関係者の積極的な取組と協力が湿地管理にとって不可欠である場合(例えば、湿地に人が居住しているか、湿地が個人所有である場合)。
  - b. 湿地内の自然資源を利用することが、地域住民の生計や安全、また文化的遺産にとって不可欠である場合。
  - c. 地域住民及び先住民が、湿地管理に参加することに強い関心を示している場合。
5. 次のような場合には、地域住民及び先住民の参加が一層強くなる。
  - a. 地域の利害関係者が、湿地に対する慣習的/法的権利を長年にわたり享受している場合。
  - b. 地元の利害が、湿地の管理される方法に多大な影響を受ける場合。
  - c. 政策的に決定されるべき内容が複雑、あるいは議論の余地が大きい場合(例えば、異なる

価値観を調整する必要がある場合、または土地や自然資源の所有形態について見解の不一致がある場合等)。

- d. 既存の管理体制では、湿地の賢明な利用が実現されない場合。
  - e. 利害関係者の側に協力する用意が出来ており、またそうすることを要請している場合。
  - f. 管理に関する決定を行う以前に、利害関係者同士で交渉する時間が十分にある場合。
6. 地域住民及び先住民の参加を確実に成功させるための、定義的な一連の基準を提示することはできない。「参加」という言葉の意味合いの広さ(単なる協議から管理権限の委譲まで)、そして地域にも多様な現状があることから、参加型管理を確立するための必要条件はもしあったとしても限られたものである。しかしながら、ラムサール条約の「持続可能な利用」という概念を支持する考え方や価値観を持つということが、一つの一貫した要素として存在する。
  7. 資源管理における地域住民及び先住民の参加は、「参加型管理」として知られる一般的な資源管理アプローチの範疇に入る。協力的管理、共同管理、合同管理などの表現は、大なり小なり同義である。
  8. このガイドラインにおいて、「利害関係者」とは、特に湿地管理に責任のある政府機関や地域社会及び先住民社会内で利害関係のあるグループに焦点を当てており、湿地の管理に対して個別の利害を持っていたり、貢献することができる人々を意味していると解釈される。
  9. 「地域社会及び先住民」に言及する際には、「地域住民及び先住民」という表現も用いられていることに注意を促す必要がある。また、「先住民」という言葉も、国によって異なっているだろう。さらに、「地域」という言葉も相対的な表現である。例えば、湿地から離れたところに住んでいる利害関係者もいるだろう(季節的に移動を行う漁師、あるいは遊牧民等)が、彼らもまた湿地資源に対して自分達の権利を主張しうる。

## II. 参加型管理の事例研究から得られた知見の要約

10. 地域住民及び先住民の参加そして賢明な利用のための奨励策が不可欠である。すなわち、長期的には、すべての人々が利益を得なければならない。
  - a. 地域住民及び先住民は、以下のような活動に代表される持続可能な生計の道を維持することを通じて、参加型管理から利益を得る。
    - i. 漁業及び狩猟
    - ii. 農業及び干草作り
    - iii. アシの収穫及び林産物の採集
    - iv. 塩の採取
    - v. レクリエーション利用及びエコツーリズム
    - vi. 家庭向けの水の消費
  - b. 地域住民及び先住民にとっての参加型管理の他の利益としては、以下のものがある。
    - i. 湿地に結びついた精神的・文化的価値の維持
    - ii. 湿地資源に対するより公平なアクセス
    - iii. 地元の人々の能力向上及び権限委譲
    - iv. 利害関係者間における利害対立の軽減
    - v. 生態系機能の維持(例えば、洪水調節、水質改善等)



- c. 政府機関は、参加型管理によって以下のような事項を通じ利益を得る。
    - i. 生態系の存続能力の向上
    - ii. 管理費用の削減
    - iii. モニタリング及び監視体制への支援
    - iv. 違反件数の減少
    - v. 湿地に依存する地域社会の社会的持続可能性や生活の質の向上
  - d. 税制上の優遇措置、助成金、湿地保全のための地役権、ライセンスに関する特別措置、市場へのアクセスの向上、財政的補償制度、社会基盤の一層の整備、開発活動といった奨励策は、地元や先住民の利害関係者を対象として適切に構築された時には、賢明な利用という目標を押し進めることができる。
11. 利害関係者間の信頼関係が不可欠であり、その醸成を図る必要がある。
- a. 利害関係者間における信頼関係の醸成には、時間、努力、配慮を必要とする。信頼関係の醸成に貢献する要因には、次のような事項が含まれる。
    - i. 共通の目標を協力して追求する意欲
    - ii. 相互努力
    - iii. 相互尊重
    - iv. 持続的かつ開かれたコミュニケーション
    - v. 参加型管理プロセスの成果に関する明確かつ現実的な期待
    - vi. 合意された課題の満足できる、かつ時宜を得た遂行
    - vii. 約束事項を最後までやり抜くこと
    - viii. 地域社会のすべての部門による参加
  - b. 参加型管理は、利害関係者のもつ利害が公に言明された時に最もうまくいく。
  - c. 実施内容や目標が明確な言葉で述べられることは、管理のための協力関係樹立に役立つ。
  - d. 参加型管理の過程には、利害関係者間の信頼関係を醸成するための強力な支援が必要となる。強い指導能力を備えた独立した仲介役が、最も効果的である(これは、しばしばN G Oの役割となる)。
  - e. 適切な法的あるいは政策的枠組み(例えば、組織を作る権利、N G Oの法的認知、湿地保全のための地役権等)は、参加型管理の樹立に役立つ。
  - f. 公開討論会、研究グループ、ワークショップは、ラムサール条約の原則や、保全や持続的利用の対象となる資源の価値に対する、様々な人々の理解を深めるために効果的な手段になり得る。
12. 柔軟性が求められる
- a. すべての状況に当てはまる、特定レベルの地域住民と先住民の関与の形は無い。
  - b. すべての状況で効果を発揮するようなプロセスを作り上げる、特定の取組や処方箋があるわけではない。

- c. 参加型管理が成功するためには、賢明な利用を追求する過程において、基本的な開発の必要性が満たされる必要があるだろう。
  - d. 「行動を通して学ぶ」というアプローチ(例えば、取組方法や成果の継続的な評価)を用いることは、必要があれば軌道修正を可能にする。
13. 情報交換及び能力養成が不可欠である
- a. 参加型管理アプローチにおいて政府機関も時として、以下に明記するような利害関係者のための能力養成を行う必要がある。
  - b. 利害関係者はしばしば、以下に関する能力を養成する必要がある。
    - i. 適切な組織の設立及び運営
    - ii. 政府機関との効果的な関係の樹立
    - iii. 政策決定における交渉と貢献
    - iv. 湿地管理及びラムサール条約の原則の技術的側面
    - v. 湿地の生態学的モニタリング及び生態学的特徴の変化の識別
    - vi. 参加型プロセスの評価
    - vii. 資金を確保するためのプロジェクト提案の考案企画
  - c. 地元が存在している環境に関する知識は、最善の科学的知見と結びつけられた場合に、湿地管理戦略に著しい貢献をもたらすことができる。
  - d. 地元の利害関係者を現地モニタリングや参加型管理プロセスの評価に関与させることは、地域参加による環境保全の目的を達成する上で、貴重かつ実質的な貢献となる。
  - e. 参加型管理体制を確立するためには、生物学的そして社会科学的な専門知識等を活用した、学際的取組が極めて重要になる。
  - f. 現地モニタリングでは、「限界費用」アプローチを利用することができる。すなわち、技術的専門家が従事することもできるだろうし、また、既存の施設(大学の研究室等)も最小限の費用で利用できる場合があるだろう。
  - g. 定期的会合、定期刊行物の発行、ラジオ番組等のネットワーク作りの手法は、情報交換や教育目的に役立つものとなる。
  - h. ラムサール条約の基本的概念、人間には自然を管理する義務があるという原則、そして生態学的価値といった考え方は、地元の学校の教育課程を通して伝えることが可能である。
  - i. 各地のウェットランドセンターは、次のような役割を果たすことができる。
    - i. 地域住民及び先住民に情報を提供して積極的な参加を求めるための触媒となる。
    - ii. 持続可能な湿地管理のためのデモンストレーションの場所として機能する。
    - iii. 広範な利害関係者を対象とする公式、非公式を問わない教育プログラムを支援する。
    - iv. 地域住民及び先住民の関心事項を政策決定に携わる人々に知らせるのに役立つ。
    - v. 湿地とその管理に関する情報やアドバイスを提供する。

#### 14. 資源及び努力の継続性が重要である

- a. 参加型管理を確立するには時間を要する。
- b. どのような管理体制の場合とも同じく、参加型管理も単独で完全に資金調達できることはないだろう。
- c. 寄付や政府機関による財政支援は、継続を可能にするために重要である。
- d. 国や地域レベルでの適切な法的及び政策的枠組があることは、継続性に貢献する。
- e. 政府上層部からの支援(理想的には関連する多くの省庁からの支援)は、参加型管理体制において、政府による約束事項の遂行のために重要である。

### III. 地域住民及び先住民の参加

#### 15. 参加型管理プロセスにおいて地域住民及び先住民の参加を求める場合、その推進役や調整役となる者は、次のような事項を行う必要がある。

- a. すべての利害関係者が推進役/調整役の役割を理解できるようにする。
- b. 新たなプログラムの基本的な目標について、すべての利害関係者が合意していることを定期的に確認する。
- c. 湿地の保全や持続可能性に関する意識を高める。啓発活動の準備と運営に地域住民及び先住民を参加させる。
- d. 地域社会で影響力を持つ人々、地域のすべての部門、また特に女性と青少年層の参加を確実なものとする。
- e. 参加型管理の過程や様々な取決めにおいて、利害関係者達が自分達の問題であるという意識を持ち続けるようにし、重要な参加者のうち誰一人として締め出されないようにする。
- f. 地域住民及び先住民の間の異なる利害関係者を代表する、地元組織や伝統的構造の関係者を参加させ、かつそのような組織の強化を図る。もし、そういった組織が存在しない場合には、それらの設立を支援する。
- g. 組織作りや交渉の能力、記録や会計報告書の作成、利害調整等に関して地元の能力開発に努める。また、(必要に応じて)集会場所、電話等基本的な機器、移動や輸送の手段などを提供する。
- h. 推進役や調整役として働く人が、参加型評価手順や立案技能について適切な研修を受けており、推進や調整のために必要な能力を身に付けているようにする。
- i. 公共部門の利害関係者と協力して、参加型管理プロセスの開発と実施のために必要な能力を培う。

- j. 主だった当事者グループが、お互いの必要事項、責任、そして限界について明確に理解しているようにする。
- k. 地域住民及び先住民が、参加型評価手法や計画立案技能について習得し、その知識が地域社会の他の課題にも適用できるようにする。
- l. すべての約束が果たされるようにする。
- m. 進展状況を確認するために地元の資源を活用し、現地モニタリングや事業過程の検証を行うプログラムを開発する。
- n. 様々な利害関係者が引き受けることになる任務が、それぞれの能力の範囲内であるようにする。
- o. 参加型管理の取組について財政支援機関が、課題や進捗状況を常に把握しているようにする。
- p. 湿地管理に参加している各地域社会を結ぶネットワークを構築し、定期的に情報や経験から得られた知見の相互交換を図る。
- q. 可能な場合には、先住民の知識体系や伝統的知識体系を保存するためのセンター設立を考慮するなどして、湿地管理に伝統的知識を適用することを支援する。

#### IV. 地域住民及び先住民の参加度合いを測る

- 16. 以下に挙げてあるのは、地域住民及び先住民の参加度合いを測るために、役立つと考えられる指標の簡略化されたリストである。ただし、このリストはすべてを網羅したものではない。また、相互参照しやすいように、以下の各項目は第 項(第 10~14 節)のそれぞれと対応させてある。
- 17. 奨励策
  - a. 湿地資源の賢明な利用によって、地域住民及び先住民がなにがしかの経済的利益あるいは他の利益を得ている。
  - b. 政府機関が、参加型管理を支援する政策を明確に述べている。
  - c. 参加型管理のための適切な法的そして財政的奨励策が整っている。
  - d. 参加型管理プロセスによって、利害関係者の間でより公平な利益の配分が行われるようになった。
  - e. 利害関係者が、参加型管理に関わったことに満足していると表明している。
- 18. 信頼
  - a. 地域住民及び先住民に対する約束事項を明確に述べており、その内容が一般的に知られている、政策もしくは法的文書が存在している。

- b. すべての重要な利害関係者(特に政府機関)が、参加型管理を法にかなったものであり望ましいものと認識している。
- c. 湿地資源の利用と管理に影響する重要な政策決定において、現在では地域住民及び先住民が参加するようになった。
- d. 参加型管理を促進しようとしている地元組織が、その地域社会の中で尊敬されている。
- e. 地域住民及び先住民の代表者が、彼らの真の代表者であり、地域社会に対する責任を自覚している。
- f. 資源利用や参加のために、地元の実情に合致した規則が存在する。
- g. 利害関係者の間に、(公式であろうと非公式であろうと、口頭であろうと文書によるものでであろうと)管理についての取り決めが存在している。
- h. 管理についての取り決めによって、対象範囲や参加メンバーが明確に定められている。
- i. 管理についての取り決めによって、特に利害関係者の役割、権利、そして責任が定められている。
- j. 管理についての取り決めが、少なくとも資源を利用している利害関係者や政策決定に関わる主要グループによって承認されている。
- k. 管理についての取り決めに関わる当事者達が、彼らの約束を果たしている。
- l. 管理についての取り決めの中で明記されている取組、規則、権利や責任に対して承諾されなかったり実行されなかったりするレベルが、許容範囲内であると考えられる。
- m. 規則違反に対して段階的に制裁を加える等の措置が、主要当事者グループすべてによって同意されている。
- n. 資源管理のために制限が実施されているという証しがある。

#### 19. 柔軟性

- a. 資源利用に関する規則は、その影響を受ける利害関係者が共同することによって修正を加えることが可能である。
- b. 管理組織を構成する単位が「階層式」になっている(異なるレベルにおいて違う団体が担当している)。
- c. 地域住民及び先住民が、彼らが関心を寄せる資源についての変化で、その変化のスピードと方向に影響を及ぼすことができる証しがある。
- d. 推進役/調整役が、「行動を通して学ぶ」こと、そして適応性のある管理を実施している。

#### 20. 情報交換及び能力養成

- a. 利害関係者の間に、新しい管理の取組、規則、権利、責任についての認識がある。
- b. 地域住民及び先住民、そして関係政府機関との間に双方向コミュニケーションが成立している。
- c. 情報が住民に容易に理解されるような形で、タイミング良く、かつ正確に届けられる。
- d. 地域住民及び先住民が、現地モニタリングと参加過程の評価に参加している。
- e. 地元の人的組織体制や生態学的知識に対して、主要な政府機関が敬意を払っているという証しがある。
- f. 利害関係者が、十分な技能を持っていることや必要な権限を譲渡されていること(例えば、政策決定の能力、モニタリング技能)を実証している。
- g. 利害関係者が確立した測定手法によって、意図されていた地域の参加の程度、また、認識されていた湿地の「機能と価値」及び湿地の賢明な利用が、地域の参加によって実際にどの程度改善されたか、あるいは保全されたかの程度を具体的に定量化して示すことができる。

## 21. 継続性

- a. 地域住民及び先住民の参加を促進する組織的構造が、一つか二つ以上存在する(例えば、協議会、管理団体、女性グループ等)。
- b. 無作為抽出で選んだ地元住民及び先住民が、湿地管理における地域社会の役割について説明することができる。そしてまた、直接参加している人々が、自分達の参加の目的について明確に説明できる。
- c. 政府機関及びその職員が、参加型管理のために言明された約束事項を示すことができ、地域住民及び先住民の参加目的を明確に説明できる。
- d. 現在進行中の参加型資源管理のための適切な財源が長期的に存在する。
- e. 地域住民及び先住民が、参加型管理協定の実施に対して何らかの支援(時間、労力、伝統的な知識や専門知識)を提供している。
- f. 利害衝突を調整する仕組みが存在する。そしてまた、管理のための協力関係において利害衝突が生じた場合に申立てを行うための手順が存在する。
- g. 地域の湿地管理と、その湿地を含む全集水域の管理との間に、一貫性がある。

## V. 参加型管理プロセスの審査

- 22. 地域住民及び先住民による湿地管理への参加は、すべての湿地の賢明な利用というラムサール条約の目的を前進させる手段である。ラムサール条約に関係する担当政府機関、湿地管理担当者、管理過程の推進役や調整役は、賢明な利用に関する既存の手引きを認識する必要がある。また、参加型管理における政策決定過程において、この手引きを継続的に適用していく必要がある。政策決定過程では、その各段階において、以下のラムサール条約の基準と原

則に照らし合わせて、様々な行動がもたらす意味を考慮する必要がある。

- a. ラムサール条約の賢明な利用のガイドライン(勧告 4.10 及び決議 5.6)
- b. ラムサール条約の管理計画策定に関するガイドライン(決議 5.7)
- c. 湿地の生態学的特徴のモニタリング(条文第 3 条、勧告 5.2、決議 .1、決議 .10)
- d. 賢明な利用のための管理に関する基準：
  - i. 種の多様性、湿地の面積、そして水質が増加(改善)もしくは維持されている。
  - ii. 資源利用が持続可能である。
  - iii. 予防原則が適用されている。
  - iv. 費用便益分析によって湿地の機能的価値が考慮されている。
  - v. 参加型管理が集水域全体を考慮に入れたものであり、その中での決定は、湿地にとって何が最善であるかを考慮したものとなっている。
  - vi. 湿地の劣化が、努力によって湿地の復元や機能の回復へと置き換わっている。

## 決議 .9 1999-2002 年ラムサール条約普及啓発プログラム

(ラムサール条約の施行を支えるための広報、教育、普及啓発促進活動)

1. 決議 .19 が「湿地の価値と利益についての知識と理解を向上し、湿地資源の保全と持続可能な管理に向けた活動を促進する」ために教育、普及啓発に関して共通のプログラムを求めていることを想起し、
2. ラムサール条約が「世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める」ために活動の範囲を表した条約の「1997-2002 年戦略計画」の総合目標 3 に留意し、
3. ラムサール条約とその戦略計画の履行の中心要素である広報、教育、普及啓発の重要性を認識し、
4. 1998 年 9 月にラムサール条約事務局が主催して開催したワークショップの以下の参加者(国際自然保護連合情報通信教育委員会、ガーナ野生生物協会、地球河川環境教育ネットワーク(GREEN)、Water Planet、Water Watch Asia、Watercourse and Project WET、Waterwatch Australia、国際湿地保全連合教育普及啓発専門家グループ、野禽湿地トラスト、WWF(世界自然保護基金))が「ラムサール条約普及啓発プログラム」の策定に多大な貢献を果たしたことに感謝の意を表し、
5. さらに、本締約国会議の分科会 において条約の「1999-2002 年普及啓発プログラム」の詳細について検討し議論が行われたことに留意し、

締約国会議は、

6. 締約国、ラムサール条約事務局、条約の国際団体パートナー、地域の利害関係者、その他が、条約の施行を国際的、地域的、国内的、地域的な各レベルにおいて行うために適切な広報、教育、普及啓発活動の策定に関わる個人や機関に対して手引きを提供するために、本決議に添付された「1999-2002 年ラムサール条約普及啓発プログラム」を採択する。
7. 「普及啓発プログラム」により、すべての締約国が、「湿地に関する広報教育普及啓発」としてふさわしい政府と非政府機関の担当窓口を 1999 年 12 月 31 日までに指名するよう求める。
8. さらに、先進事例の知識、専門技術、資源を共有するために本分野に関する地球規模の専門家のネットワークを構築するべく、ラムサール条約事務局に上記担当窓口の名前、連絡先の詳細をできる限り早く提供するよう求める。
9. 「普及啓発プログラム」で提言されているように、各締約国は、ラムサール国内委員会あるいはこのために適切に構成された特別部会による「湿地に関する広報教育普及啓発」分野の国内の需要、能力、機会の見直しを行い、これに基づいて国際的、地域的、国内的、地域的なニーズを検討する優先事項のための「国内広報教育普及啓発行動計画」を作成するよう要請する。
10. 締約国に対し、「国内湿地広報教育普及啓発行動計画」を 2000 年 12 月 31 日までに持つように努め、他の締約国や関係機関、個人に供給できるように、コピーを条約事務局に提供することを奨励する。
11. 広報、教育、普及啓発が、諸活動の効果的な実行を下支えするものとの認識を確実にするた



- め、より拡充した環境、生物多様性、湿地及び水管理政策の統合された要素として、各国の「湿地広報教育普及啓発行動計画」が立案、実施されるよう強く求める。
12. 本普及啓発プログラムの実行を進めるための今後の活動パートナーシップと協力のために決議 .3でいうところのラムサール条約の国際団体パートナーの地球規模プログラムとの提携を暖かく歓迎する。
  13. 条約事務局に対し、財源と人材が許す範囲で、各締約国の湿地広報教育普及啓発担当窓口が提供した情報や材料を使って条約事務局のホームページ内に湿地広報教育普及啓発に関する情報センターを設置するよう指示する。
  14. 湿地広報教育普及啓発活動とラムサール条約の概括的な履行の補助のために、インターネットや電子メールの将来性を余すところなく活用するという意味での「普及啓発プログラム」、すなわち 2000 年までに、ラムサール条約担当政府機関それぞれがインターネットの接続と電子メールの設備を備え、これらの設備が環境、湿地教育や意識向上の用に供せられるよう、漸次リンクをしていくことを目標として設定することに留意し、これを支持する。
  15. 「世界湿地の日」及び「世界湿地週間」の実施の機会が多くの国々に拡大しつつあることを歓迎し、この機会をもって湿地保護や賢明な利用における締約国の諸活動や継続的な努力に対する関心を高める、あるいは新たに高めることに着手するよう、要請する。
  16. 「普及啓発プログラム」のうち学校教育及び研修のための新たな取組を検討する部分に対する注意を促し、各締約国の条約担当省庁に対し適切な他省庁とともにこれを見直し、これらの省庁並びに他の適切な専門機関・団体の代表者の「湿地広報教育普及啓発特別部会」への参加を呼びかけることを奨励する。
  17. この「普及啓発プログラム」の礎石をなす湿地リンクインターナショナルの新たな取組への強力な支持を再び表明し、過去にこの行動計画のための相当な支援が欠如していたことを憂慮し、また締約国、国際団体パートナー、地域NGO<sup>訳注</sup>、全国規模NGO、そして見込みの持てる協賛者に対し、この新たな取組の可能性を現実のものとするために力を結集し、努力の優先度を再評価することを要請する。
  18. 多国間、二国間の援助機関そして民間企業の協賛者に対し、広報・教育・意識向上の拡大、湿地に関連する伝統的な知識と技術の適切な回復・保護・普及活動の推進、そして「国内湿地広報教育普及啓発行動計画」の準備資金を確実に分配することの意義と重要性を認識するよう要請する\*。

<sup>訳注</sup> この場合の「地域」は、アジア地域などの単位を指す。

\* 本決議に関連し、財政及び予算に関する決議 .28 第 18 節においても、「『普及啓発プログラム』のために任意基金を設立することを決定し、常設委員会に基金の運用要項を準備し、1999 年の常設委員会定例会議の際に採択することを求める。また、各締約国、NGO、各種財団、民間企業や他の機関に対し、基金への拠出を促す」と述べられている。

## 付属書

### 1999-2002 年ラムサール条約普及啓発プログラム

ラムサール条約の施行を支えるための広報、教育、普及啓発の促進行動  
(ラムサール条約は、1971 年イランのラムサールにて採択)

#### 目次

#### 普及啓発プログラムの目標と根拠

- i. 課題の定義
- ii. 目標
- iii. 普及啓発プログラムの根拠
- iv. 普及啓発プログラムについて
- v. 対象グループの特定

#### 関係者

- i. 締約国
- ii. 条約事務局(ラムサール条約事務局)
- iii. 条約の国際団体パートナー
- iv. 地域NGO及び全国規模NGO
- v. 地元の利害関係者
- vi. 援助機関及び協賛者

#### 行動のための手段と枠組み

- i. 必要性、能力及び機会の検討
- ii. 戦略計画策定過程
- iii. 関係者間の情報伝達
- iv. キャンペーン
- v. 参考資料の共有
- vi. 学校教育及び研修
- vii. 教育・普及啓発センター

添付文書 普及啓発プログラムの優先的対象グループ  
添付文書 湿地リンクインターナショナル

## 普及啓発プログラムの目標と根拠

1. 「普及啓発プログラム」は、1996年の第6回締約国会議で採択された、ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」総合目標3への直接的な対応策である。総合目標3では、その三つの実施目標を通じて、この条約が「世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める」ことができるようにする一連の行動を定めている。
2. 戦略計画総合目標3の下にある三つの実施目標は、この条約と条約事務局の国際的な教育・普及啓発プログラム、国内的な教育・普及啓発プログラム、及び広報活動について言及している。本文書で定める普及啓発プログラムにおいても、これと同じ三つの活動分野について総合的に検討し、締約国、条約事務局、この条約の国際団体パートナー、地域住民等がそれぞれの優先する対象グループに普及するための適切な行動をとる一助となるように、モデルを提示している。

## 課題の定義

3. 締約国、条約事務局、この条約の国際団体パートナー、地域住民等に対する課題は、湿地の保全及び湿地資源の賢明な利用に反するような慣行を変えるために、効果的な広報活動を行うことである。効果的であるためには、締約国が課題と可能な解決策を決める際に利害関係者を参加させ、変化をもたらすための法的及び経済的手段と適切に結びついた手段として、広報と教育とを利用する必要がある。これはつまり、各締約国がラムサール条約を施行する際に、広報活動がその中心部分になるということであり、ラムサール条約事務局とこの条約の国際団体パートナーがそれを支援するということである。

## 目標

4. 普及啓発プログラムの目標は、ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」総合目標3に定められた実施目標と同じである。すなわち、
  - i. 実施目標 3.1 「協力機関や他の機関と協力し、各国の教育及び普及啓発プログラムを促進するために企画された、湿地及びその機能と価値に関する国際的な「教育・普及啓発」プログラムの実施を支持し支援する。」
  - ii. 実施目標 3.2 「主要政策決定者や湿地の中や周囲に住む人々、湿地を利用するその他の人々、そして広く一般の人々といった広範囲の人々を対象として、湿地に関する教育・普及啓発の国内プログラムを策定し促進させる。」
  - iii. 実施目標 3.3 「ラムサール条約事務局の広報活動を改善する。また、条約とその広範な適用を一段と促進すること及び湿地の価値と機能に対する意識を高めることのできる『条約広報戦略』を策定する。」

## 普及啓発プログラムの根拠

5. ラムサール条約は、次のことを行うために普及啓発プログラムを必要とする。
  - i. 湿地の機能、便益及び価値に対する人々の意識を高めること、湿地が各国の自然のインフラストラクチャーの重要な財産であると認識されるようにすること。

- ii. 人々に湿地に対する関心を持たせるようにして、政策策定及び湿地の実践的な計画策定や管理に関わるようにすること。これは湿地にプラスの影響を与え、かつ当該資源の持続可能な利用につながるような行動を奨励する鍵である。
  - iii. 政策策定者、民間企業及び社会のあらゆる分野において、湿地保全と賢明な利用に対する支持層、すなわちラムサール条約の支持基盤を確立すること。
6. 広報活動を行わなければ締約国及びこの条約は、湿地とその機能、便益、価値の低下や喪失の進行と湿地管理との衝突を引き続き目の当たりになることとなる。
  7. 湿地は人間の生活を支えるために不可欠なものであり、しかるべき管理が必要である。広報活動とは、科学及び生態学と人々の社会的、経済的現実とをつなぐ架け橋である。広報活動は、この条約の「道具」が動くように燃料を注ぐものであり、締約国とその支援者が、湿地の保全と賢明な利用が実施されているかを見るために、必要とする情報を提供するものである。

### 普及啓発プログラムについて

8. 以下のセクションで述べる各行動は、これだけに限定されるものではない。広報活動を成功させる秘訣は問題をしっかりと把握することであり、関係する人々の置かれている状況、害悪を及ぼすような慣行を変更する際の障害を把握して、状況に応じてそうした問題を伝えるメッセージや手段を作成することである。「普及啓発プログラム」は、世界中のあらゆるレベルで、関係する人々や組織が行う活動を導く助けとなるような、行動の枠組みを提供するものとみなされるべきである。
9. この計画の趣旨は、命令的なものでも包括的なものでもない。この計画は単に、あらゆる状況や事情に合うか否かを別にして、まず、行動に対する一連の提案や選択肢を提供しようとするものに過ぎない。全体としてみれば、「普及啓発プログラム」は、ラムサール条約の施行を円滑にする広報、教育及び普及啓発の分野の行動に対して、適切な枠組みの設定を支援するためのものである。

### 対象グループの特定

10. この「普及啓発プログラム」は、一般社会や市民社会という最も広範な分類に属する多数のグループを対象としている。提供国その他が、どのような行動をとるかをこの計画を用いて決定できるように、添付文書 では、湿地の状況と長期的な持続可能性にただちに、しかもかなりの影響力のある人たちとして特定された、市民社会の27の小グループについて説明する。この「普及啓発プログラム」に基づいて国際的行動計画、地域行動計画、国内行動計画、または地方自治体の行動計画を策定する場合、締約国その他には、添付文書 を自らの状況と重ねて考慮し、最優先とする対象グループを決定することが要請される。

### 関係者

11. 「普及啓発プログラム」では計画に則して行動した結果として、ラムサール条約と、それが適用しようとする原則の代理人ないし代表となる「関係者」が増加する、ということを経験的に想定している。それゆえ、「普及啓発プログラム」に対する支援は、政策策定者を教育し、湿地の保全と賢明な利用の達成を目指した、地方規模の行動を結集するための、投資とみなされるべきである。
12. このセクションでは、まず最初に、広報、教育及び普及啓発の過程を先導する主要関係者を

- 特定すること、つまり地域、国、地方の状況及び優先的对象グループに適した行動計画の立案と実施に対して、第一に責任をとらなければならない人々と組織を特定することが不可欠であることを認識する。
13. **締約国** 各締約国においてラムサール条約担当政府機関に指定された省庁は、国内レベルで、また適当な場合には国際、地域、地方のレベルで、湿地に関する広報、教育及び普及啓発活動（以下「湿地広報教育普及啓発活動」）を促進し、かつ実行するリーダーシップを示す責任がある。当該担当省庁がこうした役割を果たす専門知識を備えていない場合には、「湿地広報教育普及啓発活動」（第44～46節）の職員研修を行うよう勧告するか、または当該技能を備えた職員がいる他の省庁、もしくは組織と協力して作業を行うことが奨励される。
  14. 「普及啓発プログラム」が提案する必要性、能力、及び機会の検討をどのような方法で行うかにかかわらず、実行する行動に対して特定の専門リーダーを置くために、各締約国には湿地に関する広報、教育及び普及啓発（以下「湿地広報教育普及啓発」）を所管するその国の担当窓口を指定することが求められる。
  15. **条約事務局** ラムサール条約事務局は、湿地広報教育普及啓発活動のまとめ役という役割を引き続き果たすことになる。この文書の次のセクションでは、事務局がすべてのレベルにおける「普及啓発プログラム」の実施を助けるために、現在行っている行動及び今後行う行動案について概略する。このような行動のなかでも、条約担当省庁で利用できる資源と専門知識の増強を図るために、事務局がこの条約の国際団体パートナーと密接に協力する必要性が認識されている。
  16. **条約の国際団体パートナー** ラムサール条約には、バードライフ・インターナショナル、IUCN（国際自然保護連合）、国際湿地保全連合、及びWWF（世界自然保護基金）等、いくつもの正式な国際団体パートナーがある。これらの機関は、締約国その他が湿地広報教育普及啓発に対して一層戦略的な取組を図れるように、すでにかかなりの資源と専門知識を提供してきた。次のセクションでは、締約国が広報教育普及啓発分野における願望を希求する際に、これらの国際団体パートナーと一層協力するための方法について検討する。
  17. 第7回締約国会議は、正式な国際団体パートナーをさらに受け入れるための基準とガイドラインを採択する決議 .3を採択した。湿地広報教育普及啓発分野の専門知識を持つ他の多数の機関が、将来における協力関係やパートナーシップ関係を強められるように、条約の正式なパートナーという地位を得るようになることが望まれる。
  18. **地域NGO及び全国規模NGO** 「湿地広報教育普及啓発行動計画」の策定と実施においては、国際団体パートナーと同じく、当該分野の専門知識を備えた地域NGO及び全国規模NGOも主要な関係者である。この認識に立ち、以下のセクションでは、行動計画を実施する際に政府の湿地広報教育普及啓発担当窓口と協力して作業を行う、NGOの適切な専門家を特定するよう、締約国に要請する(上記14節参照)。
  19. **地元の利害関係者** おそらく鍵となる関係者は、利害関係者という範疇に入る地方レベルの人々、すなわち、生活と生計が、少なくとも部分的には地元の湿地のできごとによって決定される人々である。いかなる「湿地広報教育普及啓発行動計画」においても、こうした地域住民が全面的に自分たちの湿地の真価を認めるようにし、特に地域社会の外側から、湿地資源の重要性に対する認識と理解を高めるようにすることが不可欠である。こうした湿地「管理者」が、湿地の提供する機能、便益、価値を正しく評価しなければ、政府やNGOの取組はなかなか功を奏せないことになる。理解と正しい評価に基づいた、地域管理者という姿勢が不可欠である。

20. **援助機関及び協賛者** 多くの国にとって、それも特に開発途上国や市場経済移行国にとっては、資源と専門知識の不足が、「湿地広報教育普及啓発行動計画」の実施を妨げているものとみられる。したがって、「湿地広報教育普及啓発行動計画」(25～33節)を立案するきわめて早い段階から、こうした締約国が潜在的な資金源と協議し、支援を得られるようなプロジェクトを彼らと協力して策定することが重要である。開発途上国や市場経済移行国向けの多角的援助機関や二国間援助機関等、従来からある機関もこうした協賛者となりうるが、民間企業の協賛者にも働きかけるよう考慮すべきである。この好例としては、条約事務局が現在民間企業のダングループやフランスのいくつかの政府機関と共に携わっているパートナーシッププロジェクトがある。この3か年行動計画では、「水資源と水質を大切に("Caring for water resources and water quality")」というテーマのもとに、渡り性の種の湿地ネットワークから研修、水と人の健康プロジェクト、一連の広報及び普及啓発活動まで、ラムサール条約に基づく6つの行動テーマに資金を振り向けている。この共同プロジェクトは各国の国内プロジェクトに対しても理想的なモデルを提供している。

### 行動のための手段と枠組み

21. 「普及啓発プログラム」の本セクションでは、「湿地広報教育普及啓発行動計画」の策定用に、大まかな枠組みないしモデルを提供する。これらの行動計画については、国際、地域、国内、及び地方のレベルで適用できるように策定すべきである。当該行動計画は、国際的なパートナーまたは地域的なパートナーとして活躍する締約国が策定するものもあれば、ラムサール条約担当政府機関とNGOが共同で国内計画を策定したり、地元の利害関係者がその土地の必要性に合わせ、地方規模の行動計画を策定して実施する場合もある。あらゆる種類の「湿地広報教育普及啓発行動計画」が、「普及啓発プログラム」の採択と適用から誕生することが望まれる。以下では、湿地の保全と賢明な利用を促進するために、どのようにして、適切に対象を絞った広報教育普及啓発行動計画を策定したらよいかについて提案する。

### **必要性、能力及び機会の検討**

22. まず最初の出発点として提案するのは、湿地広報教育普及啓発分野における現在の必要性、能力及び機会について検討することである。包括的な検討を行い、この点に関する現在の強みと弱みがどこにあるのかについて明確な像を描こうとするなら、検討すること自体がたいへんな作業となる。以下には、各レベルでの行動計画策定につながる検討を行うための枠組みを提示する。
- a. **中央政府の担当窓口の指定** 上述第14節で述べたように、各締約国には、湿地広報教育普及啓発に関するその国の担当窓口を指定し、この役割を遂行する担当者とその連絡先の詳細を条約事務局に通知することが求められる。可能であれば、ラムサール条約担当政府機関の湿地広報教育普及啓発分野の専門家がこの担当者になるべきだが、さもなければ、その他の適当な政府機関の職員がなることもできる。この担当者の役割は、湿地に関連する国内的、地域的、及び国際的な広報教育普及啓発活動に関して、公表された指導者兼窓口となることである。
- b. **各国の非政府系担当窓口** NGOが湿地広報教育普及啓発活動に果たす、または果たしうる主な役割を認識し、国際NGO、地域NGOまたは全国規模NGOの適切な個人に対して、湿地広報教育普及啓発活動の非政府系担当窓口になり、必要性、能力及び機会の検討並びにそれに続く行動計画を進める中で、政府の担当窓口と協力するように要請することが各締約国に奨励される。

- c. **地球規模の担当窓口ネットワークの構築** こうした担当窓口には、地球規模の専門家ネットワークを形成することが期待される。このネットワークの目的は、情報を共有し、参考資料の普及を促進し、かつ個人、グループ、地域社会に対して湿地と水資源の管理に参加する機会を提供できる計画の策定と拡大を支援することである。こうした課題については、以下の項で詳しく検討する。
- d. **国家湿地委員会または国家生物多様性委員会としての湿地広報教育普及啓発活動** 広報、教育及び普及啓発活動を促進するためには、国の担当窓口が、国家湿地政策、生物多様性戦略及び存在する場合には、水政策等の政策の策定と実施を担当する国家委員会のメンバーまたは常任オブザーバーであることが望ましい。こうした立場にあれば、能力と選択肢について検討する際にも大いに助けとなる。
- e. **湿地広報教育普及啓発特別部会の設置** さらに、このための機構が他にない場合には、必要性和選択肢について検討し、その結論に基づいて優先順位を決めるために、小規模な特別部会を設置することが勧告される。どんなに小規模な場合でも、特別部会には上記 22 節 a)、b) で述べた政府の担当窓口と非政府系窓口を含めるべきであり、可能な場合には常に、上記 13 節から 20 節に述べた 5 つの「関係者」グループの主な代表も含めるべきである。政府からは、少なくとも、環境と保全、水資源管理及び教育に関係する事項を扱う省庁の代表者を含めるべきである。地域、国、または地方という設定において、湿地に対する主な脅威がどのようなものかに応じて、第一次産業である農業を担当する省庁や、観光を担当する省庁の代表も加えるほうが賢明な場合もある。
- f. **湿地広報教育普及啓発検討のための多層的枠組み** 能力と機会について検討する場合、その対象範囲は包括的であるべきであり、少なくとも第 25 節以降で検討する活動分野、すなわち、関係者間の情報伝達、意識向上と行動促進のためのキャンペーン、参考資料と知識の共有、学校教育機会及び研修機会とそれらの教育課程、環境教育・普及啓発専門センターが果たしている役割等を含めるべきである。さらに、活動が現在どこで進行中か、またはそれらを強化し、もしくはそれらを土台とする余地がどこにあるかを確定するには、国際、地域、国、地方といった各種レベルで検討することが望ましい。このような分野について検討すれば、各レベルにおいて検討対象になる範囲が、明確にわかるようになるはずである。
- g. **行動計画の策定** 「普及啓発プログラム」の下では、遅くとも 2000 年 6 月 30 日までに湿地広報教育普及啓発の能力と選択肢についての検討を完了するよう、締約国に奨励している。条約事務局は、湿地広報教育普及啓発検討特別部会と各国の担当窓口で使うアンケートを作成して、当該検討の円滑化を図る。この検討結果と結論をもとに、湿地広報教育普及啓発の担当窓口と特別部会が、その国のラムサール条約担当政府機関の検討を求めべく、最優先行動についてガイドラインを提示する「湿地広報教育普及啓発行動計画」を策定する予定である。同担当窓口からは、2000 年 12 月 31 日までにラムサール条約担当政府機関にこの助言を提出するとともに、条約事務局に対してもコピーを送付し、適当な場合には事務局も助言と支援を申し出られるようにする。

## 行動計画策定過程

23. **すべてのレベルでの脅威の特定** 前第 22 節は、湿地広報教育普及啓発分野における能力と機会について検討するという、行動計画策定のための作業について、その枠組みを定めている。各国の必要性に応じて、及び国際、地域、国、地方といった各レベルに合わせて、行動計画を策定する必要がある。このような行動計画を立案する際に検討すべき一法として、一国内でどのような行動が行われた場合に湿地の最大の喪失や劣化が起きるのかを確定する、

脅威分析という方法がある。汚染による影響か、それとも湿地の他の用途への直接的な転用か、あるいは水不足なのか等を確定するのである。この分析を行うと、最優先して注意しなければならない対象グループ(添付文書 に記載)を特定することができるようになる。

24. **最も費用効果の高い行動の特定** もう一つの方法は、とりうる行動のうちで最も費用効果の高いものについて検討する方法である。例えば、希少な資源の使い道として、地元の利害関係者を対象とするのが良いのか、それとも政治的代表者や政策決定者を対象とするのが良いのか、重要な問題となる可能性がある。前者を対象にすれば、地方において長期的な成果が得られるが、後者を対象にした場合には、それよりも広範な影響をもたらす決定がなされるのが普通である。ラムサール条約担当政府機関に対して優先する対象グループについて助言し、彼らの行動が確実に湿地の保全と賢明な利用にプラスになるようにするには、どのような広報を行うのが最善かを助言するのは、国の担当窓口と湿地広報教育普及啓発特別部会の役割である。

### 関係者間の情報伝達

25. **情報伝達面での強みと弱みの明確化** 上述第 22 節で説明した能力及び機会の検討を行う場合には、第 13～20 節で特定した各種関係者と添付文書 に記載する対象グループとの間における情報伝達の度合、種類、及び有効性を明らかにすることを優先すべきである。そうすれば、情報伝達が行われていない部分、その逆に情報伝達が行われている部分及びそれを保持する必要がある部分やその向上を図らなければならない部分が明らかになるはずである。この分析では、まず最初に優先的对象グループを確定するのが(上述第 24 節参照)有用かもしれない。国内のラムサール登録湿地の管理担当者を例にとれば、管理担当者同士は直接に情報を伝達しあっているのか、管理担当とラムサール条約担当政府機関との間はどうか、渡りを行う同一の種が利用する他のラムサール登録湿地の管理者との間で情報の連絡は行われているのか、また条約事務局の「賢明な利用資料ライブラリ」を直接に利用できるのか、あるいは関連する各政府省庁の職員がラムサール条約戦略計画の文書入手し、ラムサール条約のウェブサイト<sup>訳注</sup>にて公開されているより詳細な情報にアクセスが可能かどうか等を明らかにすることである。
26. **情報及び研修の必要性の明確化** 情報伝達について検討する場合には、情報や助言がどこから発信されるべきか、または発信されるか、発信者と情報や研修を必要とする人々との間をどのようにつなぐかを確定するために、情報の必要条件を各対象グループごとに考察すべきである。この情報とは、条約が奨励する行動をとれるようにする情報のことである(添付文書 を参照)。このような過程を踏めば、情報の伝達が現在どこで途切れ、直接に条約の施行を妨げているかが明らかになる。「湿地広報教育普及啓発行動計画」が対処しなければならないのは、こうした部分についてなのである。
27. **専門情報源及び専門的な研修機会の特定** 情報伝達について検討する場合、この分野における能力増強の機会を提供しうる情報や研修が、どこで得られるかを明らかにすることも重要な要素である。この件については、条約の国際団体パートナーや条約事務局に問い合わせるのが有用かもしれない。また、「普及啓発プログラム」(後述第 39～43 節を参照)では、広範な参考資料と各種の研修手段を抱えている国々に対して、その利用可能性について宣伝し、それらを簡単に利用できるようにするよう要請している。専門知識や知見の共有を円滑にすることは、「湿地広報教育普及啓発行動計画」の中核となる要素である。適当な参考資料源や研修の機会をつきとめようとする場合、各国の湿地広報教育普及啓発担当窓口が、他の国の担当窓口へ助言や支援を求めることが期待されている。この件については、条約事務局の湿地管理研修機会目録も役に立つはずである(第 44～46 節を参照)。

訳注 ホームページ



28. **インターネット及び電子メールの力の全面的活用** 情報ハイウェイの出現とともに、情報伝達方法は急速に変化した。「普及啓発プログラム」の下でも、この点を見越して「湿地広報教育普及啓発行動計画」に取り入れるべきである。条約事務局にはしっかりと整備されたウェブのサイトがあり、日々の業務ではますます電子メールを活用するようになってきている。「普及啓発プログラム」の一つの目標として、各締約国の条約担当省庁と2000年までに電子メールのやりとりをできるようにすることが掲げられている。この目標には、各国の湿地広報教育普及啓発担当窓口任命された者とも電子メールでやりとりすることが含まれており、それと同じ人が、ラムサール条約のウェブサイトにもアクセスできなければならない。条約事務局は引き続きラムサール条約ウェブサイトを整備し、それがこの「普及啓発プログラム」の中核として確実に存続できるように、参考資料を追加していく。
29. **地球規模でのラムサール電子メールネットワークの構築** 以上に述べたことに続いて目標とすることは、インターネットのアクセスを徐々に拡大し、ラムサール条約担当政府機関、各国の湿地広報教育普及啓発担当窓口、ラムサール登録湿地管理者、環境教育・普及啓発専門施設、及び地域社会や先住民の人々等(第47~49節を参照)の間で、電子メールのやりとりをできるようにすることである。この情報伝達ネットワークは、知識と情報を共有するための地球規模のラムサール条約電子ネットワークに対して、枠組みを提供することになる。各国の「湿地広報教育普及啓発行動計画」及び他のレベルにおける行動計画においても、主要な人々がインターネットのアクセスと電子メールの能力を身につけられるような、将来を見越した計画とビジョンを持つべきである。
30. **条約事務局とラムサール条約担当政府機関との間での正式な情報伝達の継続とその増進** 条約事務局では、ウェブサイトに加えて、ラムサール条約担当政府機関との正式な情報伝達や、担当省庁間の正式な情報伝達を行うために「ラムサール・エクステンジ」を維持している。この情報交換システムは、英語、フランス語、スペイン語の3か国語で別々に運用されており、条約事務局が電子メールアドレスを把握している、すべてのラムサール条約担当政府機関がこれに含まれている。また同様の目的で、常設委員会及び科学技術検討委員会のメンバーを対象とした別のメーリングリストもある。条約事務局はこの情報伝達機能をさらに拡大するため、各国の湿地広報教育普及啓発担当窓口向けの「ラムサール・エクステンジ」を設置する予定である。国内の「湿地広報教育普及啓発行動計画」においては、中心となる人々が適切な「ラムサール・エクステンジ」を操作できるようにすることを優先事項とすべきである。
31. **ラムサールフォーラムの拡大** このほか条約事務局は、ラムサールフォーラムという、電子メールによる一般向け公開討論の場を管理している。1998年後半現在、世界各地の組織、学術機関、政府、政府間機関、市民、合わせて540人が、ラムサールフォーラムに登録している。ラムサールフォーラムには毎月約100件の有意義なメッセージが掲載されており、内容は、条約事務局からの発表のほか、技術的な質問、支援要請、保全警報、他のグループからの会議のお知らせ等である。このフォーラムは貴重なサービスを提供しており、ラムサール条約にアクセスして湿地問題に関与するグループの数は増加している。国内の「湿地広報教育普及啓発行動計画」においては、国及び地方の中心的な人々が、ラムサールフォーラムに参加することを優先事項とすべきである。
32. **締約国その他ウェブサイトとのリンク** 生物多様性条約との協力の覚書及び共同作業計画と一貫して、ラムサール条約もまた、条約の下でのクリアリング制度という長期的なビジョンを支持する。すなわち、最終的には各締約国が条約の問題を専用に扱うウェブサイトを持つということである。これを達成することは、地球規模のラムサール電子メールネットワークの構築と同様、「普及啓発プログラム」の長期的なビジョンである。締約国には、各国の湿

地関連活動を専用に扱うウェブサイトの設置を「湿地広報教育普及啓発行動計画」の中に盛り込むことが要請される。ラムサール条約の国際団体パートナーその他とともに、締約国にはまた、適当な情報資源を提供する既存のウェブサイトまたは新たに設置されるウェブサイトが、確実にラムサール条約のウェブサイトと互いに「ホットリンク」で結ばれるようにすることが、同じく要請される。

33. **国際的に重要な湿地に関する利用しやすいデータベース** 「国際的に重要な湿地のリスト」が急速に拡大するにつれ、電子的な手段によってこのような代表的湿地に関する情報を自由に利用できるようにすることが優先課題となっている。1999年未までには、オランダにある国際湿地保全連合事務局がラムサール条約のために管理しているデータベースを、インターネットに導入する予定である。オンラインで所定の範囲の質問に答える機能を加えることも予定している。「湿地広報教育普及啓発行動計画」を策定する場合、締約国はこうした展開を予測し、活動を促進する情報手段としてラムサール登録湿地データベースの利用拡大を図るよう計画すべきである。

## キャンペーン

34. **長期的及び短期的キャンペーン** 普及啓発を図り、心構え及び行動の長期的な変化を促すために、キャンペーンという方法をとることも、「湿地広報教育普及啓発行動計画」の一貫として検討すべき要素の一つである。このようなキャンペーンは、問題についての意識を徐々に高めていくという、比較的目立たない活動の場合もあれば、適切な時期と場所を選んで人目をひくように、短期的な活動を行う場合もある。
35. **世界湿地の日、世界湿地週間** 「世界湿地の日」は、ラムサール条約戦略計画の行動3.1.5によって設置されたものであり、短期的な広報の方法の一つである。1996年以来この日を祝う人の数は増え、この日に対する関心も高まっている。「世界湿地の日」は、イランのラムサールにおける1971年の条約採択を記念して2月2日とされ、その日と重なる週が「世界湿地週間」となる。
36. **様々な普及活動** 一部の国々では、「世界湿地週間」の間に、懸案の問題について宣伝して一般の人々を現地の行動に参加させるための全国キャンペーンを開始したり、あるいは終了したりすることで成功を収めている。「地球規模で考え、現地で行動する」というスローガンは、湿地にも当てはまるのである。「普及啓発プログラム」の下ではこのような行動計画が奨励される。状況に応じて、湿地を復元したり、ゴミの収集や汚染の浄化を行ったり、侵入種を取り除いたり、教育的な標識を設置したりするという地元の行動や全国的な行動を行えば、地域社会による年間を通じた行動にも弾みがつくものである。それらはまた、複数の国によって共有されている湿地、河川流域、あるいは渡りを行う種の管理面での協力といった、より地域的な問題にも関連性を持ちうる。現在、いくつかの政府は、「世界湿地の日」と「世界湿地週間」がラムサール条約に基づいて達成された事柄の発表時期としてすべてのレベルで認識されるように、国際的に重要な湿地の追加や国家湿地政策の採択といった特別の発表を行う場として、この記念日とこの週を利用している。
37. **条約事務局の支援** 条約事務局は、「普及啓発プログラム」の下で引き続き「世界湿地の日」と「世界湿地週間」を事前にしっかりと広告宣伝し、湿地の保全と賢明な利用に関する様々な側面について普及啓発を行うべく、新たなテーマを毎年提示していく。条約事務局はまた、「世界湿地の日」及び「世界湿地週間」を推進する際に地球、地域、国、地方の各規模で利用するための参考資料も、引き続き提供していく。さらに条約事務局は、「世界湿地の日」がメディアで大きく取り上げられる日となるように、条約に基づく地球規模の新たな取組の開始日として毎年この機会を利用するように努めていく。

38. **優先的な地域行動** 締約国、NGO、地域住民、及び先住民の人々に対してもまた、「世界湿地の日」と「世界湿地週間」という機会をそれぞれ自分たちの湿地関連活動や計画を普及啓発する機会として利用することが要請される。

### 参考資料の共有

39. **情報と専門知識の流れの集結** 「普及啓発プログラム」の枠組みのもう一つの要素は、教育と研修に係る参考資料を共有することである。こうした参考資料はきわめて大量に存在するものの、現在のところ世界各地に分散しており、それを共有したり交換したりする仕組みはほとんどない。このような資料には、子どもの教育用及び成人教育用の学習教材、正規教材というほどではない教育用材、普及啓発用資料、最新の研究成果等がある。このような種類の資料を大量に抱えている国もあれば、それを入手して自国の状況に適応させようと必至になっている国もある。
40. **印刷物の作成と配布** 条約事務局は、その責任の一端として、定期的なニュースレター、インフォメーションパック、条約を施行する際にガイドラインを提示するための詳細な技術刊行物等、一連の印刷資料を作成している。これまでに出版された印刷物には、「湿地の経済的価値」(1997年)、「湿地、生物多様性、そしてラムサール条約」(1997年)、「ラムサール条約：その歴史と進展」(1993年)等がある。「普及啓発プログラム」の一環として、条約事務局は、引き続きラムサール条約とその作業に関する教育的出版物や情報出版物のほか、より技術的な手引き等を出版していく。出版はラムサール条約の使用言語である3か国語で行われるほか、人材的・経済的な条件が許せば、その他の言語でも行われることになる。こうした出版物のウェブサイトへの掲載も同じく、可能な範囲で続けていく。「湿地広報教育普及啓発行動計画」の一環として、締約国は、条約事務局の作成したこうした資源情報を確実に利用できるように図るべきである。
41. **教育資料のクリアリングハウスとしての条約事務局** 「湿地広報教育普及啓発行動計画」の策定にあたっては、条約事務局以外からの教育資料についても、利用可能性を検討すべきである。こうした資料を国が保有している場合には、地球レベルでその存在を公表できる条約事務局に当該資料を利用できるようにすることを提案する。条約事務局は、ラムサール条約のウェブサイト上で教育資料のクリアリングハウスまたは地球規模のライブラリを運用することにより、参考資料の円滑な共有を図ることができる。クリアリングハウスの考え方に沿って、ラムサール条約のウェブサイトは、中央政府、NGO、その他ウェブサイトを持っている関係者の間で、同様の資源を抱えているウェブサイトネットワークのノードあるいはハブとして機能することになる。これは、既に設置された賢明な利用資料センターにより、1998年の「世界湿地の日」に開始される。
42. **言語及び地域的背景についての考慮** 他の国のために作られた教育資料を使おうとする場合、大きな障害となるのは言語と背景の違いである。ラムサール条約担当政府機関、条約事務局、NGOその他関連する組織には、関連する参考資料をその国の言語に翻訳し、内容を地域的な状況に合わせて調整するための資源と方法を探ることが要請される。
43. **湿地専門家データベースの利用** 条約事務局は1998年にラムサール条約の湿地専門家データベースを構築した。1999年初めまでには、このデータベースに約450名の湿地専門家が登録される予定である。このデータベースは、湿地管理上の問題に対処する際の助けとなる適切な専門家を特定できるようにして、湿地管理者とその実践者に便宜を図ることを目的とする。この専門家データベースは、「普及啓発プログラム」の下で、情報と知識がスムーズに流れるように拡張される。第7回ラムサール条約締約国会議においてもまた、各締約国に対

して、科学技術検討委員会の検討する事項を扱う担当窓口を指定するよう要請し、技術的専門知識に関する分野での条約の能力を増強したところである(決議 .2 参照)。これにより、技術的専門家の地球ネットワークができあがることになり、条約事務局は、専門的な助言を求めるもう一つの経路を提供できるものとしてこれを宣伝することになる。当該決議ではさらに、ラムサール条約が協力の覚書を交わした他の国際条約の専門的科学技术機関、すなわち生物多様性条約、ボン条約、砂漠化防止条約、世界遺産条約のリンクを創設する。さらにラムサール条約科学技術検討委員会と、湿地科学者協会、国際湖沼学会、世界湿地経済学ネットワークなどの専門機関やネットワークとの間にリンクを設立し、広報教育普及啓発行動計画において、こうした技術的専門知識や科学的な専門知識を直接利用できる機会について留意し、それを適切に促進することが要請される。

## 学校教育及び研修

44. **学校教育課程の一環としての湿地保全と賢明な利用** 湿地広報教育普及啓発分野において検討すべきもう一つの要素(上述 22 節参照)は、ラムサール条約が推進する湿地の保全と賢明な利用原則を推進するために、適切な教材をどの程度まで、国内の学校教育課程の中に盛り込むかを評価することである。この点で、教育省の代表を湿地広報教育普及啓発特別部会または適切な機構に加えることが推奨される。ラムサール条約の原則がこうした教育課程に盛り込まれない場合には、湿地広報教育普及啓発特別部会または適切な機構がこの状況を是正する最善策を検討し、ラムサール条約担当政府機関にそれを勧告する必要がある。当該原則が学校教育課程の一部として採り入れられた場合には、条約事務局がその詳細情報及び他の国の見本となりうる内容を公表して提供できるように、同事務局に詳細を提出することが締約国に要請される。
45. **研修計画の利用しやすさの向上** 条約事務局は、湿地管理研修を受けたいと望む人々を支援するために、1998 年に「湿地管理研修機会目録」の作成を開始した。1999 年 1 月時点で、この目録には約 100 件の研修の機会に関する情報が記載されていた。現在、この目録は、印刷物でも、ラムサール条約ウェブサイトからでも入手できる。湿地広報教育普及啓発に関する必要性、能力及び機会について検討する一環として、自国内にある湿地研修の機会を特定し、これを行動計画に織り込むことが締約国に期待されている。また湿地広報教育普及啓発に関する研修の機会についても、こうした検討の一部に加えるべきである。またこのような情報は、「湿地管理研修機会目録」に加えてもらうよう、条約事務局に提出すべきである。
46. **研修必要性分析の実行** 現在どのような研修機会があるのかを認識することも重要だが、さらに重要なことは、研修に対してその国にあてはまる優先順位を設定することである。まずその第一ステップとして、研修が支援する事項に対して優先順位を設定する。これに関する勧告は、湿地広報教育普及啓発特別部会または適切な機構が、国内及び優先的対象グループ内の湿地に対する脅威について出した結論を基にして、行うべきである。例えば特別部会が、特定の地域内の湿地に対する最大の脅威は侵入種の植物だと結論していたなら、明らかに、現地の湿地管理者やその雑草の防除や根絶に必要な作業に関係する人々に対する研修が最優先事項となる。また、開発プロジェクトを承認するにあたり、地方自治体の行政官が湿地の提供する便益や利益を過小評価していた場合は、こうした個人に対する経済評価方法の研修が優先事項となりうる。

## 教育・普及啓発センター

47. **環境・湿地教育センターとの協力** このようなセンターがある場合には、湿地保全と賢明な利用原則を推進し、「関係者」間の情報伝達を促進することを設置目的としているのが理想である。英国の野禽湿地トラストは、情報の共有を促進するために、湿地リンクインターナ

ショナル(Wetlands Link International: WLI)計画を通じてこうしたセンター間の通信ネットワークを開設し始めている。湿地リンクインターナショナルについての詳細は、本「普及啓発プログラム」の添付文書に記載する。ラムサール条約の「普及啓発プログラム」においては、湿地リンクインターナショナルの新たな取組を湿地広報教育普及啓発の国際行動、地域行動、国内行動、地方行動の基礎とするため、次の行動をとることが勧告される。

- a. ラムサール条約事務局及びその国際団体パートナーは、主要教育配信機構として湿地リンクインターナショナルを支援するため、民間企業その他から資源を得るように努める。
  - b. ラムサール条約事務局は自らのウェブサイトを通じて湿地リンクインターナショナルを宣伝するとともに、それに加わっているセンターに対しては、湿地広報教育普及啓発を促進する中心的な国内センターになるように奨励する。
  - c. 締約国には、「普及啓発プログラム」の目的を推進する一助とするため、各国の湿地広報教育普及啓発活動の一環として、自国内にある環境教育センター間または湿地教育センター間、及び外国の当該センターとの間での姉妹提携締結について検討することが要請される。こうした関係を結んだ場合には、職員の交換やインターネットリンクの設定を最優先とする。
  - d. 締約国には、情報や専門知識の交換に寄与できるように、自国内にある環境センター及び湿地センターの職員に、湿地リンクインターナショナル・ネットワークの存在を知らせることが奨励される。
  - e. 湿地教育普及啓発の国内担当窓口は、湿地リンクインターナショナルに加わっているセンターと密接に協力すべきであり、適当な場合には、こうしたセンターの代表を湿地広報教育普及啓発特別部会または適当な機構に加えるべきである。
  - f. 教育センター設立の際に湿地リンクインターナショナル・ネットワークが得た経験については、同じように教育センターの設立を希望する者の参考になるように、文書化して配布する。
48. **環境・湿地教育センター設立への努力** 「普及啓発プログラム」においては、こうした施設が「湿地広報教育普及啓発行動計画」の実施に不可欠な要素だとみなされている。湿地環境での実践経験を提供するほか、こうしたセンターが提供できる一連の機能については、上述したとおりである。またこうしたセンターがエコツーリズムを通してかなりの経済的利益を地元を提供しうることは、これまでの経験から示されている。国内「湿地広報教育普及啓発行動計画」を策定する場合、締約国には、教育及び普及啓発活動の主要拠点を提供しうる、環境センターまたは湿地教育センターを将来的に設置するための規定を盛り込むことを検討するよう、要請される。こうしたセンターは、市場経済移行国または開発途上国に対しても、持続可能な開発を促進するためのかなりの資金的な利益を提供しうる。
49. **学習施設の関与** 博物館、動物園、水族館、植物園その他これに類する機関は、技術的助言と公的な教育を行うという面で多くのことを提供できる。こうした施設は一般の人々にも人気があるので、その展示物に湿地への関心を組み込むすばらしい場を提供する。締約国には、湿地の価値と重要性を宣伝するために、こうした専門センターとのパートナーシップを確立し、協力して作業に当たることが奨励される。「普及啓発プログラム」の下では、上述した湿地リンクインターナショナルの新たな取組に参加するよう、上記機関に対して推奨すべきである。

## 添付文書

### ラムサール条約の普及啓発プログラムの優先的対象グループ

#### A: 一般大衆

対象グループ/個人	根拠	求める行動
地主（特に、湿地の管理に責任を持つ者）	地主は湿地に直接影響する決定を下す。ラムサール条約は専門的情報を彼らに伝えるとともに、彼らがそうした情報を利用できるようにしなければならない。	ラムサール条約の賢明な利用という原則に沿って湿地を持続可能な方法で利用すること。
先住民および地域社会	湿地に関係のある多くの先住民や地域社会には、こうした生態系を持続可能な方法で管理する偉大な知識がある。ラムサール条約は、この経験を他の湿地管理者と共有することを奨励するよう目指すべきである。	湿地および資源の持続可能な利用について先住民や地域社会が持っている知識を共有すること。 世界の先住民が湿地の持続可能な利用を継続して行うこと。
女性	多くの文化では、女性は、家族という単位の中で一番実行力に富み、生活習慣の変更を受け入れやすい傾向があるので、湿地管理に携わる女性をふやすことは優先事項である。女性はまた、家族の中で一番多く子どもと言葉を交わすものである。	湿地の持続可能な（賢明な）利用の促進と達成に対して、家族全員が関与すること。
子ども	子どもは次の世代の環境管理者ないし環境の世話人であり、子どもたちには、ラムサール条約が湿地の重要性とその賢明な利用法を確実に伝えなければならない。	若者が湿地の保全と賢明な利用に責任を持つこと。
全国規模NGO、地域NGO	多くの国では、地域NGOが行動達成になくはない存在である。彼らが専門的な情報を利用できるような環境が必要である。	すべてのレベルで、湿地の賢明な利用を援助し、奨励し、円滑にすること。

電子メディア、活字メディアに携わる人々	電子メディアや活字メディアでのニュースやその他の記事を通じて、一般大衆への湿地に対して肯定的な参考情報の伝達を促進できる。	湿地の提供する多くの機能、便益、利益を認識すること、またそれによって、メディアが湿地問題を大きくかつ詳細に取り上げるようになること。
地域社会のリーダー、著名人：スポーツ選手、宗教の指導者、芸術家、王族等	地域社会のリーダーは、一般に対する存在感を利用して懸案の課題に対する注意を引くことができる。また湿地保全に共感する人々は、ラムサール条約のメッセージを普及する理想的な大使となることができる。	地域社会の意識を高めるためにラムサール条約の理想と原則を普及し、人々が湿地に対して依然抱いているマイナスのイメージを一掃すること。

## B) すべてのレベルの政府

対象グループ/個人	根拠	求める行動
地方自治体、県又は州の政府および中央政府内の環境政策決定者および計画策定者	左記の政策決定者は、地域レベルおよび地方的な規模での主な政策策定者である。彼らの行動は地方のレベル又は集水域や河川流域の規模で、湿地に対して直接に、プラスにもマイナスにも影響しうる。	今後の喪失や劣化をくい止めるため、政策策定や計画立案の過程で湿地のあらゆる機能、便益、利益について検討すること。これらの政策決定者が、環境管理対策として湿地の復元や修復をするようになること。
地方自治体、県又は州の政府および中央政府内の湿地管理者（監視人、レンジャー等）	こうした人々は、ラムサール登録湿地の管理を担当する場合には特に、湿地生態系を管理する最善の実施方法について助言を受ける必要がある。	ラムサール条約の賢明な利用という原則に沿って湿地を持続可能な方法で利用すること。
各国のラムサール条約担当省庁	彼らは、自己の裁量で適用したり普及したりできる最善の情報を持つべきである。	ラムサール条約によって課されたすべての義務と期待に応え、すべてのレベルの行動に対して、必要な政策上、行政上、計画上の枠組みを設定すること。他の国際的および地域的な環境条約を担当する省庁と協力すること。
各国の他の環境関連条約担当省庁およびその担当部局	湿地等の土地および水資源の管理に対して総合性の高い方法をとるべきだとすれば、他の条約を実施する人々にもラムサール条約への理解と共感を呼び起こす必要がある。	条約の実施に対して総合的な計画を達成するために、ラムサール条約その他すべての国際的および地域的な環境条約の実施に責任を有する人々と協力すること。

<p>ラムサール条約その他環境関連条約に関する国内諮問委員会(国内ラムサール委員会等)</p>	<p>湿地等の土地および水資源の管理に対して総合性の高い方法をとるべきだとすれば、ラムサール条約その他の条約の実施に関して政府に助言する人々にも、ラムサール条約への理解と共感を呼び起こす必要がある。</p>	<p>ラムサール条約によって課されたすべての義務と期待に応え、すべてのレベルの行動に対して、必要な政策上、行政上、計画上の枠組みを設定すること。条約の実施に対して総合的な計画を達成するために、ラムサール条約その他すべての国際的、および地域的な環境条約の実施に責任を有する人々と協力すること。</p>
<p>すべての持続可能な開発関連職務および環境関連条約を担当する大臣および国会議員、州議会議員、県議会議員、地方議会議員</p>	<p>彼らは政策の設定、予算配分等に直接介入するため、ラムサール条約はこうした大臣やあらゆる政府閣僚から支持を得る必要がある。国会議員(野党の議員ら)は、将来こうした地位につく可能性がある。</p>	<p>湿地および水資源の持続可能な利用を促進するために、ラムサール条約を前向きな手段として利用することの価値を認識すること。</p>
<p>各国の援助機関、二国間援助機関</p>	<p>ラムサール条約は、一連の持続可能な開発問題に関して政府と接触している左記機関が行っている内容について、概ね良好な理解が得られているように確保する必要がある。ラムサール条約は、関係当局者に対して十分な説明がなされ、かつ彼らが締約国内の現地プロジェクトを通じてラムサール条約の原則を支持できるように確保しなければならない。</p>	<p>ラムサール条約の賢明な利用という原則に一致するプロジェクトを支援すること、また逆に、湿地の破壊や劣化を招くようなプロジェクトを支援しないこと。</p>
<p>大使、および海外任務につく職員</p>	<p>中央政府がより良く情報に精通できるように、こうした政策決定者がラムサール条約とその運用方法について全面的に理解していることが重要である。</p>	<p>湿地および水資源の持続可能な利用を促進するために、ラムサール条約を前向きな手段として利用することの価値を認識すること。</p>



### C) 国際的組織および地域的組織

対象グループ/個人	根拠	求める行動
世界的な組織 - 世界銀行、地球環境ファシリティ、国連開発計画、国連環境計画、地球水パートナーシップ等	ラムサール条約は、一連の持続可能な開発問題に関して政府と接触している左記機関の内部に、条約の活動内容に対する概ね良好な理解があるように確保しなければならない。ラムサール条約は、関係当局者に対して十分な説明がなされ、かつ彼らが締約国内の現地プロジェクトを通じてラムサール条約の原則を支持できるように確保しなければならない。	ラムサール条約の賢明な利用という原則に一致するプロジェクトを支援すること、また逆に、湿地の破壊や劣化を招くようなプロジェクトを支援しないこと。
地域的な組織 - 南太平洋地域環境プログラム、欧州委員会、南部アフリカ開発共同体、地域的な開発銀行等	同上	同上
世界的なNGOパートナー、その他国際NGO、地域NGO	条約の4つの正式なNGOパートナー（IUCN（国際自然保護連合）、WWF（世界自然保護基金）、国際湿地保全連合、バードライフ・インターナショナル）は、いずれもラムサール条約の推進に積極的であり、また有効である。ラムサール条約のメッセージを伝えることに関与するこうした国際NGOや地域NGOを増やす必要がある。	すべてのレベルで、湿地の賢明な利用を援助し、奨励し、円滑にすること。
他の環境関連条約や計画（生物多様性条約、砂漠化防止条約、ボン条約、気候変動枠組み条約、絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約、世界遺産条約、人と生物圏プログラムの事務局	地球レベルおよび各国レベルで条約間の協力を促進したいならば、左記を対象とすることが不可欠である。	条約の実施に対して総合的な計画を達成するために、ラムサール条約その他すべての国際的および地域的な環境条約の実施に責任を有する人々と協力すること。

## D) 民間企業

対象グループ/個人	根拠	求める行動
潜在的な後援者、支援者	ラムサール条約は湿地の持続可能な利用を推進している。したがって民間企業が行っている活動が条約の目的に反しないように、働きかけなければならない。	ラムサール条約の賢明な利用という原則に一致するプロジェクトを後援すること、また逆に、湿地の破壊や劣化を招くようなプロジェクトを行ったり支援したりしないこと。
主な民間企業 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水および衛生設備</li> <li>• 灌漑および給水</li> <li>• 農業</li> <li>• 鉱業</li> <li>• 林業</li> <li>• 漁業</li> <li>• 環境管理者</li> <li>• 観光</li> </ul>	民間企業のうち、左記等の部門は、湿地に大きくマイナスの影響を及ぼす可能性がある。ラムサール条約は、企業活動が湿地の喪失を招かないように確保する実践方法を、当該企業内において推進しなければならない。	ラムサール条約の賢明な利用という原則に一致するプロジェクトを支援すること、また逆に、湿地の破壊や劣化を招くようなプロジェクトを支援したり行ったりしないこと。 すべてのレベルで、湿地の賢明な利用を援助し、奨励し、円滑にすること。
職業団体	ラムサール条約は、職業団体を通じて同条約の賢明な利用の実践を奨励すべきである。	すべてのレベルで、湿地の賢明な利用を援助し、奨励し、円滑にすること。

## E) 教育部門および教育機関

対象グループ/個人	根拠	求める行動
教育大臣、教育課程作成当局、審査理事会、大学	左記はすべて、湿地の保全と賢明な利用という問題を、学校教育課程に加えるよう働きかけることができる。	この普及啓発プログラムに基づき、適切に策定された湿地広報教育普及啓発行動計画のうち、関連部分の実施を支援すること。

全国教師連盟、国際教師連盟	教育課程や学習プログラムにラムサール条約の原則を盛り込むことは、一般的には教職員協会と協力することによって促進できる。	この普及啓発プログラムに基づき、適切に策定された湿地広報教育普及啓発行動計画のうち、関連部分の実施を支援すること。
環境教育に関する全国ネットワーク、国際ネットワーク、協会および評議会	左記の組織が作成中の教育資料その他の資料に、湿地と水の問題を盛り込むことができる。	この普及啓発プログラムに基づき、適切に策定された湿地広報教育普及啓発行動計画のうち、関連部分の実施を支援すること。
湿地センター、環境センター、動物園、水族館、植物園等	左記は、ラムサール条約のメッセージを広める場として理想的であり、適切な情報と資料がそこで入手できるように、努力を傾注すべきである。	この普及啓発プログラムに基づき、適切に策定された湿地広報教育普及啓発行動計画のうち、関連部分、実施を支援すること。
全国図書館ネットワーク、国際図書館ネットワーク	図書館ネットワークは、ラムサール条約と湿地に関する情報を一般市民に利用しやすいものにするすばらしい場を提供する。	この普及啓発プログラムに基づき、適切に策定された湿地広報教育普及啓発行動計画のうち、関連部分の実施を支援すること。

## 添付文書

### 野禽湿地トラスト(英国)の 湿地リンクインターナショナル計画

英国を本拠地とするN G Oの野禽湿地トラストは、1990年に湿地リンクインターナショナル計画を策定した。この計画は、湿地教育センターの新設と既存の湿地教育センターの向上という面で、世界各地の組織を支援しようとするものであった。オーストラリア、フランス、香港、イタリア、ニュージーランド、シンガポール、トリニダードトバゴ、イギリス、アメリカ合衆国のセンターが中心グループとなって開始したこの計画は、湿地リンクインターナショナルの愛称「ウェリー」の名で呼ばれるようになり、今やそのデータベースには100か国を超える国々から、900以上もの個人やグループや組織がアクセスするまでに成長した。

ニュースレターが年2回発行され、これがネットワーク内のコミュニケーションを図る主な機関誌となっている。過去9年間にわたり、プロジェクトは一つずつ計画され、研修、センター設立、広範な教育・普及啓発プログラム等が実施された。

この計画は、当初、商業的な資金源から資金を調達していたが、ここ5年間は、野禽湿地トラストがこの計画の経営やそのとりまとめ役の給与を支えてきた。残念ながらこの資金も1998年5月に停止された。

野禽湿地トラストはこの計画を継続して運営する予定であり、更なる整備のための資金を積極的に集めているところである。復活した湿地リンクインターナショナルの中で野禽湿地トラストは、センターのレベルでもその上のレベルでも、個人や組織や機関が湿地に関する教育・普及啓発プログラムを策定するのを援助するために、計画の中心を拡大していく予定である。主要な手段は、野禽湿地トラストのウェブサイトを設置する「学習ゾーン」であり、そこには、湿地に関する教育・広報資源に関するデータベースと、湿地教育センターの育成を助ける主要情報が収載されている。

### 野禽湿地トラストの背景

野禽湿地トラストは英国に本拠を置く、50年以上もの歴史をもつ組織であり、国内で8か所のビジターセンターを運営するほか、現在はロンドンに9番目のセンターである湿地センターを設立中である。野禽湿地トラストは多数の個人や組織や機関が、世界各地でそれぞれの湿地センターを設立するのを支援している。野禽湿地トラストの最も有名なセンターは、1946年にピーター・スコット卿がこの組織を創設した地、イングランド西部スリムブリッジにある。

各地の野禽湿地トラストセンターには、毎年75万人もの人々が訪れているが、2000年には、ロンドンセンターの開設により、この数字が100万人以上に膨れるものと期待されている。

野禽湿地トラストの主な目的は、湿地の価値と利益について普及啓発し教育することであり、沼地観察と水地域キャンペーン(1988~94年)、学校向け探検計画、説明・展示物開発計画(ディスクバリ・センターや遊びながら学習する方式のセンターの新設等)等、野禽湿地トラストの目的を支えるための計画を多数策定してきた。野禽湿地トラストは、国際湿地保全連合の教育・普及啓発専門家グループのとりまとめも担当している。

詳しい情報は、以下で入手されたい。

Doug Hulyer

Director of Conservation Programmes & Development, WWT

Slimbridge, Glos. GL2 7BT, U.K.

電話番号 : (+44) 1453 890333 内線 224

ファクシミリ : (+44) 1453 890827

電子メール : [doug.hulyer@wwt.org.uk](mailto:doug.hulyer@wwt.org.uk).

## 決議 .10 湿地リスク評価の枠組み

1. 締約国は、「その領域内にあり、かつ、登録簿<sup>訳注</sup>に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり、又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる」としたラムサール条約第3条2を想起し、
2. さらに、締約国会議は、条約第3条2に対応して、生態学的特徴の変化が既に起こっており、起こりつつあり、または起こるおそれのあるラムサール登録湿地の記録(モントルーレコード：勧告4.8)と運用ガイドライン(決議5.4)を確立したことを想起し、
3. また、科学技術検討委員会は、勧告5.2に対応して、決議 .1で採択された「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実施のための定義及び「生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン」を整備したことを意識し、
4. 決議 .1第9節が、1997～1999年の3年間に「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実施のための定義を、「生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン」とともに評価するよう求めたことに留意し、
5. また、決議 .1第11節が、生態学的特徴の変化を検知し、それに対応した行動を起こすための早期警戒システムの確立を求めたことに留意し、
6. さらに、上記2事項に対する助言を作成するため、1998年4月に専門家ワークショップが開催され、その成果が直後に行われた第7回科学技術検討委員会会合で報告されたことに留意し、
7. 1997～1999年の3年間に、科学技術検討委員会は作業計画の一環として、決議5.7で採択された「登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」の適用についての見直しを行い、その結果、生態学的特徴の変化を検知するための早期警戒指標のモニタリング計画やその信頼性についての記載が不十分であると示されたことを意識し、
8. 「湿地の価値を評価し認識するための手段」に関する分科会 が開催され、「湿地リスク評価の枠組み」と題された当該決議の付属書を詳細にわたって検討したことを確認し、
9. 締約国が条約第3条2に基づく義務を果たすために必要な具体的ガイドラインとして、経験に基づいた包括的な助言及び手引きを提供した当該決議付属書の著者に対し感謝の意を表し、

締約国会議は、

10. 締約国のための手引きとして「湿地リスク評価の枠組み」と題する当該決議の付属書を採択する。
11. さらに、決議 .1で採択された生態学的特徴と生態学的特徴の変化の実施のための定義について、科学技術検討委員会が評価を行った結果、推奨した以下の定義を採択する。

「生態学的特徴とは、湿地生態系の生物的、物理的、化学的構成要素及び湿地とその生産

<sup>訳注</sup> 国際的に重要な湿地のリストと同じ。

物、機能、属性を維持する相互作用を総合したものである。」

「生態学的特徴の変化とは、湿地生態系のいかなる生物的、物理的、化学的構成要素及び湿地とその生産物、機能、属性を維持する相互作用における劣化及び不均衡である。」

12. 生態学的特徴の変化の主要な原因 すなわち、水循環の変化、水質、物理的变化、生物産物の利用、及び外来種の移入 を評価する基準を提供する添付の手引きに留意し、適用することを締約国に強く要請する。
13. 登録湿地及び他の湿地の管理計画の整備にあたっては、決議 11 で採択された枠組みに基づくモニタリング計画の一環として、統合的な要素である早期警戒システムを確実に包含することを締約国に要請する。
14. 締約国及び関係者からの情報とともに、湿地の早期警戒システムが実施されている、または確立されつつあるケース及び早期警戒システムの維持における経験を概説する報告書を編修することを科学技術検討委員会に奨励する。

## 付属書

### 湿地リスク評価の枠組み

#### 目次

- はじめに
- 生態学的特徴の変化の種類
- 湿地リスク評価
- 早期警戒指標
- 早期警戒指標の理想的属性
- 早期警戒指標例
- 早期警戒指標の反応度

#### はじめに

1. ラムサール条約(1971年イランのラムサールにて採択)は、締約国が国際的に重要な湿地等の登録リストに掲げられた湿地及びその他の湿地の、生態学的特徴の変化を予測しかつ評価するのを支援するために、この湿地リスク評価のための概念的枠組みを策定した。この枠組みは、湿地の生態学的特徴の変化を予測しかつ評価するための方法について指針を提供するものであり、特に、早期警戒システムの有効性を高めるものである。「湿地リスク評価の枠組み」は、湿地管理計画策定プロセスの不可欠な構成要素として提示される。
2. ラムサール条約の湿地の生態学的特徴を評価し維持するプロセスは、多くの要素から成っており、同条約の賢明な利用という概念及びこの条約に基づく締約国の義務の中心となるものである。このプロセスの要素には、以下が含まれる。
  - a. 国際的に重要な湿地を選定するための基準(決議 .11)
  - b. 生態学的な特徴がすでに変化しており、変化しつつあり、または変化するおそれがあるラムサール登録湿地のモントルーレコード(決議 5.4)
  - c. 登録湿地の生態学的特徴の実施のための定義と、生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン、及びモントルーレコードの運用のためのガイドライン(決議 .1)
3. 1996年の第6回締約国会議で採択された決議 .1は、効果的な湿地モニタリング計画を企画するための枠組みも提示しており、またマイナスの変化を検出するための適切な早期警戒システムの確立及び「生態学的特徴」と「生態学的特徴の変化」の実施のための定義に関する評価を行うよう求めている。当該定義はそれに続く3年の間に検討され、この「湿地リスク評価の枠組み」を採択した決議 .10に示すとおり修正された。

#### 生態学的特徴の変化の種類

4. 湿地の生態学的特徴のマイナスの変化の原因は、大きく分けて次の5種類にまとめられる。
  - a. 水循環の変化
  - b. 水質汚染
  - c. 物理的变化



- d. 生物産物の利用
  - e. 外来種の移入
5. これらの原因の相対的な重要性は、地域によっても国によっても、また各湿地によっても異なる。その上、上述した変化の原因は互いに関連していることが多く、それぞれの原因別に結果を分けることはむずかしい場合がある。「原因別」にとらえるよりも簡単に生態学的特徴の変化をとらえる方法は、「変化の種類」ごとに分けることである。生態学的変化の定義によれば(本枠組みを採択した決議 10 の 11 節を参照)。この変化は、「生物学的変化」「化学的変化」「物理的变化」という三つの基本的な種類に大別できる。
  6. 湿地の生態学的特徴の変化を予測するための適切な枠組みと方法を概説する場合、湿地管理者は、まず最初に「変化の種類」について注意する。特に、人間活動が引き起こしたマイナスの変化について注意する。

### 湿地リスク評価

7. 早期警戒指標の適切な適用を確保するためには、体系化されしかも柔軟性のある評価の枠組みの中に、指標の反応を選択し評価し分析する過程、及び当該反応を決定の根拠とする過程を含めることが不可欠である。ラムサール条約の場合には、「湿地リスク評価」と呼ばれる修正された生態学的リスク評価の枠組みが推奨される。この枠組みは、特に早期警戒技術の適用に重点を置きながら、湿地リスク評価が、生態学的特徴の変化を予測し評価する過程を推進する「手段」としてどのように働きうるかという概略を示すことを目的としている。
8. 湿地リスク評価の基本モデルは、一般化された生態学的リスク評価パラダイムを修正したものであり、これを図 1 に示す。この基本モデルは、以下に説明する 6 つのステップの概要を示している。
9. ステップ 1 問題の特定。これは、問題の性質を特定し、この情報に基づいて、リスク評価の計画を作成する過程である。この段階では、リスク評価の目的と範囲を定めて、当該評価の基礎を築く。化学的影響の場合には、対象となる化学物質の特徴(性状、既知の毒性等)、その発生源、何が影響を受ける可能性があるか、どのように影響を受けるか、及び重要なこととして、何が保護されるべきかに関する情報を得て、それを盛り込むことを含む。
10. ステップ 2 悪影響の特定。この段階では、湿地に対するマイナスの変化または影響が及びうる範囲を評価する。データはできれば現地調査から得るべきである。その理由は、フィールドデータのほうが、多くの湿地に生じているような複合的影響を評価するのに適しているからである。マイナスの変化の範囲と利用できる資源に応じて、こうした調査は定量的現場実験から定性的観察調査まで様々なものとなりうる。化学的影響については、現場で環境毒性の生物検定法を行うのが適切な方法であり、雑草や野生動物によって引き起こされた変化については、現場観察とマッピングを行うだけでよい。
11. ステップ 3 問題範囲の特定。この段階では、湿地の挙動及び問題の発生範囲に関して他で集められた情報を使って、対象となる湿地について問題となる可能性の高い範囲を推定する。化学的影響の場合、この情報には、一般的な化学的性質、及び化学物質が環境に入ってくる割合に関するデータに加えて、輸送、希釈、分離、残留性、劣化、変容等のプロセスに関する情報も含める。侵入種の植物の場合、この情報には、生態系への進入、広がる速度、生息地の好みに関する詳しい情報を含めることができる。現地調査はもちろん理想的な方法ではあるが、過去の記録の利用、シミュレーションモデリング、現地や実験室で実験研究を行うことは、いずれも、問題範囲の特性を指摘する代替法ないし補完法となる。

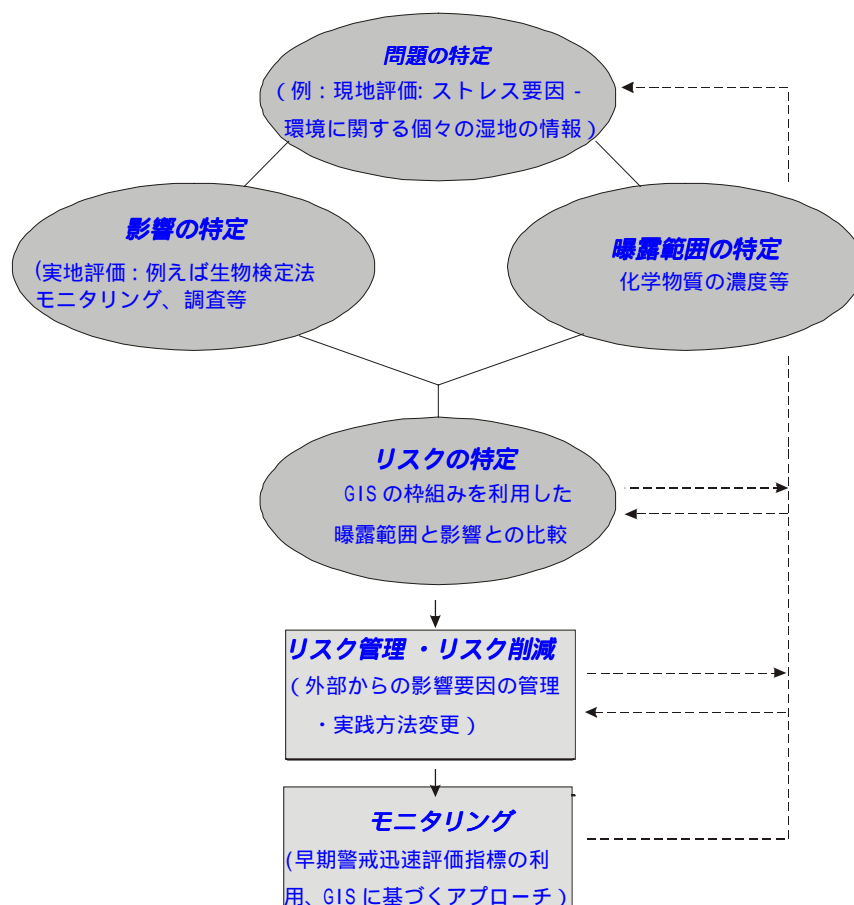


図1: 湿地リスク評価モデル案

12. ステップ 4 リスクの特定。この段階では、湿地のマイナスの生態学的変化がどのような水準で起こりうるかを推定するために、起こりうる影響についての評価結果と、見込まれる問題範囲についての評価結果とを統合する。リスクを評価するには一連の技術があり、どの技術が適しているかは、起こりうる影響の種類、質、その範囲に応じて決まる。湿地のリスクを特徴づけるのに有用と見込まれる技術は、GIS をベースにした枠組みによるものであり、この方法では、影響と要因を関連づけるために、各種評価結果を対象地域の地図上に重ねる。こうした方法はリスクを評価するだけでなく、将来の評価やモニタリングを、特定した問題地域に集中して行うのにも役立つ。
13. ステップ 5 リスク管理とリスク削減。この段階は最終的な意思決定過程であり、ここでは上述した評価過程から得た情報を利用して、他の社会価値、地域社会の価値または環境価値を損なわずに、リスクを最小限にとどめようとする。ラムサール条約の場合、リスク管理は、「賢明な利用」の概念を考慮するとともに、管理上の決定がこの概念に及ぼす潜在的影響についても考慮していなければならない。リスク管理において考慮する要因は、リスク評価の結果だけでなく、政治的要因、社会的要因、経済的要因、工学的技術的要因、並びにそれぞれのリスク削減行動の長所と限界についても考慮する。リスク管理は、湿地管理者と関連分野の専門家とのコミュニケーションを必要とする学際的な作業である。

14. ステップ 6 モニタリング。モニタリングはリスク評価過程の最終段階であり、リスク管理に関する決定の有効性を検証するために、これを行うべきである。モニタリングには、深刻な環境上の悪影響が発生する前に、リスク管理に関する決定の不履行または履行不十分という状況を探知し、信頼性のある早期警戒システムとして機能する要素を組み込むべきである。効果的なモニタリングを行わないならば、リスク評価はほとんど価値のないものとなる。モニタリング過程においては、測定する終点の選定がきわめて重要な意味を持つ。また GIS に基づくアプローチは、湿地への悪影響をモニタリングするのに役立つ立体的寸法を組み込んでいるため、湿地リスク評価にとって有用な技術になるはずである。

### 早期警戒指標

15. 現実の環境上の影響に対して事実上の先駆物質として生じる結果、または現実の環境上の影響が発生したことを示す結果というものは検出可能である、というのが、早期警戒指標の基本的概念である。こうした「早期警戒」は、それよりも大きな規模の環境上の劣化が生じることに對して、必ずしも確固たる証拠を提示するとは限らないが、介入や更なる調査を行う理由があるかどうかを決定する機会を提供する。つまり早期警戒指標とは、「対象となる系に対する潜在的に重要な悪影響の発生に先行する反応であって、ある特定のストレスに対する測定可能な生物学的、物理的、または化学的な反応である」と定義できる。
16. 上記第 4 節で説明した主な 5 種類の生態学的特徴の変化のうち、化学的变化は、環境上の影響とその予測という面で、断然大きな注目を浴びてきた。その結果として、圧倒的に大部分の早期警戒技術が、水界生態系に対する化学物質の影響を評価するために開発されてきた。その他の重要な生態学的特徴の変化に対する適切な指標を特定するため、更なる評価を実施することが勧告される。本枠組みに含まれる早期警戒指標の例は、その大半が、湿地に関する重要な化学的变化(つまり汚染)について予測または予め警告するための生物学的及び物理化学的な評価方法である。
17. 生態系の健全性を評価するためのモニタリング計画を策定する場合、指標の選択は、管理者によって求められる他の決定の段階に従って行う。こうして、重要な問題または重要になる可能性のある問題を特定して、保護すべき環境価値を決定した後は、管理者は湿地を保護するための「評価目的」の特定に注意を向ける。それには、例えば以下を利用できる。
- a. **急性及び慢性の変化の早期検出** これは、生態学的に重要な影響を回避できるように先見性のある情報を提供するものである。
  - b. **影響の生態学的な重要性の評価** これは、生物多様性、保全状況、または個体群もしくは群集群落もしくは生態系のレベルでの反応を測定して行う。
18. 生態系全体に対する影響、つまり、観察される影響の生態学的重要性を決定するには、一般に、生態系の「代理となるもの」を測定することが必要となる。このような代理物は、ふつう、生物群集もしくは生物集合、または生息地もしくは指標種である中枢種(これらが生態系レベルの影響と密接に結びついている場合)である。悪影響の生態学的重要性に関する情報は、地域または国を対象とする計画、及び完全な攪乱勾配を含む計画、つまり、劣化していない湿地から深刻に劣化した湿地にいたるまでの一連の湿地を対象範囲とする計画の中で、最も良く収集できる。迅速評価法は、この条件を提供できる。
19. 指標を選ぶ場合には、湿地の生態学的特徴の定義(本枠組みを採択した決議 .10 の 11 を参照)並びに、当該特徴が生態系の生物学的、化学的及び物理的な構成要素に対してもつ重要性に留意することが大切である。それゆえ、上記三つの構成要素のうちどれが変化を受けや

すいとみなされるかに応じて、早期警戒指標を選ぶことが有用かもしれない。この三つの構成要素は複雑に結びついている。こうした相互関係はあるものの、「湿地リスク評価の枠組み」は、変化を評価しまたは予測するのに最も適した指標を特定しやすくする過程を提供する。

20. 早期警戒指標の生態学的関連性についても検討すべきである。ただし、早期指標と生態学的関連性という概念は対立することがありうる。図2は、測定できる生物学的反応と、生態学的関連性と、早期警戒能力との関係を図にまとめたものである。一例として、バイオマーカーの反応は悪影響の蓋然性に対してすばらしい早期警戒指標となりうるのだが、ただし反応が観察された場合に必ず悪影響が生じるのかについては、個体群、群集群落あるいは生態系のレベルでどこか、個体レベルでさえほとんど証拠がない。したがってバイオマーカーを生態学的に関連性があるとはみなせないのである。もし第一の評価目的が早期検出にあるなら、生態学的な関連性を考えずに評価できるかもしれないが、もしも影響の生態学的な重要性に関する知見を考慮するならば、バイオマーカーの反応はおそらく早期警戒指標にはならないことになる。

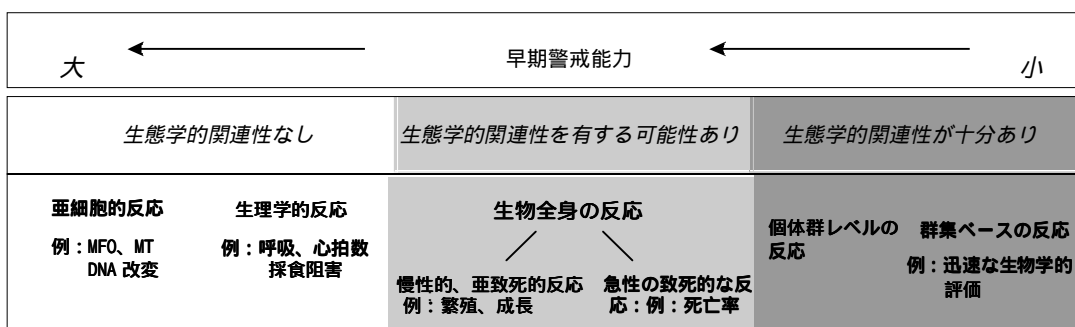


図2: 生態学的関連性、早期警戒能力及び測定可能な生物学的反応の関係

### 早期警戒指標の理想的属性

21. 早期警戒指標としての能力を有するためには、検知される反応に以下の属性が備わっていないなければならない。
- a. 予測性：環境上の深刻な害が発生する前に、劣化または何らかのかたちの悪影響の兆候を示す反応が、生物的組織であれ物理的組織であれ、組織のレベルで発生すること。
  - b. 感受性：重大な影響が発生する前にその可能性のある影響を感知する場合に、早期警戒指標が低レベル、または初期段階の問題に対して敏感に反応するものであること。
  - c. 診断力：ある結果の原因特定に対する信頼性を増すため、反応が問題に対して十分に特異的なものであること。
  - d. 適用範囲の広さ：反応が、広範な問題から、将来起こりうる影響を予測するものであること。
  - e. 実際の環境上の影響や生態学的な関連性との相関関係：問題に対して継続的に曝露していると、そしてその結果として反応が継続的に現れていると、ふつうは、または多くの

場合には、いずれ重要な環境上の(生態系レベルの)影響が生じるということが了解されていること。

- f. 時宜に適った、高いコスト効果：重大な環境上の影響が生じる前に、効果的な管理行動を開始できるように、情報を十分迅速に提供すること、また、努力量当たり最大限の情報を提供しながら、安価に測定できること。
  - g. 地域または国との関連性：評価対象となっている生態系と関連性があること。
  - h. 社会的関連性：利害関係者にとって明らかに価値があること、利害関係者が観測しうること、または、社会的に関連性のある措置を予測するものであること。
  - i. 測定しやすさ：既知の信頼性を有する、計測誤差の低い標準的な手順を用いて測定できること。
  - j. 場所と時間が一定していること：小さな変化を検出できる能力があること、及び自然環境の一部である自然の要因によってではなく、人為的な発生源によって引き起こされた反応であることを明確に判別できる能力があること(つまり、信号対雑音比が高いこと)。
  - k. 非破壊性：評価対象となる生態系を破壊せずに、指標を測定できること。
22. 生態学的特徴の現実的または潜在的な変化の評価は、それを評価するために選んだ指標の有効性と同じだけしか有効でないため、上記の属性の重要性を過度に強調することはできない。またほとんどの場合において、対立する属性があったり、あるいは単に達成不能な属性もあったりすることから、理想的な属性のすべてを備えた早期警戒指標というものは存在しえない。

### 早期警戒指標例

23. 湿地生態系を評価するために、多数の早期警戒指標が開発された。これらは大きく三つの種類に分けられている。
- a. 迅速反応毒性試験
  - b. 早期警戒実地試験
  - c. 迅速評価
24. 潜在的な限界を含め、上記手法の概要を表1に示す。それぞれの手法は、水質評価計画の様々な目的に適合しうる。早期警戒指標の大半は生物学的な性質のものだが、中には物理化学的な指標も存在しており、これが水質評価の第一段階となることも多い。

### 迅速反応毒性試験

25. 迅速反応毒性試験は、1以上の化学物質に対して迅速かつ感受性の高い反応を起こすように設計された実験室毒性生物検定法である。この試験を行うと、より高レベルの生物的組織(群集や生態系等)で悪影響が生じている危険性があるという兆候が提示される。実験室毒性試験は、特に、水環境にこれから放出される化学物質に有用である(新しい農薬、排出前の廃水等)。この試験は、安全な濃度や希釈率、排出速度等を決定する基準を提供し、それによって水環境に対する悪影響を除去したり、あるいは少なくとも最小限にとどめたりする。しかしながら、測定できる反応の生態学的関連性の強弱には大きな開きがある。

表 1: 種類別早期警戒指標の役割と潜在的限界

反応の種類と役割	潜在的限界
<p><b>a. 「迅速反応毒性試験」</b>                      感受性のある生物体の反応に対する実験室毒性評価(成長、繁殖等)で、結果も迅速に出る。                      この試験は、時宜に適った柔軟性のある管理行動(組成の変わる廃液の放出に対して、安全な希釈方法を決定する等)を実施できるようにする予測試験である。</p>	<p>測定された亜致死的な反応(成長、繁殖等)の生態学的関連性は、確定していないのがふつうである。</p>
<p><b>b. 「早期警戒実地試験」</b>                      モニタリング又は評価を通じて、感受性のある生物体の亜致死的な反応を測定する。                      この試験は、生態学的に重要で実質的な影響を回避できるように、先行的又は予防的な情報を提供できる。</p>	<p>測定された反応(特に生化学的バイオマーカー)の生態学的関連性は、確定していないのがふつうである。</p>
<p><b>c. 「迅速評価」</b>                      標準化され、コスト効果の高い各種形式のモニタリングであり、広範囲にわたる湿地の生態学的な状況に対する「最初の」評価を提供できる。                      対象範囲が広範囲に及ぶことから、「ホットスポット」を特定して、別の場所で同じような事態が発生することへの対策を講じ、予防できる可能性がある。</p>	<p>結果はきめが粗く、比較的深刻な影響だけを検出するのがふつうである。</p>

**早期警戒実地試験**

- 26. 早期警戒実地試験は一連のまとまった手法で構成される。これは、この試験が現場での反応やパターンの測定に用いられ、環境中の影響の現実的な兆候を提示するからである。早期警戒実地試験は、実験室迅速反応毒性試験とは対照的に、既存の化学物質の影響を予測しまたは評価する。一部の手法は、生物学的及び物理的な問題にも応用できる。
- 27. 直接毒性評価。これは、水界生態系における化学物質の行方(排水の放出、農薬等農業用化学物質による水路の汚染等の場合)を評価し及びモニタリングするために、毒性試験を用いることである。汚染物質という投入物を受け入れた水域について、現場で毒性評価を行えば、上記第 25 節に述べた迅速反応毒性試験に基づく予測に対して、その有効性をモニタリングできることになる。しかも、測定された反応が感受性の高いものだとすれば、この評価結果もまた、より高レベルの生物的組織で生じうる影響に対して、早期警戒指標となりうるのである。
- 28. 植物性プランクトンのモニタリング。植物性プランクトンは、その栄養所要量、水系食物連鎖の底辺にいるという位置、及び広範な汚染物質に対して迅速かつ予測通りに反応する能力ゆえに、化学物質による湿地の生態学的特徴の変化の早期警戒指標として、おそらく最も

有望なものとみられる。その上、植物性プランクトンは栄養濃度の変化に対して感受性を示すので、富栄養化を評価する場合にも、理想的な指標になる。植物性プランクトンは、上述した種類の毒性生物検定法、つまり迅速反応毒性試験及び直接毒性評価に利用できる。こうした手法は迅速で安価で感受性が高く、実験室で培養した藻類を使って実験室でも実施できるし、自然の植物性プランクトンの群集を使って現場でも実施できる。一例として、藻類生育阻害試験(AFB)では、汚染物質や自然の水が、様々な大きさに分けられた自然の藻類群集の機能パラメータ(例：14C 取り込み、バイオマス)に及ぼす影響を評価する。種の構成や群集のサイズの変化といった構造的な指標も、特に感受性が高いことが確認されている。

29. バイオマーカー。 バイオマーカーとは、亜生物体レベルもしくは生物体レベルにおける特定の化学物質への曝露またはその影響に対する、生化学的、生理学的、または組織学的な指標と定義することができる。その基本的概念は、個々の生物の生化学的性質、生理、または組織の変化は、生物体レベルでの影響に先行することが多く、したがって、個体群レベル、群集レベル、及び生態系レベルの影響に先行する可能性がある、というものである。つまり、対象とする湿地と参照標準とする湿地から水生動物を収集し、そのバイオマーカーを評価し比較する。この変型方法として、「ケージ」に入れた微生物を対象となる環境中に配置し、予め決めた期間が経過してからバイオマーカーの反応を測定する方法がある。バイオマーカーは、農薬等の有機化合物、石油炭化水素、重金属、及び工業用廃水等の複雑な混合物をはじめ、様々な種類の汚染物から起こりうる悪影響の予測に使われてきた。
30. 潜在的に有用な種類のバイオマーカーは、混合機能オキシダーゼ、潜在的内分泌攪乱物質のバイオマーカーであるピテロゲニン、生物濃縮、の3種類である。多くのバイオマーカーが、特定の化学物質や複合的な廃水によって生じうる環境上の悪影響に対する早期警戒指標となることが実証されている。バイオマーカーは最新式の生物学的早期警戒指標である。

## 迅速評価

31. この評価方法は、標準化された方法で、しかも比較的 low コストで、地理的に広範な地域にわたって生態学的関連性の高い情報を収集できる利点があるため、ますます水質モニタリングに使われるようになってきている。こうしたメリットがある代わりに、この方法は比較的「きめが粗い」のがふつうであり、したがって微細な影響を検出するには適していない。迅速評価に望まれるまたは不可欠な属性には、以下が含まれる。
  - a. 一般に、測定された反応は、湿地、集水域もしくは地域(つまり生態系に代わるもの)の生態学的な状況もしくは全体的な状態を適切に反映するものとみなされている。
  - b. サンプリングやデータ分析の方法がきわめて高度に標準化されている。
  - c. 迅速かつ安価に反応を測定でき、結果も迅速に出る。
  - d. 専門家でなくても結果を簡単に理解できる。
  - e. 反応はある程度診断的な価値を持つ。
32. 現在、一連の迅速評価手法の開発が進行中である。これには、無脊椎動物を利用した迅速生物学的評価、鳥類のモニタリング、リモートセンシング等が含まれる。これらにはいずれも特定の用途があり、多くの場合にはさらなる整備が必要である。
33. 物理化学的なモニタリングもまた、生物学的尺度を利用して水路の状態を評価する総合評価

計画にとって、不可欠な要素とみなされてきた。標準物理化学的パラメータのモニタリングは、いくつかの点で有用である。まず、このモニタリングは、水域の物理化学的な特性について記録を提供し、長期間にわたってモニタリングが続けられた場合には、時間の経過とともに特性がどのように変動するかについて記録を提供する。第二に、多くの物理化学的パラメータには、特定の汚染物質の毒性を変える能力がある。標準物理化学的水質パラメータの大多数は、単純で、安価で、しかも迅速に測定できるため、これを環境毒性モニタリング調査や生物学的モニタリング調査の補足として使うべきである。

### 早期警戒指標の反応度

34. モニタリング計画において早期警戒指標を必要と認めることは、早期変化に関する情報に基づいて措置を講じ、合意された管理計画を実施するということである。この管理計画の初期段階には、重要とみなす変化の種類と大きさ、事実上何も影響がない場合に、影響がある、と推論することの相対的なコスト、及び現実の影響を検出しない場合の相対的なコストについて、利害関係者の間で一連の相互交渉が必要となる可能性がある。これらは、モニタリング結果が受け入れられるときの信頼性を定めるものであるため、合意しなければならない重要な統計的パラメータである。
35. モニタリング計画に早期警戒指標を組み入れることは、予防的管理方法をとることであり、つまり現実の重要な変化が生態系レベルで発生する前に、介入するということである。したがって、測定した反応が、なにがしかの、保守的でおおむね随意的の許容限界に達したときに、または介入発動値に達したときに、早期警戒指標の変化に対する介入が行われる。
36. 最強の影響評価計画は、一般に 2 種類の指標を組み込んでいる。それは、変化に対する早期警戒に関する指標、並びに生態系レベルの影響と密接に関連する(とみなされている)指標である。「生態系レベル」の種類指標には、生態学的に重要な個体群(中枢種等)もしくは生息地、または生態系の適切な「代理」として役立つ生物群集が含まれる。一般には、迅速評価に用いられる指標もまた、この役割を果たす。モニタリング計画においてこの 2 種類の指標が測定されれば、「生態系レベル」の指標を用いて、早期警戒指標で観察された変化の生態学的重要性を評価できるのである。
37. 早期警戒指標の場合と同じく、変化の許容限界等、「生態系レベル」の指標に関する統計的な決定基準についても交渉し、予め決めておかなければならない。変化の許容限界というものは、対象となる湿地の価値と賢明な利用について考慮しながら、特定湿地ごとに定めてはじめて、効果が出る問題である。



## 決議 .11 国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン

1. 条約の第 2 条が、締約国に対して「領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿に掲げる」よう求めていることを想起し、
2. 最初の 3 回にわたる締約国会議での検討に続き、第 4 回締約国会議が、勧告 4.2 において、「国際的に重要な湿地を選定するための基準」を採択したことを重ねて想起し、
3. 第 6 回締約国会議の決議 .2 ではさらに、魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準を採択し、同決議の付属書には、当該基準の適用についての詳しいガイドラインが含まれていることを確認し、
4. さらにまたラムサール条約第 6 回締約国会議の決議 .3「国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準とガイドラインの見直し」では、科学技術検討委員会が当該基準の更なる見直しを行い、その結果を常設委員会及び可能な場合には第 7 回締約国会議に提出して検討を求めるよう要請したことを想起し、
5. 「1997 年-2002 年戦略計画」の行動 6.2.3 が、「適切な場合には、特にサンゴ礁、マングローブ、藻場、泥炭地といった、これまであまり登録湿地として指定されていない湿地タイプが、新規登録されるよう優先的に注意を払うことを締約国に要請していることを意識し、
6. 「戦略計画」の行動 6.3.1 が、「地球規模の湿地保全の優先事項及び価値を確実に反映するよう、継続的に」当該基準を見直すことを定めていることに留意し、
7. あらゆる湿地タイプから成る湿地の世界的ネットワークを実現することは、生物多様性の保全と、人類を支える湿地の生態学的及び水文学的な機能の維持に寄与するため、当該ネットワークの実現に向けて早く前進できるように、「国際的に重要な湿地を選定するための基準」は、地球レベル、超国家的な地域レベル、及び各国のレベルで適用されるべきであることを信じ、
8. 今回の締約国会議の分科会 では、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」の草案について、詳細に見直しを行ったことを認識し、
9. また、今回の締約国会議の分科会 では、ラムサール登録湿地の指定に関する計画立案及び将来における優先順位設定の基礎を築くために、世界の湿地資源に関して得られる情報を検討したこと、及びこの基本的な情報基盤を改善するために、目録に関する多数の優先事項を特定したことを認識し(決議 .20)、
10. さらに、生物多様性条約第 4 回締約国会議で採択された内水面の生物多様性の現状及び傾向に関する決定 /4、並びに特に、「内水面生態系の基準及び分類に関する方法を望ましいかたちで統合する」ための両条約それぞれの技術機関の協力に言及している付属書 1 のパート B に留意し、
11. さらに、移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)及び世界遺産条約との覚書、砂漠化防止条約と交わした協力の覚書、及び以上の中で特定されている湿地ベースの行動にも留意し、

12. 科学技術検討委員会のメンバーその他、基準の見直しと戦略的枠組みの策定に貢献した者、特に、条約の国際団体パートナー並びに、非公式な意見と助言を提供してくれたオーストラリア、バハマ、カナダ、コロンビア、ハンガリー、インドネシア、マラウィ、スロベニア、南アフリカ、イギリスのラムサール条約担当政府機関の職員に対して感謝の意を表し、

締約国会議は、

13. 本決議に付属書として添付する「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」を採択する<sup>注1</sup>。
14. 戦略的枠組みを適用すること、並びに、「国際的に重要な湿地のリスト」に関して掲げられたビジョンを追求する中で、将来においてラムサール登録湿地に指定する湿地を特定するための体系的方法を、特に各国レベル及び適当な場合には地域レベルで開発することを、すべての締約国に対して要請する。
15. 2005年に開催される第9回締約国会議までに、ラムサール登録湿地を2000か所にするという短期的全体目標を達成するため、締約国、条約の国際団体パートナー及び地域社会の利害関係者に対して、長期的な戦略的枠組みの中で活動するよう促す。
16. また、戦略的枠組みを可能な限り最大限適用するのに必要な情報基盤を提供するため、指示された場合には湿地目録計画を優先するよう、(決議 .20に従って)締約国に求める。
17. 優先的に登録湿地に指定する湿地を特定する場合には、ラムサール条約第5条に定める義務(及びそれに関連して決議 .19で採択された「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」)に留意すること、並びに上述の特定の際には、複数の国にまたがる適当な湿地及び湿地に依拠する移動性の種に対して重要な生息地を提供する湿地を特に重視するよう確保することを、すべての締約国に奨励する。
18. さらに、可能かつ適当な場合には、「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告4.10)を施行するモデルまたは実証湿地として、自国の管轄内にあるラムサール登録湿地を宣伝するよう、締約国に求める。
19. できる限り早期に、生物多様性条約、移動性野生動物種の保全に関する条約、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)、世界遺産条約、及び砂漠化防止条約の専門的科学技术機関に対してこの決議及びその付属書の内容への注意を喚起すること、及び将来その実施に適切に協力してくれるよう求めることを、ラムサール条約事務局に指示する。

<sup>注1</sup> 「カルスト等の地下水文系を国際的に重要な湿地として特定し指定するためのガイドライン」(決議 .13の付属書)も、決議 .13の規定どおり「戦略的枠組み」に加えられた。

## 付属書

### ラムサール条約(1971年にイランのラムサールにて採択)の国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン

#### 目次

- I. はじめに
- II. 国際的に重要な湿地のリスト(ラムサール条約登録湿地リスト)に関するビジョン、目標、短期目標
  - ラムサール条約登録湿地リストに関するビジョン
  - 登録湿地リストの目標
  - 2005年までの短期目標
- III. 国際的に重要な湿地とラムサール条約における賢明な利用原則
- IV. ラムサール条約登録湿地に指定する優先的湿地を選定するための体系的方法に関するガイドライン
  - IV.1 カルスト等の地下水文系を国際的に重要な湿地として選定し及び指定するためのガイドライン
- V. 国際的に重要な湿地を指定するための基準及び長期目標、並びにその適用のためのガイドライン

**湿地グループ A 代表的、希少または固有な湿地タイプを含む湿地**  
 基準 1 代表的、希少または固有な湿地タイプに関する選定基準

**湿地グループ B 地球規模の生物多様性の保全に重要な湿地**  
 基準 2、3、4 種及び生態学的群集に基づく選定基準  
 基準 5、6、 水鳥に基づく特定基準  
 基準 7、8、 魚類に基づく特定基準

添付文書 A ラムサール条約における「湿地」の定義、湿地分類法  
 添付文書 B 戦略的枠組み用語集  
 添付文書 C ラムサール登録湿地情報票  
 添付文書 D 参考文献

## 1. はじめに

### 背景

1. 主権国家は、ラムサール条約(1971年にイランのラムサールにて採択)に署名する際、または同条約の批准書もしくは加盟書を寄託する際に、条約第2条4に基づいて、少なくとも1か所の湿地を国際的に重要な湿地として指定するよう義務づけられている。その後は、第2条1に定めるように、「各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿に掲げられる。」
2. 上述の条約第2条1で用いられている「適当な」というキーワードについては、条約第2条2に部分的に解釈を助ける条文があり、当該条項では、「湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上または水文学上の国際的重要性に従って、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、水鳥にとっていずれの季節においても国際的に重要な湿地は、掲げられるべきである」と定めている。
3. ラムサール条約は、その進展過程を通じて常に、国際的に重要な湿地(登録湿地)を選定するための基準を策定し、絶えずその見直しを行ってきた。またこの条約は、自然保護科学の発展を反映した基準を締約国が解釈しかつ応用するのを補佐すべく、定期的にガイドラインを更新して当該基準を補ってきた。
4. 「国際的に重要な湿地のリスト」の拡充に対する戦略の方向性は、これまではどちらかといえば限定的なものであった。その顕著な例として第6回締約国会議では、条約の「1997-2002年戦略計画」を通じて、「地球規模または国内で、特にこれまであまり登録されていない湿地タイプに関して、国際的に重要な湿地のリストへの登録湿地の面積を増やす」よう、締約国に要請している(実施目標6.2)。

### 目的

5. 第7回締約国会議において登録湿地の数が急速に1000に近づきつつある中で、ラムサール条約は、この「国際的に重要な湿地のリスト(登録湿地リスト)を将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」を採択した。その目的は、ラムサール条約が登録湿地を通じて達成しようとしている長期目標または成果に関して、より明確な展望、つまりビジョンを示すことである。また締約国が登録湿地の総合的な国内ネットワークを構築するために、将来の指定に関して優先順位を特定しようとする場合、体系的な方法をとれるように締約国を補佐すべく、手引きも提供している。この登録湿地の総合的な国内ネットワークは、地球レベルで考えれば、登録湿地リストに関して掲げたビジョンを実現するものである(次の第 項を参照)。

## II. 国際的に重要な湿地のリスト(ラムサール条約登録湿地リスト)に関するビジョン、目標、短期目標

### ラムサール条約登録湿地リストに関するビジョン

6. ラムサール条約は、「国際的に重要な湿地のリスト」に関して、以下のビジョンを採択した。

生態学的及び水文学的機能を介して地球規模での生物多様性の保全と人間生活の維持に重要な湿地に関して、国際的ネットワークを構築し、かつそれを維持すること。

7. 上述した湿地の国際的ネットワークについては、条約の各締約国の領土内に設けられた国際的に重要な湿地の、緊密な総合的ネットワークから構築しなければならない。

### 登録湿地リストの目標

8. 登録湿地に関する上述のビジョンを実現するため、締約国、条約の国際団体パートナー、地域の利害関係者及びラムサール条約事務局は、以下の4つの目標の達成をめざして協力していく(この目標は優先順に並んでいるわけではない)。

**目標1 各締約国に、湿地の多様性並びにその主要な生態学的及び水文学的機能を完全に代表する登録湿地の国内ネットワークを設立すること。**

9. 1.1) 各生物地理区内に存在する自然のまたは自然度が高い湿地タイプごとに少なくとも1か所の適当な(つまり国際的に重要な)湿地を登録湿地に加えること(湿地タイプについては添付文書Aを参照のこと。生物地理区の定義については添付文書Bを参照のこと)。生物地理区分は地球、超国家的な地域、または各国で定められるものであり、各締約国が自国に適切な形でそれを適用する。
10. 1.2) 湿地タイプごとに適当な湿地を決定する場合には、主要河川流域、湖または沿岸系の自然の機能の中で、生態学的または水文学的に重要な役割を果たしている湿地を優先すること。

**目標2 適当な登録湿地の指定と管理を通じて、地球規模の生物多様性の維持に寄与すること。**

11. 2.1) 地域、地方、国、超国家的な地域のレベル及び国際的なレベルにおいて、生物多様性の保全と湿地の賢明な利用を最善の態様で推進するため、登録湿地リストの拡充について見直し、適宜、登録湿地の特定と選定のための基準を一層向上させること。
12. 2.2) 絶滅のおそれのある生態学的群集を含む湿地、または、絶滅のおそれのある種に関する国内法もしくは国家計画、またはIUCN(国際自然保護連合)レッドリスト、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)の付属書、及び移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)等の国際的な指定により、危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された固有種の生存にとって重要な湿地を、登録湿地に加えること。
13. 2.3) 各生物地理区(定義は用語集を参照)の生物多様性の保全に不可欠な湿地を、登録湿地に加えること。
14. 2.4) 生物の生活史の重要な段階においてまたは悪条件の期間中に重要な生息地を提供する湿地を、登録湿地に加えること。
15. 2.5) 関連する登録湿地選定基準の定めるところにより、水鳥及び魚類の種または系統にとって直接の重要性を持つとされる湿地を、登録湿地に含めること(第V項を参照)。

**目標 3 登録湿地の選定、指定及び管理の面で、締約国、条約の国際団体パートナー、及び地域の利害関係者との協力を促進すること。**

16. 3.1) 渡り鳥の渡りルート沿いにある湿地、国境を共有する湿地、同じ様なタイプの湿地、または同じ様な生物種が生息している湿地に関して、2 か国(またはそれ以上)の締約国の間で、登録湿地「姉妹提携」協定を結ぶ機会を探ること(決議 .19)。
17. 3.2) その他の形式の共同事業で、登録湿地及び湿地一般の長期保全及び持続可能な利用の達成を実証または援助できるものを、複数の締約国の間で行うこと。
18. 3.3) 登録湿地リストの戦略的作成、及びそれに続いて地方、国内、超国家的な地域で行われる登録湿地の管理及び国際的に行われる登録湿地の管理において、適当な場合には、NGO及び地域社会に根ざした組織がより大きな役割を担い、かつより大きく貢献するよう奨励し、また支援すること(決議 .8)。

**目標 4 補い合う環境条約に関する各国の協力、超国家的な地域の協力、及び国際的な協力を推進する手段として、登録湿地ネットワークを利用すること。**

19. 4.1) 生物多様性の喪失、気候変動及び砂漠化の進行の推移を検出するための国別モニタリング、超国家的な地域モニタリング、及び国際的なモニタリングのためのベースライン及び参照地域として、登録湿地を利用すること。
20. 4.2) 登録湿地において、保全及び持続可能な利用の実証プロジェクトを実施すること。これはまた、生物多様性条約、気候変動に関する国際連合枠組み条約、砂漠化防止条約、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、世界遺産条約、移動性野生動物種の保全に関する条約及びそれに基づくアフリカ・ヨーロッパ渡り性水鳥協定等、適当な国際的環境協定との協力、並びに、北米水鳥管理計画、西半球シギ・チドリ類保護区ネットワーク、1996-2000 年アジア太平洋地域水鳥保全戦略、地中海湿地フォーラム、南太平洋地域環境プログラム、南アフリカ開発共同体(SADC)、東南アジア諸国連合(アセアン)、欧州連合のナチュラ 2000 ネットワーク、ヨーロッパの野生生物及び自然生息地に関する条約(ベルン条約)のエメラルドネットワーク、汎欧州生物及び景観多様性戦略、アンデス高地湿地計画、アマゾン協力条約、環境と開発に関する中米委員会等の地域協定や協力のためのイニシアチブとの協力に関して、具体例を示すものとなる。

**登録湿地リストに関する 2005 年までの短期目標**

21. ラムサール条約は、生物の多様性と生産性に富んだ中心地であって、かつ人類の生命維持システムでもある湿地の重要性を強調し、世界の多くの地域で湿地の連続的な喪失と劣化が進行していることを憂慮している。この憂慮への対応として、条約は、登録湿地に関する以下の短期目標を設定した。

**登録湿地を拡充する際には、条約が採択した長期的ビジョン、戦略目標、及び登録湿地に関する目標を考慮すべきことを認識した上で、2005 年に開催される第 9 回ラムサール条約締約国会議までに、少なくとも 2000 か所の湿地を「国際的に重要な湿地のリスト」に掲げるよう確保すること。**

### 111. 国際的に重要な湿地とラムサール条約における賢明な利用原則

22. ラムサール条約の下では、賢明な利用と登録湿地の指定という二つの概念は完全に両立し相互に補強しあう。締約国に対しては、湿地を「生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上または水文学上の国際的重要性に従って」(条約第2条2)国際的に重要な湿地のリスト<sup>訳注</sup>に登録するために指定し、かつ、「登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」(条約第3条1)ことが期待されている。
23. 第3回ラムサール条約締約国会議(1987年)では、湿地の賢明な利用とは「生態系の自然財産を維持しうるような方法で、人類の利益のために湿地を持続的に利用することである」と定義した。第6回締約国会議(1996年)で採択された戦略計画では、「賢明な利用」を持続可能な利用と同一のものとみなしている。締約国はさらに、生態学的及び水文学的な機能を通して、湿地がはかり知れないサービス、生産物及び利益を提供し、人類がそれらを楽しみながらそれによって支えられていることを認識している。従って条約は、登録湿地に指定された湿地を中心としてあらゆる湿地が、将来の世代のために、また生物多様性の保全のために、このような機能や価値を引き続き確実に提供してくれるような実践方法を推進する。

**登録湿地と賢明な利用原則。条約に基づいて湿地を国際的に重要なものと指定する(登録する)という行為は、保全と持続可能な利用という道程に踏み出すにふさわしい第一歩であり、その道程の終着点では、湿地の長期的かつ賢明な(持続可能な)利用を達成するのである。**

24. 条約の第3条2では、「各締約国は、その領域内にあり、かつ登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつありまたは変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手できるような措置をとる」ように定めている。ラムサール条約は、この規定に従って湿地の「生態学的特徴」の概念を展開し、この用語を次のように定義する。

「生態学的特徴とは、湿地生態系の生物的、物理的、化学的構成要素及び湿地とその生産物、機能、属性を維持する相互作用を総合したものである」(決議 .10)。

25. 締約国には、各湿地の生態学的特徴を維持するために、及び当該特徴を維持しながら、「生産物、機能及び属性」を最終的には提供してくれる基本的な生態学的及び水文学的機能を保持するように、自国の登録湿地を管理することが期待されている。したがって、生態学的特徴は湿地の「健康」を表す指標であり、締約国が登録湿地を指定する際には、生態学的及び水文学的属性の変化を検出するためにその後行うモニタリングに対して、ベースラインデータを提供できるように、承認されている「登録湿地情報票」(添付文書Cを参照)を用いて、当該湿地について十分に詳しく説明するよう、締約国に期待されている。生態学的特徴の変化が自然に起こりうる変動域を超えている場合には、その湿地の利用または湿地に対する外的な影響が持続不能なものであること、自然作用が悪化する可能性があること、及び最終的にはその湿地の生態学的、生物学的、及び水文学的機能が破壊される可能性があることを示している。
26. ラムサール条約は、生態学的特徴をモニタリングする手段と、国際的に重要な湿地の管理計画策定のための手段を開発した。このような管理計画の策定はすべての締約国に要請されて

<sup>訳注</sup> 条約の日本語正訳では「登録簿」。

いることであり、その策定にあたっては、人間活動が湿地の生態学的特徴、湿地の経済的及び社会経済的価値(特に地域社会にとっての価値)、並びに湿地に関係する文化的な価値に対して及ぼす影響等の問題を考慮する必要がある。また締約国に対しては、管理計画の中に、生態学的特徴の変化を検出するための定期的かつ厳格なモニタリング制度を盛り込むことが奨励されている(決議 .10)。

#### IV. ラムサール条約の下で優先的に登録湿地に指定する湿地を選定するための体系的方法の採用に関するガイドライン

27. この戦略的枠組みの「はじめに」と題する部分( を参照)では、この枠組みの目的が、ラムサール条約が「国際的に重要な湿地のリスト」を通じて達成しようとしている長期目標または成果に関して、より明確な理解、つまりビジョンを示すことであると述べている。
28. 以下の項では、締約国が登録湿地の総合的で一貫性のある国内ネットワークを構築するために、将来の指定に関して優先順位を特定しようとする場合、体系的な方法をとれるように締約国を補佐すべく、手引きを提供する。この登録湿地の国内ネットワークは、地球規模のネットワークとして考えれば、登録湿地リストに関するビジョンを実現するものなのである。
29. 優先的に登録湿地に指定する湿地を特定するための体系的方法を策定して実施する場合、締約国には、以下の問題を考慮することが要請される。
30. **国家目標の検討** 将来の登録湿地を特定するための体系的方法を策定する準備として、締約国には、この戦略的枠組みの第 II 項で述べた目標を慎重に検討することが要請される。「国際的に重要な湿地のリスト」に関するビジョンと長期目標との関連性の中で検討した場合、当該目標は、体系的な方法策定の面でその後行われるあらゆる検討の基盤となるものである。
31. **湿地の定義、タイプ、生物地理区** ラムサール条約における湿地の定義をどのように解釈し、どのような生物地理区を当てはめるかについて国のレベルで了解することは、各締約国にとって重要である。ラムサール条約における「湿地」の定義(添付文書 A を参照)は、この条約の地球的な規模を反映して非常に広く、国のレベル、超国家的な地域のレベル、及び国際的なレベルにおける湿地保全の取組の間に矛盾が生じないように、各締約国に対して広い対象範囲と柔軟性を認めている。重要な点として、ラムサール条約は、自然の湿地または半自然の湿地を登録するようめざしているが、第 V 項に定める基準のうち少なくとも一つを満たすことを条件として、特定目的で作られた人工の湿地についても、登録湿地への指定を認めている。ラムサール条約湿地分類法(添付文書 A を参照)には、代表的、希少または固有な湿地に関するラムサール基準(第 V 項、基準 1 を参照)に基づいて行われうる登録に関連して、締約国が検討するよう要請されるすべての対象範囲が示されている。
32. 基準 1 の下では、合意された生物地理区の範囲内で国際的に重要な湿地を特定するよう、締約国に期待している。用語集では(添付文書 B を参照)、生物地理区を「気候、土壌の種類、植生被覆等の生物学的なパラメーターや物理的なパラメーターを用いて確定した、科学的に厳密な地域区分」と定義している。多くの締約国にとって生物地理区は、事実上国境にまたがるものであり、代表的湿地、固有な湿地等の湿地タイプを確定するには、複数の国の間での協力が必要となる点に注意すべきである。地域や国によっては「バイオリージョン」という用語を「生物地理区(バイオジオグラフィカルリージョン)」の同義語として使っている。
33. **目録とデータ** 締約国には、自国の領土内にある湿地に関して収集した情報の範囲と質を確定するとともに、目録を完成していない場合には完成するための措置を講じることが要請さ



- れる。目録の作成は、ラムサール条約から支持を受けている承認済みのモデルと基準を用いて行う(決議 .20 を参照)。しかしながら、湿地に関して既に適切な情報を入手できる場合には、目録を作成していない場合でも登録湿地の指定を行うことができる。
34. 湿地の現状と分布、湿地に関係のある動植物、及び湿地の機能と価値に関する科学的知見の拡大に合わせて、国内湿地目録または登録湿地候補リストを定期的に見直し、内容を改訂する(ラムサール条約 1997-2002 年戦略計画、行動 6.1.1)。
35. **締約国の領土内において国境をまたぐ湿地** 湿地目録は、締約国の全領土を確実に考慮したものとする。特に、ラムサール条約第 5 条及び「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)に従って、国境をまたぐ湿地を特定して登録湿地に指定するように考慮する。
36. **超国家的な地域レベルの指導** 締約国はまた、登録湿地に指定する可能性のある湿地について相対的な重要性を確定する際に、超国家的な地域レベルでのきめの細かい指導を求めることができることを認識しておくこと。これは次のような場合に当てはまる。
- i 国内では動植物の種がそれほど集中して存在しない場合(北半球高緯度地方の渡り性水鳥等)
  - ii データの収集がむずかしい場合(特に、面積が広大な国の場合)
  - iii 特に、乾燥地帯や半乾燥地帯を中心として、場所的及び時期的に降雨量の変動が激しいために、水鳥その他の移動性の種が同じ年の間や複数の年にかけて一時的湿地を組み合わせて活発に利用しており、しかもこの活発な利用のパターンについて十分な知見が得られていない場合
  - iv 泥炭地(勧告 7.1)、サンゴ礁、カルスト等の地下水文系等、特定のタイプの湿地の場合で、国際的な種類の幅やその重要性に関して、国内では限られた専門知識しかない場合(泥炭地を登録湿地として特定し指定するための追加的な手引きについては、「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」への対応として、及び同行動計画と平行して、科学技術検討委員会が策定する予定である。勧告 7.1)
  - v 複数の生物地理区が重なり合うために、その移行地帯に高度な生物多様性が認められる可能性がある場合。
37. **すべてのラムサール登録基準及びすべての種に対する考慮** 体系的方法を策定する場合、締約国には、すべてのラムサール登録基準を考慮することが要請される。条約第 2 条 2 には、湿地の「生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上または水文学上」の側面に基づいて、湿地を検討すべきことが定められている。ラムサール登録基準の下では(第 V 項を参照)、これについてさらに、湿地タイプと生物多様性の保全という形で明示している。
38. 締約国はまた、ラムサール登録基準を適切に利用するようめざす。つまりこれは、水鳥(第 V 項、基準 5、6)と魚類(第 V 項、基準 7、8)に関しては個別基準が策定されたものの、湿地に関係する分類群の中で水鳥と魚類だけが、登録湿地として登録できる根拠、登録湿地として登録すべき根拠となるわけではない、ということである。単に水鳥と魚類については個別の手引きが策定されている、ということに過ぎない。基準 2、3、4 は、湿地に生息する他の種のためだけでなく、適当な場合には水鳥と魚類のための湿地も同じく特定できる、対象範囲の広い基準である。また、肉眼で見えにくい種や微生物叢については、考慮の際に見過ごすおそれがあるが、生物多様性のあらゆる構成要素を確実に考慮するように注意する。
39. **優先順位付け** 登録湿地として指定するにふさわしい湿地のリストを作成する場合、湿地選定基準を体系的に適用したならば、締約国には、優先する候補湿地を特定するよう奨励する。

- 特に、締約国に固有の湿地タイプ、もしくは湿地に生息する生物種で締約国に固有のもの(世界の他の場所では見られないもの)を含む湿地である場合、またはその締約国が、湿地タイプの地球合計もしくは湿地に生息する生物種の地球全体の個体数のうち、相当な割合を保有しているような湿地である場合には、当該湿地を登録湿地として指定することに特に重点を置く。
40. **規模の小さな湿地を見過ごさないこと** 登録湿地を指定する体系的方法を策定する場合、登録湿地候補が必ずしもその領土内で最大の湿地とは限らないことを認識するよう、締約国に推奨する。湿地タイプによっては、もともと大きな湿地系として存在しないものもあり、あるいは昔は大きな湿地系であっても、今ではそうでないものもあるので、こうした湿地タイプを見過ごしてはならない。このような湿地は、生息地を維持する上で、または生態学的群集レベルの生物多様性を維持する上で、特に重要な場合がある。
41. **法的な保護区という地位** 締約国は、登録湿地への指定が、その湿地に対して、既にながしかの種類の保護区という地位を付与されていることを要求したり、登録湿地への指定後に必ず保護区という地位を付与することを要求したりするものではないことを認識する。これと同じく、指定を検討中の湿地は、人間活動の影響をまったく受けていないような手つかずの地域である必要はない。登録湿地への指定は、国際的に重要と認められた湿地という地位に引き上げる効果があるために、当該地域を特別な形で認識することに利用できるのである。つまり、登録湿地への指定は、指定を受けた湿地がラムサール条約に基づく湿地選定基準に合致する場合に限って、その湿地の再生と機能回復の過程の出発点となりうるのである。
42. 登録の優先順位を決定する場合に、既存の保護区であるという湿地の地位をその決定要因とすべきではないが、締約国に対しては、国際的な条約、国家政策または法律文書に基づいて公式に湿地を指定する場合に、一貫した方法をとる必要があることに注意するよう要請する。もしも、湿地に依拠する固有種に対して重要な生息地を提供しているために、その湿地が国の保護区という地位を得ているなら、選定基準に照らしてみれば、その湿地には登録湿地の資格があることになる。したがって締約国には、一貫性を保つために、現在の保護区、計画中の保護区、及び将来の保護区のすべてについて見直しを行うことが要請される。
43. **代表種及び中枢種** 指標種、代表種、中枢種という概念もまた、締約国が考慮すべき重要な事項である。「指標」種の存在は、良質の湿地を判断する有用な尺度となりうる。「代表」種の存在は、湿地の保全と賢明な利用にとって象徴的で大きな普及啓発効果を発揮しうる。また「中枢」種は、不可欠な生態学的役割を果たしている。相当の個体数の指標種、代表種または中枢種を有する湿地は、国際的に重要な湿地として特に考慮に値する可能性がある。
44. **種の存在に対する正しい認識** 登録湿地の指定にあたって、個体数をもとにして相対的な重要性を判定しようとする場合、締約国は、状況を適切に考慮して判定するように注意する。生物多様性の保全に対する相対的重要性という観点から見れば、湿地の登録とそれに続く管理行動の対象として、ごく一般的な種が多数存在する湿地よりも、希少種に生息地を提供する湿地のほうが優先順位は高くなりうる。
45. **外来種** 外来種の導入と広がりについては、生物多様性及び湿地生態系の自然の機能に大きく影響しうることから、大きく懸念されている(侵入種と湿地に関する決議 .14 を参照)。したがって、湿地を国際的に重要な湿地として登録する場合に、移入種つまり外来種の存在を登録の支持理由として用いてはならない。在来種であっても、生態系を攪乱してアンバランスを引き起こす可能性がある場合には、湿地にとって侵入的なものとみなすことがある。また、他に移入された在来種が、もともと自生していた生息地において希少種や絶滅のおそれのある種になっていることもありうる。締約国は、このような状況を慎重に評価しなけれ

ばならない。

46. **湿地の境界の決定** 登録湿地を指定する場合の境界については、湿地の生態学的特徴を維持するのに適した規模で湿地を管理できるような境界であることを認識し、管理面を重視して決定するよう、締約国に奨励する。ラムサール条約第2条1では、登録湿地の中に、「水辺及び沿岸の地帯であって湿地に隣接するもの並びに島または低潮時における水深が六メートルを超える海域であって湿地に囲まれているものを含めることができる」と定めている。非常に小さい故に潜在的に脆弱な湿地については、湿地の周囲の緩衝域を含めて境界を設定するよう、締約国に推奨する。これは、地下系湿地や比較的大きな湿地の場合にも有用な管理手段となりうる。
47. 動物種の生息地として特定された湿地について境界を決定する場合には、当該個体群のあらゆる生態学的要求と保全の要求を適切に提供するように、境界を設定する。特に、大型の動物、食物連鎖の頂点にいる種、広大な範囲をすみかとする動物種、採食地域と休息地域が大きく分かれている種の場合には、生存しうる個体群を支えるためにかなりの面積を必要とするのがふつうである。利用範囲全域、または生存しうる(自活できる)個体群を受け入れている範囲全域にわたって登録湿地を指定することが不可能な場合には、その周囲の地域(つまり緩衝域)において、当該種と生息地の両方に関連する追加措置を講じる。こうした措置をとれば、登録湿地内にある中心的な生息地の保護を補完することになる。
48. 登録湿地に指定することを検討中の湿地は、湿地生態系全体のかなりの要素を含む景観規模で選定される場合もあれば、それよりも小さな範囲で選定される場合もある。狭い湿地を選定して境界を確定する場合には、以下の手引きが範囲確定の助けとなる。
- i 湿地には、重要な植生群落をたった一つ含むだけでなく、できるだけ複合的な植生群落や寄せ集まりの植生群落を含める。もともと養分に乏しい(貧栄養)状態の湿地は、種及び生息地の多様性も乏しいのがふつうである。こうした湿地に高い多様性が見られるときには、保全の質の低さが関係している場合がある(これは、著しく条件が変更されていることからわかる)。したがって多様性を考える場合には、必ず湿地タイプごとの平均に照らしてみなければならない。
  - ii 帯状に分布する群集については、できるだけ完全に一通りを湿地に含める。湿潤地帯から乾燥地帯へ、塩水から汽水へ、汽水から淡水へ、貧栄養から富栄養へ、河川からそれに続く土手、砂州、堆積系へといった自然の勾配(変わり目)を示す群集は重要である。
  - iii 湿地では、植生群落の自然の遷移が急速に進むことが多い。自然の遷移が見られる場合にはできる限り最大限に、あらゆる遷移段階を登録湿地に含める(例えば、開放的な浅瀬から抽水植物群集やヨシ湿原、または沼沢地ないし泥炭地、または湿性森林へと続く場合等)。動的な変化が起きている場合には、先駆群集が登録湿地の域内で遷移を展開し続けられるように、十分広い登録湿地を指定することが重要である。
  - iv 湿地が保全価値の高い陸上生息地へと続いている場合には、湿地そのものの保全価値も高まることになる。
49. 狭い湿地ほど、外部の影響を受けやすくなる可能性が大きい。登録湿地の境界を定める場合には、できることなら常に、湿地の境界が、湿地を害する可能性のある活動、特に、水文学的な攪乱を引き起こすおそれのある活動から湿地を守るのに役立つように、注意を払う。理想的には、湿地の国際的重要性とその完全な姿を保全するのに必要な水文学的機能を提供し

かつ維持するのに必要な陸地部分を、境界域に含める。さもなければ、計画策定過程を進めることにより、隣接する土地や流域内における土地利用方法から生じうるマイナスの影響を適切に規制し及び監視し、確実に登録湿地の生態学的特徴が損なわれないようにすることが重要である。

50. **湿地群** 湿地群または大きな湿地に付随する「衛星」のような個々の小湿地については、以下のいずれかに当てはまる場合には登録を検討すること。
- i 水文学的に結ばれている系(例えば、複合的な渓谷湿地、湧水に沿って地下水から水供給を受けている湿地系、またはカルストと地下湿地系等)の構成要素である場合
  - ii 利用という面で、ごくふつうの動物の個体群と関係している場合(例えば、水鳥の一個体群が、ねぐらや採食地の代替地として利用するひとまとまりの場所等である場合)
  - iii 人間活動によって分断される前は地理的につながっていた場合
  - iv その他のかたちで生態学的に相互依存している場合(例えば、共通の発達史を持つ明らかに大きな一つの湿地帯や景観の一部をなす湿地群であるとか、別個の種の個体群を支える湿地群である場合)
  - v 点在する湿地(非永続的な性質の場合もあり)の集合が乾燥地帯や半乾燥地帯にあり、個別にもまとまりとしても、生物多様性と人類の双方にとってきわめて大きな重要性をもちうるような場合(例えば、完全には解明されていない連鎖環において不可欠な関係を持っている場合等)
51. 湿地群を登録湿地に指定する場合には、構成要素をまとめて一つの登録湿地として取り扱う根拠を「ラムサール登録湿地情報票」に明記する。
52. **国際的枠組みによる補完** 登録湿地への指定を検討する場合、締約国には、目標 4.2(第 20 節)に記載した通り、当該指定を行うことが、関連する国際的及び地域的な環境条約及び計画の下で既に確立されているイニシアチブや策定中のイニシアチブに対して寄与する機会を与える可能性があるかどうかを検討することが要請される。これに該当するものは、特に、生物多様性条約、移動性野生動物種の保全に関する条約及びそれに基づくアフリカ・ヨーロッパ渡り性水鳥協定等である。地域的に該当するものは、北米水鳥管理計画、西半球シギ・チドリ類保護区ネットワーク、1996-2000 年アジア太平洋地域水鳥保全戦略、地中海湿地フォーラム、南太平洋地域環境プログラム、南アフリカ開発共同体(SADC)、東南アジア諸国連合(アセアン)、欧州連合のナチュラ 2000 ネットワーク、ヨーロッパの野生生物及び自然生息地に関する条約(ベルン条約)のエメラルドネットワーク、汎欧州生物及び景観多様性戦略、アンデス高地湿地計画、アマゾン協力条約、環境と開発に関する中米委員会(CCAD)等である。

#### IV.1 カルスト等の地下水文系を国際的に重要な湿地として選定し及び指定するためのガイドライン

53. カルスト湿地の価値は数々ある。ラムサール条約第 2 条 2 は「湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上または水文学上の国際的重要性に従って、登録簿に掲げるために選定されるべきである」と定めている。この視点から見れば、カルスト等の地下水文系湿地には、主に次のような保全価値がある。
- a. カルストという現象や作用及びその機能の特異性

- b. カルスト系とその水文学上及び水文地質学上の特性の相互依存性ともろさ
  - c. カルスト等地下水系系の生態系の固有性とそこに生息する種の固有性
  - d. 特定の分類群に属する動植物を保全することの重要性
54. カルスト系には自然という面で数々の価値があるが、そのほか社会経済的にも重要な価値がある。これには、飲み水の供給、放牧されている家畜や農業への水の供給、観光、レクリエーション等がある。カルスト湿地系は、おおむね地表が乾燥している景観の中で人間社会に適当な水を確実に供給してくれる点で、特に重要な役割を果たす場合がある。
55. カルスト地域内または地域外で発生しうる脅威。大まかに言えば、地上系、地下系を問わず、多くの「活動している」カルスト地域は湿地である。大体において、地下カルスト系は今のところまだ保存状態が良いが、開発圧力が高まっているために、絶滅の危機に瀕しつつある。開発圧力は直接的なものもあれば(観光客や研究者が洞窟を訪れる場合)、間接的なものもある。間接的な圧力には、あらゆる種類の汚染(特に水質汚染、固形廃棄物の投棄、汚水の排水、インフラの整備等)、地下水の汲み上げ、貯水池その他に利用するための貯留等がある。
56. 用語の混乱を避けるために、「カルスト等地下水系」及び「地下湿地」という用語を使用する。また起源に関係なく、水を伴うあらゆる地下の空洞と空隙(氷洞を含む)を含むものとしてこの二つの用語を使う。こうした湿地については、湿地選定基準を満たす場合には常に、登録湿地に指定することができる。ラムサール条約においては、「湿地」の定義を幅広くすることによって各締約国に大きな柔軟性を与えており、こうした姿勢に従い、この二つの用語には、沿岸、内水面、及び人工の地下湿地を明確に含める。
57. カルスト等地下の現象を説明するには専門技術用語が使われるため、専門家でない者にとっては用語集が必要となる。詳細な参考資料としてはユネスコの「多国語によるカルスト用語集」(Glossary and Multilingual Equivalents of Karst Terms:ユネスコ & FAO, 1972 年)を使用できるが、ラムサール条約の適用上、簡単な用語集を提案し、「カルスト」という表題の用語集(付属書 B)<sup>訳注</sup>を収載した。
58. 地下湿地の登録湿地への指定及び管理を目的として提出する情報は、以下による。
- a. 入手できる情報(多くの場合、限られた情報しかない可能性があり、将来の研究によることになる)。
  - b. 検討中の規模に適した情報。地方自治体の管理当局や国の管理当局は、入手できるあらゆる範囲の詳細な情報を得られるべきだが、「登録湿地情報票」に記入する場合等、国際的な目的の場合には、一般に要点だけで十分である。
59. 登録湿地への指定については、様々な国内及び国際的な措置を集合的にとらえ、その一環として当該指定を検討する。つまり、大きなカルスト等地下系に含まれる最も代表的な部分をラムサール条約に基づいて登録湿地に指定し、全体的な系とその集水域部分の「賢明な利用」を達成するために、土地利用計画規制等の策を講じることができる。
60. 現地調査や地図作成は特に難題となる可能性があり、これらについては実行可能性に応じて実施する。例えば、地下の地形を二次元の平面図で示し、それに地上の地形を投影させた地図があれば、登録湿地図としては十分である。多くの締約国が地下湿地の三次元図を作成するための財的・人的な資源を持ち合わせていないことは認識されており、そのことが登録湿

地を指定することの妨げとなつてはならない。

61. カルスト等地下登録湿地の境界は、集水域全域を対象範囲に含むのが最適だが、多くの場合これは非現実的である。但し、湿地の境界には、対象となる地形に直接的または間接的に最も重要な影響を及ぼす地域を含めるべきである。
62. 国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準を適用する場合には、水文学上、水文地質学上、生物学上、及び景観上の固有及び代表的な価値に特に注意を払う。この点で、間欠的な温水カルスト湧水は特に興味深い。
63. ラムサール条約では柔軟な対応を認めているために、締約国は、国内の状況や個々の湿地の状況に応じて最も適した境界を選定することができる。特に、一つの洞窟だけを登録湿地として指定するか、あるいは当該洞窟と複合的な系を合わせて(例えば、地上と地下の湿地を合わせて)登録湿地として指定するかを考えることができる。
64. ラムサール条約では、地上系と地下系の両方を含む湿地について、明文の規定をもって言及しているわけではないが、この条約における湿地の定義(第1条1)には、これらの湿地が含まれるものと解釈し理解する。
65. カルスト等の地下水文系の文化的及び社会経済的な価値、並びに国、地方自治体の両レベルでその「賢明な利用」を実施しなければならないという事実については、特に検討する。当該湿地の登録湿地への指定、管理、モニタリングについては、明確に区別することが必要である。

## V. 国際的に重要な湿地を指定するための基準及び長期目標、並びにその適用のためのガイドライン

66. 湿地リストを拡充するための戦略的枠組みの本セクションでは、湿地を選定するための基準とそれに対して条約が掲げている長期目標を紹介する。締約国が、優先的に指定する湿地を体系的な方法を用いて選べるように、各基準ごとにガイドラインも提供する。第IV項に掲げた全般的なガイドラインと合わせて、本項で提示するガイドラインを検討すること。また、添付文書Bには、以下に掲げる基準、長期目標、及びガイドラインで使われているものを対象に、用語集を掲載してある。

### 基準グループA 代表的、希少または固有な湿地タイプを含む湿地

**基準1: 適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、当該湿地を国際的に重要とみなす。**

#### この登録湿地に関する長期目標

67. ラムサール条約湿地分類法(第 項)に従い、各生物地理区内に見いだされる湿地タイプごとに、少なくとも代表となる適当な湿地一つを登録湿地に含めるようにすること。

#### ガイドライン

68. この基準を体系的に応用する場合、締約国には以下を奨励する。

- i 領土内または超国家的な地域レベルで、生物地理区を決定すること
  - ii 各生物地理区内に存在する湿地タイプの範囲を決定し(ラムサール条約湿地分類法を用いる、添付文書 A を参照)、その際には特に、希少なまたは固有な湿地タイプに注意する。
  - iii 各生物地理区内の各湿地タイプごとに、最も典型的な例(添付文書 B の用語集を参照)となる湿地を、ラムサール条約に基づく登録湿地に指定すべく、特定する。
69. 目標 1 には、特にその中でも目標 1.2(前述第 10 節)には、この基準に基づく別の検討事項として、主要河川流域または沿岸系の自然の機能の中で、生態学的または水文学的に重要な役割を果たしている湿地を優先することを掲げている。水文学的機能については、この基準の下で締約国が優先的に登録する湿地の決定について検討しやすくするために、以下の手引きを提示する。生物学的役割及び生態学的な役割に関する手引きについては、基準 2 を参照されたい。
70. **水文学的重要性** ラムサール条約第 2 条に定める通り、湿地は、水文学上の重要性にしたがって選定されるべきであり、これには特に以下の属性が含まれる。
- i 洪水に対する自然による調節、改善、または予防に大きな役割を果たすこと
  - ii 湿地その他下流にある保全上重要な地域の季節的な保水にとって重要であること
  - iii 帯水層の水の涵養にとって重要であること
  - iv カルスト、または主要な地上の湿地に対する供給源となっている地下の水文学系もしくは湧水系の一部を構成していること
  - v 主要な自然の氾濫原系であること
  - vi 少なくとも地域的な気候の調節や安定の面で大きな水文学的影響力を持つこと(例えば、ある地域の雲霧林や熱帯雨林、半乾燥地域、乾燥地域または砂漠地域、ツンドラにおける湿地や湿地複合、炭素の吸収源として機能する泥炭地系等)
  - vii 高い水質基準の維持に主要な役割を果たしていること

## **基準グループ B 生物多様性の保全のために国際的に重要な湿地**

### **種及び生態学的群集に基づく基準**

**基準 2: 危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。**

### **この登録湿地に関する長期目標**

71. 危急種、絶滅危惧種、近絶滅種または絶滅のおそれのある生態学的群集の生存にとって重要だと考えられる湿地を、登録湿地に含めるようにすること。

### **ガイドライン**

72. 登録湿地は、地球規模で絶滅のおそれのある種や生態学的群集の保全にとって、重要な役割を担っている。関係している個体数が少ないにもかかわらず、また、入手できる定量的なデータや情報の質が低いことが多いにもかかわらず、生活環のいずれの段階であれ地球規模で絶滅のおそれのある種を支えている湿地を、基準 2 または 3 を用いて登録するよう、特に検討する。

73. この戦略的枠組みの総合目標 2.2 では、絶滅のおそれのある生態学的群集を含む湿地、または、絶滅のおそれのある種に関する国内法もしくは国家計画、または IUCN (国際自然保護連合) レッドリスト、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)の付属書、及び移動性野生動植物種に関する条約(ボン条約)等の国際的な枠組みにより、危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種の生存にとって重要な湿地を登録湿地に加えるよう、締約国に要請している。
74. 締約国がこの基準に基づいて登録湿地候補を検討する場合、希少種、危急種、絶滅危惧種、または近絶滅種の種に対して生息地を提供する湿地のネットワークを登録湿地に選定すれば、最大の保全価値を達成できる。理想的には、このネットワークに含まれる湿地が以下のいずれかまたはすべての特性を備えていることが望ましい。
- i 生活環の様々な段階において、対象となる種の移動性の個体群を支えている。
  - ii 渡り経路沿い、つまりフライウェイ沿いに種の個体群を支えている。但し、種が異なれば渡りの方法も異なるものとなり、中継点の間に必要な最大距離も異なる点に留意すること。
  - iii 悪条件のときに個体群に避難場所を提供する等、他の面で生態学的に関係している。
  - iv 登録湿地に指定されている他の湿地に隣接しているか、またはその近隣にあり、当該湿地を保全すれば保護される生息地の面積が拡大し、絶滅のおそれのある種の個体群の生存可能性を高めることになる。
  - v 狭い生息地のタイプを占有ながら分散して生活する定着種の個体群の相当な割合を収容している。
75. 絶滅のおそれのある生態学的群集を特定する場合、次のいずれかもしくはすべての特性を有する湿地を登録湿地に選定すれば、最大の保全価値を達成できる。
- i 特定の群集の質が高い場合、または当該群集が生物地理区に特に典型的なものである場合に、その特定の群集を擁するかなりの面積を含む。
  - ii 希少な群集を収容する湿地である。
  - iii 移行帯、遷移過程の途中の段階、及び群集等、個々の過程の典型例となるものが含まれている。
  - iv 現在の状況下ではもはや発達できない群集を収容している(例えば、気候変動または人為的干渉により)。
  - v 長い発達の歴史の末に現在の段階に至った群集を収容しており、保存状態のよい古環境を支えている。
  - vi 他の(おそらく希少度の高い)群集または特定の種の生存にとって、機能面で重要な群集を収容している湿地である。
  - vii 生息範囲または発生数がかかなり減少した群集を収容していること
76. 上述第 46～49 節「湿地の境界の決定」で述べた生息地の多様性と遷移に関する問題についても留意すること。

**基準 3： 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。**

#### この登録湿地に関する長期目標

77. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地を登録湿地に含めるようにすること。



## ガイドライン

78. 締約国がこの基準に基づいて登録湿地候補を検討する場合、以下のいずれかまたはすべての特性を備えている一連の湿地を選定すれば、最大の保全価値を達成することができる。
- i 生物多様性の「ホットスポット」であり、存在する種数が正確に知られていないとしても、明らかに種の豊富な湿地である。
  - ii 固有性の中心であるか、またはかなりの数の固有種を収容している。
  - iii 地域内で発生する一連の生物多様性(生息地のタイプの多様性も含む)を収容している。
  - iv 特殊な環境条件(半乾燥地域または乾燥地域の一時的な湿地等)に適応した種の相当な割合を収容している。
  - v 生物地理区の希少または特徴的な生物多様性の要素を支えている。

**基準 4：生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。**

### この登録湿地に関する長期目標

79. 生活環の重要な段階において、または悪条件が支配的な状況において、動植物種に生息地を提供する上で最も重要な湿地を、登録湿地に含めるようにすること。

## ガイドライン

80. 移動性の種または渡り性の種にとって重要な湿地は、生活環の特定の段階において比較的狭い地域に集まる個体群のうちの、きわめて大きな割合を収容するものである。これは、一年のうち特定の時期の場合もあれば、半乾燥地域や乾燥地域においては、特定の降雨パターンを示す年の場合もある。例えば多くの水鳥は、繁殖地域と非繁殖地域の間にある長い渡りの道の途中で、比較的狭い地域を主な中継地(採食及び休息用の場所)に利用する。ガン・カモ科の種にとっては、換羽の場所も同じく重要である。半乾燥地域または乾燥地域にある湿地には、水鳥その他湿地に生息する移動性の種がきわめて高い集中度で収容され、個体群の生存にとって重大な鍵を握っていることがある。しかしながら、降雨パターンが年によってかなり変わることから、見た目には明らかな重要性は年毎に大きく変動する可能性がある。
81. 湿地に生息する非渡り性の種は、気候等の条件が好ましくない場合でも生息地を変えることはできず、一部の湿地だけが、中長期的に種の個体群を維持するための生態学的な特性を備えることになる。こうして一部のワニや魚類は、乾期になって適当な水生の生息地の範囲が狭まるにつれて、湿地複合の中にある水深の深い所や池へと避難していく。そうした湿地では、雨期が再びめぐってきて湿地内の生息範囲が再び広がるまで、この狭い地域が動物の生存にとって重大な鍵を握る。非渡り性の種に対してこのような機能を果たす湿地(生態学的、地形学的、及び物理的に複雑な構造の場合が多い)は、個体群の存続にとって特に重要であり、優先的に登録湿地候補として考慮する。

### 水鳥に基づく特定基準

**基準 5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合には、国際的に重要な湿地とみなす。**

### この登録湿地に関する長期目標

82. 定期的に2万羽以上の水鳥を支えるすべての湿地を登録湿地に含めるようにすること。

### ガイドライン

83. 締約国が、この基準に基づいて登録湿地候補を検討する場合、世界的に絶滅のおそれのある種や亜種を含む水鳥の集合に対して生息地を提供する湿地のネットワークを登録湿地に選定すれば、最大の保全価値を達成できる。現在のところ、こうした湿地はあまり登録されていない(Green 1996)。上述第44節の「種の存在に対する正しい認識」も同じく参照のこと。
84. 外来種の水鳥については、特定湿地の総個体数に含めてはならない(上述第45節「外来種」も参照のこと)。
85. この基準は、各締約国の様々な大きさの湿地に等しく適用される。この数の水鳥が存在する面積を正確に示すことは不可能だが、基準5に基づいて国際的に重要と特定される湿地は生態学的な単位を構成しているはずであり、したがって1か所の大きな地域を構成しているか、または小規模な湿地の集合である。上述第50節、51節の「湿地群」も同じく参照のこと。データが得られる場合には、累計を把握できるように、渡りの期間中における水鳥の入れ換わり数も考慮すること。
86. 上述第52節「国際的枠組みによる補完」も参照のこと。

**基準6： 水鳥の一の種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。**

### この登録湿地に関する長期目標

87. 生物地理区内における水鳥の種または水鳥の亜種の個体数の1%以上を定期的に支えるすべての湿地を登録湿地に含めるようにすること。

### ガイドライン

88. 締約国が、この基準に基づいて登録湿地候補を検討する場合、世界的に絶滅のおそれのある種や亜種の個体群を収容する一連の湿地を登録湿地に選定すれば、最大の保全価値を達成できる。上述第44節「種の存在に対する正しい認識」、第52節「国際的枠組みによる補完」も同じく参照のこと。データが得られる場合には、累計を把握できるように、渡りの期間中における水鳥の入れ換わり数も考慮すること。
89. 締約国は、国際的に矛盾のないようにするため、可能な場合には、この基準に基づく登録湿地の評価基準として、国際湿地保全連合が発表して3年ごとに内容を更新している国際的な推定個体数と1%基準を用いる。決議 .4 が要請しているように、締約国は、この基準のより良い適用を図るために、将来における国際的な水鳥推定個体数の更新と改訂に向けてデータを提供するだけでなく、当該推定数データの大多数の出所である国際湿地保全連合の国際水鳥調査に関し、自国内での実施と発展を支援する。

## 魚類に基づく特定基準

**基準 7： 固有な魚類の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。**

### この登録湿地に関する長期目標

90. 固有な魚類の亜種、種または科の相当な割合を支える湿地を登録湿地に含めるようにすること。

### ガイドライン

91. 魚類は、湿地と結びついている脊椎動物の中で、最も数が多い。世界全体でみると、一生を通じて、あるいは生活環の一部だけを湿地で過ごす魚類は、1万8000種以上にのぼる。
92. 基準 7 は、魚類及び甲殻類の高い多様性があれば、その湿地を国際的に重要な湿地に指定できることを示している。この基準は、多様性というものが、分類群の数、様々な生活史の段階、種間相互作用、及び分類群と外部環境との相互作用の複雑さ等、様々な形をとりうることを強調している。したがって、種の数だけで個々の湿地の重要性を評価するのは不十分である。さらに、種がその生活環の様々な段階で果たす様々な生態学的役割についても考慮する必要がある。
93. この生物多様性の解釈には、高水準の固有性と生物非単一性が重要だということが暗黙のうちに含まれている。多くの湿地では、高い固有性を持つ魚類相がその特徴となっている。
94. 国際的に重要な湿地の特定には、固有性の度合いを測る何らかの尺度を用いる。少なくとも魚類の 10%が、一つの湿地または自然にまとまっている湿地群に固有のものならば、その湿地を国際的に重要とみなす。しかし固有の魚類がいなくとも、他に相応の特徴があれば、重要な湿地に指定される資格がないわけではない。湖のなかには、アフリカのグレートレイクスと呼ばれる湖群(ビクトリア湖等を含む)、ロシアのバイカル湖、ボリビアとペルーにまたがるチチカカ湖、乾燥地域にあるシンクホール湖や洞窟湖、島にある湖等のように、固有性のレベルが 90~100%という、きわめて高い数字に達するものもあるが、世界全体に適用するには 10%という数字が現実的である。固有の魚類種が生息していない地域では、地理的な亜種のように、種以下の区分での遺伝的に異なる固有性を尺度に用いる。
95. 世界中で魚類の 734 種が絶滅の危機に瀕しており、少なくとも 92 種がこの 400 年間に絶滅したことが知られている(Baillie & Grombridge 1996)。希少種または絶滅のおそれのある種の存在については、基準 2 で取り扱う。
96. 生物多様性の重要な構成要素は、生物非単一性、すなわち群集内における形態または生殖形態の幅である。湿地群集の生物非単一性は、生息地の時間的、空間的多様性と予測可能性によって決定される。すなわち、生息地がより異なって予測できないものになれば、魚類相の生物非単一性はそれだけ大きくなる。例えば、マラウィ湖は安定した古代からの湖であり、そこには 600 以上の魚種が生息しているが、そのうち 92%は口の中で稚魚を育てるカワスズメ科の魚類であって、科の数にすれば 2~3 科の魚類しか生息していない。これとは対照的に、ボツワナのオカバンゴ湿地という雨期と乾期の間で変動する沼地の氾濫原では、生息する魚種は 60 種に過ぎないが形態や生殖形態が非常に多様であり、生息する魚類の科の数は多く、

つまり生物多様性はマラウイ湖よりも豊富である(Bruton & Merron 1990)。湿地の国際的な重要性を評価するには、生物多様性と生物非単一性の両方を尺度として利用すべきである。

**基準 8： 魚類の重要な食物源であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。**

### この登録湿地に関する長期目標

97. 魚類の重要な食物源を提供する湿地、または産卵場、稚魚の成育場である湿地、または魚類の回遊経路上にある湿地を登録湿地に含めるようにすること。

### ガイドライン

98. 多くの魚類(甲殻類を含む)は、その産卵場、稚魚の成育場、採食場が広く分散しており、かつそれらの場所の間を長距離にわたって移動する等、複雑な生活史を有している。もし魚類の種や系統を維持しようとするなら、魚類の生活環を完結させるのに不可欠な場所をすべて保全することが重要である。沿岸の湿地(沿岸の潟湖や河口、塩生湿地、海岸の岩礁や砂丘を含む)は、水深が浅くて生産性の高い生息地を提供しており、成魚の段階を開放水域で過ごす魚類は、採食場や産卵場、稚魚の成育場として沿岸の湿地を広範に利用している。したがってこうした湿地は、大きな成魚の個体群の生息地になっていないとしても、漁業資源にとって不可欠な生態学的過程を支えているのである。
99. さらに、河川や沼地、湖に生息する多くの魚類は、当該生態系的一部分で産卵したとしても、他の内水面や海洋で成熟期を過ごす。湖に生息する魚類は、産卵のために河川を遡上するのがふつうであるし、河川に生息する魚類は、産卵のために河川を下って湖や河口、あるいは河口の先にある海へと移動するのがふつうである。沼地に生息する多くの魚類は、より永続的で深い水域から、浅いところや、一時的に冠水している場所へと産卵に向かう。したがって、水系の一部をなす湿地は、一見したところ重要ではないように見える場合であっても、当該湿地の上流、下流にわたる広い河川流域の適切な機能を維持するのに不可欠な場合がある。
100. 本ガイドラインはあくまでも手引きを目的とするものであり、個々の湿地その他において漁業を規制する締約国の権利を妨げるものではない。

## 添付文書 A

### ラムサール条約における「湿地」の定義、湿地分類法

#### 定義

ラムサール条約(1971年にイランのラムサールにて採択)の下では、第1条1及び第2条1により、「湿地」は以下のように定義される。

#### 第1条1

「この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地または水域をいい、低潮時における水深が六メートルを超えない海域を含む。」

#### 第2条1

(湿地は)「水辺及び沿岸の地帯であって湿地に隣接するもの並びに島または低潮時における水深が六メートルを超える海域であって湿地に囲まれているものを含めることができる。」

#### ラムサール条約湿地分類法

このコードは、勧告4.7によって承認され、第6回締約国会議決議第 .5によって修正されたラムサール条約湿地分類法に基づいている。ここに掲げる分類は、各登録湿地が表す主要な湿地生息地を速やかに特定できるように、大まかな枠組みだけを提示するものである。

#### 海洋沿岸域湿地

- A 低潮時に6メートルより浅い永久的な浅海域。湾や海峡を含む。
- B 海洋の潮下帯域。海藻や海草の藻場、熱帯性海洋草原(tropical marine meadow)を含む。
- C サンゴ礁。
- D 海域の岩礁。沖合の岩礁性島、海崖を含む。
- E 砂、礫、中礫海岸。砂州、砂嘴、砂礫性島、砂丘系を含む。
- F 河口域。河口の永久的な水域とデルタの河口域。
- G 潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟。
- H 潮間帯湿地。塩生湿地、塩水草原、saltings(塩生湿地)、塩生高層湿原、潮汐汽水沼沢地、干潮淡水沼沢地を含む。
- I 潮間帯森林湿地。マングローブ林、ニッパヤシ湿地林、潮汐淡水湿地林を含む。

J 沿岸域汽水/塩水礁湖。淡水デルタ礁湖を含む。

K 沿岸域淡水潟。三角州の淡水潟を含む。

Zk(a) 海洋沿岸域地下カルスト及び洞窟性水系。

## 内陸湿地

L 永久的内陸デルタ

M 永久的河川、溪流、小河川。滝を含む。

N 季節的、断続的、不定期な河川、溪流小河川。

O 永久的な淡水湖沼(8ha より大きい)。大きな三日月湖を含む。

P 季節的、断続的淡水湖沼(8ha より大きい)。氾濫原の湖沼を含む。

Q 永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼。

R 季節的、断続的、塩水、汽水、アルカリ性湖沼と平底。

Sp 永久的塩水、汽水、アルカリ性沼沢地、水たまり。

Ss 季節的、断続的塩水、汽水、アルカリ性湿原、水たまり。

Tp 永久的淡水沼沢地・水たまり。沼(8ha 未満)、少なくとも成長期のほとんどの間水に浸かった抽水植生のある無機質土壌上の沼沢地や湿地林。

Ts 季節的、断続的淡水沼沢地、水たまり。無機質土壌上にある沼地、ポットホール、季節的に冠水する草原、ヨシ沼沢地。

U 樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原。

Va 高山湿地。高山草原、雪解け水による一時的な水域を含む。

Vt ツンドラ湿地。ツンドラ水たまり、雪解け水による一時的な水域を含む。

W 灌木の優占する湿原。無機質土壌上の、低木湿地林、淡水沼沢地林、低木の優占する淡水沼沢地、低木 carr、ハンノキ群落。

Xf 淡水樹木優占湿原。無機質土壌上の、淡水沼沢地、季節的に冠水する森林、森林性沼沢地を含む。

Xp 森林性泥炭地。泥炭沼沢地林。

Y 淡水泉。オアシス。

Zg 地熱性湿地。

Zk(b) 内陸の地下カルストと洞窟性水系。

注意：「氾濫原」とは、一以上の湿地タイプを表すのに用いられる意味の広い用語であり、R、Ss、Ts、W、Xf、Xp 等のタイプの湿地を含む。氾濫原湿地の例としては、季節的に冠水する草原(水分を含んだ天然の牧草地を含む)、低木地、森林地帯、森林等がある。本ガイドラインでは、氾濫原湿地を一つの湿地タイプとしては扱っていない。

## 人工湿地

- 1 水産養殖池(例 魚類、エビ)
- 2 湖沼。一般的に 8ha 以下の農地用ため池、牧畜用ため池、小規模な貯水池。
- 3 灌漑地。灌漑用水路、水田を含む。
- 4 季節的に冠水する農地(集約的に管理もしくは放牧されている牧草地もしくは牧場で、水を引いてあるもの。)
- 5 製塩場。塩田、塩分を含む泉等。
- 6 貯水場。貯水池、堰、ダム、人工湖(ふつうは 8 ヘクタールを超えるもの)。
- 7 採掘現場。砂利採掘坑、レンガ用の土採掘坑、粘土採掘坑。土取場の採掘坑、採鉱場の水たまり。
- 8 廃水処理区域。下水利用農場、沈殿池、酸化池等。
- 9 運河、排水路、水路。

Zk(c) 人工のカルスト及び洞窟の水系。

## 添付文書 B

## 戦略的枠組み用語集

**悪条件**(基準 4) 長期化した干ばつ、洪水、寒さ等の厳しい気象条件が続く期間中に起こるような、動植物種の生存にとってきわめて不利な生態学的条件をいう。

**適当な**(基準 1) 基準 1 のように「生物地理区」という用語に対して「適当な」という言葉が用いられる場合には、締約国が、その時点でとることのできる科学的に最も厳格な方法を実施するために決定した、地域区分をいう。

**生物非単一性**(基準 7、8 のガイドライン) 群集内における形態または生殖形態の幅をいう。湿地群集の生物非単一性は、生息地の時間的、空間的多様性と予測可能性によって決定される。

**生物地理区の個体群** 「個体群」にはいくつかの種類がある。

- i. 単型種の個体群全体
- ii. 認識されている亜種の個体群全体
- iii. 一つの種または亜種の個体群であって、渡りを行う集団に分散したもの、つまり、同一の種または亜種の集団であって、他の集団とほとんど混じることのないもの
- iv. 一方の半球から移動して、もう一方の半球や地域にある比較的独立した部分で非繁殖期を過ごす鳥の「個体群」。多くの場合、こうした「個体群」は、繁殖地で他の個体群と広範囲に混じりあったり、渡りの季節中や非繁殖地で、同一の種の定着個体群と混ざりあったりする。
- v. 定着性、遊走性、または分散性の鳥類の地域的な集団であって、明らかにかなり連続的に分布しており、通常の遊走的な渡り期間や繁殖後の分散期間に、他の個体と交流がないほどの大きな格差が、繁殖単位間に見えないように見えるもの。

生物地理区の水鳥の個体群に関する手引き(及び、データがある場合には、各個体群に対して提案される 1%基準)は国際湿地保全連合が提供しており、最新の手引きは Rose & Scott (1997) が作成したものである。アフリカと西ユーラシアにおけるガン・カモ科 (*Anatidae*) の個体群については、Scott & Rose (1996) による文献中に詳しく説明されている。

**生物地理区**(基準 1、3) 気候、土壌の種類、植生被覆等の生物学的なパラメーターや物理的なパラメーターを用いて確定した、科学的に厳密な地域区分をいう。島国でない締約国にとって、生物地理区は、事実上国境にまたがることが多く、代表的湿地、固有な湿地等の湿地タイプを確定するには、複数の国の間での協力が必要となる。「バイオリージョン」という用語が生物地理区と同じ意味で使われる場合もある。この区域分けの性質は、自然の変異を測定するパラメーターの性質に応じて、湿地タイプごとに異なる可能性がある。

**生物多様性**(基準 3、7) すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかなるものも)の間の変異性をいい、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種の多様性)、生態系の多様性、生態学的過程の多様性を含む。(この定義の大部分は、生物多様性条約第 2 条に定める定義に基づいている。)

**近絶滅種**(基準 2) IUCN (国際自然保護連合) の種の保存委員会が用いている定義による。動物の場合には、IUCN 刊行の 1996 年版「絶滅のおそれのある動物のレッドリスト」(Baillie & Broombridge 1996) の付属書 3 に記載された A~E の評価基準(動物用)のいずれかによって、また植物の場合には、IUCN 刊行の 1997 年版「絶滅のおそれのある植物のレッドリスト」(Walter



& Gillett 1998)の添付文書 1 に記載された A~E の評価基準(植物用)のいずれかによって、ある分類群がごく近い将来高い確率で野生では絶滅に至る危機にある場合、その分類群を近絶滅種という。後述「地球規模で絶滅のおそれのある種」も参照のこと。

**重要な段階(基準 4)** 湿地に依存する種の生活環の重大な段階をいう。重要な段階とは、妨げられたり阻止された場合に、種の長期的な保全を脅かしかねない活動(繁殖、渡りの途中の中継地での休息等)をいう。種によっては(ガン・カモ科等)、換羽の場所もきわめて重要である。

**生態学的群集(基準 2)** 共有する環境に生息し、食物の関係を中心として互いに交流しあい、他の集団から比較的独立している種の集団であって、自然に成り立っているものをいう。生態学的群集の大きさは様々であり、小さな生態学的群集が大きな生態学的群集に含まれていることもある。

**絶滅危惧種(基準 2)** IUCNの種の保存委員会が用いている定義による。動物の場合には、IUCN刊行の 1996 年版「絶滅のおそれのある動物のレッドリスト」(Baillie & Broombridge 1996)の付属書 3 に記載された A~E の評価基準(動物用)のいずれかによって、また植物の場合には、IUCN刊行の 1997 年版「絶滅のおそれのある植物のレッドリスト」(Walter & Gillett 1998)の添付文書 1 に記載された A~E の評価基準(植物用)のいずれかによって、ある分類群が、近絶滅種には相当しないまでも、それに次いで近い将来高い確率で野生では絶滅に至る危機にある場合、その分類群を絶滅危惧種という。後述「地球規模で絶滅のおそれのある種」も参照のこと。

**固有種(基準 7 のガイドライン)** ある特定の生物地理区にのみ見られる種、つまり世界の他の場所には見られない種をいう。ある一群の魚類がある亜大陸の在来種である場合、そのうちの一部分の種は、当該亜大陸に含まれる一地域の固有種であることがありうる。

**科(基準 7)** 共通の系統学的起源をもつ属と種のまとまりをいう。例えば、ピルチャード類、イワシ類、ニシン類は、ニシン科という科に属する。

**魚類(基準 7)(fish)** ひれのあるすべての魚をいい、これには無顎口魚類(メクラウナギ類とヤツメウナギ類)、軟骨魚類(サメ類、エイ類、ガンギエイ科の魚類、軟骨魚綱)、硬骨魚類(硬骨魚綱)、特定の甲殻類、その他の水生無脊椎動物が含まれる(下記参照)。

**魚類(基準 8)(fishes)** 複数の魚種が関わっている場合には、「魚類」という用語を用いる<sup>訳注</sup>。

(ラムサール条約で定義された)湿地に一般的に生息する魚類の目であって、湿地の利益、価値、生産性または多様性を表すものには、以下が含まれる。

- i) **無顎口魚類---無顎綱**
  - ・メクラウナギ類(メクラウナギ目)
  - ・ヤツメウナギ類(ヤツメウナギ目)
- ii) **軟骨魚類---軟骨魚綱**
  - ・ホシザメ類やツノザメ類、サメ類(ツノザメ目)
  - ・ガンギエイ科の魚類(エイ目)
  - ・アカエイ科の魚類(トビエイ目)
- iii) **硬骨魚類---硬骨魚綱**

<sup>訳注</sup> 日本語の場合には、魚種の数に関係なく、「魚類」という用語を用いている。

- ・オーストラリアハイギョ(ケラトドウス目)
- ・南アメリカハイギョ、アフリカハイギョ(レピドシレン目)
- ・ビチャー(ポリプテルス目)
- ・チョウザメ類(チョウザメ目)
- ・ガーバイク類(レピゾステウス目)
- ・アミア類(アミア目)
- ・アロワナ類、テングザメ類(オステオゴロッシュム目)
- ・ターポン類、ソトイワシ類(カライワシ目)
- ・ウナギ類(ウナギ目)
- ・ピルチャード類、イワシ類、ニシン類
- ・サバヒー類(ネズミギス目)
- ・コイ類、ミノ類(コイ目)
- ・カラシン類(カラシン目)
- ・ナマズ類、ゴンズイ類(ナマズ目)
- ・カワカマス類、キュウリウオ類、サケ類(サケ目)
- ・ボラ類(ボラ亜目)
- ・トウゴロウイワシ類(トウゴロウイワシ目)
- ・サヨリ類(ダツ目)
- ・メダカ・カダヤシ類(メダカ目)
- ・トビウオ類(トビウオ目)
- ・ヨウジウオ類(ヨウジウオ目)
- ・シクリッド類、スズキ類(スズキ目)
- ・カレイ・ヒラメ類(カレイ目)

iv) **いくつかの甲殻類**

- ・コエビ類、ロブスター類、淡水産ザリガニ類、クルマエビ類やテナガエビ類、カニ類(甲殻綱)
- ・イガイ類、カキ類、pencil baits、マテガイ類、カサガイ類、タマキビカイ類、エゾバイ類、ホタテガイ類、ザルガイ類、アサリ類、
- ・アワビ類、タコ類、イカ類、コウイカ類(軟体動物門)

v) **その他特定の無脊椎動物**

- ・カイメン類(海綿動物門)
- ・サンゴ類(刺胞動物門)
- ・タマシキゴカイ類、ゴカイ類(環形動物門)
- ・ウニ類、ナマコ類(刺皮動物門)
- ・ホヤ類(ホヤ綱)

**漁業資源(基準 8)** 魚類の個体群のうちで潜在的に利用可能な部分をいう。

**渡りルート(基準 2 のガイドライン)** 渡りルートとは、渡り性水鳥が世界で利用する地域を表すために作られた概念であり、繁殖地と越冬地との間を移動する水鳥の個体群が利用する、渡り経路と場所をいう。個々の種及びそれぞれの個体群は異なる経路を通過して移動し、繁殖地、中継地、越冬地として利用する場所の組み合わせも、それぞれ異なっている。したがって一本の渡りルートには、水鳥の個々の個体群や種の移動系統が多数交わっており、そのそれぞれに生息地の好みや渡りの戦略がある。こうした各種移動系統に関する知見をもとにすれば、水鳥が利用する渡り経路を大まかな渡りルートに大別できる。各渡りルートは、毎年の移動の間に多くの種によって利用され、同じ様な方法で利用されることも多い。多数のシギ・チドリ類の種の移動に関する最近の研究では、例えばシギ・チドリ種の移動が次の 8 つの渡りルートに大別できると指摘し

ている。すなわち、東大西洋ルート、地中海・黒海ルート、西アジア・アフリカルート、中央アジア・インド亜大陸ルート、東アジア・オーストラレーシアルートのほか、アメリカ大陸と新熱帯区にある三つの渡りルートである。

渡りルートは明確に分かれているものではなく、生物学的に重要な意味を持たせるためにこうした分類を用いようとしているのではない。渡りルートという考え方は、種や個体群の移動を多少なりとも簡単にグループ分けできる大まかな地理的単位で、他の移動種と同じように水鳥の生態と保全について考察できるようにするための貴重な概念なのである。

**地球規模で絶滅のおそれのある種**(基準 2、5、6) IUCNの種の保存委員会の専門家グループまたはレッドデータブックにより、近絶滅種、絶滅危惧種、危急種のいずれかに分類されている種もしくは亜種をいう。多くの分類群の場合、地球全体の現況に対する知見は乏しく、それを反映して特に無脊椎動物については、IUCNのレッドデータリストの内容は不完全だけでなく激しく変動することに注意されたい。つまり、「危急」「絶滅危惧」「近絶滅」という用語については、対象となる分類群の現況に関してその時点で得られる最善の科学的知見に照らして、各国のレベルで解釈すべきである。

**重要**(基準 2 の長期目標) その湿地を保護すれば、種または生態学的群集の長期的な生存可能性を、その地方ひいては地球全体で高めることになる湿地のことをいう。

**固有な種**(基準 7) 特定の国を原産として、その国に自然に存在する種をいう。

**移入種(外来種)** その国を原産とせず、その国に自然には存在しない種をいう。

**カルスト**(セクション IV.1) 可溶性岩石上に作り出された景観であって、効果的な地下排水のあるものをいう。カルストは、洞窟、ドリーネ、地表排水の欠如を特徴とし、必ずとはいえないまでも主として石灰岩上に形成される。カルストという名称は、スロベニアの古典的カルストである「クラス」という地方名に由来する。この最初に研究された温帯地域のカルストではドリーネ地形が優勢だが、それとは対照的な地形として、熱帯地域の針峰カルスト、円錐カルスト、塔カルストのほか、フルビオカルスト、寒冷地域の氷河カルストがある。「クラス」という言葉は、もともと、むきだしで岩だらけの土地を表すスロベニア語である。

以下のサブセクションではカルストに関する用語を扱う。

**外来性排水：** 隣接する不透水岩地域からの流出に由来するカルスト排水をいう。異地性排水とも呼ばれる。

**難透水層：** 帯水層に対して境界の役目をする比較的不透水な地層をいう。

**帯水層：** 十分な透水性を備えて地下水を運び、井戸や泉に水を供給する含水層準をいう。

**半透水層：** 帯水層への水の出入りを全面的には遮断しないものの遅らせる岩石層をいう。

**被圧地下水流：** 被圧帯水層という帯水層全体が飽和状態にある帯水層を通り、静水圧下にある流れをいう。

**自生排水：** カルスト岩石表面に吸収された降水に全面的に由来するカルスト排水をいう。原地性排水ともよばれる。

逆流洪水： 主要な地下河道内の狭窄部の後ろ側に余剰水量が詰まったために起こる洪水をいう。

層理面： 堆積岩中の堆積面をいう。

層理面洞窟： 層理面に沿った洞窟通路をいう。

盲谷： 水流が地下へ消失する地点、またはかつて消失していた地点で終わる谷をいう。

崩落： 洞窟崩壊と同義。アメリカの用法では、崩壊によって発生した岩砕とも同義。

炭酸カルシウム： 天然に産する化学式  $\text{CaCO}_3$  の化合物であり、石灰岩、大理石などの炭酸塩岩の主成分である。

炭酸岩塩： 単一または複数種の炭酸塩鉱物から構成される岩石をいう。

洞窟： 地中に自然にできた穴で、人間が十分に入れるほどの大きさをもつものをいう。これには水文学上きわめて重要な地下河道や裂罅を含まない。洞窟は中に入ることのできる単一の短い通路のこともあれば、フリント・マンモスケイプシステムのように、何百キロメートルにもわたって広範で複雑なトンネルが網の目状に連なっている場合もある。ほとんどの洞窟は石灰岩の溶解によって形成されるが、砂岩洞窟、溶岩洞窟、氷河洞窟、テクトニック洞窟もある。洞窟というものを、ポットホールやヤマのように縦の開口部、あるいは自然にできた縦のシャフトではなく、水平の開口部とみなしている国もある。

洞窟湖： 堆積物の堤防やグーアの壁の後ろに水がたまってできた湖であって、通気帯洞内にあるすべての地下の湖をいい、これが水没部の入り口になっていることもある。

チェンバー： 洞窟の通路や洞窟系の中にある広い空間をいう。現在知られている最大のチェンバーはサラワク州にあるサラワクチェンバーであり、長さ 700 メートル以上、最大幅 400 メートル、最大高さ 70 メートルである。

古典的カルスト： スロベニアあるクラスと呼ばれる地方をいい、これがカルスト景観の語源となった。

地下河道： 拡大した裂罅や管状の空間など、溶解による空隙をいう。水で満たされた空隙に限ってこの用語が使われることもある。

地下河道流： 地下河道内の地下水流をいう。

溶食： 岩石の侵食であって、溶解を引き起こす化学作用によるものをいう。

ドリーネ： 円形の閉じた凹地で、受け皿型、円錐型、場合によっては円柱型のこともある。ドリーネは、溶解、陥没、または両者の組み合わせによって形成される。ドリーネは石灰岩カルストに一般的に見られる特徴だが、可溶性岩石の中や上にも形成されるものである。また、沈降ドリーネは、不溶性堆積物が下位に分布する洞窟が、形成された石灰岩中へ流出したり陥没することによって形成される。例えば、スロベニア最大のドリーネであるスムレコバ・ドラガは、長さ 1 キロメートル以上、深さ 100 メートル以上もある最大のドリーネである。

乾谷： 恒常的には地表水が流れていない谷をいう。地下排水が形成されたり、再活動したときに水がなくなる。

掘削： 自由に流れる水の流れによって谷を形成する侵食をいう。

吸い込み吐出穴： 地下水位に応じて、シンクホールが湧水かのいずれかの役割を果たす開口部をいう。

地下水面帯： 地下水面の水位が変動するゾーンをいい、上部飽和帯ともいう。

淡水レンズ： 透水性石灰岩の島や半島状の土地の下にある淡水の地下水をいう。塩分躍層に沿った淡水と塩水の地下水に挟まれた混合域が、淡水レンズの上下の境界となっている。

グーア： 方解石の沈積によって形成されるプールをいう。グーアは、何メートルもの高さとも幅をもつ大きなダムになることもある。トラバーチンは野外で形成されたグーアである。

地下水： 飽和帯中の地下水面より下にある地下の水をいう。

セッコウ： 硫酸カルシウム二水和物を成分とする鉱物または岩石をいい、化学式は  $\text{CaSO}_4 \cdot 2\text{H}_2\text{O}$  である。

セッコウ洞窟： セッコウは非常に溶解性が高く、通気帯洞や飽和帯洞がこの中にできることがある。最大の洞窟はウクライナのポドリ地方にあるオプティミスティチェスカヤ洞であり、この通路だけで約 180 キロメートルの長さがある。

塩分躍層： 淡水地下水と塩水地下水との境界面をいう。

動水勾配： 帯水層内における地下水面の傾斜をいう。

氷洞： 岩石中に形成された洞窟で、洞内に年間を通じて氷が存在するものをいう。

流入点： 地下排水流路または帯水層の開始点をいう。

石灰岩： 炭酸カルシウムが少なくとも重量で 50%を占める堆積岩をいう。

降水： その形態を問わず、大気中から降下した水をいう。

ムーンミルク： 方解石やアラゴナイトの細粒鉱物が堆積したものであり、ほとんどがバクテリアの堆積作用によるものである。

流出点： 地下排水流路または帯水層から水が流れ出る点をいう。

通路： 洞窟系のうち、人間が通過でき、垂直やほぼ垂直な部分でない水平な部分をいう。洞窟の通路はサイズも形も様々であり、知られている最大のはサラワク州ムル国立公園にあるディア・ケイブで、幅は最高 170 メートル、高さは最大で 120 メートルある。

浸透水： 石灰岩の網目状につながった裂罅を通してゆっくりと移動する水をいう。浸透水は、表土から石灰岩に浸入するのがふつうである。石灰岩帯水層に貯えられている水のほとんどは、浸透水によるものである。浸透水は、吸い込みから流入する水と比べて、洪水に対

する反応が遅い。

透水性： 水を通過させる岩石の能力をいう。透水性は、初生的には連結した岩石中の間隙や開口した構造的な割れ目の作用であり、また二次的には、裂隙が溶解により拡大して地下河道の透水性が高まることがある。

飽和帯： 地下水面より下にある地下水で飽和した岩石の部分をいい、この中ではすべての地下河道が水で満たされている。

飽和帯洞： 地下水面よりも下に形成された洞窟をいい、飽和帯内にあるすべての空隙は水で満たされている。飽和帯洞は地下水面下深くにある湾曲部を含むことがあり、カルストの十分な発達に伴って、地下水面のすぐ下に浅い飽和帯洞が形成されることもある。

静水面： 観測井戸(静水管)で水柱が上昇する水位をいう。

ピット(竪穴)： 地表または洞窟内部から延びるシャフト(竪坑)またはポットホールをいい、ギャラリー(大きな通路)の垂直部分である。

袋小路谷： 水源が無く突然始まっている谷をいい、カルスト湧水のある場所から、またはその下に形成されるものをいう。

ポリエ： 大きな平坦地をもつ閉じたカルストの凹地をいい、一般的には沖積低地を伴う。地表流や湧水はポリエに流れ込み、ポノール(吸い込み穴)を通して地下に流入する。一般にポノールは、洪水のような大量の水を通すことはできないので、多くのポリエは雨期には湖になる。ポリエの形状は地質構造による場合もあるが、純粹に横方向の溶解と平坦化作用による場合もある。

ポノール： シンクホールまたは吸い込み穴ともいう。

ポットホール： 単一のシャフト(竪坑)、またはほぼ垂直な洞窟系全体をいう。

偽カルスト： カルストに似た特徴の景観を呈すが、基盤岩の溶解によって形成されたものではないものをいう。

残存洞窟： 水の流れが他へ逸れた後に残された、活動洞窟でない洞窟部分をいう。

岩塩カルスト： 岩塩または岩塩に富む岩石に発達したカルスト地形をいう。

シャフト(竪坑)： 洞窟の通路のうちで、自然の垂直または急峻な傾斜を呈すものをいう。知られているシャフトで最も深いものは、スロベニアのカニン高原にある入口のシャフトである。これはまったく岩棚がなく、深さ 643 メートルに及ぶ。

吸い込み： 水の流れや河川が狭窄部を通過して地下へと姿を消す地点、または水流や河川が開口した横穴洞窟や垂直のシャフトへと流れこむ地点をいう。吸い込みから流入する水の特徴は、開口した洞窟にすぐ直接に流れこむことであり、浸透水とは区別される。吸い込みから流入する水は、地中流出とも呼ばれる。

洞窟学： 洞窟に関する学術的研究をいい、これには、地形学、地質学、水文学、化学、生物学等の科学的な側面のほか、数々の洞窟探検技術が含まれる。

鍾乳石： すべての洞窟鉱物堆積物を表す一般的用語であり、すべてのつらら石、流れ石、石華等を含む。

湧水： 地下水が地表に湧出する地点をいう。石灰岩に限らないが、一般に洞窟が発達する岩石に大きな湧水ができる。世界最大の泉は、トルコにあるデュマンリの泉で、平均流量は毎秒 50m<sup>3</sup> 以上である。

地表下風化帯： 土壌の下にある一般にきわめて風化の進んだ部分をいい、この下にはカルスト帯水層の比較的風化していない主岩盤がある。

サンプ(水没部)： サイフォンともいい、水没した通路部分をいう。

トラバーチン： 流水によって堆積した石灰質鉱物であり、流水から植物や藻類が二酸化炭素を抽出することによって沈殿を引き起こし、トラバーチンの多孔質の構造ができあがる。毛管の力、水頭損失、空気混和もトラバーチンの堆積に影響する。

真洞窟性動物： 洞窟の外光が到達する部分より奥の地下に恒常的に生息する生物をいう。多くの真洞窟性の種は、何らかの形で暗黒の環境中で生息できるように順応している。

好洞窟性動物： 洞窟の外光が到達する部分より奥に意図的に侵入し、習慣的かつ一般的に一生の内の一部分を地下の環境で過ごす動物をいう。

外来性洞窟動物： ときどき洞窟に入るが、一時的にも恒常的にも洞窟を生息地として利用しない動物をいう。

通気帯洞： 大部分が地下水面より上の通気帯中に形成された洞窟をいい、水は重力によって自由に流れる。通気帯に存在する水が重力の作用を受けているということは、すべての通気帯洞窟通路は水を下方に排水するということであり、通気帯洞窟はカルスト帯水層の上部をなし、水は最終的に飽和帯または地表に排水される。

通気帯： 地下水面よりも上にある岩石帯であって、水が自由に下方に向かって流れ、部分的にしか水で満たされない層をいう。不飽和帯とも呼ばれ、土壌、地表下風化帯またはエピカルスト帯、それに自由排出浸透帯から成る。

ポークリューズ型湧出： 湧水または湧泉の一種であり、被圧された飽和帯からの直接排水が、水中洞窟内を流れて地表に流出するものをいう。このような湧出は、南フランスにあるポークリューズの泉にちなんで名付けられたものである。ポークリューズの泉の平均流量は毎秒 26m<sup>3</sup> であり、垂直で深さは 243 メートルである。水量は季節によって変動する。

地下水面： 岩盤内の間隙を満たしている地下水の上表面をいう。地下水面の上には自由排水される通気帯があり、地下水面の下側には常に飽和状態にある飽和帯がある。個々の地下河道は、地下水面の上にあるか下にあるか、つまり通気帯にあるか飽和帯にあるかのいずれかであり、地下水面とは結びついていないのがふつうである。石灰岩中では、透水性が高いために地下水面の傾斜(動水勾配)は低く、水位は出口の湧水や地域的な地質によって制御される。流量が多いと動水勾配も急になり、湧水とは関係なく水位が上昇することになる。フランスのグロット・ドゥ・ラ・リュイール(リュイール洞窟)では、洞窟の水位、したがってその地域の地下水面が、450 メートルも変動する。

地下水追跡： 入口側の水にラベリングし、それを下流側の地点で識別することにより、未探検の洞窟を通ってつながっている地下の流路を確認すること。一般的なラベリング技術では、蛍光色素(ウラニン、フルオレセイン、ローダミン、白色素胞、ピラニンなど)、ヒゲノカズラの孢子、またはふつうの塩のような化学薬品を使用する。これまでに成功した最長の地下水追跡例はトルコで行ったものであり、全長 130 キロメートルに及んだ。

**生活史の段階(基準 7)** 魚または甲殻類の発育上の一段階をいう。例えば、卵、胚、幼生、レプトセファルス、ゾエア、動物プランクトン段階、幼若体、成体、後成体など。

**回遊経路(基準 8)** サケやウナギなどの魚類が、産卵場や採食場、稚魚の成育場との間を移動する際に遊泳する経路をいう。回遊経路は、しばしば国境や、各国の国内にある管理区域の境界をまたぐ。

**自然度が高い(基準 1)** 基準 1 で使われている「自然度が高い」とは、ほぼ自然とみなされる態様で機能しつづける湿地という意味である。基準にこの語を盛り込むことで、自然のままではない湿地であっても価値のあるものを、国際的に重要な湿地として登録できるように図るためである。

**稚魚の成育場(基準 8)** 発育早期にある幼魚に対して隠れ家、酸素、食物を提供する目的で、魚類により利用される湿地の部分の部分をいう。親が巣を守るティラピアのように、親が稚魚の成育場に残留してそれを守る魚類もあれば、親が巣を守らないナマズのように、稚魚が親によってではなく、卵を産みつけた生息地の提供する隠れ家によってのみ守られる魚類もある。稚魚の成育場の役割を果たす湿地の能力は、冠水、潮の交換、水温の変動、栄養分の変化など、湿地の自然の周期がどの程度保たれるかにかかっている。ウェルカム(1979)によれば、湿地で行われた漁業の場合、漁獲量の変動のうち 92%は、その湿地の直近の洪水の履歴によって説明できることが示されている。

**植物(基準 3、4)** 維管束植物、コケ植物、藻類、菌類(地衣類を含む)をいう。

**個体群(基準 6)** この場合には、関係する生物地理区の個体群をいう。

**個体群(基準 7)** この場合には同一の種で構成された魚類群をいう。

**個体群(基準 3)** この場合には、特定の生物地理区内における一つの種の個体群をいう。

**避難場所(基準 4)** 「重要な段階」も関係しているので、その定義も参照のこと。重要な段階とは、妨げられたり阻止された場合に、種の長期的な保全を脅かしかねない活動(繁殖、渡りの途中の中継地での休息等)をいう。避難場所とは、干ばつ等の悪条件の期間中に、こうした重要な段階をある程度保護するような場所を表すものと解釈する。

**定期的に(基準 5、6) (「定期的に支える」)** 以下の場合、湿地はある大きさの個体群を定期的に支えているという。

- i) 3 分の 2 の季節において必要数の鳥類が存在していることがわかっており、それに関して適切なデータが入手でき、しかも季節の合計数が 3 以上の場合。
- ii) 最低 5 年間かけて調査した結果、その湿地が国際的に重要である季節の最大平均値が、必要水準に達している場合(3~4 年の調査の平均は、暫定的な評価にのみ使用できる)。



鳥類がある湿地を長期的に「利用」していることを確定するには、特に、存在する個体数の生態学的必要性と関連づけて、個体数水準の自然の変動を考察する。つまり、(半乾燥または乾燥地域において、干ばつ時もしくは寒冷時の避難場所もしくは一時的な湿地として重要な湿地であって、その程度が年毎に大きく変動する場合など)、状況によっては、湿地を利用している鳥類の数を年数で単純に算術平均しただけでは、その湿地の真の生態学的重要性が反映されないことがある。このような場合、湿地が特定の時期(生態学的ボトルネック)において決定的に重要であっても、他の時期にはそれより少ない数しか収容していないことがありうる。こうした状況においては、湿地の重要性を万全を期して正確に評価するために、適切な期間を対象としたデータについて解釈する必要がある。

しかしながら、たいへんな奥地に生息する種や特に希少な種の場合、または国の調査実施能力が特に限られている場合など、状況によっては、少ない回数での計測をもとにしてその地域を適当とみなすことができる。情報がほとんどない国または湿地については、一回だけの計測でも、一つの種に対する当該湿地の相対的重要性を確定する一助となりうる。

国際湿地保全連合が編集している国際水鳥調査は、主要な参考情報源である。

**代表的湿地(基準 1)** ある地域で見いだされる湿地タイプの典型例である湿地についていう。各湿地タイプについては添付文書 A で定める。

**相当な割合(基準 7)(魚類の基準について合)** 極地の生物地理区において「相当な割合」とは、3~8 の亜種、種、科、生活史の段階または種間相互作用をいい、温帯域においては 15~20 の亜種、種、科などをいい、熱帯域では 40 以上の亜種、種、科などをいう場合があるが、これらの数字は地域により異なる。種の「相当な割合」にはすべての種が含まれ、経済的に価値のある種に限らない。種の「相当な割合」を擁する湿地の中には、魚類にとって限界ぎりぎりの生息地であるものもあり、熱帯域であっても、わずかに数種の魚類しか生息していないこともありうる。例えば、マングローブ湿地の淀み、洞窟湖、死海周辺のきわめて塩分濃度の高い水たまりなどである。たとえ劣化した湿地であっても、それを復元した場合に種の「相当な割合」を支える可能性については、同じく考慮する必要がある。高緯度地方、最近氷結した地域、魚類にとって限界ぎりぎりの生息地などのように、もともと魚類の多様性に乏しい地域では、遺伝的に分けることのできる種以下の魚類分類も数に含めることができる。

**産卵場(基準 8)** 求愛、交配、配偶子(精子、卵など)の放出、配偶子の受精、受精卵の放出のために、ニシン、コハダ、ヒラメ、ザルガイなど、淡水湿地に生息する多くの魚類が利用する湿地の部分という。産卵場は、河川域、河床、湖沼の沿岸または深水域、氾濫原、マングローブ、塩生湿地、ヨシ原、河口、浅海域の一部分等の場合がありうる。河川から流入する淡水が、隣接する海岸に格好の産卵条件を作りだすこともある。

**種(基準 2、4)** 野生状態で交配または交配することのできる、自然に存在する個体群をいう。基準 2、4 及びその他の基準においては、亜種もこれに含まれる。

**種間相互作用(基準 7)** 種間における、特定の利益や重要性をもつ情報やエネルギーの交換をいい、例えば、共生、片利共生、相互資源防衛、共同抱卵、托卵行動、親から子どもへの高度な保護、社会的狩猟、捕食者と被捕食者の例外的な関係、寄生、高次寄生などがある。種間相互作用はあらゆる生態系内で起こるが、サンゴ礁、古い湖沼など、種が豊富な極相群落であって、そうした作用が生物多様性の重要な構成要素となっている群落においては、特に発達している。

**支える(基準 4、5、6、7)** 生息地を提供すること。ある期間にわたり、ある種または種の集合にとって重要であることを示すことのできる地域は、その種を支えているという。地域に対する

占有は連続的である必要はなく、洪水や(地域的な)干ばつ条件といった自然現象に左右されうる。

**生存(基準 2 の長期目標)** 種または生態学的群集の地域的な生存及び全体的な生存に対して非常に寄与する湿地については、長期的にその地理的範囲を維持するようである。種が長期的に存続する可能性が最も高いのは以下の場合である。

- i) 対象となる種の個体数動態データにより、現在、その種が自然の生息地の生存可能な構成要素として、長期的に自己を維持していることが示されており、
- ii) 予知できる未来において、当該種の自然の範囲が狭まらず、また狭まる可能性もなく
- iii) 現在だけでなくおそらく将来においても、長期的にその個体群を維持するのに十分な大きさの生息地が持続的に存在する場合。

**絶滅のおそれのある生態学的群集** 生態学的群集の大きさ、生存または進化を脅かす状況と要因が作用し続けるならば、事実上絶滅する可能性のある生態学的群集をいう。

絶滅のおそれのある生態学的群集の目安となるのは、その群集が、以下の現象のうちの一以上によって実証されるような絶滅につながるおそれのある脅威に、現時点でも継続的にもさらされているということである。

- i) 地理的分布の著しい減少。分布の著しい減少は測定可能な変化とみなされており、これによって生態学的群集の分布が前回の幅の 10%未満か、もしくは生態学的群集の全面積が前回の面積の 10%未満になり、あるいはパッチ状になった生態学的群集のうちで、25 年以上生存し続けられるのに十分な大きさの面積のあるものが 10%未満しかない場合である。(10%という数字は参考値であり、もともとかなり広範な面積を占めていた群集などについては、違う数字をあてはめるほうが適切な場合もありうる。)
- ii) 群集構造の著しい変化。群集構造には、構成要素となって生態学的群集を形成している種の名称、数、こうした種の相対的及び絶対的量、当該群集内で働いている生物作用及び非生物作用の数、種類及び強度などが含まれる。群集構造の著しい変化は測定可能な変化であり、この変化によって、25 年以内には当該生物学的群集の機能回復が実現しそうにない程度まで、当該群集の構成要素である種の量、非生物的相互作用または生物的相互作用が変化する場合をいう。
- iii) 生物学的群集において主要な役割を果たしていると考えられる在来種の消失または減少。このガイドラインは、群集の構造上重要な構成要素となっている種、例えば海草、シロアリの巣、藻類、優占木本種等、群集を存続させる過程または群集内で重要な役割を果たす過程で重要な種について言及するものである。
- iv) 脅威的作用によって生態学的群集が急速に消失しうるような、地理的に限られた分布(国別に判定)。
- v) 群集構造が著しく変化するような程度まで、群集の過程が変化していること。群集の過程は、火災、洪水、水文学的变化、塩分や栄養分の変化等、非生物的なものの場合もあれば、受粉媒介者、種子散布者、植物の発芽に影響するような脊椎動物による攪乱等、生物的なものの場合もある。このガイドラインでは、生態学的な過程(火災の形態、洪水、サイクロンによる被害等)が、生態学的群集を維持する上で重要な力を持っていること、また、こうした過程が破壊されれば、生態学的群集が減少しうることを認識している。

**入れ換わり数(基準 5、6)** 渡りの期間中に一つの湿地を利用する水鳥の累積合計数をいい、この入れ換わり数は、どの時点におけるピーク時水鳥数よりも多い数になる。

**固有な(基準 1)** そのタイプのうちで、その生物地理区内にのみ見られるタイプをいう。湿地タイプの定義については付属書 A に記載する。

**絶滅危惧 類(基準 2)** IUCNの種の保存委員会が用いている定義による。動物の場合には、IUCN刊行の1996年版「絶滅のおそれのある動物のレッドリスト」(Ballie & Groombridge 1996)の付属書3に記載されたA~Dの評価基準(動物用)のいずれかによって、また植物の場合には、IUCN刊行の1997年版「絶滅のおそれのある植物のレッドリスト」(Walter & Gellette 1998)の添付文書1に記載されたA~Eの評価基準(植物用)のいずれかによって、ある分類群が、絶滅危惧 A類(Critically Endangered)や絶滅危惧 B類(Endangered)には相当しないまでも、中期的な将来において高い確率で野生では絶滅に至る危機にある場合、その分類群を絶滅危惧 類という。既述「地球規模で絶滅のおそれのある種」も参照のこと<sup>訳注</sup>。

**水鳥(基準 5、6)** ラムサール条約は、水鳥を「生態学的に湿地に依存している鳥類」(条約第1条2)と実施のために定義している(条約中で使われている waterfowl という用語は本基準及び本ガイドラインの適用上、waterbirdと同義とみなされる)。したがってこの定義には、湿地に生息するあらゆる鳥類種が含まれる。また、目という広義のレベルの分類群では、特に以下がこれに含まれる。

ペンギン：ペンギン目  
 アビ類：アビ目  
 カイツブリ：カイツブリ目  
 湿地に関係のあるペリカン、ウ、ヘビウ類：ペリカン目  
 サギ、サンカノゴイ、コウノトリ、トキ、ヘラサギ：コウノトリ目  
 フラミンゴ：フラミンゴ目  
 サケビドリ、ハクチョウ、ガン、カモ(野禽)：カモ目  
 湿地に関係のある猛禽類：ワシタカ目  
 湿地に関係のあるツル、クイナ等：ツル目  
 ツバメケイ：ツバメケイ目  
 湿地に関係のあるレンカク、シギ・チドリ類、カモメ、ハサミアジサシ、アジサシ：チドリ目  
 バンケン：カッコウ目  
 湿地に関係のあるフクロウ：フクロウ目

**湿地の利益(基準 7)** 湿地が人に提供する便益をいう。例えば、洪水調節、表流水の浄化、飲料水や魚類、植物、建築材料、家畜用水の提供、アウトドアレクリエーション、教育など。決議 .1 も参照のこと。

**湿地タイプ(基準 1)** ラムサール条約湿地分類法の定義による。添付文書 A を参照のこと。

**湿地の価値(基準 7)** 湿地が自然生態系の機能の中で果たす役割をいう。例えば、洪水の軽減と調節、地下水と表流水の維持、堆積物の捕捉、侵食の調節、汚染の軽減、生息地の提供など。

<sup>訳注</sup> 本訳は、環境庁による日本版レッドデータブックによる分類を根拠とした。

## 添付文書 C

# ラムサール登録湿地 情報票

締約国会議の勧告第 4.7 によって承認された分類.

注意：本票に記入する前に、必ず、本書付随の「注釈及びガイドライン」を読むこと。

## 1. 本票記入日、更新日

事務局使用欄

日付 月 年

--	--	--

指定を受けた日

--	--	--	--	--	--	--	--

湿地参照番号

## 2. 国名:

## 3. 湿地名称:

## 4. 経度緯度:

## 5. 海拔: (平均海拔、最高海拔、最低海拔)

## 6. 面積: (単位:ヘクタール)

## 7. 概要: (湿地の主な特徴を 2~3 行でまとめること)

## 8. 湿地のタイプ (「注釈及びガイドライン」の添付文書 に記載されている湿地タイプのうち、該当するコードを で囲むこと)

海洋沿岸域湿地: A • B • C • D • E • F • G • H • I • J • K • Zk(a)

内陸湿地: L • M • N • O • P • Q • R • Sp • Ss • Tp  
Ts • U • Va • Vt • W • Xf • Xp • Y • Zg • Zk(b)

人工湿地: 1 • 2 • 3 • 4 • 5 • 6 • 7 • 8 • 9 • Zk(c)

上記の湿地タイプを、優占度の高さに応じてランク付けすること:

## 9. ラムサール登録基準: (該当する基準に をすること。次ページ 12 番を参照のこと)

1 • 2 • 3 • 4 • 5 • 6 • 7 • 8

この湿地にあてはまる最も重要な基準を記入すること: \_\_\_\_\_

## 10. 湿地の地図を添付しましたか。どちらかに印をつけてください。

( はい いいえ )

( 記入すべき地図上の特質に関する情報は、「注釈及びガイドライン」文書を参照のこと )

## 11. 本票記入者の氏名、住所:

以下の各項目については、ページを補充して追加情報を提出すること（追加ページ数は10ページまで）:

12. 前ページ第9番で選定した基準の根拠（「注釈及びガイドライン」文書の付属書を参照のこと）

13. 一般的所在地:（最も近い都市とその行政地域を併記すること）

14. 物理的特徴:（例えば、地質、地形、天然または人工等の起源、水文学的特徴、土壌の種類、水質、水深、水の持続性、水位の変動、潮汐の変化、流域面積、下流面積、気候等）

15. 水文学上の価値:（地下水涵養、洪水調節、堆積物捕捉、安定した海岸線の保持等）

16. 生態学的特徴:（主な生息地と植生の種類）

17. 特記すべき植物:（固有種、固有な群集、希少種、希少な群集、絶滅危惧種、絶滅が危惧される群集、または生物地理的に重要な種もしくは群集等を記入）

18. 特記すべき動物:（固有種、希少種、絶滅危惧種、個体数の多い種、または生物地理的に重要な種等を記入。個体数データも含む）

19. 社会的、文化的価値:（例えば漁業生産、林業、宗教上の重要性、考古学的湿地等）

20. 土地保有権、所有権: (a) 湿地 (b) 周辺地域

21. 現在の土地利用: (a) 湿地 (b) 周辺地域、集水域

22. 湿地の生態学的特徴に悪影響を及ぼす要因（過去、現在、将来）。例えば、土地利用の変更、開発プロジェクト等。(a) 湿地 (b) 湿地周辺

23. 実施された保全策:（実施された境界線変更を含めて、国レベルでの保護区の種類と法的地位。管理方法。公的に承認された管理計画の有無とその実施の有無）

24. 実施に移されていない保全策案（策定中の管理計画、保護区とする正式提案の提示等）

25. 科学的研究及び施設の現状:（現行プロジェクトの詳細、現地事務所の有無等）

26. 現在の保全教育:（ビジターセンター、鳥の観察用目隠し、情報冊子、学校見学用施設等）

27. レクリエーション、観光の現状:（湿地がレクリエーションや観光用に使われているかどうか、使われている場合にはその種類、頻度や利用度等）

28. 管轄:（州、地域等の領土上の管轄及び農水省、環境省等の機能上の管轄等）

29. 管理当局:（湿地の管理を直接に所管する地方自治体の名称、住所）

**30. 参考文献: (科学、技術分野のみ)**

---

本票は、以下のラムサール条約事務局宛にご返送ください。

送付先住所: Ramsar Convention Bureau, Rue Mauverney 28, CH-1196 GLAND, Switzerland  
電話番号: +41 22 999 0170 • ファクス番号: +41 22 999 0169 • 電子メール: ramsar@ramsar.org

## ラムサール登録湿地情報票注釈及びガイドライン

第4回締約国会議勧告4.7では、「ラムサールデータベースに情報を提供する場合、締約国及びラムサール条約事務局は、ラムサール湿地の記載のために作成されたデータ票を使うよう」定めている。同勧告では、「データ票」に記載する情報の種類を掲げている。さらに決議5.3では、湿地登録に際して、**記入済みの「ラムサールデータ票」と湿地の地図を提出することを再確認**している。またこのことは、その後の決議第 .13と第 .16でも再び繰り返されている。正式には「**ラムサール登録湿地情報票**」と題するこのデータ票は、ラムサール登録湿地データを記録するための標準様式を提供するものである。決議5.3は、**保全策、湿地の機能、湿地の価値**(水文学、生物物理学、植物、動物、社会、文化の各面での価値)及び**選定基準**(すなわち、ラムサール登録基準等)が特に重要であることを強調している。この決議では、データ票を記入する際にラムサール条約湿地分類法を利用することの価値を、改めて繰り返している。

十分に研究され記録されている湿地の場合、または特に現地調査の対象となっている湿地の場合には、(最高10ページまでの追加添付票を含めて)情報票に収まるよりもはるかに多くの情報を入手できるはずである。可能ならば常に、湿地に関する発行済み論文や報告書コピーも添付すべきである。同じく、湿地のスライドや写真も、きわめて貴重である。こうした追加情報については、必ずその出所を注記すること。

非常に大きく複雑な湿地系の場合には、二つのレベルで対応することが望ましい。つまり湿地系全体に対する大まかな報告と、その湿地系の中にある主要な部分に対する詳細な報告である。したがって特に大きな湿地複合については、湿地全体に対する情報票に加えて、そこに含まれる主要地域に対する一連の情報票を作成することが適切と考えられる。

決議 .1では、湿地の生態学的特徴を維持するために、湿地のモニタリングが重要であることを強調している。この決議の付属書では、登録湿地の生態学的特徴の説明・評価用に集められた情報の価値を高める必要があること、及び以下に重点を置く必要があることを定めている。

- ・ 国際的に重要な湿地に利益や価値を与える湿地の機能・生産物・属性を記載し、ベースラインを確定すること。(現在のラムサール登録基準では、湿地での変化に伴って起こりうる影響を評価する際に、考慮すべきすべての湿地の利益や価値を網羅しているわけではないので、このことが必要となる)。後掲第12、14、15、16、17、18の各項がこれに該当する。
- ・ 国際的に重要な利益や価値にすでに影響を及ぼした、あるいは重大な影響を及ぼしうる人為的要因に関する情報を提供すること。後掲第22項がこれに該当する。
- ・ 登録湿地ですでに行われている(あるいは計画中の)モニタリングや調査の方法に関する情報を提供すること。後掲第23項、24項がこれに該当する。
- ・ 湿地の生態学的特徴にすでに影響を及ぼした、あるいは及ぼしうる、季節的もしくは長期的な「自然の」変化(植生遷移、ハリケーンのような偶発的・破壊的な生態学上の出来事など)、またはその両方について、自然の変異やその大きさに関する情報を提供する。後掲第16項、22項がこれに該当する。

以下の注釈は、ラムサール登録湿地情報票の各項に関するものである。
----------------------------------

1. 日付：情報票に記入した日(または情報票を更新した日)を記入する。
2. 国名：国名を記入する。
3. 湿地名称：条約の使用言語である英語、フランス語、スペイン語のいずれかにより、登録湿地に指定された湿地の名称を記入する(別の名称は括弧内に記入すること)。
4. 経度緯度：湿地のほぼ中心の地理的座標(緯度、経度)を度、分で表す。対象湿地が別個の複数の構成単位から成る場合には、構成単位ごとの中心地の座標を記入する。
5. 海拔：湿地の平均海拔、または最高海拔及び最低海拔を平均海面上のメートル数で記入する。
6. 面積：指定した湿地の面積をヘクタールで記入する。
7. 概要：湿地の簡単な概要を2~3行でまとめ、主要な物理的、生態学的な特徴、最も重要な価値、利益を記入する。
8. 湿地タイプ：まず最初に、登録湿地が、海洋沿岸域湿地か内陸湿地かを特定する。同じく、その湿地に人工湿地が含まれているか、または人工湿地であるか否かを特定する。湿地内にあるすべての生息地のタイプを示すコードを で囲む。添付文書 A のラムサール「湿地タイプ」の分類を参照のこと。次に、選定した湿地タイプを、優占度の高さに応じてランク付けする。様々な生息地が含まれている大型湿地の場合、このランク付けはむずかしいこともありうる。このことについては認識されているが、湿地タイプの優占度を全体的に表すことは、湿地の情報を適切に管理する上で重要である。
9. 選定の根拠：締約国会議が採択した国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準のうち、対象湿地に当てはまるものを で囲む。当該選定基準に関する付属書 と、その利用に関する関連ガイドラインを参照のこと。対象湿地の国際的な重要性を最も顕著に特徴づける基準を記入する(後掲第 12 項も参照のこと)。
10. 湿地の概略図：湿地に関して、最も詳細で最新の地図が入手できる場合には、それを情報票に添付すること。添付地図の有無については、該当欄に印をつけること。

「理想的な」ラムサール登録湿地地図とは、登録湿地の境界、縮尺、緯度、経度、方位、行政上の境界(県、地区等)をはっきりと示し、基本的な地形情報、主要な湿地生息地のタイプ、注目すべき水文学的特徴を示すものである。また同じく、主な目印となるようなもの(町、道路等)も示すものである。さらに、土地を利用している活動についての記載があれば、なお有用である。

経験からして、ごくふつうに書いたとしても、湿地境界線を手書きで描いたり、(区域を示すために)網掛け模様を使ったりすると、地図の他の内容がわかりにくくなってしまいがちが多い。また、地図に色つきで注記すると、背景部分の地形と区別しやすくなるように思えるが、白黒のコピーで複製すれば、ほとんどの色は見分けがつかなくなる。この点を覚えておくことは大切である。役にたつはずの注記から、こうした欠点が生じることをないようにすべきである。



地図の縮尺としてどのくらいが最適かは、実際に描く湿地の面積による。一般に1万ヘクタールまでの面積については2万5000分の1か5万分の1の縮尺、1万ヘクタールよりも大きく10万ヘクタールまでの面積については、10万分の1の縮尺、10万ヘクタールよりも大きい面積については25万分の1の縮尺とすべきである。中程度よりも大きな湿地の場合、A4または8.5インチ×11インチの大きさに望ましい縮尺で詳細を示すことはむずかしい場合が多いので、一般にこれよりも大きな用紙のほうが適している。絶対に原版の地図でなければならないというわけではないが、非常に明瞭な地図であることがきわめて望ましい。スキャナーで読み込んでコンピュータに入れるという夢が実現可能なら、以上の特徴を備えている地図があれば簡単にそれを実現できるのである。

11. 情報票記入者の氏名、住所：情報票に記入した人の氏名、住所、組織名(機関名)、電話番号、ファクス番号、テレックス番号、電子メールアドレスを記載する。

以下のページに掲げる種類の情報については、ページを補充して追加する(追加ページ数は10ページまでとする)。

12. 選定基準の根拠：基準コード(上記第9項)を示しただけでは、対象湿地に対してなぜその基準を当てはめたのか、正確な情報を伝えることはできない。したがって、基準コードで困るだけでなく、なぜそれに を付けたかを詳しく文章で説明することが絶対に必要である。
13. 一般的所在地：湿地の一般的所在地を説明する。これには、「県」「地区」等、重要な行政上の中心となる都市、町、市で最も近くにある所から湿地までの直線距離と方位を含める。記載した行政上の中心地とその行政地区の人口も記載する。
14. 物理的特徴：該当する場合には次の事項を含めて、湿地の主な物理的特徴を簡単に説明する。
- ・ 地質、地形
  - ・ 天然または人工等の起源
  - ・ 水文学的特徴(季節的な水収支、流入量、流出量)
  - ・ 土壌の種類、土壌の化学特性
  - ・ 水質(物理化学的特徴)
  - ・ 水深、水の変動、水の永続性
  - ・ 潮汐の変化
  - ・ 集水域面積
  - ・ 下流面積(特に、洪水調節にとって重要な湿地の場合)
  - ・ 気候(最も重要な気候の特徴のみを記入。例えば、年間降雨量、平均気温変動幅、はっきりしている季節、その他湿地に影響する主な要因等)
15. 水文学上の価値：湿地の主な水文学上の価値について説明する。例えば、湿地が、地下水の涵養と排水、洪水調節、堆積物捕捉、沿岸侵食の防止、水質の維持に果たす役割等。
16. 生態学的特徴：優占的な植物群集と種を挙げ、帯状分布や季節的变化、長期的な変化等を描写しながら、主な生息地と植生の種類について説明する。偶然か意図的かを問わず、移入された植物種や侵入種を記入する。近接地域内の自然の植物群集で在来のものがあればそれについて簡単に記入するほか、現在の植物群集が在来の植生と異なる場合には、当該植物群集(栽培を含む)について簡単に記入する。食物連鎖に関する情報もこの項に記入する。
17. 特記すべき植物：湿地が特に重要であるとされる理由に関係する植物の種または群集に関する

る情報を記入する(固有種、絶滅のおそれのある種または在来植物群集の特に好例となるようなもの等)。記入したそれぞれの種がなぜ特記すべきか、理由を述べるようにすること。

18. 特記すべき動物：その湿地で特記すべき動物について総合的に説明し、可能な場合には常に、個体群の大きさについて詳細を記す。特に、固有種、絶滅の危機に瀕している種、経済的に重要な種、国際的に重要な数で生息する種に重点を置く。記入したそれぞれの種がなぜ特記すべきか、理由を述べるようにする。この情報票に、種のリストや個体数調査データを全部記載すべきではないが、もし入手できる場合には、本票に添付する。
19. 社会的、文化的価値：主な社会的価値(観光、アウトドアレクリエーション、教育、科学研究、農業生産、放牧、水の供給、漁業生産等)、主な文化的価値(歴史との関係、宗教上の重要性等)を記入する(詳しい説明は、以下の第 25～27 項に記載する)。可能な場合には必ず、記入した価値のうち、自然の湿地の過程と生態学的特徴の維持と両立するものはどれか、持続不能な利用に由来するものはどれか、また、有害な生態学的変化に至るものはどれか、を示す。
20. 土地保有権、所有権：湿地の所有権、周辺地域の所有権(国有地、県有地、私有地等)について詳述する。国または関係地域において特別な意味をもつ用語については、その意味を説明する。
21. 現在の土地利用：(a)登録湿地、(b)周辺地域及び集水域、における主な人間の活動を記入する。湿地における主な人間の活動と主要な土地利用の形態(家庭用水、工業用水の供給、灌漑、農業、家畜の放牧、林業、漁業、養殖、狩猟)の説明に加えて、その地域の人口も記入する。可能な場合には必ず、各土地利用形態の相対的重要性を示す。(b)では、湿地に直接関係のある土地利用と、湿地の影響を受ける可能性のある下流地域の土地利用についてまとめる。
22. 湿地の生態学的特徴に悪影響を及ぼす要因：これには、湿地の自然の生態学的特徴に対して、過去、現在において影響を与えたり将来において影響を与えたりする可能性のある、湿地、集水域等の場所における活動の変更、土地利用、大型開発プロジェクトが含まれる(例えば水の供給の分岐、土砂の堆積、排水、埋め立て、汚染、過放牧、過度の人的攪乱、過剰な狩猟や漁業等)。汚染について記入する場合には、有害化学汚染物質とその汚染源を記載すること。これには、工業用及び農業用の化学排水等の排出が含まれる。湿地の生態学的特徴に対して、過去、現在において影響を与えたり将来において影響を与えたりする可能性のある、植生の連続等の自然現象がある場合には、円滑にモニタリングできるように詳述する。現存する有害要因と見込まれる有害要因とを区別し、できれば、湿地で生じる有害要因と、外部で生じた有害要因で湿地に影響を与えるもの(または与える可能性のあるもの)とを区別する。移入された外来種を挙げ、なぜ、どのようにして移入されたかについての情報を記載する。こうした情報を記入する際には、いずれの場合においても、より正確な生態学的特設のモニタリングを可能とするように数量的な情報を示すこと。
23. 実施された保全策：湿地または湿地周辺が保護区に設定されている場合には、その詳細を記入し、開発規制、野生生物のためになるような管理方法、禁猟等、湿地で実施されているその他の保全策がある場合には、その詳細を記入する。現在、湿地でモニタリングや調査が実施されている場合には、その方法や方式に関する情報を記入する。ラムサール条約の賢明な利用に関するガイドライン(勧告 4.2)及び賢明な利用のための追加手引き(決議 5.6)が湿地で適用されている場合には、それについて説明する。保護区が設置されている場合には、設置日と保護区の大きさを記載する。管理計画の有無、その計画の公認非公認の別、実施の有無を記載する(締約国会議は、すべてのラムサール登録湿地に対して管理計画を策定するよう求めている)。「集水域」統合型湿地管理、あるいは、沿岸の湿地の場合の統合型沿岸域管理

が適用されている場合には、その旨を記載すること。湿地の一部分だけが保護区に入る場合には、保護対象となっている湿地生息地の面積を記載する。いずれの保護区においても規制・実施とその効果について可能な場合は評価が行われるべきである。地域社会及び先住民族が登録湿地の管理に参加している場合はその旨も記入する。モントルーレコード記載の及びラムサール管理ガイダンス手順下の視察のあるときはその詳細を記入する。

24. 提案されただけで実施に移されていない保全策：立法、保護及び管理に関する提案等、その湿地に対して提案された保全策があれば、それについて詳述する。長い間懸案となったままで実施されていない提案があればその経緯をまとめる。また、適切な政府当局に対して既に正式に提出した提案と、正式な政府の承認を得ていない提案とをはっきり区別する(例えば発表した報告書の中での提言、専門家会議の決議等)。実際に存在する(または策定中の)管理計画で実施されていないものがあれば、それについても記載する。
25. 科学的研究及び施設の現状：現在行われている科学的研究の詳細、研究用特別施設に関する情報を記載する。
26. 現在の保全教育：保全に関する教育や研修のための計画や施設がある場合にはその詳細を記載し、湿地を教育に生かす可能性について意見を記入する。
27. レクリエーション、観光の現状：レクリエーションと観光に関する湿地の現在の利用について詳述し、既存または計画中の施設があればその詳細も記載する。年間観光客数も記載する。観光が季節的なものかどうか、どのような種類の観光かを記載する。
28. 管轄：a)湿地の領土上の管轄権を有する政府当局の名称(国、地域、市等)、b)保全を目的とする「機能上の管轄権」を有する当局の名称(環境省、漁業省等)を記載する。
29. 管理当局：湿地の現地での保全と管理を直接に所管する自治体の名称、住所を記載する。
30. 参考文献：湿地に関係する主要参考文献をリストアップする。これには、管理計画、主要な科学論文、文献が含まれる。湿地で多数の刊行資料が入手できる場合には、記載すべき最重要文献のみをここに記載し、その際には、文献の広範な目録が掲載されている最近の文献を優先する。可能ならば常に、最重要文献またはそのコピーを添付する。

本文書及びラムサール登録湿地情報票についての質問状(並びに記入済みの情報票)は、次の住所宛にご送付ください。：

Ramsar Convention Bureau, Rue Mauverney 28, CH-1196 GLAND, Switzerland

電話番号：+41 22 999 0170、ファクス番号：+41 22 999 0169

電子メール：ramsar@ramsar.org

## 添付文書 D

## 参考文献

Baillie, J. & Groombridge, B. (eds.) 1996. *1996 IUCN Red List of Threatened Animals*. IUCN, Gland. 378 pp.

Bruton, M.N. & Merron, G.S. 1990. The proportion of different eco-ethological sections of reproductive guilds of fishes in some African inland waters. *Env. Biol. Fish* 28: 179-187.

Green, A.J. 1996. Analysis of globally threatened Anatidae in relation to threats, distribution, migration patterns, and habitat use. *Conservation Biology* 10: 1435-1445.

Rose, P.M. & Scott, D.A. 1997. *Waterfowl population estimates*. Second edition. Wetlands International Publication 44, Wageningen, The Netherlands.

Scott, D.A. & Rose, P.M. 1996. *Atlas of Anatidae populations in Africa and West-ern Eurasia*. Wetlands International Publication 41, Wageningen, The Netherlands.

Walter, K.S. & Gillett, H.J. (eds.) 1998. *1997 IUCN Red List of Threatened Plants*. IUCN, Gland. 862 pp.

Welcomme, R.L. 1979. *Fisheries ecology of floodplain rivers*. Longman, London. 317 pp.

## 決議 .12 国際的に重要な湿地のリストの登録湿地：特定の締約国領土内にある特定湿地の状況を含めた、それらの公式記載、保全状況、管理計画

1. ラムサール条約第2条1が、「各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係わる登録簿<sup>訳注</sup>に掲げられる」、また「湿地の区域は、これを正確に...地図上に表示する」と述べていることを想起し、
2. 同第3条1が、「締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進するため、計画を作成し、実施する」と明記していることを意識し、
3. さらに同第3条2が、「各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が...、既に变化しており、変化しつつあり、又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる」よう、また「これらの変化に関する情報は、遅滞なく、...(ラムサール条約事務局に)通報する」よう規定していることを意識し、
4. ラムサールデータベースのために湿地の記載を提供する手段としての「ラムサール登録湿地情報票」(以下「ラムサール情報票」、略称R I S)を採択した勧告4.7に留意し、
5. さらに、すべての登録湿地について「ラムサール情報票」と地図を確実に提出することを締約国に求めた、決議5.3及び .13、さらにラムサール条約「1997-2002年戦略計画」の実施目標5.3に留意し、
6. また湿地条約「1997-2002年戦略計画」の行動5.2.3が、「第8回締約国会議(2002年)までに各締約国の登録湿地の少なくとも半数で確実に、管理計画かそれに代わる機構が準備中あるいは実施に移されているようにする」ことを目指している点に留意し、このことが416か所の湿地、言い換えればラムサール登録湿地のうちの44パーセントで実現していることを、本締約国会議への国別報告書が示していることを歓迎し、
7. また条約の第3条2に従い、管理活動の手引きとなり、生態学的特徴の変化の検出に役立つ何らかの形のモニタリング制度が、358か所の登録湿地(37パーセント)で存在するという第7回締約国会議の国別報告書に示される報告を歓迎し、
8. 勧告6.13が、決議5.7により採択された「管理計画策定に関するガイドライン」の使用状況を監視し、この分野での最近の進展を振り返るよう科学技術検討委員会に求めていることを認識し、
9. いくつかの締約国の領土内で、特定湿地に影響を及ぼす生態学的変化の問題に取り組むにあたり求められる多くの行動に言及した勧告6.17を想起し、
10. 生態学的特徴が既に变化しており、変化しつつあり、または変化するおそれのある登録湿地の「モントルーレコード」を確立した勧告4.8及び決議5.4、及びモントルーレコード運用のための手引きを追加した決議 .1を考慮し、
11. またモントルーレコード適用の向上に関する、本締約国会議文書13.3に含まれる勧告を考慮した上で、

<sup>訳注</sup> 国際的に重要な湿地のリストと同じ。

締約国会議は、

12. 今行われようとしている(または計画中の)現行登録湿地の拡大と、近い将来または今後 3 年間にわたる新たな登録湿地の指定に関する、以下 56 か国からの国別報告書または第 7 回締約国会議において行われた声明を歓迎する。アルバニア(1 か所)、アルジェリア(4 か所)、アルゼンチン(1 か所)、オーストラリア(4 か所)、オーストリア(1 か所)、バングラデシュ(1 か所)、ベルギー(1 か所)、ブラジル(2 か所)、カナダ(3 か所及び既存の登録湿地の拡大 2 か所)、コスタリカ(2 か所)、エクアドル(新規 5 か所、拡大 1 か所)、エストニア(10 か所)、フィンランド(50 か所)、フランス(3 か所)、ドイツ(1 か所)、グアテマラ(新規 3 か所、拡大 1 か所)、ギニアビサウ(2 か所)、ホンジュラス(7 か所)、ハンガリー(4 か所)、インド(25 か所)、インドネシア(3 か所)、イランイスラム共和国(2 か所)、イスラエル(4 か所)、アイルランド(19 か所)、ケニア(1 か所)、ラトビア(1 か所)、マダガスカル(1 か所)、マラウイ(2 か所)、モンゴル(6 か所)、ナミビア(2 か所)、ネパール(3 か所)、オランダ(27 か所)、ニュージーランド(3 か所)、ニカラグア(3 か所)、ニジェール(1 か所)、ノルウェー(12 か所)、パナマ(2 か所)、パプアニューギニア(2 か所)、フィリピン(3 か所)、ポーランド(5 か所)、韓国(1 か所)、ルーマニア(8 か所)、ロシア連邦(90 か所)、スロバキア共和国(2 か所)、スロベニア(4 か所)、スウェーデン(新規 21 か所、拡大 9 か所)、スリナム(2 か所)、スイス(2 か所)、ガンビア(2 か所)、トリニダードトバゴ(1 か所)、ウガンダ(3 か所)、ウクライナ(10 か所)、イギリス(バミューダで 7 か所、英領インド洋領土で 1 か所、英領バージン諸島で 1 か所、スコットランドで 1 か所)、ベトナム(3 か所)、ザンビア(7 か所)。またこれらの締約国に対し、既に実施済みでない場合は、これら拡大される湿地 13 か所と新規 262 か所についての、完全に記入した「ラムサール情報票」と境界を示した地図を、できる限り早期にラムサール条約事務局に提出するよう奨励する。
13. またレバノン(第 115 番目の締約国)が 3 か所の登録湿地を指定しつつ加盟したこと、キューバもカリブ海島嶼国の中で最大の湿地である Cienega de Zapata の指定を提案し加盟を目前にしているとの、本締約国会議中に受けた報告を歓迎する。
14. 公式な記載が提出されていないか更新されていない、条約の公式使用言語である 3 言語のいずれかで記入されていない、または適切な地図が提出されていない登録湿地が、多数残っていることに深い懸念を表す。
15. 以下の締約国に対し、その最優先事項として、「ラムサール情報票」の様式に従い、また条約の公式使用言語の一つを用いて、そうした記載が未提出の領土内 54 か所の登録湿地について、記載を提出するよう求める(ラムサール第 7 回締約国会議文書 13.3 の付属書 1 に示されるとおり)。アルジェリア(1 か所)、ベリーズ(1 か所)、ガボン(3 か所)、ドイツ(10 か所)、アイルランド(23 か所)、イランイスラム共和国(1 か所)、モーリタニア(1 か所)、モナコ(1 か所)、オランダ(10 か所)、スペイン(1 か所)、ユーゴスラビア(2 か所)。
16. さらに以下の締約国に対し、その最優先事項として、地図が未提出の合計 8 か所の登録湿地について、適切な地図を提出するよう求める(ラムサール第 7 回締約国会議文書 13.3 の付属書 2 に示す通り)。バーレーン(1 か所)、インド(4 か所)、オランダ(2 か所)、旧ユーゴスラビアのマケドニア共和国(1 か所)。
17. 以下の締約国に対し、これまでに条約の公式使用言語以外の言語を用いた「ラムサール情報票」を提出した合計 21 か所の湿地について、公式使用言語のいずれかを用いたものができる限り早く事務局に提出するよう要請する(ラムサール第 7 回締約国会議文書 13.3 の付属書 3 に示す通り)。ドイツ(18 か所)、オランダ(3 か所)。

18. さらに、ラムサール登録湿地の記載を更新していない以下の締約国に対し、その最優先事項として、最新の「ラムサール情報票」を用いて、合計 29 か所の湿地につき登録湿地記載を更新するよう要請する(ラムサール第 7 回締約国会議文書 13.3 の付属書 4 に示す通り)。ブルガリア(2 か所)、デンマーク(11 か所)、ガーナ(1 か所)、ギニアビサウ(1 か所)、インド(6 か所)、アイルランド(1 か所)、ケニア(1 か所)、マリ(3 か所)、スペイン(1 か所)、ウガンダ(1 か所)、イギリス(1 か所)。また、グリーンランドにおける条約施行の所管当局であるグリーンランド内政自治局が、グリーンランド 11 か所の登録湿地について、「ラムサール情報票」の更新プロセスを 2000 年までに完了するとしてデンマークの声明に留意する。
19. 「1997-2002 年戦略計画」の行動 5.2.3 に定められた登録湿地の管理計画策定についてラムサール条約の目標を引き上げることに同意し、第 8 回締約国(2002 年)までに、各締約国の登録湿地の少なくとも 4 分の 3 で、管理計画が準備中であるか実行に移されていることを確保するよう、またこれらの計画の完全な実施を図るよう、締約国に対し要請する。
20. ラムサール登録湿地及びその他の湿地についての管理計画策定の一環として、決議 .1 で示されるような適切なモニタリング制度を採択、適用し、それらのモニタリング制度の中に、条約の「湿地リスク評価の枠組み」(決議 .10)を組み込むことを締約国に奨励する。
21. 「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」(決議 5.7)を科学技術検討委員会が検討する際に助言と経験を述べた締約国及び他の国に対し謝意を表し、科学技術検討委員会がラムサール第 7 回締約国会議文書 13.3、付属書 5 で報告しているとおり、このガイドラインの価値が持続していることを再確認し、同ガイドラインのさらに入念に手を加えられる部分についての科学技術検討委員会の勧告を受け入れ、ラムサール条約事務局の支援をもって、環境、社会、経済的影響の評価及び費用便益分析、ゾーニング、多目的利用、緩衝地域の設計と維持、予防的原則適用等への最新のアプローチを検討する、管理計画策定に関するさらに進んだ手引きを、第 8 回締約国会議での検討に備え準備するよう科学技術検討委員会に指示する。
22. さらに、締約国が湿地に関する政策と法的手段を策定するにあたり(それぞれ決議 .6 及び .7)、またラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画の策定、また適切な場合にはその実施において、地元の利害関係者の十分な参加を促進するにあたり(決議 .8)、「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」を考慮に加えるよう締約国に奨励する。
23. 第 6 回締約国会議以降、モンルーレコード掲載湿地のための管理ガイダンス手順が、コスタリカ、デンマーク、グアテマラ、イランイスラム共和国(3 か所)、イタリア(3 か所)で行われ、またその他の多くのモンルーレコード掲載湿地をラムサール条約事務局が訪問し、その湿地管理の問題に対する締約国の取組を支援するために政府関係者等と討議したことに承認しつつ留意する。
24. 第 6 回締約国会議以降、モンルーレコードから湿地を削除したアルジェリア、ポリビア、ドイツ、イタリア、メキシコ、南アフリカ、ベネズエラがとった行動を歓迎し、モンルーレコードに湿地を掲載している締約国に、特にそれが管理ガイダンス手順が行われた湿地の場合は、モンルーレコードからそれらの湿地を早期に削除することを目的に、それらの湿地の管理問題に取り組む努力を強化するよう要請する。
25. また、本締約国会議への国別報告書を通じて各締約国が提供した、モンルーレコード登録湿地の現状についての情報更新を歓迎し、これら締約国の多くが、近い将来モンルーレコ

- ードから登録湿地を削除するよう目指す意思を示したことに喜びつつ留意する。
26. ラムサール登録湿地「De Ijzerbroeken te Diksmuide en Lo-Reninge」は、適切な水量及び水質の維持が困難であることから、再度モントルーレコードに含める必要があるとするベルギーの声明に留意する。
  27. 2か所のラムサール登録湿地(「Tendrivska Bay」及び「Yagorlytska Bay」)が、モントルーレコードから削除できるようになったとするウクライナの声明を歓迎し、これを確認する情報が事務局に連絡されていることに留意し、ウクライナ当局に対しようした湿地の保全と賢明な利用への努力を継続するよう奨励する。
  28. また、ラムサール登録湿地「Ringkobing Fjord」は、さまざまな保全対策を実施した結果、また1996年ラムサール管理ガイダンス手順報告書の勧告に加え、モントルーレコードから削除できるとするデンマークの発表を歓迎する。
  29. 勧告6.17で言及される、オーストリアのラムサール登録湿地「Donau-March-Auen」については、ドナウ川、オーデル川、エルベ川を結ぶ運河の建設計画があり、それがこの湿地に悪影響を与えるおそれのあることから、オーストリア、チェコ、スロバキアにある他の登録湿地と同様モントルーレコードからは削除できないことに憂慮しつつ留意する。
  30. モントルーレコードに掲載された湿地ドニャーナ(Donana)の上流で発生した、有毒鉍屑流出事故の影響に取り組むスペイン当局の多大なる努力を確認し、ドニャーナの生態学的特徴が維持され回復されるよう、特に「Donana 2005」イニシアチブの実施を通じ、あらゆる可能な手段を引き続き講ずるよう要請する。
  31. オーストラリアが、Coongie Lakes、及びポートフィリップ湾のWestern Shorelineの両ラムサール登録湿地の境界を確定し直す提案をしようとしており、決議.23で規定される境界の変更に関する検討のためのケーススタディにこれらの事例を用いようとしていることに留意する。
  32. また、ドイツ、ポーランド、ベラルーシ、ウクライナを結ぶ運河の建設は、湿地に多大なる影響を与えるおそれがあることに留意し、関連諸国に対し国際越境影響評価手順に従ってこようした影響の十分な検討と評価を行うよう促す。
  33. モントルーレコードに含まれる湿地を持つ締約国で、本締約国会議に対するその国別報告書の一部としてまたはその他の適切な手段によって、これらの湿地の保全状況の更新情報を提出していない国々に対して、できる限り早く提出するように、またこれらの湿地がモントルーレコードから削除されるまでに見込まれる時間を報告するよう求める。
  34. ラムサール条約事務局に対し、ラムサール条約の「賢明な利用概念実施のためのガイドライン」の適用を実証するモデルとなる管理計画が実施されつつある湿地の記録(「サンホセレコード」)を設置する条約の実現可能性について、科学技術検討委員会からの支援を得て調査し第8回締約国会議に報告するよう指示する。
  35. 第6回締約国会議勧告6.17(6.17.1~5を含む)が特定の湿地に関して明らかにした諸問題に対する行動を、その国別報告書で報告した締約国に対し、謝意を表す。また適切な行動を取った締約国に対してはこれを祝福し、まだこようした報告をしていないか、改善策を講じていない締約国に対しては、できる限り早くこようした行動を取るよう要請する。



36. 勧告 6.17.5 に留意し、「地球への贈り物」として「ドナウ川下流域緑の回廊」をWWF（世界自然保護基金）インターナショナルと協力して設立するイニシアチブについての、ブルガリア、モルドバ、ルーマニア、ウクライナのドナウ川下流諸国を代表してルーマニアが行った声明を心から歓迎する。
37. 第 3 条 2 に従い、1 か所またはそれ以上のラムサール登録湿地における、既に変化した、変化しつつある、または変化するおそれがある生態学的特徴についての情報を、本締約国会議に対する国別報告書を通じ提供した以下の締約国に対し謝意を表す。アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、カナダ、チリ、コモロ、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、ドイツ、ギニア、ホンジュラス、ハンガリー、アイルランド、日本、リトアニア、マルタ、メキシコ、モンゴル、ニュージーランド、ニカラグア、パキスタン、ポーランド、ポルトガル、ペルー、スリランカ、ガンビア、トーゴ、イギリス、ベネズエラ、ユーゴスラビア。また特に、この件に関する詳細な報告を行ったオーストラリア、ドイツ、アイルランド、日本、イギリスを賞賛する。そしてこの締約国すべてに対し、これらの湿地をモントルーレコードへ含めることをできる限り早く考慮するよう要請する。
38. 管理ガイダンス手順の費用に充てるため、任意拠出を行った締約国及び諸機関に対し感謝の意を表するとともに、ラムサール条約の下でのこの取組への支援を継続するようそれらの援助国、機関に要請する。
39. ラムサール条約のこの手段の目的を端的に示すため、「管理ガイダンス手順」の名称を「ラムサール諮問調査団」と改めることを決定する。
40. ラムサール条約事務局に対し、資金、人材等の資源が許す限り、モントルーレコードの機構とそれに伴うラムサール諮問調査団の「成功事例」を文書にまとめ、出版し、普及促進するよう指示する。

## 決議 .13 カルスト等の地下水文系を、国際的に重要な湿地として特定し指定するためのガイドライン

1. 「地下のカルストと洞窟の水文系」をラムサール湿地分類法の湿地タイプに加え、締約国に「領土内のカルストと洞窟湿地系の重要性を評価し、(「国際的に重要な湿地のリスト」への)登録湿地としての指定を検討する」ことを要請した決議 .5 を想起し、
2. 生物の多様性を保全するための固有の価値と同様に、人間社会へのきわめて重要なサービス提供を含めた、カルスト等の地下水文系の重要な機能と価値を意識し、
3. そうした系の保全と持続可能な利用には、地表、地下両方の湿地構成要素に対する統一した考慮が必要であることを認識し、
4. IUCN(国際自然保護連合)が「洞窟とカルストの保護のためのガイドライン」を出版したことに留意し、
5. 国際的に重要なカルスト等の地下水文系の選定基準を適用するため、またそうした登録湿地について「ラムサール登録湿地情報票」を完成するためのガイドライン草案へと結びついた、この件についての中央ヨーロッパワークショップ(1998年9月)を開催したスロベニア政府に感謝し、

締約国会議は、

6. 付属する次の二つを、締約国その他が適用するものとして採択する。
  - a) カルスト等の地下水文系を、国際的に重要な湿地として特定し指定するためのガイドライン(付属書 )<sup>訳注</sup>
  - b) 「ラムサール登録湿地情報票」を完成させるための、上記ガイドラインへの関連追加事項(付属書 )
7. 締約国に対し、その湿地目録、湿地政策、湿地管理計画策定に、カルスト等の地下水文系を含め、また考慮して、できる限りそれらの系の生態学的特徴、ひいてはその機能と価値を確実に維持するよう要請する。
8. 締約国に対し、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11)を考慮に入れ、「国際的に重要な湿地のリスト」に加えるものとして、カルスト等の地下水文系の適切な例を指定するための新たな努力を求める。
9. 締約国に対し、カルスト等の地下水文系の保全と賢明な利用に向けた新たな取組でもたらされた進展について、第8回締約国会議に報告するよう求める。
10. ラムサール条約事務局に対し、本決議への付属書を、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11)に統合するよう指示する。

<sup>訳注</sup> 本決議に付属していたガイドライン(「カルスト等の地下水文系を国際的に重要な湿地として特定し指定するためのガイドライン」)は、決議 .11 に統合された。

## 決議 .14 侵入種と湿地

1. 外来種が侵入的になった場合、それが陸上、海洋にかかわらず湿地の生態学的特徴に、また湿地に生息する種に及ぼす深刻な脅威を意識し、
2. 侵入種がいったん定着すると、その適切な管理はしばしば高額のコストを要し、その根絶は通常実行不可能であること、また予防と早期の対策が侵入種に対し採りうる最も費用効果の高い手法であることを確認し、
3. 外来種の偶然のまたは意図的な移動や輸送が、新たな侵入種の世界的蔓延に果たす役割を確認し、
4. 侵入種の移入防止、不測の移入を避ける手段、移入種と非合法的移入による害の根絶について言及した、「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」に関する決議 5.6、及び「ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」に関する決議 5.7 を想起し、
5. 本締約国会議に提出され、外来種と侵入種の定義、侵入種が湿地の生態学的特徴と機能に及ぼす影響、侵入的になりうる生物の例、防除の方法、侵入種と闘うための解決策を述べた、「侵入種と湿地」に関する締約国会議文書 24 に留意し、
6. ラムサール条約と生物多様性条約の協力の覚書、生物多様性条約第 4 回締約国会議で支持されたラムサール・生物多様性条約共同作業計画、生物多様性条約にある「生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の移入を防止し又はそのような外来種と制御し若しくは撲滅する(第 8 条(h))」義務を確認し、
7. 生物多様性条約第 4 回締約国会議が、陸水での侵入種の影響と管理についてケーススタディーをまとめることを求めた決定 14、また外来種と、その海洋及び沿岸生態系への影響について理解を向上させるよう定めた決定 15 等、侵入種に関する多数の関連決定を採択したことに留意し、
8. 生物多様性条約第 4 回締約国会議が、「科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTTA)」に対し、外来種の影響の予防、移入及び事前影響緩和のための指針を作成し、そうした原則と関連する作業計画について第 5 回締約国会議に報告するよう求めたことを認識し、
9. 地球規模の戦略と行動計画、また侵入種に対抗するための実用的手段の構築を進めている、環境問題科学委員会(SCOPE)の調整による世界侵入種計画(GISP)の作業、また「生物侵入による生物多様性の喪失防止のためのガイドライン草案」を準備している IUCN (国際自然保護連合)の作業に留意し、
10. 侵入種に関する米国大統領命令(1999 年 2 月 3 日)、北欧閣僚会議の下に北欧 5 か国で現在行われている侵入種及び外来種に関するプロジェクト、アフリカのための IUCN/ラムサール侵入種啓発計画を含め、締約国及び協力機関によってさまざまな地域で行われている、侵入種に関する新規の重要な取組を賞賛し、
11. さらに本締約国会議の直前に行われた、地球生物多様性フォーラムの第 13 回会議における侵入種に関するワークショップの成果に留意し、

締約国会議は、

12. 締約国に対し、その管轄下にある湿地に侵入種がもたらす環境、経済、社会的影響について可能な限り取り組むよう求める。
13. さらに、侵入種の管理を目的として本締約国会議に提出された、「湿地と侵入種についての特別対策書」(第7回締約国会議文書24)に概略が述べられている、侵入種に対する蔓延防止方法と解決策を考慮に入れるよう締約国に対し求める。
14. 締約国に対し、侵入種に関する、既に存在するデータベースに関する情報、湿地と湿地に生息する種を脅かす侵入種に関する情報、湿地の侵入種の蔓延防止と根絶に関する情報を、ラムサール条約事務局に提供するよう促す。
15. ラムサール条約事務局に対し、以下を指示する。
  - a) 侵入種が湿地にもたらす影響に対し特に大きな取組がなされるよう、ラムサール条約が湿地生態系における侵入種対策に高い優先順位を付していることを生物多様性条約、環境問題科学委員会の世界侵入種計画、世界の貿易及び輸送等の関連機関や新規取組に主張する。
  - b) 既存の諸計画との協力を確保し、新たなパートナーシップを築くため、他の条約の事務局や国際組織のこの決議への注意を喚起する。
  - c) 既存の諸計画と協力して湿地と湿地に生息する種を脅かす侵入種を特定する実用的なデータシステムを構築し、湿地の侵入種の蔓延防止及び根絶への方法と助言を含める。
  - d) 湿地、特にラムサール登録湿地の生態学的特徴、またその社会的、経済的利益に、侵入種が既に悪影響を与えた事例のケーススタディーを作成する。
16. 科学技術検討委員会に対し、以下を指示する。
  - a) 生物多様性条約の「科学上及び技術上の助言に関する補助機関、環境問題科学委員会の世界侵入種計画、その他国際条約のもとに設立された諸計画と協力して、またIUCNの「生物侵入による生物多様性の喪失防止のためのガイドライン草案」を考慮に入れて、湿地と湿地に生息する種を脅かす可能性のある外来種を特定し、行動の優先順位を定め、管理するための湿地別のガイドラインを作成する。
  - b) 環境上危険な新しい外来種の管轄区域への移入と、管轄区域内のそのような種の移動や取引を最小限に抑えることを目的として、「リスク評価」を組み込んだ、立法化等の最良の実践例による管理方法の手引きを、締約国の利益を図り作成するため、関連する各国・諸機関等と協議する。
17. 本決議の実施には、適切な財源及び人材が得られることが条件であることに留意して、本決議に概要が記されるラムサール条約事務局と科学技術検討委員会の活動を支援するため、締約国に対し任意拠出をするよう促す。
18. 締約国に対し、以下を要請する。
  - a) 各締約国の管轄の範囲内で、湿地における外来種の目録を作成し、それらを評価して湿

地と湿地に生息する種を脅かすもの(「リスク評価」)と、その蔓延が適切に防止できるまたは根絶できるものとして優先順位付けをする。

- b) 蔓延防止または根絶を目的として、優先順位の高い侵入種を対象を絞る計画を確立し、またその他の関連する国際的な諸計画を実施する。
- c) それぞれの行動において可能な場合には、湿地の侵入種の世界的広がりにより外来種の移動と輸送が及ぼす環境、経済、社会的影響について取り組む。
- d) 決議 17 に従って既存の法的、制度的措置を見直し、必要な場合には、環境上危険な新しい外来種の、その管轄域への移入と、その管轄域内でのそれら外来種の移動や取引を防ぐための法令と計画を採択する。
- e) 環境上危険な新しい外来種(農業用、園芸用に試験中のものを含む)を特定する能力と、立法や最良の実践例による管理の促進、実施のための能力を向上させる。
- f) 環境上危険な新しい外来種への認識と、その特定と蔓延防止の能力を高める。
- g) 情報と経験の交換、湿地の侵入種に対処する総合的能力の向上、侵入種対策計画の地域的調整の促進を目的として、他の締約国と協力する。

## 決議 .15 賢明な利用原則の適用を促進する奨励措置

1. 締約国に「登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」ことを求めるラムサール条約第3条1を想起し、
2. さらに、「賢明な利用の概念実施のための追加手引き」に関する決議5.6、特に湿地の破壊を促すような税制上の便宜や補助金を廃止し、逆に「湿地の維持と合致し、その保全を促進し寄与する活動を促進する」奨励措置を導入するという、同追加手引きの中での言及を想起し、
3. 奨励措置がラムサール条約と生物多様性条約の間の共同作業計画の一つの要素を構成すること(決議 .4)、またこのことが生物多様性条約第4回締約国会議の決定 /15によって支持されていることに留意し、
4. さらに、生物多様性条約第3回及び第4回締約国会議の奨励措置に関する決定 /18及び /10a、特にその後者における「奨励措置は生態系アプローチを用いて、また対象となる資源管理者を念頭において計画されなければならない」とする認識に留意し、
5. 「生物の多様性と生物資源の経済評価は、十分に対象を絞り、それに合わせて調整した経済的奨励措置のための重要な手段である」ことを認識する生物多様性条約の決定 /10aに同意し、
6. ラムサール条約とその湿地の賢明な利用原則を実施する上で、この原則の実行への誘因として作用する措置を計画し実施すること、またこの原則を損なう誘因を特定し取り除くことが、きわめて重要であることを確認し、
7. 奨励措置についての手引き作成を目標として、生物多様性条約第5回締約国会議での検討に向けた背景資料を作成するため、OECD(経済協力開発機構)、IUCN(国際自然保護連合)、生物多様性条約事務局等の関連組織の間での共同作業をこの問題に関する生物多様性条約の決定 /10aが奨励していることを承認しつつ留意し、
8. 本締約国会議の分科会 に提出された奨励措置に関する発表を考慮した上で、
9. 締約国がラムサール条約を施行する上での政策及び法的手段の一つとして奨励措置を考慮する必要性と、第7回締約国会議で、これらの両者についての締約国のための手引きが採択された(決議 .6及び .7)ことを認識し、
10. 「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(決議 .8)により奨励されるように、さまざまな利害関係者、特に地域社会と民間部門の間で、湿地の持続可能な利用を促進するための奨励措置の重要性を認識し、

締約国会議は、

11. 締約国会議に対し、湿地の保全と賢明な利用を奨励する措置を特定し促進する、また逆にその妨げとなる措置を特定し除去するための、既存のもしくは作成中の政策的、法的、制度的枠組みを見直すよう要請する。
12. さらにより具体的には、「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」(決議 .6)、及

- び「湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン」(決議 .7)を適用する際に、奨励措置が確実に考慮に入れられるようにすることを締約国に要請する。
13. 締約国、NGO（非政府組織）、援助機関などに対し、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(決議 .8)を適用する際に、湿地の賢明な利用を促進するよう計画された奨励措置を特別に考慮するよう、またその逆の効果を持つ誘因が存在する場合にはそれを特定し除去するよう求める。
  14. さらに締約国その他に対し、湿地、生物多様性の保全、自然資源の持続可能な利用全般に関する奨励措置とその反対の効果をもたらす誘因とに関して、これまでに得た経験と教訓とを互いに共有するよう求める。これら経験や教訓は締約国等がラムサール条約事務局に提供することによって共有され、事務局はこれらを適切に配布し、またラムサール条約ホームページの賢明な利用資料センターを通じ利用できるようにする。
  15. 科学技術検討委員会とラムサール条約事務局に対し、生物多様性条約及び移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）の関連機関、OECD、国際影響評価学会、IUCN、締約国等の関連する機関や国と協力して、奨励措置やケーススタディーの目録等、インターネット上のデータベースを作成するため、奨励措置に関する既存のガイドラインや利用できる情報の検討を行うこと、またこの目的のためには財源が必要であるという認識の下に、奨励措置を実施する機会を特定するためのツールとしての影響評価の利用を検討することを求める。
  16. 奨励措置の計画、実施、モニタリング、評価の進展について、また逆効果をもたらす奨励措置の特定と除去の進展についての第8回締約国会議に対する報告書を、財源と人材が許す範囲で締約国、各国政府及びその他の関連機関がとるべき具体的行動への勧告と共に作成するよう、科学技術検討委員会及びラムサール条約事務局に対し指示する。
  17. 締約国会議が講じる奨励措置に関する情報は、ラムサール条約事務局が分析と報告書作成を行えるよう、国別報告書に含まれるべきであることを決定する。

## 決議 .16 ラムサール条約と影響評価：戦略・環境・社会的影響評価

1. 締約国は「その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり、又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる」と定めるラムサール条約の条文第 3 条 2、そして締約国は「登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」と規定した条約第 3 条 1 を想起し、
2. さらに「明白かつ公に透明なやり方で、湿地に関する環境への配慮を、計画策定時の決定に取り入れるように締約国に求める」とした勧告 6.2 を想起し、
3. 「1997-2002 年戦略計画」の行動 2.5.1 が、「第 7 回締約国会議の分科会に向け、環境影響評価のためのガイドラインの検討結果と、現在行われている環境影響評価の最良の実践例を準備し、賢明な利用の追加手引きの内容を拡大する」と述べていることを意識し、
4. また、「1997-2002 年戦略計画」の行動 2.5.4 が、「開発案件あるいは土地利用・水資源利用の変更による影響を評価する時には、(県や地方レベル、並びに集水域あるいは沿岸域のレベルでの)統合的環境管理や戦略的環境影響評価を考慮する」よう締約国に要請していることも意識し、
5. 「環境計画策定のために、湿地の恩恵と機能の経済評価を提供する」ことを締約国に要請した「1997-2002 年戦略計画」の実施目標 2.4、及び「湿地保全の必要性和利益についての各国及び国際レベルでの認識を高めるために、湿地のすべての経済的価値が特定され、測定され、報告されることがきわめて重要である」とする勧告 6.10 を認識し、
6. ラムサール条約の目標を達成するために締約国が行っている取組を支援する際に、特に登録湿地の管理と賢明な利用原則の実施に関して、影響評価と経済評価が重要な手段としての役割を果たすことを再確認し、
7. 影響評価と経済評価の問題が、ラムサール条約と生物多様性条約の間の共同作業計画の要素を構成する(決議 .4)こと、またこのことが生物多様性条約第 4 回締約国会議の決定 /15 によって承認されていることを、承認するとともに留意し、
8. また、影響評価と悪影響を最小にとどめることに関する生物多様性条約の決定 /10c が、この問題について、生物多様性条約、ラムサール条約、移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)、国際影響評価学会、IUCN(国際自然保護連合)の間の協力を明確に奨励していることについても承認するとともに留意し、
9. 本締約国会議の分科会 で発表された「ラムサール条約と影響評価」に関する報告、中でもその政策、計画、プログラム、事業実施の各レベルでの影響評価に対する総合的取組に関する助言について特に考慮した上で、

締約国会議は、

10. 締約国に対し、ラムサール条約登録湿地リストに掲げられた湿地の生態学的特徴を変化させる、あるいは領域内の他の湿地に悪影響を及ぼすおそれのある、事業、計画、プログラム、政策のすべてが、厳格な影響評価の手続きを必ず経るようにし、またそのような手続きが政



策的、法的、制度的、組織的措置の下で正式なものとなるように、一層の努力を行うことを求める。

11. 湿地生態系がもたらす多くの機能、価値、恩恵の観点から、そういった環境上の価値、経済的価値、広い意味での社会的価値が政策決定や管理過程において含まれるようにするため、影響評価の手続きにおいて湿地生態系の真の価値が特定されることを締約国に対して奨励する。
12. さらに、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(決議 .8)により奨励されているように、湿地に関する影響評価の過程において、地域の利害関係者が含まれるよう透明かつ参加型のやり方で行われることを、締約国に対し奨励する。
13. また、登録湿地について、進行中のモニタリングと影響評価の一部として、「湿地モニタリング計画を企画するための枠組み」(決議 .1)及び「湿地リスク評価の枠組み」(決議 .10)を適用するよう、締約国に対し奨励する。
14. さらに、複数の国にまたがる湿地や河川流域を有する締約国に対して、「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」(決議 .18)及び「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)で奨励されているように、その影響評価には近隣諸国との協力による取組を目指すよう求める。
15. 湿地生態系の保全と賢明な利用のための奨励措置を計画し実施する手段として、影響評価を利用することを促進するために、生物多様性条約や移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)の事務局、そしてOECD(経済協力開発機構)、国際影響評価学会、IUCN(国際自然保護連合)等の関連する協力機関との業務を、引き続き進めるようにラムサール条約事務局に対し求める。
16. さらに、これまでの3年間に高い優先度を与えられていた事項(勧告6.2及び6.10)にしたがって、湿地の環境影響評価及び経済評価に関する既存のガイドラインや情報を再検討するために、科学技術検討委員会とラムサール条約事務局に対し、生物多様性条約や他の関連条約の類似組織及び専門家機関と共同作業を行うことを求める。これは、賢明な利用原則を適用する手段として、また環境影響評価や経済評価の利用を検討する手段として、インターネット上で提供することができる。

## 決議 .17 湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元

1. 湿地の復元を促進するための各種の行動をとることを、締約国と常設委員会に要請した勧告 4.1 を想起し、
2. また、「湿地の復元を国の自然環境保全、土地及び水管理政策に組み込む」ことを締約国に求めた勧告 6.15 を想起し、
3. 復元や機能回復の必要がある湿地を特定し、この目的にかなう方法を用意・実施し、復元及び機能回復計画を確立すること、そしてこれを特に主要な河川系あるいは自然保護上の価値の高い地域について行うよう締約国に要請した「1997-2002 年戦略計画」の実施目標 2.6 に留意し、
4. 本締約国会議の分科会 で発表され検討された、「湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元」と題した報告の著者に感謝の意を表し、
5. 湿地の復元や創造は、喪失または劣化した自然の湿地に代わりうるものではないとはいえ、湿地の保護と並行して行われる国の湿地復元計画は、その復元が生態学的、経済的、社会的に持続可能なものであるならば、人間と野生生物の双方に大きな利益を付加するという、勧告 4.1 で表明され、上述の報告によりさらに強調された見解を改めて表明し、
6. 本締約国会議に提出された国別報告書の中で、76 の締約国がそれぞれ国内で湿地復元活動を行っていることを承認しつつこれに留意し、しかし、大半の締約国ではこうした活動があまり活発ではないこと、また復元の推進が、国家湿地政策及び関連する政策手段の一環として行われているとした締約国はごくわずかであったことに懸念を表明し、
7. 復元及び機能回復の新規取組の発展を促すためには、能力の育成と人材・財源の追加が必要な場合があることを認識し、しかし一方で、湿地のもたらす重要な機能、サービス、恩恵を認め、そうした新たな取組を率先して行うのは、多くの国で地元の住民や利害関係者であることも認識し、
8. 本締約国会議の、ラムサールと水に関する分科会 で、「河川流域の管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」を示した報告、水政策の策定の一要素としての湿地についての報告、また世界的な水危機に対するラムサールの役割に関する報告のそれぞれにおいて、湿地の復元が優先事項として明示されていることを意識し、
9. 本締約国会議が、湿地政策の策定(決議 .6)、法制度の見直し(決議 .7)、湿地の管理への地域社会及び先住民の参加(決議 .8)、湿地と水路に関する広報、教育、普及啓発(決議 .9)、湿地の保全と賢明な利用の河川流域管理への組み込み(決議 .18)、湿地目録の優先順位(決議 .20)という、いずれも湿地復元が適切な方法で促進されるよう支援する数多くの決議を通して、これらの分野に関する、締約国のための手引きを採択したことを認識し、

締約国会議は、

10. 湿地の復元や創造が、失われた自然の湿地に代わりうるものではなく、そうした喪失を防ぐことこそ第一に優先されなければならないとはいえ、湿地の保護と並行して行われる国の湿地復元計画は、それが生態学的、経済的、社会的に持続可能なものであるならば、人間と野生生物の双方に大きな利益を付加しうるものであると認識するよう、すべての締約国に求める。

11. 湿地の喪失についての情報を、その湿地域の喪失プロセス、機能、構成、価値の評価を含め提出するよう、締約国に要請する。この情報には、それらの湿地の復元可能性についてのデータ、及び復元による最大限の利益に関するデータを含めなければならない。このデータには、人間と自然環境に利するため復元が優先事項である湿地の特定を含めるが、これは決議 .20 で求められる標準的なデータ収集・処理手順を用いた、すべての適切なレベルでの特定とする。
12. また、湿地喪失を防ぐための方法、及びラムサール条約と生物多様性条約の共同作業計画において、湿地復元の推進へのアプローチを見直し、必要があれば修正するよう、すべての締約国に求める。これにあたっては、生態系アプローチ、広報・教育・能力育成の計画、伝統的規範や女性の特別な役割を考慮に入れた、地元利害関係者への支援を推進する政策枠組みの一環としての、持続可能な復元の推進に特に高い優先順位を与える。
13. さらに、復元へのアプローチの見直しにあたっては、法制度(決議 .7)、湿地保全への奨励措置(決議 .15)、影響評価(決議 .16)、集水域レベルでの複数国にまたがる行動(決議 .19)の各分野を詳細に検討し、取り組むよう締約国に要請する。
14. 劣化した湿地の、生態学的、経済的、社会的に持続可能な復元を促進する手段としてのプロジェクトや計画を、本決議の付属書 1 に示される要素を十分に考慮しつつ、実施し評価するよう締約国に要請する。
15. 生態学的、経済的、社会的に持続可能な湿地復元を実施する上での制約と、これに対する解決策を特定するよう、またこれに基づき、実証プロジェクトと対象を絞った技術交換計画を策定し、これについて第 8 回締約国会議への国別報告書で報告することを締約国に求める。
16. ラムサール条約事務局に対し、科学技術検討委員会と協議して、湿地の復元と機能回復の具体的諸側面に関する専門知識の情報源を特定し(IUCNの生態系管理委員会、生物多様性科学国際協同プログラム、国際湿地保全連合の湿地復元専門家グループ等、既存のネットワークを利用して)、手段やガイドラインをさらに向上させ、これを締約国が利用できるようにするよう求める。

## 付属書

### 湿地の復元と機能回復

#### 復元と機能回復のプログラムやプロジェクトにおいて検討すべき諸要素

1. 自然、環境、水資源の保護と持続可能な利用に関する国の計画策定と立法には、湿地を復元する義務、あるいは少なくともそのための選択肢を含めなければならない。これが復元を目的とした活動への資金配分を促す可能性もある。計画や法律は戦略的レベルでの復元の目標と優先事項を明確にし、失われた湿地の機能、プロセス、構成要素に言及する。
2. 湿地の保全と持続可能な利用に関する国際的義務の履行に寄与するプログラムには、高い優先順位を与えなければならない。
3. 生物多様性の保全、確かな食糧資源、淡水の供給、浄化、洪水調節、レクリエーションといった複数の目的は、持続可能性を高め、復元プロジェクトの全体的利益を向上させることが多い。
4. すべての利害関係者を早い段階で特定し、参画させること。プロジェクトが実現するかどうかは、土地の所有者または利用者、当局、さまざまなレベルの政治家、科学諮問機関、NGO（非政府組織）の間の協力にかかっている。
5. 効果のモニタリングと評価、及び結果についての情報の普及が必要である。プログラムまたはプロジェクトへのフィードバックが確実に行われるようにし、定められた目標を達成するために、必要であれば調整を行わなければならない。
6. プログラムまたはプロジェクトが承認され実施に移される前に、戦略的環境影響評価、及び費用便益分析を行うことが推奨される。
7. 実験的プロジェクトを実施し成功すれば、それが今後行われる復元プロジェクトやプログラムの発展に向けた大きな動機と刺激になる。
8. プログラムやプロジェクトの、実施前、実施中、実施後の効果と結果についての、一般的でわかりやすい情報が重要である。
9. プロジェクトの有用性と実行可能性に関して、事前に評価しておくべき重要なポイントは、以下の通り。
  - 9.1 環境面の利益があるか。例えば水の供給量と水質向上(富栄養化の低減、淡水資源の保全、生物多様性の保全、「湿地資源」の管理の向上、洪水調節)。
  - 9.2 プロジェクトの費用対効果はどうか。投資と変化は、一時的な結果をもたらすだけでなく、長期にわたって持続可能なものでなければならない。建設期には低コストを、その後も維持にかかるコストは少ないかまったくかからないようにすることを目指さなければならない。復元プロジェクトの費用対効果を判断するときには、湿地の復元からもたらされる可能性のあるすべての利益を考慮に加えること。

- 9.3 復元された土地は、地元の住民やその地域全体にどのような選択肢、利益、あるいは不利益をもたらすか。これらには、健康状態、重要な食糧や水資源、レクリエーションとエコツーリズムの可能性の増大、景観価値の向上、教育機会、歴史的・宗教的地区の保全などが含まれる。
- 9.4 プロジェクトによってどのような生態学的可能性があるか。生息地や生物学的価値の点で、その地域の現状はどうか。水文学的、地形学、水質、植物群落、動物群集などについて、その地域はその後どのように変化すると考えられるか。
- 9.5 現行の土地利用に関し、その地域はどのような状況にあるか。途上国、市場経済移行国、先進国の間で、また復元と機能回復の目標によって、状況は大きく異なる。特に、現状ではほとんど利益を生み出さない辺境の土地は改善されることが多い。
- 9.6 主な社会経済的制約は何か。プロジェクトの実現に、地域や地元の強い関心があるか。
- 9.7 主な技術的制約は何か。

## 決議 .18 河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン

1. 「土地利用や地下水管理、集水域・河川流域や沿岸域の計画策定、その他のすべての環境管理に関する、国、都道府県、地方の計画策定と政策決定に、湿地の保全と賢明な利用を統合する」ことを締約国に対し要請する「1997-2002年戦略計画」の実施目標2.2を想起し、
2. さらに、水資源管理と湿地の保全の統合を進めるにあたり、湿地の水文学的モニタリングネットワークの確立や、伝統的水管理システムと経済評価方法の研究を含めた各種の行動を実行し、河川流域の管理に国内ラムサール委員会及び地元の関係者を参画させ、学際的研修を支援し、水に関係する諸機関と連携することを締約国に対し求めた「ラムサールと水」についての決議 .23を想起し、
3. 湿地は、その生態学的及び水文学的機能によって水資源系全体の本質的な一部分を成すものであり、系を構成する要素として、また生物の多様性とそれに関する生産力の豊かな中核部分として管理されるべきであること、それゆえ湿地は地元住民やその他の多くの集団の経済的、生態学的、社会的な安全保障に寄与するものであることを意識し、
4. 湿地、特に陸水生態系の保全と賢明な利用を目指す行動における、主要な協力機関としてのラムサール条約の役割が遂行される道筋となる、生物多様性条約との協力の覚書及び付随する共同作業計画を歓迎し(決議 .4)、
5. また、「世界的な水危機に対するラムサールの役割の定義」と題した分科会 での発表を通じて、本締約国会議に提示されたように、世界各地における淡水資源への需要増大を意識し、
6. 淡水管理への戦略的アプローチについての報告の一部としてラムサール条約施行への支持を提案した、「アジェンダ21」の実施状況を見直し評価するための国連特別総会(1997年6月)、及びそれに続く1998年5月の持続可能な開発委員会の会議で認められた淡水資源の重要性に留意し、
7. また世界水協議会、地球水パートナーシップ等の、統合された水資源管理を推進するために計画された水部門関連諸機関に加え、世界ダム委員会の現在のイニシアチブに留意し、
8. 分科会 を通じ、本締約国会議は「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」を詳細に検討し議論したことを認識し、
9. 本締約国会議が、多くの関連する決定を通じて、締約国のための各種手引き、すなわち国家湿地政策の策定(決議 .6)、法制度の見直し(決議 .7)、湿地の管理への地域社会及び先住民の参加(決議 .8)、湿地と水路に関する広報、教育、普及啓発の促進(決議 .9)、カルスト等の地下水文系の指定(決議 .13)、奨励措置(決議 .15)、影響評価(決議 .16)、国の計画の一環としての湿地の復元(決議 .17)、ラムサール条約の下での国際協力(決議 .19)についての手引きを採択してきており、それらはいずれも、湿地を河川流域管理へ組み込むという、より包括的な課題に密接に関連し、その構成要素となっていることを認識し、
10. 付属書のガイドラインとそれに付随するケーススタディーや教訓を作成する上で、作成執筆者、「地球環境ネットワーク」の支援のために、情報や経験を寄せてくれた方々に感謝し、

締約国会議は、

11. 本決議の付属書にある、「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」を推奨し、すべての締約国に対し、そのガイドラインを必要であれば各国の状況に合わせて調整しつつ、優先的に適用するよう要請する。
12. 決議 .23 と「1997-2002 年戦略計画」の実施目標 2.2 を実施する努力を強化すること、また付属書のガイドラインを実施することによってそれを行うことを、締約国に対し求める。
13. さらに、付属書のガイドラインを実施する際に、上述した関連事項についての、また、本締約国会議で採択される手引きを考慮に入れ、それらを統合的アプローチを通じて適用するよう、締約国に対し要請する。
14. 資金・人材が許す限り、関連する国や団体に加え、他のすべての関連環境条約の事務局、専門・技術機関、関連地域機関、河川流域管理当局、ラムサール担当窓口にも、そして特に、水の管理に直接の利害を持つと認められる上述の諸機関に、本ガイドラインをはじめ本締約国会議で採択される関連ガイドラインの利用を可能にするよう、ラムサール条約事務局に対し指示する。
15. さらに財源が得られるならば、世界ダム委員会の活動を積極的にフォローし、かつその活動に参加して、関連するテーマについての情報を締約国に提供し、また世界ダム委員会が得た結果とその将来にわたっての意味合いについて第 8 回締約国会議に報告するよう、ラムサール条約事務局と科学技術検討委員会に指示する。
16. 特に生物多様性条約の署名国でもある締約国に対しては、本ガイドラインの主要な要素である奨励措置(決議 .15)及び影響評価(決議 .16)の分野でのさらなる手段開発において、これら二つの条約間で採られているパートナーシップ・アプローチに留意しこれを支援するよう奨励する。
17. 近隣諸国にまたがる河川流域を有する締約国に対し、ラムサール条約の第 5 条及び「同条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)に従って、近隣諸国と協力して、適切な場合には本ガイドラインの適用を目指すよう促す。
18. 関係諸国の特別な状況やを制約を考慮に入れた、統合的水資源管理での計画立案、プロジェクト評価、意思決定の支援及び手引きとなるよう、すべての多国間及び二国間の援助提供者がガイドラインを考慮するよう推奨する。
19. 科学技術検討委員会に対し、資金・人材が許す限り、湿地の生態系の機能を維持するための水の配分と管理の分野における現状の知識を見直し、その結果を第 8 回締約国会議に報告し、可能であればこの問題について締約国の手引きをするよう指示する。
20. さらに、締約国及び他の関連機関等に対し、それぞれの国でガイドラインを促進・実施する実験的活動あるいはプロジェクトを展開し、またそうした活動によって達成した成功例や学んだ教訓を第 8 回締約国会議及び他の関連する会議(生物多様性条約等)に報告するよう奨励する。

## 付属書

### 河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン

#### 目次

はじめに  
 制度的枠組み  
 水の管理における湿地の役割の評価と強化  
 土地利用と開発プロジェクトが湿地とその生物多様性に及ぼす影響を最小限にする  
 湿地維持のため自然な水の循環を維持する  
 国際協力

#### はじめに

1. 湿地は、人間に利する多くの生態学的、水文学的機能を果たす。湿地の機能のうち、最も重要なものは水の供給と浄化、洪水調節に果たす役割にあるとよい。その他にも、例えば漁業や林業資源のための生息地提供といった多くの重要な社会経済的機能を果たしており、生物の多様性保全にもきわめて重要である。
2. 河川流域、または集水域(源流から河口までの、川に流れ込む水が集まる範囲をすべて含む陸域)及び、集水域から流出する水により影響を受ける沿岸・海洋系は、湿地と水資源の管理を考える上で重要な地理上の単位である。湿地とそれを含む河川流域の、急速で持続不可能な開発は、自然の水文学的循環を攪乱させている。多くの場合、これは洪水、干ばつ、汚染などの頻発と激化をもたらしている。湿地とその生物多様性の劣化あるいは喪失は、こうした河川流域に住む人々に多大な社会的・経済的損失と犠牲を強いている。したがって、このような生態系が存続しその地域の社会に重要な財とサービスの提供を続けられるようにするには、湿地の適切な保護と湿地への水の配分とが不可欠である。
3. 来るべき新千年紀には、水資源への需要が増加の一途をたどり、汚染物質の量も同じく増大を続けるであろう。淡水資源の持続可能な利用という目標を達成するためには、水と河川流域の管理への新たなアプローチが緊急に求められている。これまで水資源と湿地は、目標も業務の進め方もまったく異なる別々の部門機関が担当することが多かった。その結果、水資源の利用と河川流域の管理をめぐっては過去もまた現在でも対立が絶えない。悲しむべきことに、こうした議論において、湿地は健やかで豊かな河川系の維持に貢献する上で果たしている重要な機能を考慮して当然与えられるべき高い優先順位が、常に与えられてきたとは言えない。
4. 河川の管理において湿地が果たしうる重要な役割を考慮すれば、ラムサール条約(1971年、イランのラムサール)が推進するように、河川流域の管理へ湿地の保全と賢明な利用を組み込むことが、それらがともに人類に与える恩恵を最大限にし、維持するために不可欠である。

#### 本ガイドラインの目的

5. 河川流域の管理に湿地を組み込むことの必要性は、各国政府や地球規模の諸機関の多くが認識してきたことではあるものの、それをどのように行うかをラムサール条約のもとに定めた明確な手引きは現時点で存在しないことから、このガイドラインが着想された。したがって



本ガイドラインのねらいは、この目的を果たそうとする締約国への支援にある。

## 条約本文及び締約国会議のこれまでの決定から得られた手引き

6. 湿地、水、河川流域管理のきわめて重要な結びつきは、ラムサール条約本文に、また3年毎に開催される条約締約国会議における決定に強調されている。条約前文の第2節には、「水の循環を調整するものとしての湿地...の基本的な生態学的機能を考慮し」とあり、また第6回締約国会議はラムサールと水に関する決議 .23 を通じて、締約国は「地下水の蓄積、水質改善、洪水の軽減、及び水資源と湿地の密接な関係を含めた湿地の重要な水文学上の機能を認識し」、「水資源管理及び湿地保全の総括を含む、河川流域規模の計画の必要性を明確に理解」すると確認している。
7. 決議 .23 はさらに、締約国が水資源管理と湿地保全の統合を促進するにあたり、さまざまな行動(湿地の水文学的モニタリングネットワークの確立、伝統的水管理の体系や経済評価方法の研究などを含む)を実施し、国内ラムサール委員会及び地元の利害関係者を河川流域管理に参加させ、学際的研修を支援し、水に関連した機関と協力するよう求めている。
8. 第6回締約国会議で承認された「1997-2002年戦略計画」の実施目標2.2は、締約国に対し、「...土地利用や地下水管理、集水域・河川流域や沿岸域の計画策定、その他すべての環境管理に関する、国、都道府県、地方の計画策定と政策決定に、湿地の保全と賢明な利用を統合する」よう要請している。

## 制度的枠組み

### 統合的な河川流域管理

9. 統合的水資源管理は、水が生態系の不可欠な一部分であり、自然資源であり、また社会経済的財産であって、その量と質がその利用法の性質を決めるものである(「アジェンダ21」、国連1992年)という概念に基づいている。量と質の両面で信頼しうる水源が、人類の文明の存続と社会経済的発展の前提条件である。水の不足、徐々に進む劣化、進行する汚染とインフラ開発によって、水のさまざまな利用方法をめぐり対立が増加している。河川流域管理のアプローチは、対立を解決し、自然の生態系を含め競い合う利用者の中に水を配分するための、奨励措置に基づく参加型の仕組みの一例である。
10. 統合的河川流域管理の鍵となる重要な必要条件は、河川流域の規模に照準を合わせた土地利用と水の計画策定及び管理の機構である。また、集水域からの流出物の影響を受ける海洋・沿岸系の生態学的要求条件への配慮を含める必要もある。水資源管理の統合的アプローチを推進するには多くのステップがある。特定されている重要な問題の一つは、一つの河川流域に対し、さまざまな管理機関の間で管理の責任が分散して、その結果水資源の計画策定と管理へのアプローチが分断されてしまうことである。水資源の計画策定と管理は学際的プロセスであり、したがって地元の地域社会はもとより、河川流域の範囲内で関わるもの、全国規模で活動するものも含めたすべての関連機関の間での協力の枠組みとして推進されなければならない。
11. もう一つの重要な問題は、水の問題が部門間にまたがる性格を持つこと、そして水管理の技術、経済、環境、社会、法の各側面の統合に向けた新たな発展のパラダイム<sup>訳注</sup>が必要である

<sup>訳注</sup> 考え方の枠組み

ことが認識されていない点である。水資源管理における管理単位は、政治的境界線でなく河川流域の境界と一致しなければならない。水に関する立法と政策の欠如または不備も、河川流域の統合的管理と水資源の最適な利用へのもう一つの障害である。

12. 次のガイドラインに留意しなければならない。

<b>セクション A</b>	
<b>統合的河川流域管理に関する締約国のためのガイドライン</b>	
A1.	河川流域内での、統合的河川流域管理と土地・水利用計画策定及び管理の促進への主要な障壁を特定し、その克服に努める。
A2.	少なくとも水の管理、環境保護、農業に責任を持つさまざまな部門や機関を巻き込んだ協議型のプロセスを作り、河川流域全体の水資源の保全、利用、管理の計画を策定する。
A3.	水の供給、洪水管理、汚染の事前緩和、生物の多様性の保全といった管理の目標を達成しやすくするため、河川流域の管理に湿地の保全を組み込む。
A4.	河川流域内にある湿地域及びその生物多様性の保護と復元を推進する。
A5.	河川流域の管理に関わるコストのための、適切で社会的に受容可能な費用分担の仕組みを作り出す。
A6.	流域の管理に寄与するため、政府、市町村、水管理機関、学術機関、産業、農家、地域社会、NGOといった、河川流域管理に関わる主要団体すべてが一堂に会する適切な仕組みの構築を推進する。
A7.	河川流域の統合的管理のための効果的な手段としての、適切な教育と普及啓発の計画を促進する。(決議 .9「ラムサール条約普及啓発プログラム」を参照。)

### 統合的水資源管理のための、政策及び法令の策定と強化

13. 河川流域の規模での統合的水資源管理に移行するには、水の価格設定政策(例えば「使用者負担」、「汚染者負担」など)のような経済的手段を含めた、適切な法律と政策手段の支援が必要である。締約国は、水資源の計画策定と統合的管理を可能にし促進するため、水に関する適切な国の政策と法律を定める必要がある。こうした政策は、国家湿地政策、国家環境計画、国家生物多様性戦略、国際的な協定や法的枠組みのような関連政策がある場合は、そうした政策と整合させる必要がある。
14. 河川流域の適切な開発、保全、管理、利用を導くには、国及びそれに準ずるレベルの十分な政策が必要であることを考慮すれば、締約国が次のような点について効果的な総合政策を策定することが不可欠である。
- 14.1 海洋及び沿岸生態系を含めたすべての生態系の維持のための水の配分
  - 14.2 取水とその使用のための許認可
  - 14.3 家庭用及び産業用の水の使用、排水処理、及び排水の安全な放出
  - 14.4 農業用の水の使用、大規模水管理構造物の影響の事前緩和、水の返還、殺虫剤など農

薬の使用制限

- 14.5 各種の目的での使用のための水質基準の決定
  - 14.6 地下水の汲み上げと使用に関する規則と規定
  - 14.7 飲料水及び農業、産業などの水の使用料に関する政策
  - 14.8 土地及び水の保全
  - 14.9 国の社会経済開発の課題における水と湿地の保全の統合
  - 14.10 水に影響を及ぼす侵入種
15. 次のガイドラインに留意しなければならない。

**セクション B**  
**統合的水資源管理のための政策と法律の策定・強化に関する**  
**締約国のためのガイドライン**

B1. 現行の水または河川流域管理政策に湿地管理の問題を組み込む。また、国家湿地政策及びそれに類する手段に、水資源管理の問題を組み込む(決議 .6)。

B2. 現行の法律を見直し、適切な場合には河川委員会などの設置、経済的奨励措置及び抑制要因となる措置の導入、水管理に悪影響を及ぼすおそれのある活動の規制といった主要な政策課題の実施を促進する新たな立法を進める(決議 .7)。

B3. 河川流域内での活動を規制するための包括的な国家水政策(決議 .6)または国家河川流域管理政策を策定し、その政策及び地域の戦略・行動計画に湿地管理を組み込む。

B4. 社会経済的發展が水界生態系の保護にしばしばきわめて大きく依存することを認識し、各種の部門(保全、水、経済開発など)に対し、統合的水資源管理のための政策及び法律を実施するための十分な資金、人材等の資源を協力して配分または確保するよう奨励する。

B5. 水の保全と、より効率的で社会的に受容可能な水資源配分を促進するための、需要管理や水の価格設定戦略のような適切な奨励措置(決議 .15)を用意する。

**河川流域管理機関の設置と制度的対応力の強化**

16. 土地と水の利用のための機関を設ければ、河川流域全体を一つの単位としてとらえる統合的管理が可能になるはずである。水資源管理の管理構造の抜本の変更は、少しずつ段階を踏めば達成できる。最初の段階は水資源管理、環境保護、農業などに責任を負う諸機関の間に協力体制を築くことである。その後、これら機関の代表者が、水資源及び河川流域の湿地の管理に責任を持つ、調整機関の設立に向け支援を行う。
17. 次のガイドラインに留意しなければならない。

**セクション C**  
**河川流域管理機関の設置と制度的対応力強化に向けた**  
**締約国のためのガイドライン**

- C1. 達成されるべき基準と目標を定め(例えば水の量と質、河川流域内の水の使用における物理的効率、河川流域内の健全な湿地生態系など)、その目標を達成するための選択肢とコストを特定する。
- C2. さまざまな利害関係者による河川流域管理機関に、河川流域管理計画作成の責任を持たせる。
- C3. 適切な場合には、河川流域管理機関は、統合的河川流域管理に必要な資金を調達するため経費分担策の用意を考慮する(例えば受益者負担、河川流域住民への課税、政府の補助金、環境劣化のコスト/「原因者負担」か)、またはその代わりとして開発援助機関からこれらの資金の調達を図る。
- C4. 下流の受益者から集水域上流部などの重要な地域の保護・管理へと、資金等の資源の移転を容易にする機構を構築する。
- C5. 湿地の重要性を含めた、統合的水資源・河川流域管理の概念を理解し実施できるよう、すべてのレベルの水/湿地に関わる管理者に研修を受けさせる。
- C6. 水資源、河川流域管理、湿地保全に関わる計画策定と管理を任務とする組織の効果的な運営のために十分な財源を提供し、適切な場合には、自然に関する措置の下での債務スワップや国または地方の信託基金設立のような、別の財源からの資金調達を図る。
- C7. 生態学的水への需要を含む、総合的な水需要の評価のため、地元機関(大学、研究機関、水管理機関など)の能力を高め維持する。
- C8. 集水域上流部等の河川流域内の重要な地域を、保護区体系の中にも含めるか、あるいは特別な管理戦略を用いて、そうした地域の保護を強化する。
- C9. 河川流域管理機関の中に、湿地の生態学的機能に関する専門知識を持つスタッフの配置を促進する。

### 利害関係者の参画、地域社会の参加、普及啓発

18. 統合的河川流域管理の概念の中の重要な要素は、計画策定及び管理を行う機関は、湿地の利用者や野生生物を含めた流域内の水の利用者全体、加えて河川流域外の利害関係者とともに、またそれら全体のために、業務を行うということである。水を利用する者すべてのニーズと問題点を特定するため、水資源に関する計画策定と管理に一般住民が参加することは重要な目標である(決議 .8 も参照せよ)。
19. 比較的最近まで、河川流域と水資源に関する計画策定についての協議を行なう国はほとんどなかった。管理責任が移行し、市民社会により大きな役割が与えられるに至って、管理機関と地域住民とが効果的に協力しあえば効果的な河川流域計画を立てられる可能性が高まることを示す経験が最近得られている。住民との早い段階における協議は、流域資源のそれまで知られていなかった利用法や価値を見出し、さまざまな価値観の相対的重要性を判断するために有効である。
20. 湿地及び河川の管理とモニタリングに、地元の地域社会は重要な役割を果たすことができる。

湿地と河川流域の管理に地域住民の集団を参画させる計画は、いくつも既に存在している。例えば、「地球河川環境教育ネットワーク（GREEN）」は、実績ある集水域（河川流域）教育モデルに基づいて、教育への行動志向アプローチを推進している。この活動は、米国・カナダ全域の企業、政府、地域社会、教育機関、及び世界 135 か国のGREEN国内コーディネーターと緊密に連携して行われている。このネットワークは、河川流域の持続可能な管理を推進する地球規模の教育ネットワークを通じ、国民の知識レベルを向上させることを目指している。また、地域パートナーシップ活動を通じ、地域社会を拠点とする教育の支援も行う。このアプローチをさらに考慮するには、「ラムサール条約普及啓発プログラム」（決議 .9）を参照。

21. 次のガイドラインに留意しなければならない。

<b>セクション D</b>	
<b>利害関係者の参画、地域社会の参加、普及啓発に関する締約国のためのガイドライン（決議 .8 及び .9 も参照）</b>	
D1.	河川流域内の土地保有に関する取り決めの見直しを含め、河川流域とその湿地に関する計画策定と管理に対し、利害関係者を特定し参画させる仕組みを設ける。
D2.	利害関係者の個々のニーズに応え、すべての当事者によって合意された取り決めにしたがって資源管理への権限と責任を分担し、利害関係者の活発な参加を促す。
D3.	地域の課題、ニーズ、問題点を特定するため、水管理機関と利害関係者、特に地元地域の住民との間に、河川流域の管理についての開かれた話し合いの場を設ける。
D4.	伝統的な知識と技術によって発展してきた、持続可能な湿地・河川流域の管理慣行を詳細に記録し、これを促進する。
D5.	地球河川環境教育ネットワーク（GREEN）のモデルや計画を利用するなど、河川流域内の資源のモニタリングと管理の技術を向上させるため、地域社会を拠点とする組織やNGOの能力強化を支援する。
D6.	管理計画の成功は一般住民の参加と支援の有効性にかかっていることから、利益の公平かつ公正な分配への考慮を含め、地域の利害関係者の目標や希望を考慮に入れた管理計画を策定し、実施する。
D7.	地域社会に根ざした実証プロジェクトを特定、計画、実施し、地元地域社会のためのさらなる経済的奨励措置を設ける。
D8.	水資源管理を支援するため、「ラムサール条約普及啓発プログラム」（決議 .9）に示されたガイドラインに従い、湿地保全の重要性について、広報、啓発、教育プログラムを計画し実施する。
D9.	不適切な殺虫剤や肥料の過度の使用または誤用、下水道設備の不備、湿地の干拓、集水域内の森林伐採など、河川系の劣化につながる行為を最小限に抑えるための啓発広報活動を計画する。

## 水の管理における湿地の役割の評価と強化

### 水文学的機能

22. 既に述べたとおり、湿地は多くの生態学的及び水文学的機能を果たしている。これらには、洪水被害の予防、侵食の縮小、地下水涵養、水質の維持・改善といった機能が含まれる。そうした機能を果たす湿地を管理することで、水の供給量と質を保ち、地下水を満たし、侵食を減じ、洪水から人間を守るといった、水の管理におけるさまざまな目標を果たすことができる。

### 機能の評価

23. 水資源の管理における湿地の役割を維持・強化するためには、まず個別の湿地がもたらす恩恵を特定し評価する必要がある。このプロセスには三つの段階がある。

- 23.1 湿地の目録と記載(決議 .20 を参照)
- 23.2 水管理に寄与していると思われる属性と特有の機能の特定
- 23.3 そうした機能の定量的把握

24. 長期にわたる詳細な調査が望ましいとはいえ、河川流域内の湿地の相対的重要性と機能とを判定するには短期の評価技法を用いる方がより適切であることが多い。初期の機能評価は、その湿地ではどの機能がありそうかを予測するために湿地の一般的な物理的・生物学的特性が用いられる。この評価は初期の湿地目録作成と同時にに行わなくてはならない。この評価は、確定的なものでも定量的なものでもない。初期の評価は、各湿地を特定の機能についての相対的尺度で比較するためのものである。湿地が特定のニーズを満たす能力と機会を推定するために、初期の機能評価が必要である。これらの評価を湿地について行うことで洪水調節、水質改善、堆積物の保持、地下水への供給等における潜在的役割を特定することができる。

25. こうした機能評価技法の例として、米国陸軍工兵隊で用いられる湿地評価法(WET)及び機能分析指数、そしてヨーロッパで開発された欧州湿地生態系機能分析法(FAEWE)がある。これらの技法には、次を含め多くの要素が取り入れられている。

- 25.1 理論的研究と現場調査の両方からのデータベースの構築
- 25.2 質的・量的評価、影響に対する感受性の評価、機能の経済評価
- 25.3 モデル化及びモニタリング手順

### 機能の強化

26. 機能が確定されれば、その湿地が、河川流域内の水資源管理において果たしている役割を評価することができる。世界中で行われた多くの調査から、湿地を干拓したり、他の(あまり重要でないことが多い)用途に転換し、その後でダムや堤防、水処理施設など構造物による制御手段によって同じサービスを提供しようとするよりは、自然の湿地をそのまま維持する方が、ほぼ例外なく費用効果が高いことが示されている。また多くの場合、こうした機能を提供するため湿地を復元する、または新しく作り出すのであっても、そのほうが高額な技術的構造物を新しく建設するより費用効果が高いことも判明している。

27. 次のガイドラインに留意しなければならない。

<b>セクション E</b>	
<b>水の管理のための湿地の役割の評価と強化に関する締約国のためのガイドライン</b>	
E1.	機能及び生物多様性の評価方法に関する情報、及び湿地管理にそれらの方法を取り込む手段は、ラムサール条約の科学技術検討委員会がまとめ、締約国がそれぞれ自国の状況に合わせ調整できるよう普及させなければならない。
E2.	各河川流域内の湿地が、水管理に果たす機能と恩恵を特定するための調査研究を実施する。これらの結果から、締約国は水資源の管理に寄与している残存する湿地域を、適切な行動によって緊急に保護する必要がある。
E3.	水の管理に関するサービス提供のため、河川流域内の劣化した湿地の機能回復または復元、あるいは新たな人工湿地の創出を考慮する(決議 .17 を参照)。
E4.	現行の洪水調節用のインフラを補う、または置き換えるため、湿地の自然な機能を利用した、構造物に頼らない洪水調節方法(例えば氾濫原の湿地復元、または洪水路を設けるなど)による河川管理計画を十分に考慮する。

### 現在及び将来の水の需給の特定

28. 河川流域管理に欠くことのできない構成要素の一つは、起こりうる気候変動の影響をも考慮に入れた、河川流域内の水資源に対する現在及び今後の需要と供給についての知識である。この水資源の現在及び将来の評価は、人間による水の使用(灌漑、水力発電、家庭用・産業用の水の供給など)とともに、河川流域のさまざまな地域における生態学的水へのニーズに注目しなければならない。この意味で、水への需要は水の量だけでなく、水質の点も含めて明らかにする必要がある。水への生態学的需要は目に見えにくく量的に把握することも難しいため、しばしば無視または過小評価されてきた。しかしこの需要を無視すると、漁獲高の激減や下流域での塩水の進入といった深刻な環境・社会問題に発展する可能性がある。また、環境への最大の打撃は、通常の状態ではなく極端な事態が起きたときに発生する可能性があることも認識しておくことが重要である。
29. 社会経済的システムは常に変化しており、従って何通りもの将来の需要のシナリオを考え、さまざまな状況に合わせて調整できる持続可能な利用への柔軟な戦略を立てておくことがしばしば必要である。水需要の評価に結びついているのが、そうしたシナリオで特定される需要パターンから生ずる、水に関連した重要問題の特定と解決である。こうした問題は人間活動に関連するものに限定するのではなく、一定の生態系の中での水の供給量や水質の低下への適応といった生態学的水の問題も含めるべきである。
30. 水の需要は、水と湿地の使用に対する経済的奨励措置によって主に決定される。環境上、持続可能な方法で水を使用させるような奨励措置を設ければ、湿地域への影響を最低限に抑えることができる。水の供給に要する真のコストを反映した水の価格を設定することはきわめて重要であり、それが水の使用の適正化を促し、そうすることで湿地がもたらすその他のサービスの経済的価値も認識される。奨励措置は、部門別政策の文脈の中で、淡水資源の持続可能な使用に向けて設定されなければならない。同様に、持続可能でない行為を奨励するような、環境上不適正なまたは不公正な奨励措置は、特定され廃止されなければならない(決議

.15 を参照)。

31. 次のガイドラインに留意しなければならない。

<b>セクション F</b>	
<b>現在及び将来の水需給の特定に関する締約国のためのガイドライン</b>	
F1.	生態学上の、また人間の要求を満たすための、河川流域内の水資源に対する現在及び将来起こりうる需要と供給の評価を行い、不足あるいは対立の可能性のある部分を特定する。
F2.	生態学上の水の需要が満たされない場合に発生すると考えられる経済的・社会的コストを明確にするための評価を行う。
F3.	上記評価に基づき、国内において国レベル及び河川流域レベルでの、水の量と質をめぐる問題や対立が発生した場合の解決の仕組みを用意する。
F4.	水資源と湿地の生態学的機能と価値の維持に資するため、適切な需要管理と水の価格設定戦略を策定する。
F5.	関連する奨励措置及び逆効果をもたらす奨励措置を見直し、湿地の破壊や劣化につながるような措置についてはその廃止を考慮する。湿地の復元と賢明な利用を促進する措置を導入または強化する(決議 .15 及び .17 を参照)。

## 土地利用と開発プロジェクトが湿地とその生物多様性に及ぼす影響を最小限にする

### 土地利用と開発プロジェクトの影響

32. ほぼあらゆる土地利用と開発プロジェクトが、その水の使用または汚染物質の排出を通じて河川流域の水の質と量に何らかの影響を及ぼし、河川周辺の湿地にも影響を与える。水の開発プロジェクトも多大な影響を及ぼすが、それらについては後述する。
33. 河川と湿地に特に大きな影響を及ぼしうる土地の利用法は林業、農業、採鉱、工業、及び都市化である。不適切な林業活動、特に集水域上流部においては、土壌流出の増加と保水力低下を招きかねない。農業活動も、農薬と農業廃棄物から多量の汚染物質を発生させる可能性がある。高地の農業は、土地の開墾とその後の作業によって水質に多大な悪影響を及ぼし、洪水の流れにも乾期の水流にも大きな変化を与えることにもなりうる。低地の農業は氾濫原の湿地干拓や他の用途への転用につながり、その結果、生物多様性の減少や自然の機能と恩恵の喪失を招くことにもなる。発展途上国の多くでは、主に灌漑により河川の水が失われている。
34. 採鉱及び工業活動の影響は、主に汚染物質の放出によるが、それらの物質の中にはきわめて毒性が高いものがある(例えば水銀など)。さらに工業活動や採鉱では、流出事故が起こると河川流域全体、加えて関連する湿地とその生物多様性が、一瞬にして危険な状態に陥る。都市部は直接に、また道路、港湾、水道、洪水調節といった関連インフラによって、湿地に侵入し影響を及ぼす。加えて、都市部に住む人間も、資源への需要増大と直接の汚染をもたらしている。



## 影響の評価と軽減

35. 現行の土地利用が河川系とその周辺湿地に及ぼす影響は、林業、農業、採鉱、都市の廃棄物処理に関する規則やガイドラインを組み合わせることにより監視し、規制する必要がある。こうしたガイドラインの実施は、土地利用者にとって利点となることが多い。例えば、植林による森林再生や適切な林業の方法・技術が長期的な木材産出量を増加させる、農法の改善が土壌劣化を抑え乾期に向けての保水能力を高める、廃棄物処理の改善が都市住民の生活の質と健康を向上させるなどである。しかしそうしたガイドラインを有効に実施するためには、適切なモニタリングと施行の機構が必要となるのが普通である。
36. 新規の開発活動を規制するに当たり、環境への影響を最小限とするために各種の機構が利用できる。その第一は環境面の評価とゾーニングである。これは、河川流域の土地利用と自然資源を調査し、流域を各種の土地利用ごとにゾーンに区分するもので、各ゾーンには、他のゾーンや河川・湿地系に大きな影響を与えることのない土地利用が認められる。持続可能性を確保するため、ゾーンの中で特定の活動に対する制限を設けることもある。
37. 第二に、新規開発プロジェクトが提案された場合、より適用しやすい手段は、環境影響評価である。環境影響評価は、開発の選択肢が環境(湿地を含む)に及ぼす影響を評価する枠組みを提供する(決議 .16 を参照)。
38. 第三に、費用便益分析は、あるプロジェクトの費用と便益の全体を測定することによって、そのプロジェクトが社会の経済的厚生に及ぼす正味の影響を算定する手段である。多くの場合費用便益分析の結果は金銭的に表現しうるが、費用の種類によっては、例えば住民の強制移住や湿地の生物種の喪失によって生ずる費用については、そのような方法で表現することは難しい。環境影響評価及び費用便益分析による、水管理計画の経済、社会、環境面に及ぼす費用と便益の分析には、しかるべき意思決定が必要とされる。
39. 上述のプロセスは学際的チームが実施すること、また早い段階で利害関係者の参画を図ることが重要である。
40. 次のガイドラインに留意しなければならない。

### セクション G

#### 土地利用と開発プロジェクトが湿地とその生物多様性に及ぼす影響を最小限にする上で締約国を支援するためのガイドライン

- G1. 各種の活動や土地利用が、河川・湿地系及び地域住民に及ぼす影響を最小限とするための手段として、河川流域ごとに統合的土地利用計画を策定する。
- G2. 土地利用、特に林業、農業、採鉱、都市の廃棄物処理に対しては、その河川・湿地の生態系に及ぼす影響を最小限にするため、それらを管理するしかるべき規則措置を策定し施行する。
- G3. 河川や湿地に大きな影響を及ぼす可能性のある開発プロジェクトに対しては、独立した学際的チームにより、またすべての利害関係者との協議のもとに、環境影響評価及び費用便益分析の調査を実施し、開発を行わないという選択肢を含め、代案を考慮する。

- G4. 環境影響評価及び費用便益分析の結果は、すべての利害関係者が容易に理解できる形で広く普及させる。
- G5. 開発プロジェクトが許可された場合、影響を最小限にする、もしくはそれを補償するための適切な管理及び事前の影響緩和の手段を確保する。

### 水開発プロジェクトの影響を最小限にする

41. 水資源開発プロジェクトは一般に、乾期の間の貯水、洪水の予防、灌漑された農地への送水、産業用・家庭用水道、船舶航行の改善、水力発電等の目的のために、河川流域の自然な水の流れを改変することを目指している。このようなプロジェクトは多くの場合、ダム、分水路、河川の水路化、洪水防止の堤防といった、技術的構造物の建設を通じて進められてきた。しかしこうしたプロジェクトの多くは、湿地の形成を可能にした自然条件を改変するために、湿地とそこに生息する生物の多様性に多大なマイナスの影響を及ぼしてきた。
42. こうしたプロジェクトの最も大きな影響として、河川の水流の低減、回遊魚など水生種のルートの妨害、水質汚染の進行、湿地を維持する自然洪水が発生する時期の攪乱、氾濫原にある湿地への堆積物など栄養分流入の低減、河川周辺の湿地の干拓や永続的な浸水、地表及び地下水の塩化などがある。

### 評価と事前の影響緩和(ミティゲーション)

43. 下流域の湿地が劣化した結果としての、社会的、経済的損失は、水開発プロジェクトそのものから得られる利益をはるかに凌ぐ大きさであることが多数の事例で判明している。開発活動の結果として起こる潜在的な社会的、環境的コストの特定に資するため、各種の方法が考案されてきた。例えば、環境影響評価、費用便益分析、社会影響評価、参加型農村評価などである(決議 .16 参照)。
44. しかしこうした標準的な評価手順には、水開発プロジェクト、または複雑な河川・湿地生態系への影響の予測に容易に適用できないものがいくつもある。近年になって、湿地・水資源プロジェクトのための具体的手順がいくつか開発されている。例えば、Howeらの「熱帯湿地のための環境影響評価のスコーピングマニュアル」、及び米州開発銀行の「淡水生態系の機能・便益と水開発プロジェクトの統合に関するマニュアル」(印刷中)がある。影響を受ける湿地とそれに伴う生物の多様性は、地域のさまざまな利用者にとって大きな意味を持つものであることが多いため、プロジェクトのサイクルの早い段階で利害関係者との協議機構が確立されることが重要である。
45. 前項で述べたとおり、自然の湿地は河川管理に重要な役割を果たすことが多く、また洪水調節、地下水涵養、水質改善のための、一般により費用のかかる技術的解決法に代わるものとして機能回復または復元できることが多い。灌漑、産業・家庭用水道に代わるものとしては、水の保全、処理、または再利用、自然に利用できる水を使った新たな作物や産業の開発などがある。

46. 次のガイドラインに留意しなければならない。

<b>セクション H</b>	
<b>水開発プロジェクトの湿地に与える影響軽減に関する 締約国のためのガイドライン</b>	
H1.	水開発プロジェクトの提案があった場合は、構造物に頼らない別の手段が、実行しやすく、可能性があり、望ましい方法であるかどうかを判断するため、プロジェクトの初期の段階で慎重に検討する。
H2.	水開発プロジェクトの建設工事中、また長期的な操業において、生物多様性と社会経済的恩恵への影響を最小限にするため、すべての必要な措置をとる。
H3.	プロジェクトの企画・計画策定プロセスには、環境問題(特に初期の生物多様性・資源調査)及びプロジェクト終了後の評価とモニタリングを組み入れていくための段階的なプロセスを含める。
H4.	プロジェクト準備のきわめて初期の段階から、長期的な社会的利益と費用の考慮をプロセスに組み入れる。

### 湿地維持のため自然な水の循環を維持する

47. 湿地の生態系がその生物多様性、機能、価値を維持できるかどうかは、水の流れ、その量と質、温度、タイミングといった自然の水の循環が維持されるかどうかにかかっている。自然の流れの循環は、河川周辺の湿地生態系の生態学的完全な状態を調節する、最も重要な変数と考えることができる。水の流れを妨げる構造物や、自然な流れより速く氾濫原から水を運び出す水路の建設は、自然の湿地の劣化につながり、やがては湿地が提供するサービスも失われる。こうした懸念に対して多くの国々が、自然の湿地生態系を維持するため、適切な水の配分を確保する法律やガイドラインを導入している。
48. 構造的な変更が必要な場合には、自然な流れの循環を変える水開発プロジェクトは、湿地の生態系を保護または復元するために、次のガイドラインを守らなければならない。
49. 次のガイドラインに留意しなければならない。

<b>セクション I</b>	
<b>湿地維持のための自然な水の循環を維持するための締約国のためのガイドライン</b>	
I1.	河川周辺の自然の湿地生態系を維持するために必要かつ最低限の理想的な流れと流れの循環(季節的変動を含む)を特定するための調査を実施する。
I2.	この調査結果(前 I1 項)をもとに、主要な湿地及びその他の河川流域の主要な生態学的機能を維持するための最適な流れの配分及び循環を確定する。
I3.	生物学的パラメーターや物理的な生息環境に関し十分な情報が入手できず、必要な最適の流れについて最終的な決定ができない状況にあっては、できるかぎり自然の状況

に近い状態を維持する予防原則を適用する。

14. 河川流域内の、さまざまな資源利用者に対する、持続可能な水の配分計画を立てる。これには、湿地を維持するための水の配分も含まれる。
15. 河川及び洪水路内で行われる、大規模なインフラ開発(氾濫防止の堤防、土手、道路、堰、小規模ダム、掘割など)の影響を規制し監視する。

### 河川流域管理の一環としての、湿地及びその生物多様性の保護と復元

50. 湿地の保護と復元は、それぞれの河川流域内での重要な戦略である。それは湿地が、水管理を支えるサービスを提供するからだけでなく、湿地それ自身が、保護と復元に値するきわめて重要な生態系であるからでもある(決議 .17 も参照)。
51. 湿地に依存する多くの種、特に魚類と両生類については、生存を確実にするためにその河川流域内での管理を必要とする。生息環境と野生生物の保護が行政上の境界に従って行われる国は多いが、河川流域の境界に沿って行われることは少ない。この場合、一つの湿地または種に対し保護措置を講じても、その河川流域内の別の場所での活動、例えば湿地に入り込む魚種の回遊や水の流れを堰き止めるような行為によって、その保護措置が効果を失うこともありうる。劣化した湿地の復元は、河川流域内の生物多様性が損なわれる傾向を逆転させる、最も重要な可能性の一つなのである。
52. 次のガイドラインに留意しなければならない。

#### セクション J

#### 湿地とその生物多様性の保護と復元に関する締約国のためのガイドライン

- J1. 各河川流域ごとに湿地とその生物多様性の状況を評価し、必要であれば、よりよい保護措置を講ずるため求められる行動をとる。
- J2. 各河川流域ごとに湿地の状況を評価するにあたっては、主要な湿地の、「国際的に重要な湿地のリスト」への登録を考慮する。
- J3. ラムサール登録湿地の管理計画は、個々の湿地固有の問題に加え、河川流域内部から外部へ及ぼす影響の可能性をも考慮に入れる。(決議 5.7: 「ラムサール登録湿地及び他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン」を参照。)
- J4. 希少種を保護し、またより一般的な種についてもその乱獲を防ぐため、湿地にかかわる生物多様性、特に魚類など水生種の保全のための規則や手続きを見直し、必要であれば調整する。

## 国際協力

### 複数国にまたがる河川流域と湿地系に関する特別な問題

53. 河川流域が、二か国以上の締約国にまたがる場合は、それら締約国はそうした資源の管理に協力すべきことがラムサール条約第5条に明確にされている(決議 19 参照)。
54. 1998年3月パリで開催された第2回世界水会議の宣言は、河川周辺の国々は、それらの共有する水資源の効率よい管理と効果的な保護への共通したビジョンを持つ必要があることを強調している。そのような成果を達成する上で考慮すべき一つの選択肢は、協議と広範な調整を促進するため河川周辺諸国により設置される国際的河川委員会である。
55. 河川流域を共有する諸国は、水資源とその管理に関する情報交換のため、頻繁に具体的な連絡を取り合うよう奨励される。このための選択肢として次のようなものがある。
- 55.1 流域内の水質及び水量に関するモニタリング及びデータ交換のため、ネットワークを確立する。
- 55.2 各国で、さまざまな目的に使用される水の量と種類についての情報を共同で分析する。
- 55.3 地下水、集水域上流部、湿地のそれぞれの保護措置について情報を交換する。
- 55.4 船舶航行及び洪水防止のための流れの調節を、構造物により行う、また構造物によらずに行う、それぞれの機構に関する情報の共有
56. 河川流域の各地域の生息動物のニーズに関する情報、加えて河川流域内の各地の既存のまたは潜在的な問題で、それに対処するための個別のまたは集団での取組が必要なものに関する情報を含めた、河川流域についての専門的報告書の作成を目的とする。
57. 次のガイドラインに留意しなければならない。

**セクション K**  
**複数国間にまたがる河川流域と湿地系の管理に向けた**  
**締約国のためのガイドライン**

- K1. 複数国間にまたがる河川流域を特定し、その状況を記述し、流域における共通の懸念事項の主要課題を詳しく述べ(診断的調査)、それらの課題に対処する行動計画の策定と実施のための公式の共同管理措置または共同行動を進める。
- K2. 適切な場合には、共有される水資源及び湿地の管理への国際協力を促進するために、二国間または多国間河川流域管理員会を設置または強化する。
- K3. 複数国間にまたがる河川流域に関し、締約国は共同管理の取り決めを決定した場合には、また「国際的に重要な湿地のリスト」(ラムサール条約登録湿地リスト)に登録された湿地の自国の領土内にある部分での、他の締約国または非締約国による、生態学的特徴の変化につながるような行動は、これをラムサール条約事務局に連絡する。

### 関連する条約、機関、イニシアチブとのパートナーシップ

58. 湿地の保全と賢明な利用の、河川流域管理への組み入れ促進への効果的アプローチをとるた

- め、ラムサール条約の締約国が他の国際条約、機関、イニシアチブの関連する活動について認識し、それらを考慮に入れることが重要である。
59. 淡水の持続可能な利用は、「アジェンダ 21」のきわめて重要な構成要素とされており、そうした重要性からこれが国連持続可能な開発委員会やその他の国連機関の主催による一連の会議の焦点となってきた。他の三つの国際イニシアチブが特筆される。
- 59.1 特に途上国において、統合的水資源管理を促進する取組を調整するための枠組として機能する地球水パートナーシップの創設
- 59.2 世界水協議会の主催による地球水委員会を通じた「水・生命・環境ビジョン」の策定
- 59.3 世界銀行とIUCN（国際自然保護連合）による世界ダム委員会の設立
60. 本ガイドラインを始めラムサール条約の枠組の下での適切なガイドライン及び活動が、これらの他の国際レベルでのイニシアチブの連携及び情報源として役立つことが重要である。
61. 他の条約や協定の中でも、地球規模の諸ガイドラインの中で最も関連性のあるものは次の通りである。
- 61.1 陸水の生物多様性の保全を最優先事項と特定した生物多様性条約。生物多様性条約第4回締約国会議は、この問題に取り組むためラムサール条約との共同作業計画を採択した。
- 61.2 各国に、他の流域諸国への大きな害を回避、除去、事前緩和するよう求め、国際水路の使用における変更に関する詳細な規則を定めた、国際水路の航行以外の使用の法令に関する条約(1997年5月21日ニューヨークにて。未発効)。扱われた問題には環境影響調査、協議、水路生態系の共同の保護、汚染防止、外来種の導入、土壌流出・土砂の堆積・塩水侵入の防止などがある。
- 61.3 陸上活動による海洋環境保護のための地球行動計画(GPA)
62. 地域及び河川流域全体のレベルで、複数国にまたがる水資源の管理において協力の基礎として200件を上回る協定が締結されている。
63. 次のガイドラインに留意しなければならない。

**セクション L**  
**関連条約、機関、イニシアチブとのパートナーシップに関する**  
**締約国のためのガイドライン**

- L1. ラムサール条約の目標が、関連する国際条約、機関、計画など他のイニシアチブの活動に反映されることを目的として、このガイドラインをはじめラムサール条約の下での他の関連ガイドラインがこれらのイニシアチブの注意を引くようにする。
- L2. ラムサール条約担当政府機関と、これらのテーマに関連する他の国際条約や協定の担当窓口との間の、国レベルでの緊密な調整を確保する。
- L3. 適切な場合には、共有される河川流域及び水資源に関連する地域協定の実施において、湿地に関連する問題を十分考慮する。

## 決議 .19 ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン<sup>注1</sup>

1. 締約国に「特に二以上の締約国の領土に湿地が渡っている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保全に関する現在及び将来の施策及び規則について調整し及びこれを支援するよう努める」ことを義務づけるラムサール条約第5条を想起し、
2. 過去の締約国会議で採択された、国際協力に関する決議と勧告、特に決議4.4、.9、.10、及び勧告1.2、3.4、3.5、4.11、4.12、4.13、5.4、5.5、6.4、6.16を意識し、
3. ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」が、その総合目標7で国際協力に関する各種の優先的行動を定めていることを認識し、
4. 「特に途上国の湿地に影響を与える可能性のある援助を行う、各国の援助機関の責務について、締約国が国際協力の分野の責務をどのように果たせばよいかという点に関するガイドラインを、第7回締約国会議(1999年)の分科会での検討に向けて作成する」よう常設委員会とラムサール条約事務局に指示した、条約の「戦略計画」の行動7.3.4を特に認識し、
5. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」の作成に貢献した締約国等、そして特に本締約国会議の分科会で発表された開発援助に関する参考資料の作成にあたった「地球環境ネットワーク」に感謝の意を表し、
6. 国際協力・研修のイニシアチブの一つの実例としての、ラムサール条約事務局内でのインターンシップ計画の成功に承認しつつ留意し、
7. 小規模助成基金(決議.5)の成果を確認しつつも、条約の下での国際協力のこの重要な機構が、毎年該当する締約国が提出する適切なプロジェクトのすべてを支援することができないことに懸念を表し、
8. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」が本締約国会議の他の決定事項の多く、特に、国際的団体とのパートナーシップ(決議.3)、整合性のある情報管理のための基盤作りを含む、他条約との協力提携(決議.4)、「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議.9)、河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン(決議.18)、アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協力(勧告7.3)の各事項と緊密に結びついていることに留意し、

締約国会議は、

9. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(付属書)を推奨し、すべての締約国に対し、それぞれが各国の状況に合うよう必要に応じて調整しつつこのガイドラインの実施を考慮するよう要請する。
10. 本ガイドラインの実施において、以下の各事項に特別な注意を払うよう締約国に求める。

<sup>注1</sup> トルコは本決議前文の8の最終部分、及びガイドラインのセクション1.1(b)、2.1.1、2.1.2の内容、及びセクションAを述べた囲み部分のA2、A3の内容とそのタイトルについて留保を届け出ている。その結果トルコは、上述の部分に関する限り決議.19が法的拘束力を持つ文書とは考えないとの声明を出している。トルコ代表団によるこの声明の全文は会議報告書の第135節に掲載した。

- i. 複数国にまたがる湿地、河川流域、湿地に依存する種を特定すること、また適切な場合には、他の締約国や機関と協力してこれらの管理を目的とするイニシアチブを支援すること(ガイドラインのセクション A、1-3 及びセクション B、1-4)。
  - ii. ラムサール条約の施行と、他の適切な地域的・国際的環境条約の施行との整合を図ること、また本ガイドラインで勤める行動の実施は国際的な計画や機関と協力して進めること(ガイドラインのセクション C、1-2)。
  - iii. 専門知識と情報の共有、及び湿地の保全と賢明な利用を推進する活動に直接に関わる人々への研修の提供を目的として計画される取組、特に湿地の姉妹提携の適用を強化すること(ガイドラインのセクション D、1-4)。
  - iv. 各国の計画と優先順位に従って、湿地の長期的な保全と持続可能な利用を目指した国際開発援助計画のレベルと有効性を高めるため、本ガイドラインで勤められるさまざまな行動を実行すること(ガイドラインのセクション E、1-15)。
  - v. 湿地に由来する製品の国際取引のすべての側面を検討し、より関連性のある会議における議論を考慮に入れつつ、そうした収穫が持続可能であるために必要なあらゆる行動をとること(ガイドラインのセクション F、1-7)。
  - vi. その国内の湿地に関するすべての海外投資活動は影響評価を受けること、この意味での産業界の行動規範を推進すること、湿地に関係する開発活動からもたらされる資源が、その資源の長期的な管理に役立てるような措置の導入を考慮すること(ガイドラインのセクション G、1-3)。
11. 締約国に対し、その確立された、またはその過程にある湿地関連政策及び法的枠組みの一環として、本ガイドライン及びそれを取り上げる諸問題を十分に考慮するよう奨励する(決議 .6 及び決議 .7)。
  12. 締約国に対し、開発途上国及び市場経済移行国の国民を対象とした優先的研修手段としての、ラムサール条約事務局のインターンシップ計画に必要な資金や人材等を提供するよう促す。
  13. 締約国、国際的団体、産業界に対し、ラムサール小規模助成基金に毎年提出される多数の価値あるプロジェクトすべてに基金の支援が行き渡るよう、より長期間、例えば 3 か年にわたる寄付金額と協力の確約という点から、必要な資金、人材等を提供する努力を強化するよう要請する。
  14. ラムサール条約事務局に対し、締約国と本条約の国際団体パートナーの支援を以て、湿地に関連する活動を行う産業界のための、モデルとなる行動規範を収集し普及させるよう求める。



## 決議 .20 湿地目録の優先順位

1. 締約国に対し、その領土内の湿地の賢明な利用の促進を支援するため、「国家湿地政策の策定と実施を支援するものとしての」自国の湿地目録を作成するよう求めた勧告 1.5 を想起し、
2. また、ラムサール条約の下に、「国際的に重要な湿地のリスト」(ラムサール条約登録湿地リスト)への登録にふさわしい湿地を特定するための、国としての科学的目録の価値を認めた勧告 4.6、決議 5.3 及び .12、「1997-2002 年戦略計画」の行動 6.1.2 を想起し、
3. ラムサール条約事務局と国際団体パートナーに対し「湿地の保全または喪失の世界的な傾向を考慮する基礎情報となる、地球規模の湿地資源の定量化に着手するために、地域や国内の湿地目録や、その他の情報源を活用する」よう求めた「1997-2002 年戦略計画」の行動 6.1.3 を意識し、
4. 「1997-2002 年戦略計画」の行動 6.1.3 に応えて、国際湿地保全連合が作成し本締約国会議の分科会 に提出した、「地球全体の湿地資源と目録の対象となる優先事項に関する評価」と題する報告と、その勧告に留意し、
5. 前述の報告の作成のために提供された、オランダ、ノルウェー、イギリスの各政府による資金援助に感謝し、
6. 国際湿地保全連合の検討結果が、このプロジェクトの制約の範囲内で収集した情報に基づいて、国の包括的な湿地資源目録を作成した国はないか、あったとしても極めて少なく、またそのために世界全体の湿地資源の基礎情報を自信を持って提供することは不可能であると報告していることに憂慮しつつ留意し、
7. 上述の報告で特定され、第 2 回国際湿地と開発会議(1998 年 11 月、セネガルのダカール)で承認されたように、タイプと地域の両方の観点からの、将来の湿地目録の優先事項を認識し、
8. 上記第 1 節、第 2 節で言及した過去の決議と勧告で留意されるように、国の科学的目録が利用できればそれによって大いに助けられるであろう、「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」(決議 .6)「湿地リスク評価の枠組み」(決議 .10)「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11)「湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元」(決議 .17)の各決議も、本締約国会議が採択したことを考慮し、
9. 世界自然保護モニタリングセンターが作成し、第 7 回締約国会議の分科会 で発表した、「世界の共有される湿地と河川流域」と題する報告に示されている結果を考慮し、
10. ラムサール条約の適用に関わる価値ある関連情報を伝えるための、現在計画中の提案される「世界の生態系のミレニアム評価」の範囲に留意し、

締約国会議は、

11. 国の包括的な湿地資源目録、可能であれば湿地の喪失や復元の可能性のある湿地(決議 .17)を含めたものを、まだ完成させていないすべての締約国に対し、政策の策定やラムサール湿地の指定といった関連する行動が、可能な限り最良の情報をもとに行われるようにするため、

国の包括的湿地目録の作成を、次の3年間に特に優先させるよう要請する。

12. さらに、目録作成活動の実施において、「地球全体の湿地資源と目録の対象となる優先事項に関する評価」の報告で特にリスクが高い、または情報が乏しいと特定されたタイプの湿地を、特に優先することを考慮するよう締約国に要請する。
13. 締約国に対し、その目録作成活動において、「地中海湿地フォーラム」が提供したもののよう  
な、適切な標準化されたデータ収集・処理手順を採用すること、また標準化された、低価格  
でユーザーが使いやすいGIS地理情報システムの使用を考慮するよう締約国に求める。
14. 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 19)で要請されるよう  
に、湿地や河川流域を共有する締約国に対し、目録や関連する管理情報の収集を協力して行  
なうよう奨励する。
15. 科学技術検討委員会に対し、国際湿地保全連合、ラムサール条約事務局その他の関心ある機  
関と協力して、リモートセンシングや、低価格でユーザーが使いやすい地理情報システム  
の利用を含め、現行の湿地目録作成・データ管理モデルを見直し、さらに開発を進めるよう、  
また国際共通標準の推進を目的として、その見直しと開発の結果を第8回締約国会議に報告  
するよう求める。
16. 締約国に対し、湿地目録データを有する場合は、それを格納し保存する方法を見直すよう、  
また必要であれば中心的な情報センターの設置を目指すか、またはすべての意思決定者、利  
害関係者その他の関心のある人や機関がこの情報資源を利用できるように、可能であればイ  
ンターネットやCD-ROMの形でそれをできるようにするよう求める。
17. また、締約国その他の関心ある機関及び援助機関に対し、国際湿地保全連合がデータ収集・  
処理及び湿地目録情報の包括的評価のための適切な標準化された手順を完成させ文書化でき  
るよう、またこの情報を定期的に更新し、インターネットやCD-ROMの形で、簡単に利用でき  
るようになるための手順を立案できるよう、資源を提供するよう奨励する。
18. さらに、二国間及び多国間援助機関に対し、上記で奨励されるように、湿地目録作成プロジ  
ェクトが行われることが望ましいことに留意し、途上国と市場経済移行国が提出するプロジ  
ェクトへの支援を優先させるよう求める。
19. ラムサール小規模助成基金へ提出されるプロジェクトの考慮にあたって、適切な湿地目録作  
成プロジェクトに特別の注意を払うよう常設委員会に指示する。

## 決議 .21 潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進

1. 干潟、塩生湿地、マングローブ、藻場を含む潮間帯湿地が持つ、特に漁業、生物多様性、海岸保全、レクリエーション、教育、水質に関する重大な経済的、社会的、環境的価値を認識し、
2. 世界中で相当数の人々の生活が、潮間帯湿地の生産性と価値に依存していることを意識し、
3. 多くの割合の潮間帯湿地とその価値が、特に干拓埋立、持続可能でない水産養殖、汚染によりすでに喪失または劣化し、地域によっては干拓埋立の規模が増大し続けていることを憂慮し、
4. 潮間帯湿地の生産性と価値に関して、科学的根拠が増えつつあり、またそれらに対する地域社会による認識が高まりつつあり、特に干潟においては近年それが顕著であり、地方や国レベルでは潮間帯湿地の保全と賢明な利用に関する経験や専門知識が急速に増加していることに留意し、
5. 世界的なレベルでは、これらの経験と専門知識を共有し生かすための適当な機構がない状況にさらに留意し、
6. 勧告 5.1 が「締約国に東アジアの渡りの経路上の湿地をラムサール登録リストに追加指定し、特に干潟を追加登録することを求める」としていたことを想起し、それにもかかわらず「国際的に重要な湿地のリスト」に潮間帯湿地がまだ少ないことに留意し、
7. 勧告 6.4 は、渡り性水鳥とその生息地の長期的な保全に貢献するため、情報交換の分野において参加国が協力するよう強く要望していることをさらに想起し、多くのこれらの潮間帯湿地に依存している渡り性水鳥は地球規模で絶滅のおそれがあり、しかし(そのような潮間帯湿地は)既存のラムサール登録湿地にはあまり含まれていないことに留意し、
8. すべてのアジア太平洋諸国を含んだアジア太平洋地域の渡り性水鳥の長期的保全の枠組みを提供する多国間協定の策定を支持するよう締約国に求める、ラムサール条約第 7 回締約国会議勧告 7.3 に注意を払い、
9. 勧告 6.7 が、マングローブと藻場を含むサンゴ礁と関連した生態系のふさわしい地域を、「国際的に重要な湿地のリスト」に登録するよう求めていたことに留意し、
10. 沿岸域での戦略的計画に関する勧告 6.8 が、沿岸域の湿地とその他の鍵となる環境要素の保全と賢明な利用に関して、健全な意志決定を求めていることにさらに留意し、

締約国会議は、

11. 締約国が、過去に起きた潮間帯湿地の消失面積を記録し、現存する潮間帯湿地とその保全状況の目録を作成し、その結果を第 8 回締約国会議に報告するよう求める。
12. 締約国が、条約事務局、国際団体パートナー、及び関係団体と協力し、潮間帯湿地の消失面積とその影響と、残っている潮間帯湿地を対象とした生態学的特徴を維持する助けとなる代替的開発戦略に関する情報の伝達を可能にする対策を策定するよう要請する。
13. 締約国が、潮間帯湿地に悪影響を与える現在ある政策を見直し変更し、これらの地域を対象

とした長期的保全策を導入するよう検討し、これらの取組の成功や、あるいは失敗であっても、第8回締約国会議向けの国別報告書の中で、それに関して助言するよう、要請する。

14. さらに締約国が、より多くの数と面積の潮間帯湿地と、中でも先住民や地域住民にとって重要な場所や、決議 .11 で推奨されている地球的規模で絶滅のおそれのある湿地の種の分布する場所を優先し、特に干潟を、国際的に重要な湿地として特定し登録することを求める。
15. さらに締約国が、海岸湿地に有害な非持続可能な活動の拡大や新規施設の設置や促進を、適切な研究と合わせてこれらの活動の環境的社会的影響評価を通じて、環境と地域住民と調和した持続可能な水産養殖のシステムを確立することを目的とした方策が見つかるまで、停止するよう求める。

## 決議 .22 地中海湿地のための協力機構

1. ラムサール条約の枠組み内での、地中海の湿地のための 8 年間に及ぶ共同の取組、より具体的には以下の各事項を考慮し、
  - a) 「地中海湿地フォーラム」の名の下での、地中海地域の湿地の保全と賢明な利用のための協力活動の開始(1991年)。「地中海湿地フォーラム」は、ラムサール条約事務局、欧州委員会、イタリア政府、国際水禽湿地調査局(現在は国際湿地保全連合)、トゥール・ドゥ・バラ生物学研究所(フランス)、WWF(世界自然保護基金)の共同の取組である。
  - b) 地中海湿地プロジェクト第1段階(1993-1996年)の実施。このプロジェクトは資金の大半をEC及びフランス、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインによって提供され、プロジェクト期間中には湿地の目録作成とモニタリング、管理、研究成果の応用、及び普及啓発のための方法と手段が開発、試験された。
  - c) 地中海湿地プロジェクト第2段階(1996-1998年)の実施。これはアルバニア、アルジェリア、クロアチア、モロッコ、チュニジアで実施され、資金の大半はやはりECが提供し、ラムサール条約事務局が運営した。プロジェクトにおいては、地中海湿地フォーラムの取組が地中海地域の東部及び南部の諸国に合わせて調整され、また湿地の保全と持続可能な利用への新たな社会経済的アプローチが開発された。
  - d) 地中海湿地フォーラムについての、ラムサール条約第5回締約国会議(釧路、1993年)における勧告5.14、及び第6回締約国会議(ブリズベン、1996年)における勧告6.11の採択。
  - e) 地中海湿地プロジェクト第1段階の枠組み内で、1996年6月、イタリア政府とラムサール条約事務局により準備された地中海の湿地に関する国際会議による、ベニス宣言の採択と地中海湿地戦略の承認。
  - f) 1996年10月の第19回常設委員会による地中海湿地委員会設立についての決定19。この決定は、現在地中海周辺地域の25か国政府、パレスチナ当局、欧州委員会、バルセロナ及びベルン条約、6か所の湿地センター、国際NGOから構成される地中海湿地委員会を、地中海湿地フォーラムの枠組み内で設立するものである。
  - g) ギリシャのテッサロニキ(1998年3月)及びスペインのバレンシア(1999年1月)における、地中海湿地委員会の最初の2回の会合の結果。会合の開催もその資金の提供もこれら2か国の政府による。
  - h) ラムサール条約事務局長による「地中海湿地フォーラム」コーディネーターの任命(1996年)、及び事務局組織の設置。これにはトゥール・ドゥ・バラ生物学研究所(フランス)、WWFインターナショナルに加え、フランス、ギリシャの両国政府(さらに1999年よりスペイン政府)が資金を援助した。
  - i) 地中海沿岸10か国に関するさらに2件の地中海湿地プロジェクトの開始。その一つは地球環境ファシリティーが資金を提供している。

締約国会議は、

2. 地中海湿地フォーラムのもとにこれまで実施された取組に満足の意を、またこのフォーラムに資金援助を行った各国政府や機関、特に欧州委員会に感謝の意を表し、同フォーラムを内部発生的な努力とすべての部門の幅広い参加に基づく、地域協力の一つのモデルとして認識する。
3. 地中海地域の湿地問題での協力のためのフォーラムとして、またラムサール条約へのこの地域の助言者として、ラムサール条約の枠組みの中での地中海湿地委員会の設立を承認する。
4. ラムサール条約戦略計画をこの地域において実施する、地中海湿地戦略とベニス宣言を、地中海地域における取組の手引き書として承認する。
5. この戦略と宣言のモニタリングと実施、またそれらを変化する状況に合わせ調整する任務を地中海湿地委員会に委ねる。
6. この地域の湿地の統合的で持続可能な管理の推進を目指して、地中海周辺の締約国に、地中海湿地プロジェクトの第1及び第2段階の下で詳細に計画した方法を使用しさらにその方法を開発するよう奨励する。
7. 他の地域の締約国に対し、ラムサール条約事務局の支援のもとに、関連する地中海湿地フォーラムの方法、特に決議 .20 で求められるように、湿地の目録データの収集、管理、保存のための方法とデータベースの使用を考慮するよう促し、また地中海湿地フォーラムに関わる各国、諸機関に対し、この目的のために他国への技術的、資金的援助を提供するよう促す。
8. コーディネーター1名と秘書業務のグループからなり、資金的には地中海及び他の地域の各国政府及び諸機関の任意の拠出により支援される地中海しつちよふおーらむのチームを設置し監督するため、ラムサール条約の事務局長がとった行動を承認する。
9. 締約国及び各種機関、特に欧州委員会に対し、地中海湿地フォーラム、特に地中海地域の途上国及び発展過程にある組織等での活動に資金援助を継続して行うよう要請する。
10. 北アフリカ湿地センターの設立のための活動を承認し、締約国及び諸機関に対しそのための資金を寄付するよう要請する。

## 決議 .23 ラムサール登録湿地の境界変更と湿地生息環境の補償に関する問題

1. ラムサール条約第2条1が、「国際的に重要な湿地のリスト」への登録指定湿地についてはその境界を正確に記述し地図上に表示することを締約国に義務づけていることを意識し、このリストに登録された湿地の中には、ラムサール条約の下に基準や情報記録システムが定められる前に指定されたものがあることを認めた決議5.3を想起し、
2. さらに、「いずれの締約国も、...既にリストに掲げられている湿地の区域を緊急の国家的利益のために削除、若しくは縮小する権利を有するものとし...」と述べるラムサール条約第2条5、及び「締約国は、リストに掲げられている湿地の区域を緊急の国家的利益のために削除、若しくは縮小する場合には、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、そして特に水鳥の保護と失われる生息地に相当する別の地域を保全するために、同一の又は他の地域に新たな自然保護区を創設すべきである」と述べるラムサール条約第4条2を想起し、
3. 締約国には登録湿地の削除や境界の縮小を奨励する意図はなく、締約国がその権利を行使する前に、すべての利害関係者と協議しつつ厳格で正直な評価を通じて実行可能な代替措置すべてを検討することが望ましいと意識し、
4. 正当で国際的に受容可能な、緊急の国家的利益の実現のためにラムサール登録湿地の削除または境界の縮小を考慮している締約国を支援するための手引き、そしてその後、補償としての適切な生息地の登録について、ラムサール条約第4条2の義務をどのように果たすかを示す手引きを、ラムサール条約がまだ提供していないことに留意し、
5. 締約国の中には、緊急の国家的利益の判断、生息地の補償、ミティゲーション<sup>訳注</sup>などの方面に広範な例となる法を有する国があることを認識し、
6. また、技術が進歩して、従来に比べ湿地の境界を細かく識別する技術が高まったこと、またラムサール登録湿地の生態学的特徴をより理解し易くする、登録湿地についての入手可能なデータが質・量ともに継続的に向上していることに留意し、
7. 失われた湿地の生息地やその他の機能を補う必要について述べた、決議 .24 に留意し、

締約国会議は、

8. ラムサール条約の第2条5に述べられる緊急の国家的利益の規定とは別に、ラムサール登録湿地の境界についてさらに定義が必要となる状況、例えば登録時の境界の定義が誤っていた、または不正確であった場合などがあることを認識する。
9. 常設委員会に対し、緊急の国家的利益以外の理由でラムサール登録湿地の境界を見直すための手続きを、他の国際的な義務を損なうことのないよう作成し第8回締約国会議に提案するよう求める。
10. オーストラリアが、緊急の国家的利益以外の状況でラムサール登録湿地の境界を改訂するための、より一般的なアプローチの形成を目的としたケーススタディー2件(決議 .12 で述べたとおり)を作成し、そのケーススタディーの成果を第8回締約国会議での検討に間に合うよう提供する予定であることを認識する。

<sup>訳注</sup> 影響緩和

11. 常設委員会に対し、資金・人材等の面で可能であれば、ラムサール条約事務局からの支援を得て、また科学技術検討委員会、欧州連合の生息地指令に詳しい専門家、適切な法律その他の専門家、関心のある締約国との協議の下で、第8回締約国会議での検討と採択に備えて、締約国のためにラムサール条約第2条5及び第4条2の解釈に必要な手引きを作成するよう求める。
12. 第8回締約国会議の前に、緊急の国家的利益のためにラムサール登録湿地の削除または境界の縮小を考慮するいずれの締約国に対しても、湿地がもたらすあらゆる機能、役割、利益を考慮に入れた、環境面、経済面、社会面の最高レベルの影響評価を実施するよう求める。
13. 緊急の国家的利益またはこれに類似する判断の問題、及び生息地の補償やミティゲーション問題の経験を有する締約国または機関に対し、常設委員会が検討できるよう、関連する情報や資料をすべて1999年9月30日までにラムサール条約事務局へ提供するよう要請する。



## 決議 .24 失われた湿地生息地等の機能の補償

1. 多くの国で自然の湿地の総面積が依然として減少し続けていることに留意し、
2. これ以上の湿地生息地の喪失は、生物多様性をはじめ水質や洪水調節等に恩恵をもたらす機能に、国レベルまたは国際的レベルで悪影響を与えかねないことを憂慮し、
3. 締約国に「登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」よう要請するラムサール条約第3条1を想起し、
4. また、劣化した湿地の復元と湿地喪失の補償についての締約国の約束が含まれる「ラムサール条約施行の枠組み」に関する釧路宣言(決議5.1)を想起し、
5. 効果的な湿地の保護には、3段階にわたって続くミティゲーション<sup>訳注</sup>、すなわち影響の回避、最小化、補償の中でも、第一の選択肢は湿地の保全であり、後者は最後の手段でしかないことに留意し、
6. 勧告3.3及び「賢明な利用の概念実施のためのガイドライン」(勧告4.10及び決議5.6)で定義される賢明な利用の概念に、提案された計画またはプロジェクトが合致するかどうかを判断するために、環境影響評価を計画策定上の決定に組み込むことを締約国に求めた勧告6.2を想起し、
7. 欧州連合の加盟国は、生息地指令(92/43/EEC 1992年5月)により、評価結果が否定的であっても、公共の利益の優先という不可避の理由と代替策が無いという理由で、計画またはプロジェクトが実施されなければならない場合も、「ナチュラ 2000」の全体的な一貫性を確実に守るため、あらゆる補償の手段をとらなければならないことに留意し、
8. 米国は、その水質浄化法の規定、及び湿地の機能と価値全体で正味の損失は出さないと明言する政策により、避けられない湿地の喪失を補うためすべての実行可能な手段を取らなければならないことに留意し、
9. 自然の湿地の喪失を補う上で傑出した役割を果たしうる、湿地の復元に関する勧告6.15を想起し、

締約国会議は、

10. 締約国に対し、人間活動に起因する、湿地の機能、属性、価値の喪失、湿地の質と表面積との両方の喪失を補うためのすべての実行可能な手段を講ずるよう要請する。
11. 締約国に対し、湿地の喪失を補償する規則を、国内の土地及び水の計画策定に関する政策に組み入れるよう求める。
12. また締約国に対し、湿地の喪失を補償するためには、同じ集水域内の類似したタイプの湿地で補うのが望ましいということを組み込むよう求める。

---

<sup>訳注</sup> 影響緩和

13. 常設委員会に対し、科学技術検討委員会及びラムサール条約事務局と協力し、また国際団体パートナーと協議して、避けられない喪失が生じた場合のために、湿地生息地の補償基準とガイドラインを定め、これを第8回締約国会議での承認に備え提出するよう促す。

## 決議 .25 湿地における環境の質の測定

1. 湿地生態系とこれに伴う生態学的プロセスを支える水環境の能力は、特定地点で直接的にも、また浸透や間接的な汚染によっても、都市、産業、農村のそれぞれの環境における人間活動による廃棄物の排出によって、深刻に低下することを認識し、
2. a) 人間による水質の改変が湿地の水界ビオトープの生態学的プロセスに及ぼす影響についての知識は、きわめて不足していること、b) この知識の不足は、確かな手順や方法を確立するための統一した基準の欠落に起因していること、c) この状況は、主に水、堆積物、指標生物のサンプリングに用いられる手順の技術的有効性と法的・行政的有効性の観点から、指標的で重要な生物学的、物理的、化学的パラメータの研究と記述においても共通するものであることを観察し、
3. 既存の規則に調和し、法的に有効なものとなるよう、法的側面及び行政手続きを考慮に入れるには、サンプリングと分析の方法はしばしば十分には整合されていない点に留意し、
4. また、ラムサール条約第6回締約国会議の勧告6.14は、a) 危険なまたは生物濃縮する化学物質が水に混入した場合、それが湿地の生態系に及ぼす悪影響を確認し、b) 締約国に対し、生物学的、物理的、化学的パラメータの観点から、生態学的水質を監視し規制する方法を開発できるようにし、この分野における調査研究の諸計画を増やし整合させるよう奨励していることに留意し、
5. 勧告6.14が科学技術検討委員会に対し、湿地における有毒物の影響の問題を取り上げるよう求めていることを意識し、

締約国会議は、

6. 締約国に対し、湿地の水、堆積物、生物相における有毒物質の存在とその重大性に関する調査を強化するよう求める。
7. 適切な国際的団体と協力して、指標的な生物学的、物理的、化学的パラメータの確立を通じ、湿地の生態学的水質を評価するための信頼しうる基準と方法をまとめ、広く普及させる権限を科学技術検討委員会に与える。
8. 湿地の水環境の質を示すパラメータの適切な測定と解釈には、こうした環境に伴う水、堆積物、生物の生物学的、物理的、化学的サンプリングと分析のための共通した手順の開発と試験が必要であることを、改めて表明する。
9. 意図する評価に対し適切な、正確かつ精密な結果を導くことができると厳格なテストにより示されたサンプリングと分析の方法につき、その使用を促進するよう、締約国に促す。これは、適格な科学者や技術者がそれらを正しく適用できるよう、明確で簡潔な技術標準の形での提案を、準備し、出版し、配布することによって行う。また同時に、これらの標準は、湿地の調査研究、行政、管理の専門家の研修において教育的役割を果たす。
10. これらの方法を常に見直し、湿地保全の科学、技術、学術、管理、法律の各側面で活動する代表的組織や機関による必要な改善を奨励するよう締約国に要請する。これらの見直しと改善は、この活動の利益と普及を最大限にするため、多数の国の関与を得ることが望ましい。

## 決議 .26 西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンターの創設

1. ラムサール条約の第4条5が「締約国は、湿地の研究、管理及び保全について能力を有する者の研修を促進する」と規定していることを認識し、
2. 地域の連絡調整担当者を通じた、研修計画の確立とラムサール条約の管理強化についての勧告6.5及び6.6に言及し、
3. また、ラムサール条約の「1997-2002年戦略計画」の目標実現のためには、研究、研修、協力・調整のための機構の創設が、西半球での優先事項であることを認識し、
4. 西半球の湿地の分野の管理者及び専門家を対象とした、他の研修計画の存在を意識し、
5. Ciudad del Saber<sup>訳注</sup>内に地域ラムサールセンターを創設するというパナマ共和国政府の申し出を考慮し、これと共に、この新規取組に対し常設委員会がその第21回会合で表明した支援にも言及し、
6. また、1998年6月、コスタリカのサンホセで開催された汎米会議で、西半球の締約国が表明したこの新規取組への支援を考慮し、
7. IUCN中米地域事務所等、この取組に参加する組織から申し出のあった技術的支援を感謝をもって確認し、

締約国会議は、

8. Ciudad del Saberでの活動の枠内で、西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンター創設を申し出たパナマ政府の新規取組への承認を表明する。
9. 西半球のラムサール条約締約国と関心を持つ組織が恒久的な協議機構を通じて参加し、同センターの計画策定と創設のプロセスを継続するようパナマ政府に対し奨励する。
10. ラムサール条約事務局に対し、同センター計画の技術や運営面の研究、及び同センターの管理についてパナマ政府を支援するよう求める。
11. 同センターを支援するよう、また交流プログラム、協力等、湿地に関する補足的活動の創出について同センターの持つ可能性を考慮して、この計画に参加するよう締約国を奨励する。

---

訳注 「知識の都市」の意

## 決議 .27 条約の 2000 - 2002 年作業計画

1. ラムサール条約の「1997-2002 年戦略計画」を採択した第 6 回締約国会議決議 .14 を想起し、締約国が本締約国会議に国別報告書を同じ様式で作成して提出するよう求められていることに留意し、
2. 本会議に国別報告書を提出した 107 の締約国に感謝の意を表し、提出しなかった締約国には提出することを優先的に実施するよう要請し、
3. 本締約国会議のために採用された国別報告書の様式が、条約の施行状況をより体系的に深く掘り下げて分析できるものであることに満足の意を表し、事務局長が本締約国会議向けの報告の中で、国別報告書の様式をさらに改善するよう勧告したことに留意し、
4. 条約の施行状況についての地域別概況報告の内容、常設委員会の議長の報告、科学技術検討委員会による報告、事務局長の報告のそれぞれに留意し、
5. 「1997-2002 年戦略計画」の実施において、特に新加盟国、法制上の見直し、政策策定、環境影響評価、復元、地域住民の参画、登録湿地の管理計画の策定、他の地球規模の条約との協働の分野で進展が見られたことに満足しつつ留意し、
6. 「1997-2002 年戦略計画」の適用が締約国によって異なり、総合目標の中でも特に経済評価方法の適用、民間部門の参画、学校教育プログラムへの湿地の導入、国内ラムサール/湿地委員会の設立、研修、ラムサール湿地の登録、国別目録、ラムサール登録湿地の姉妹提携と国境をまたぐ湿地の登録、国レベルで各種環境関連条約を施行する際の整合性、小規模助成基金への現支援レベル、ラムサール担当省庁と二国間開発援助機関との連絡調整の各分野では、地球的規模でほとんど進展がみられていないことに憂慮し、
7. 今後 3 年の間に「1997-2002 年戦略計画」を効果的に実施するには、いくつかの分野でより大きな成果をあげることを促すために、しかるべき行動についてさらに明確な目標を設けることが効果があるということを確認し、
8. 各締約国、締約国会議の各補助機関<sup>訳注</sup>、ラムサール条約事務局、国際団体パートナーを含む、条約全体に関わる「1997-2002 年戦略計画」に基づく次の 3 年間の「作業計画」を承認しようという提案を歓迎し、

締約国会議は

9. 付属書 にあるラムサール条約 2000-2002 年 3 か年作業計画を承認する。それについては、毎年常設委員会が実施する条約事務局の作業計画承認に当たって、委員会は事務局に期待される様々な行動の優先順位をつける必要があるかもしれないことに留意する。
10. 条約の「2000-2002 年作業計画」の効果的な実施が確実なものとなるよう、国際団体パ

<sup>訳注</sup> 常設委員会や科学技術検討委員会

ートナー及び関連の政府間機関や NOG に、今後も条約に対し政策、技術、財政の各側面で支援をしてもらうことを促す。

11. 「2000-2002 年作業計画」に掲げられている各項目ごとに定められた、条約の地球規模の目標を承認する。また、ラムサール条約事務局に、第 24 回常設委員会において検討され、承認されることを目指して、第 7 回締約国会議の国別報告書と地域別概況報告に記載されている情報に基づいて、これらの項目の地域別目標を準備するよう求める。さらに条約事務局にはすべての締約国にこれらの目標を伝えてもらうよう求める。それは各締約国に国別及び地域別に優先順位を決める際の参考にし、配慮してもらうためである。
12. 各締約国に 1999 年末までに、条約の「2000-2002 年作業計画」に定められた目標及びその後決定された地域目標を考慮に入れつつ、国内湿地またはラムサール委員会やそれに準ずる機関による協議プロセスを経て、「ラムサール条約の 2000-2002 年戦略計画のため国別目標」を定め、採用することを検討するよう促す。
13. 常設委員会に対し、その第 24 回会議で、第 7 回締約国会議で用いられた国別報告書用の様式を点検し、2000 年の早い時期に第 8 回締約国会議のための様式を提供することを視野に入れて、どのような変更が必要かを明らかにするよう求める。そうすることでこの枠組みを適用しようとしている締約国は、できるだけ早い機会に、国の計画策定及び報告実施の進行記録を作成し、その作業を継続していくことができる。
14. すべての締約国に対し、第 8 回締約国会議のための国別報告書の準備を、国内ラムサール/湿地委員会がある国はその機関を含め、すべての関連政府省庁と協議して、準備するよう要請する。
15. 「戦略計画」の行動 8.1.9 と 8.1.10 にあるように、締約国に対し、国内ラムサール/湿地委員会の設立と、その組織を政府及び NGO 双方の利害関係者で構成するよう奨励していることを、改めて表明する。
16. ラムサール条約事務局に対し、第 8 回締約国会議で検討し、各締約国が各国の経験から教訓を得ることができるよう、各国の国内ラムサール/湿地委員会の会員構成、権限、運営の詳細な評価を準備するよう求める。
17. 締約国に対し、「1997-2002 年戦略計画」の行動 8.1.10 に規定されている通り、この条約の担当省庁が、条約への期待が高まる中でますます増えていく要求に応えるのに必要な資源を持っているかどうかを確認するために、評価を行うこと<sup>訳注</sup>を要請する。
18. また、締約国に対し、各締約国が調印している国際レベル及び地域レベルの各種条約及び協定を実施する際の整合性をはかるための国内プロセスと機構を見直し、これに関連してとった行動を、第 8 回締約国会議のための国別報告書の中で報告することを奨励する。
19. ラムサール条約事務局に対し、資源の許す限り、湿地の保全と賢明な利用及び河川流域

訳注 (担当省庁の) 評価を行うこと

と沿岸域の統合的管理に関連した開発援助プロジェクトのための財源を確保するために、二国間及び多国間援助機関を支援、協働する取組を継続していくことを要請する。また、二国間開発援助機関を有すすべての締約国に対し、条文第5条(決議 .19)に規定されている義務が確実に遂行されるように、当該国のラムサール担当省庁と緊密に協力していくことを求める。

20. さらに、すべての締約国、中でも各地域の常設委員会のメンバー国、ラムサール条約の非締約国に隣接している国々、そして、非締約国に飛来する湿地依存の渡り鳥の飛来地域に属する国々に対し、これらの非締約国に条約への加盟を奨励することで、条約の締約国を世界中に広げるという戦略計画の総合目標1を達成するための取組を今まで以上に行うことを求める。それによって、第8回締約国会議開催前に締約国数を150にするという目標が達成され、条約の地球規模の使命をより効果的に遂行することができる。
21. レバノンが加盟(第115番目の締約国)し、キューバも近々加盟するという通知が本締約国会議の会期中に得られたことに深謝する。
22. 常設委員会に対し、第8回締約国会議において検討し、採択するように、2003-2008年の期間のための改訂版の戦略計画を、各締約国、各国際団体パートナー、その他の条約の事務局、関連国内機関及び非政府組織と共に協議して、準備することを指示する。

## 付属書

### ラムサール条約 2000-2002 年作業計画

#### 総合目標 1

条約の加盟国を世界中に広げる。

実施目標 1.1: 2002 年までに少なくとも 120 か国の締約国を確保するよう努力する。

行動	進捗状況、優先項目、目標
<p>行動 1.1.1 特に締約国の少ない地域の国々や、重要な湿地資源及び二つ以上の国にまたがる湿地資源(共有される種を含む)、またはそのいずれかを持つ国々に、条約への加盟を募る。[締約国、常設委員会地域代表、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7 <sup>訳注</sup>現在、締約国は 115 か国になっている。これは COP6 の時点よりも以下の 23 か国(締約国になった順に記載)が増えたからである。コンゴ共和国、コートジボワール、ガンビア、イスラエル、マラウイ、ボツワナ、バハマ、ジョージア、韓国、ニカラグア、モナコ、ジャマイカ、バーレーン、モンゴル、シリア、ルクセンブルグ、ベリーズ、タイ、コンゴ、コロンビア、マダガスカル、エルサルバドル、レバノン。</li> <li>• アフリカ、中央アジア、中近東、小島嶼開発途上国ではまだ不足がみられる。小島嶼開発途上国については勧告 7.2 を参照。</li> <li>• <b>目標</b> COP8 までに締約国を 150 か国にすること。</li> </ul>
<p>行動 1.1.2 地域会合とその活動、そして国際団体パートナーの地域事務所を通し、条約への加盟を促進する。 [常設委員会地域代表、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP6 以降、締約国数が大きく増えたのは、多くの国々、条約事務局、国際団体パートナーによる、条約加盟促進への取組の成果でもある。</li> <li>• これらの取組は今後も継続され、上記の優先地域及び小島嶼開発途上国を中心に展開されることになる。</li> </ul>

#### 総合目標 2

条約の賢明な利用ガイドラインを実施し、さらに発展させることによって、湿地の賢明な利用を達成する。

実施目標 2.1: 賢明な利用ガイドラインが確実に適用されるように、すべての締約国において、国レベル、あるいは超国家レベル(例：欧州共同体)の法制度、機構、方法を見直し、必要であれば修正する。

<sup>訳注</sup> COP は締約国会議のこと。COP7 は第 7 回締約国会議(COP に続く数字は、何回目の締約国会議かを表す)。



行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.1.1 法制度と実施状況の見直しを行い、COP への国別報告書で賢明な利用ガイドラインがどのように適用されているかを示す。 [ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7 への国別報告書の中では、全世界で 45 か国の締約国が法制度の見直しを実施し、その中の 36 か国が適切な改正や修正を加えたと報告している。これらの見直しがどの程度効果的に湿地に適用されたか、また条約の目標達成を促進したかについてはまだ明確にはなっていない。</li> <li>• これは次の 3 年間に実施する優先事項の一つである。これらの取組においては、「法制度の見直しに関するガイドライン」(決議 .7)が参考となる。</li> <li>• <b>目標</b> 少なくとも 100 か国の締約国が COP8 までに湿地に関連した自国の法律と制度を包括的に見直すこと。</li> </ul>
<p>行動 2.1.2 国家環境行動計画や国家生物多様性戦略、国家自然保護戦略といった他の国家的な保全計画策定の明確な構成要素の一つとして、または独立した政策として、国家湿地政策を策定するよう、いっそうの努力を促す。 [ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 22 か国の締約国が適切な国家湿地政策/戦略計画または行動計画を策定したことを、さらに 31 か国が策定中であることを表明した。さらに 24 か国が、そのような手段が近い将来計画されていることを報告している。これに関するさらに詳細な分析は決議 .6 の付属書にある。91 か国の締約国が、湿地は国の他の各種環境計画において考慮されていると述べているが、それに水管理計画や政策が含まれていると答えたのは 27 か国だけだった。</li> <li>• 湿地保全とその賢明な利用がより広い国家環境及び水政策に統合されること同様に、国家湿地政策の策定と施行は、今後も条約におけるもっとも優先順位の高い行動の一つであり続ける。「国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン」(決議 .6)がこれらの取組の参考となる。</li> <li>• <b>目標</b> COP8 までに少なくとも 100 か国の締約国が国家湿地政策を、あるいは適切な場合は、すべての湿地関連政策/戦略と計画を整合させることを承認した文書を有すること。そしてすべての締約国が、国の環境及び水政策や計画に湿地への配慮を組み込んでいること。「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」(決議 .18)がこれらの取組の参考となる。</li> </ul>

**実施目標 2.2:** すべての締約国において、土地利用や地下水管理、集水域・河川流域や沿岸域の計画策定、その他すべての環境計画策定や管理に関する、国、都道府県、地方の計画策定と政策決定に、湿地の保全そして賢明な利用を統合する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.2.1 湿地、その中でも特に集水域と沿岸域の利用計画策定の情報を収集し、締約国が利用できるようにする。 [ 条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この行動への対応の一つが、「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」(決議 .18)である。</li> <li>• <b>目標</b> 次の3年間で、沿岸域の利用計画策定及び管理に湿地を統合するためのガイドラインを、COP8での検討のために、開発すること。</li> </ul>
<p>行動 2.2.2 国家、都道府県、地方の土地利用計画策定に関わる文書や活動において、またすべての関連部門及び予算配分に関する条項に、湿地を含めることを促す。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 74 か国の締約国が、土地/水及び沿岸域の利用計画策定及び管理を統合するプロセスにおいて、湿地も考慮するための取組を実施していると報告している。どの程度この種の統合的手法が効果を上げているかはまだはっきりとは明らかにされていない。連邦制の14か国の締約国において、湿地政策/戦略が地方レベルにおいても策定されていることは喜ばしいことである。</li> <li>• 広域の景観及び河川流域/沿岸域の利用計画において、統合された部門横断的アプローチの湿地管理を達成することも、次の3年間における最優先事項の一つである。</li> <li>• <b>目標</b> COP8までに、すべての締約国が河川流域及び沿岸域の統合要素として湿地管理を考えることを促進し、積極的に実施し、さらに、これらの行動からどのような成果があがったかについての詳細な情報をCOP8のための国別報告書に記すこと。</li> </ul>

**実施目標 2.3:** 賢明な利用に関するガイドラインと追加手引きの適用を拡大し、これまで扱われなかった具体的問題に関しても締約国へ助言をし、現在行われている最良の実施例を提供する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.3.1 賢明な利用の追加手引きの適用を、他の機関と協力して、油流出防止や除去作業、農業による水質汚染、都市廃棄物や産業廃棄物といった特定の問題にまで拡大する。[ 締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7のプログラムは、一連の優先問題にこの種の手引きを提供するよう計画された。そのプログラムでは、侵入種の湿地への影響の見直しが含まれ、条約が遂行すべき一連の行動への勧告がなされていた(決議 .14)。</li> <li>• <b>目標</b> COP7の後、条約事務局は他の適切な協力者と共に、COP7の分科会の成果に基づいて、賢明な利用ハンドブック・シリーズを制作すること。</li> </ul>

<p>行動 2.3.2 既存のガイドラインと追加手引きが効果的に適用された例を公表する。 [ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 40 か国の締約国が賢明な利用の実施に関するいくつかの側面についての出版物を制作したと報告している。1998 年の「世界湿地の日」に始まった条約ホームページの「賢明な利用資料センター」に掲載するために、条約事務局にそれらの出版物の一部しか提供されなかったことは残念であった。</li> <li>• この種の資料を入手できるようにすることを促し、改善することは、「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)における優先事項の一つである。</li> <li>• <b>目標</b> COP8 までに、締約国やその他の機関から条約事務局に提供された文献や出版物の中から適切なものを 500 種類、賢明な利用資料センターに載せること。</li> </ul>
--	--

実施目標 2.4： 環境計画策定のために、湿地の恩恵と機能に関する経済評価を提供する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.4.1 湿地の恩恵と機能の経済評価を示す文書と方法論を開発し、広い範囲への普及と適用を促進する。 [ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7 に提出した国別報告書に、自然資源計画策定及び湿地に関する評価に経済評価手法を取り入れるための何らかの行動をとったと記載した締約国は 34 か国しかなかった。</li> <li>• この活動のためのガイドライン(下記参照)が完成すれば、今後 3 年間の優先順位の高い分野となる。</li> <li>• <b>目標</b> COP8 までに、すべての締約国は湿地のサービス、機能、恩恵の経済評価を、影響評価と湿地に関する意思決定プロセスに組み込むこと。</li> </ul>
<p>行動 2.4.2 IUCN や他の協力機関の支援を受けて、COP6 で発表された湿地の経済評価に関する情報を出版する。 [ 条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これは 1997 年に「湿地の経済評価」という書籍を出版して達成した。</li> </ul>
<p>行動 2.4.3 行動 2.4.2 に基づいて出版される経済評価に関する知見を実施するような具体的活動を始める。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 2.4.1 を参照のこと。また、条約事務局は、IUCN と共に、スイス政府の財政支援を受けて、南アフリカ開発共同体 (SADC) に属す国々において湿地の経済評価を実施するプロジェクトに着手した。</li> </ul>
<p>行動 2.4.4 湿地の経済評価の分野で推奨しうる具体的な実践例の内容と実施状況を、COP7(1999 年)の分科会で検討する。[ 科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7 の分科会で検討する優先テーマについての調査を実施したところ、これは締約国から十分な支持を受けることができなかったために、COP8 まで延期されることになった。COP7 では、経済評価の問題は奨励措置(決議 .15)と影響評価(決議 .16)に関する議論の一部で扱われた。</li> </ul>

実施目標 2.5: 湿地に特に影響を及ぼす可能性のある開発案件や土地利用・水資源利用の変更に関して、また特に登録湿地でその生態学的特徴が「技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、変化するおそれがある」(ラムサール条約第3条2)ものについては、環境影響評価を実施する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.5.1 COP7(1999年)の分科会に向け、「環境影響評価のためのガイドライン」の検討結果と、現在行われている環境影響評価の最良の実践例を準備し、賢明な利用の追加手引きの内容を拡大する。[常設委員会、科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これらの問題はCOP7の分科会の「ラムサール条約と影響評価：戦略、環境、社会影響評価」というペーパーの中で検討されていた。決議 .16を参照。</li> <li>• <b>目標</b> 今後3年間で、この分野の新たな手引きを、生物多様性条約、ボン条約、IUCN、国際影響評価学会との協力で作り上げること。</li> </ul>
<p>行動 2.5.2 湿地に影響を及ぼす可能性を持つ開発案件や、土地利用・水資源利用変更の結果、生態学的特徴に変化が起る恐れのある登録湿地では、(湿地の恩恵と機能の経済評価を十分に考慮しながら)確実に環境影響評価を実施するようにし、またその結果をラムサール条約事務局に通知し、関係当局がその結果を十分に考慮するように図る。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7に、生態学的特徴に変化がある、あるいは近い将来変化する恐れがあるとして、35か国の締約国が115の登録湿地を挙げた。国内のすべて、あるいはいくつかの登録湿地に変化があったと報告した締約国は2か国であった(決議 .12を参照)。詳細を提供した締約国もあったが、すべてのケースで環境影響評価が実施されたかどうかを知ることは不可能である。</li> <li>• <b>目標</b> 今後3年間で、締約国はこのような状況においては必ず環境影響評価を実施し、条約事務局に問題と環境影響評価の結果を報告すること。</li> </ul>
<p>行動 2.5.3 開発案件や土地利用・水資源利用の変更のために、特に湿地資源への悪影響が起る恐れのあるその他の重要な地域においても、環境影響評価を実施する。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 92か国の締約国が、湿地に影響を与えかねない行動については環境影響評価を実施することが法律で定められていると知らせている。これが、最高水準の環境影響評価が適用され、湿地の全機能と全便益が適切に考慮されているということを示唆しているであれば、条約にとっては喜ばしい大きな進展である。</li> <li>• <b>目標</b> COP8までに、すべての締約国は湿地に影響を及ぼす可能性のあるあらゆる行動に対し、環境影響評価の実施を法的に義務づけ、この件に関してどのような進展があったかをCOP8の国別報告書で詳細な報告を行うこと。</li> </ul>
<p>行動 2.5.4 開発案件あるいは土地利用・水資源利用の変更による影響を評価する時には、(都道府県や地方レベル、並びに集水域あるいは沿岸域のレベルでの)「統合的環境管理」や「戦略的環境影響評価」を考慮する。[締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記2.5.1と2.5.3を参照のこと。</li> </ul>

実施目標 2.6: 復元や機能回復の必要がある湿地を特定し、必要な対策を実施する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.6.1 復元あるいは機能回復の必要がある湿地を特定するため、地域あるいは国の科学的な湿地目録(勧告 4.6)を用いるか、モニタリングを実施する。[ 締約国、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7 では分科会 (決議 .17)で復元及び機能回復に関して検討された。これで、復元あるいは機能回復が必要な湿地の目録を作成しているのはほんの一握りの締約国だけであることがわかった。</li> <li>• このような目録の完成は条約にとって今後も優先分野であり続ける。</li> <li>• <b>目標</b> 復元/機能回復の目録が COP8 までに少なくとも 50 か国の締約国で作られること。</li> </ul>
<p>行動 2.6.2 失われた湿地または機能が劣化した湿地を、復元そして機能回復するための方法論を提供し実施する。[ 締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• このテーマに関してはかなりの情報があるが、希望に応じて利用できるようにはなっていない。</li> <li>• <b>目標</b> 今後 3 年間の優先事項としては、条約の賢明な利用資料センター(上記 2.3.2 参照)に適切なケーススタディや方法論に関する情報を加えること。</li> </ul>
<p>行動 2.6.3 破壊された湿地または機能が劣化した湿地、特に主要な河川系または高い自然保護上の価値を有する地域(モントルー会議の勧告 4.1)において、湿地の復元・機能回復プログラムを確立する。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 76 か国の締約国が国別報告書の中で、湿地の復元あるいは機能回復を実施したと報告している。しかし現段階では多くの国で、その規模も小さく、あるいは試験的なものだったようだ。しかしいくつかの大きなプロジェクトも実施されている。</li> <li>• 条約は、水路や沿岸環境の「健全性」と生産性を促進あるいは維持することにつながるような、湿地の復元と機能回復を今後も促進していく。</li> <li>• <b>目標</b> COP8 までに、優先的に復元あるいは機能回復する必要がある湿地を、すべての締約国が特定し、少なくとも 100 か国でプロジェクトが実施されること。</li> </ul>
<p>行動 2.6.4 COP7(1999 年)で湿地の復元と機能回復に関する分科会を催し、都道府県や地方レベルそして集水域レベルにおける最良の実践例 10 例を特定する。[ 科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 2.6.1 と 2.6.2 を参照。</li> <li>• さらに、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(決議 .8)など、COP7 のために実施された他のプロジェクトから多くのケーススタディが集められた。その中には、復元あるいは機能回復の事例が含まれており、この会議の後で出版されることになっている。</li> </ul>

実施目標 2.7: 湿地の保全と賢明な利用において、先住民を含んだ地域社会の情報提供を受けた上での積極的な参加、特に女性の参加を奨励する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.7.1 湿地の管理に地域住民そして先住民の参加を得るといふ、勧告 6.3 を実施する。[ 締約国、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 72 か国の締約国が国別報告書の中で、先住民や特に女性を含む地域社会が、湿地の管理と賢明な利用に積極的に、情報を与えられて参加することを奨励するための行動がとられたと報告している。多くの国で、湿地のある地域の利害関係者が地元の湿地資源を持続可能に利用するための責任を果たそうとしていることが、国別報告書からはっきりとわかる。</li> <li>• COP7 の分科会 では、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(決議 .8)が検討された。IUCN の指導を得て、多くのNGOによって実施されたこのプロジェクトは勧告 6.3 への対応であった。</li> <li>• <b>目標</b> 今後の3年間は、上記ガイドラインの実施が条約の最優先事項の一つとなる。COP8 までにはすべての締約国が、地元の利害関係者による湿地管理を促していること。</li> </ul>
<p>行動 2.7.2 湿地の生態学的特徴をモニターするため、湿地の管理者そして地域住民がすべてのレベルで協力して仕事を進めることを奨励する。こうすることで、管理ニーズや湿地に対する人間の影響への理解が深まる。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これは国別報告書の中で具体的に挙がっていた質問ではないため、これが実際にどの程度起こっているのかを明確に知ることはできない。</li> <li>• 「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9) はこのような地域社会の参加を、条約の教育及び能力向上のための道具として、優先順位の高い事項とすることを求めている。</li> </ul>
<p>行動 2.7.3 特に登録湿地において、湿地管理委員会を設立し、湿地管理に地域社会の参画を求める。委員会には、地域の利害関係者や土地所有者、管理者、デベロッパーそしてその他の利益団体、特に女性グループの代表者を入れる。[ 締約国、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7 の国別報告書の様式の中の補足項目では、条約に関連した仕事の様々な側面におけるNGOの関わりについての助言を求めている。63 か国の締約国が登録湿地の管理委員会にNGOが参加しているかどうかの質問に答え、その中の37 か国が参加していると答えている。この種の委員会への地域社会のより一般的な人々の参画がどの程度あるのかに関する明確な状況を国別報告書から知ることはできなかった。</li> <li>• <b>目標</b> 少なくとも100 か国の締約国で登録湿地管理委員会が活動し、そこにNGOの代表が参加していること。</li> </ul>

<p>行動 2.7.4 湿地の保全と賢明な利用について、先住民や地域社会が持つ伝統的な知見そして管理のやり方を認識し、適用する。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 2.7.1 参照。</li> <li>• また、伝統的知見及び管理方法に関連したこれらの問題はこれまで条約では十分に検討されてこなかった。この件は 1998 年の汎アフリカ地域会議で、ラムサール条約で考慮される優先事項とするよう指摘されたものである。</li> <li>• <b>目標</b> これは今後の 3 年間で取り組んでいく。可能であれば、この分野での取組をすでに始めている生物多様性条約及び砂漠化防止条約とのパートナーシップで取り組んでいくこと。</li> </ul>
---	---

実施目標 2.8: 湿地の保全と賢明な利用への民間企業の参画を奨励する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 2.8.1 民間企業が湿地に影響を与える事業を展開する際に、湿地の属性や機能そして価値をより深く認識することを促す。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 47 か国の締約国が、湿地の保全と賢明な利用への民間企業の参画を奨励するための行動を起こしたと報告している。国別報告書には民間企業とのパートナーシップに関する様々な状況やケースの記載がある。これは明らかに条約の中でも、今後さらに促進されていくことの必要な分野である。</li> <li>• この 3 年間に、条約事務局は革新的な「エビアン・プロジェクト」に、多国籍企業であるダノングループとフランスの複数の政府部局とのパートナーシップで着手した。これは研修及び広報に関するプロジェクトを財政的に支援するものである。</li> <li>• <b>目標</b> - 今後 3 年間で、民間企業とのパートナーシップで行う取組をさらに段階的に拡大していく。また、条約事務局は効果的で革新的なアプローチをとったいくつかについては文書にし、ケーススタディとして人々が入手できるようにする。COP8 までに 100 か国以上の締約国で湿地保全に民間企業の支援を得るようにすること。</li> </ul>
<p>行動 2.8.2 民間企業が湿地に影響を与える開発事業を展開する際に、賢明な利用ガイドラインを適用するように奨励する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この行動の一つの側面には奨励措置の活用がある。奨励措置を見直し、効果的なものは導入し、反対に、逆効果をもたらすものは廃止したことを、国別報告書で報告していた国は 13 か国にすぎなかった。</li> <li>• COP7 では、湿地のための奨励措置は分科会（決議 .15）で検討された。</li> <li>• <b>目標</b> - 今後 3 年間で、賢明な利用を促進する上で、奨励措置を活用することを本条約の下での優先事項の一つとする。COP8 までの目標は、50 か国以上の国が自国の奨励措置についての見直しを完了させていることである。</li> </ul>

<p>行動 2.8.3 民間企業に湿地管理者とパートナーシップを結び、湿地の生態学的特徴をモニタリングするよう奨励する。 [締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国別報告書には、財政的支援を提供するというものを除いては、このような事例を示すものはなかった。</li> <li>• この行動は今後の3年間でさらに促進される。</li> </ul>
<p>行動 2.8.4 湿地管理委員会への参加を通じ、湿地管理に民間企業を参画させる。 [締約国]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7の国別報告書では、このような参画が起きていることを確認することはできなかった。</li> <li>• 目標 - 上記2.7.2と2.7.3に記載されているように、部門横断的な利害関係者による湿地、特にラムサール登録湿地のための管理委員会が設立されることを今後3年間の優先事項の一つとする。</li> </ul>

### 総合目標 3

**世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める。**

実施目標 3.1: 協力機関や他の機関と協力し、各国の教育及び普及啓発プログラムを促進するために企画された、湿地及びその機能と価値に関する国際的な「教育・普及啓発」プログラムの実施を支持し支援する。

行動	進捗状況、優先項目、目標
<p>行動 3.1.1 地球規模の協調で、湿地の「教育・普及啓発」プログラムを開発し、実施するための調整の仕組みと機構を特定し、設立することを支援する。 [締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「ラムサール条約普及啓発プログラム」がこの行動への対応である(決議 .9)。</li> <li>• 目標 - COP8までに、湿地広報教育普及啓発のために、各締約国のラムサール担当窓口のグローバルネットワーク構想を実現し、それが地球規模の「普及啓発プログラム」の促進と実行に向けて効果的に機能していること。「普及啓発プログラム」の実施に必要な能力を条約事務局に付与するための資源を確保すること。</li> </ul>
<p>行動 3.1.2 地域の教育・普及啓発活動のニーズの特定と、実現のための資源を開発するための優先事項の確認に参加する。 [締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 3.1.1 を参照。</li> </ul>
<p>行動 3.1.3 各国の教育・普及啓発プログラムを支援するための国際的な参考資料の開発を支援する。 [締約国、条約事務局、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 3.1.1 を参照。</li> </ul>



<p>行動 3.1.4 湿地教育センターや教育者の間で、情報、知識、技術の交換を促進する国際的プログラムを支援する。例えば、国際湿地保全連合の教育普及啓発作業部会 (EPA Working Group)、地球河川環境教育ネットワーク、湿地リンクインターナショナルなどである。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 3.1.1 を参照。</li> <li>• これらのプログラムは他のものも含め、1998 年 9 月に開催されたワークショップで紹介され、普及啓発プログラムの開発に役立った。</li> </ul>
<p>行動 3.1.6 COP7 と併せて、湿地に関する国際的な教育・普及啓発活動の見直しを行う。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 3.1.1 を参照。</li> </ul>

実施目標 3.2: 主要政策決定者や湿地の中や周囲に住む人々、湿地を利用するその他の人々、そして広く一般の人といった広範囲の人々を対象として、湿地に関する教育・普及啓発の国内プログラムを開発し、促進させる。

行動	進捗状況、優先項目、目標
<p>行動 3.2.1 政府機関やNGO、そして国内向けの教育・普及啓発プログラムを開発できるようなその他の機関とのパートナーシップを奨励する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「ラムサール条約普及啓発プログラム」はこのようなパートナーシップをさらに奨励するものである(決議 .9)。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8 までに、湿地広報教育普及啓発のために、締約国政府と非政府組織それぞれのラムサール担当窓口のグローバルネットワーク構想を実現し、すべての締約国において国の普及啓発プログラムの促進と実行に効果的に機能すること。「普及啓発プログラム」を実施するための条約事務局の能力強化のために資源を確保すること。</li> </ul>
<p>行動 3.2.2 特定されたニーズや対象とするグループに基づいて、湿地を肯定的に捉えるようなビジョンを創り出し、湿地の価値と機能に対する関心をすべてのレベルで喚起するための、国内事業やキャンペーンを支援する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 3.2.1 参照。</li> <li>• 62 か国の締約国が政府主導の教育・普及啓発プログラムを持っていると報告しており、66 か国がそのような活動を実施しているNGOが国内にあることを報告している。</li> <li>• <b>目標</b> - 上記 3.2.1 を参照。</li> </ul>
<p>行動 3.2.3 湿地の現場に教育センターを設置するよう奨励する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 湿地教育センターと湿地リンクインターナショナルの新たな取組が「普及啓発プログラム」の中核部分である。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8 までに、条約の原則を推進するために、150 か所以上の活発な教育センター(及び類似の場所 - 下記 3.2.4 を参照)を設置し、すべての締約国に少なくとも一つのセンターが設置されているようにすること。</li> </ul>
<p>行動 3.2.4 博物館、動物園、植物園、水族館、そして環境教育センターとともに、学校教育外で湿地についての教育・普及啓発を支えるような展示やプログ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 博物館、動物園なども「普及啓発プログラム」の重要な要素であり、条約の活動を促進するためにこれらの組織を奨励する取組が実施される。</li> <li>• <b>目標</b> - 上記 3.2.3 参照。</li> </ul>

ラムの開発を奨励する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]	
行動 3.2.5 高等教育そして専門的な研修コースを含め、教育のすべてのレベルの教育課程に湿地に関連した単元を組み込むよう奨励する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>43 か国の締約国が、教育施設での教育課程に湿地に関する配慮が盛り込まれるような措置をとったと報告している。</li> <li><b>目標</b> - COP8 までに 100 か国を超える締約国で湿地問題が教育課程に組み込まれているようになること。</li> </ul>

実施目標 3.3: ラムサール条約事務局の広報活動を改善する。また、条約とその広範な適用を一段と促進すること及び湿地の価値と機能に対する意識を高めることのできる「条約広報戦略」を策定する。

行動	進捗状況、優先項目、目標
行動 3.3.1 条約事務局の広報活動、特に地域そして国内広報ネットワークの創出とその機能に関する活動を見直し、新しい資料と技術の利用を開発し、既存の資料を改訂する。[ 条約事務局 ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>「普及啓発プログラム」はこの期待に応えるものである(決議 .9)。</li> </ul>
行動 3.3.3 各地域の持つ個別の問題、そして未加盟国に対しては条約加盟に伴う利点を強調した資料を準備して、既存の「ラムサール条約情報セット」を補完する。[ 常設委員会地域代表、条約事務局、締約国 ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>これはこの 3 年の間に小島嶼開発途上国に関してはすでに実施された。また、同様の資料が西アジアの国々のために現在条約事務局によって作成されつつある。</li> <li><b>目標</b> - COP8 までにこの種の資料を西アジア及びアフリカのために作成すること。</li> </ul>
行動 3.3.4 締約国、常設委員会委員、科学技術検討委員会、条約事務局、協力機関を結び付ける、電子メールネットワークと電子掲示板 / メーリングリストを作成し維持するために、電子通信業者の支援を求める。[ すべての関係者 ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上の条約のサイトが、条約事務局の主要広報ツールとしてますます重要になってきている。1998 年 8 月には、このサイトを訪れた人は 87 カ国から延べほぼ 6500 人に上り、検索された書類の数は 23,000 近くにもなる。さらに、メールグループ(ラムサールフォーラム、ラムサールエクステンジ、科学技術検討委員会、常設委員会)も効果的に機能している。民間企業の支援を引き出すための取組はまだ実施されていない。「普及啓発プログラム」は条約の広報ツールとしてインターネットを今後もさらに活用、適用することを提案している。「エビアンプロジェクト(上記 2.8.1 参照)」からの資金援助によって、多くの開発途上国の担当省庁がこの 3 年の間にインターネットにアクセスできるようになった。</li> <li><b>目標</b> - COP8 までに、条約のインターネット上のサイトのための協賛者を見つけ、すべての締約国がインターネットにアクセスでき、ラムサールのホームページでフランス語とスペイン語がさらに活用されるようになり、300 人に及ぶ登録湿地管理者が条約事務局と、また管理者間で、インターネットを通信手段として活用できるようにすること。</li> </ul>

<p>行動 3.3.5 1997-1999 年の 3 年間における経験に基づき、COP7 に向けて「条約広報戦略」を準備する。[ 常設委員会、条約事務局、締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記3.3.1を参照。</li> </ul>
--	---

**総合目標 4**

**湿地の保全と賢明な利用を達成するため、各締約国の関係機関の能力向上を図る。**

実施目標 4.1: 特に途上国である締約国において、湿地の保全と賢明な利用を達成するために機関の能力を向上させる。

行動	進捗状況、優先項目、目標
<p>行動 4.1.1 湿地の保全と賢明な利用に責任を持つ、国内の既存の担当機関を見直す。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7 においては、これは国別報告書の様式に具体的な質問としては記載されていなかった。さらに詳しい情報に関しては下記 4.1.2 を参照。</li> </ul>
<p>行動 4.1.2 そのような見直しに基づき、以下のような方策を特定し実施に移す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各機関の間の協働及び協力を増強する。</li> <li>• これらの機関の継続的な活動を促進する。</li> <li>• これらの機関に、適切な研修を受けた職員を適切な数だけ配置する。</li> </ul> <p>[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 8.1.9 も参照のこと。87 か国の締約国が、湿地関連活動を担当している諸機関がさらに協力関係を深めていくための、何らかの機構ができている、あるいは導入されつつあると報告している。その中の 8 カ国が国内ラムサール委員会は政府部門のみで構成されていると報告している。また、44 か国は政府と N G O の代表から構成されていると報告している。1995 年に開催された常設委員会で国内ラムサール委員会を持っていると報告した国が 21 カ国であったことを考えれば、条約のこの部分に関しては進歩がみられたということになる。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8 までに、すべての締約国に調整機構が出来上がっていること。具体的には、100 カ国以上の締約国で政府と N G O の代表で構成される国内ラムサール委員会ができること。さらに、COP8 までに、COP7 で国内ラムサール委員会を有していると報告した締約国のすべてが、その効果についての評価を実施していること(決議 .27)。</li> </ul>

実施目標 4.2: 特に途上国において、湿地の保全と賢明な利用に関わる機関及び個人にとって必要な研修内容を特定する。また研修後に必要となる活動も実施する。

行動	進捗状況、優先項目、目標
<p>行動 4.2.1 「賢明な利用のガイドライン」を実施する際に必要な研修とその対象者を、国、都道府県、そして地方レベルで特定する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この行動に関しては、研修の必要性に関する分析が完了している、あるいは現在進行中だと報告したのは 22 カ国だけという、貧弱な結果となっている。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8 までに、75 カ国以上の締約国が研修の必要性に関する分析を終えていること。</li> </ul>

<p>行動 4.2.2 湿地の保全と賢明な利用のために不可欠な分野で、現在行われている研修機会を特定する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 4.2.1 に関して、国民にどのような研修の機会があるかを体系的に検討した締約国は比較的少数 (23 か国) にとどまったようである。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8 までに、75 以上の締約国で研修機会の検討が完了していること。</li> </ul>
<p>行動 4.2.3 「賢明な利用ガイドライン」の実施に関連し、あらゆる地域において適用できるよう、... の分野の専門的な単元を含んだ、新しい研修活動と一般的な研修用単元を開発する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国別報告書にこの 3 年間で新しい研修ツールの開発をしたと報告した締約国は 40 か国になり、上記 4.2.1 と 4.2.2 の行動に比べると、この行動に関しては幾分高いレベルの活動があったことがわかる。</li> <li>• <b>目標</b> - 条約に定められた、重要な湿地管理者研修の新規取組に着手すること。できれば条約の国際団体パートナー (1 機関以上) とのパートナーシップで実施する。この新規取組はこれらの新しい研修ツールを推進し、生かすことができるものである。また「未来の湿地イニシアチブ」に関する下記 4.2.4 を参照すること。</li> </ul>
<p>行動 4.2.4 以下のことを通して、管理者研修の機会を提供する：実地研修のための職員の交流、特定の登録湿地における試験的な研修講座の開講、登録湿地に湿地管理者研修用の施設を設置、世界各国にある湿地管理者向け研修講座についての情報を入手し広める。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 74 か国の締約国が、その国の湿地管理者が国内外で実施された湿地関連の研修を受けたと報告している。心強い成果があがっているようではあるが、研修の必要性 (4.2.1) と機会 (4.2.2) に関する情報によると、研修は優先順位の高い管理問題に対応するためというよりは、一時的で、機会がある時に行われるものとなっている可能性がかなり強いようである。</li> <li>• 「未来の湿地イニシアチブ」についてここで特に触れる必要がある。条約事務局によって管理されているこの新規取組には米国が資金を拠出しており、新熱帯区における湿地関連研修活動には年間 25 万米ドルが拠出されている。</li> <li>• <b>目標</b> - 上記 4.2.3 参照。また、アジア太平洋地域、東欧、アフリカ地域において「未来の湿地イニシアチブ」を始めるための資源を援助国や利害関係を持つ締約国に求めること。</li> </ul>
<p>行動 4.2.5 「小規模助成基金」の「実施ガイドライン」において、研修活動に対する支援に高い優先度を与える。[ 締約国、常設委員会 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この行動はこれまでの 3 年間でも実施されてきており、今後の 3 年間においても優先項目であり続ける。</li> </ul>
<p>行動 4.2.6 湿地の保全と賢明な利用について、また、南・南間の協力 (途上国間の協力) についての、情報、技術的援助や助言、専門知識の交流を図る。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 4.2.3 と 4.2.4 参照。</li> </ul>

## 総合目標 5

すべてのラムサール条約登録湿地の保全を確実なものとする。

実施目標 5.1: ラムサール登録湿地の生態学的特徴を維持する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 5.1.1 COP6(1996年)で採択された「生態学的特徴の実用上の定義」に照らし合わせた、登録湿地の生態学的特徴を維持するために必要な、的確な方策を見極めて実行に移す。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この仕事は科学技術検討委員会によって完了され、COP7で報告された(決議 .10)。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8までに、各締約国は、登録している湿地の少なくとも半数の湿地の生態学的特徴を維持するのに必要な方策を明確にすること。</li> </ul>
<p>行動 5.1.2 変化する可能性のある生態学的特徴を特定するために、地域社会及びその他の利害関係者から意見を聞き、関係者による湿地の定期的な内部検討を実施する。そして、対応措置をとり、必要な場合にはその湿地のモントルーレコード登録を申請する。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2.5.2を参照。COP7の国別報告書の中で生態学的特徴がすでに幾分変化している、あるいは近い将来に変化しそうなラムサール条約登録湿地があると報告している締約国は35か国であった。これには33か国の締約国にある115の湿地が含まれ、また、2か国は、国内の登録湿地のすべて、あるいは数か所で変化がすでに起こっていると報告した。決議 .12は、これらの締約国がモントルーレコードにこれらの湿地を登録することを考慮するよう求めている。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8までの期間に、条約のツールとして、モントルーレコードの適用と効用を促進すること。それは、レコードからすでに湿地を削除することに成功したいくつかの国の成功例の報告書を配布したり、出版することによって達成する。</li> </ul>
<p>行動 5.1.3 モントルーレコードを見直し定期的に改訂する。(釧路会議決議 5.4、5.5、及び決議 .1) [ 締約国、科学技術検討委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• モントルーレコードは条約事務局によって常に更新されている。</li> <li>• <b>目標</b> - モントルーレコードに登録した湿地を持ち、COP7以前にラムサール諮問調査団が完了している締約国は、COP8までにレコードから湿地を削除できることを保証するのに必要な行動をとることが求められる。</li> </ul>
<p>行動 5.1.4 ラムサール登録湿地の将来の管理についての助言を提供するため「管理ガイダンス手順」(モントルー会議勧告 4.7)の適用を増やす。[ 締約国、常設委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP6以降、ラムサール諮問調査団(以前は管理ガイダンス手順と呼ばれていた)が締約国5か国の9か所の登録湿地で実施された。さらに、モントルーレコードからCOP6以降、6つの湿地が削除された。また、COP6以降、モントルーレコードに登録されている19の湿地を条約事務局が訪れ、管理に関する助言を提供してきた。</li> <li>• <b>目標</b> - 上記 5.1.2 と 5.1.3 参照。</li> </ul>
<p>行動 5.1.5 「管理ガイダンス手順」派遣調査団の報告書にある勧告の実施を促進する。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 5.1.3 参照。</li> </ul>

<p>行動 5.1.6 有毒化学物質(勧告 6. 14)、気候変動、海水面の変化を含む地球規模の危機が、ラムサール登録湿地の生態学的特徴に与える可能性がある影響を特定する。[ 科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術検討委員会は、湿地リスク評価の枠組み(決議 .10)を開発し、この行動にある程度は対応している。</li> <li><b>目標</b> - COP8 までにすべての締約国において、「湿地リスク評価の枠組み」が定期的に適用されること。科学技術検討委員会は、気候変動が湿地にもたらしている影響と、湿地が気候変動及び海面上昇を抑制する上で果たしうる役割を、COP8 で包括的に検討するための準備をすること。</li> </ul>
---	--

**実施目標 5.2:** 条約の「管理計画策定ガイドライン」に沿ったかたちで、また、地域社会と他の利害関係者の参加を強調しつつ、すべての登録湿地に対して湿地管理計画を策定し、実行に移す。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 5.2.1 現場での経験及び勧告 6. 13 に照らし合わせて、「管理計画策定ガイドライン」の見直しを行う。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術検討委員会は条約事務局の支援を受け、COP6 以降この見直しを完了した(決議 .12)。科学技術検討委員会は、できるだけ優れた管理計画を締約国が準備することを支援するために、追加手引きの開発を勧告している。</li> <li><b>目標</b> - この3年の間に実施された見直しの結果出てきた勧告に沿って、科学技術検討委員会は、COP8 で検討されるように、管理計画のための追加手引きを準備すること。</li> </ul>
<p>行動 5.2.2 締約国の参考になるように、1999年のCOP7以前に、地方、地域レベル、または集水域や沿岸域レベルで、登録湿地の管理計画の好例と考えられる10例の事例研究を出版する。[ 科学技術検討委員会、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.6.4にあるように、COP7までに完了した他のプロジェクトの下で集められた多くのケーススタディには管理計画策定活動が含まれている。これらのプロジェクトとは、「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」(決議 .8)と「河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン」(決議 .18)である。これらのケーススタディは COP7 の後で出版されることになっている。</li> </ul>
<p>行動 5.2.3 地域住民や他の利害関係者から意見を聞いた上で、いくつかの湿地において試験的にプログラムを始め、COP8(2002年)までに各締約国の登録湿地の少なくとも半数で確実に、管理計画がそれに代わる機構が準備中あるいは実施に移されているようにする。[ 締約国、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP7の国別報告書によると、現在登録されている湿地の44%、あるいは416の湿地が、管理計画を有している、あるいは現在準備中である(決議 .12)。</li> <li><b>目標</b> - COP8までに、各締約国にある登録湿地の少なくとも4分の3の湿地が管理計画を持っている、あるいは策定中であるという状態になること。また、すべての締約国がその計画の完全な実施を約束すること。</li> </ul>
<p>行動 5.2.4 広い面積を持つ登録湿地、湿地保護区、その他の湿地について、ゾーニング(利用目的による区域分け)のための手段を確立し、実施に移すことを促す(釧路会議勧告 5. 3)。[ 締約国、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラムサール管理計画策定ガイドラインの見直しにおいて、ゾーニングは締約国からのさらなるガイダンスが必要な分野だと特定された。</li> <li><b>目標</b> - 上記5.2.1参照。</li> </ul>

<p>行動 5.2.5 登録湿地はその他の湿地の中でも、特に環境変化の影響を受けやすく、また面積も小さなもの、あるいはそのいずれかのものは、厳正な保護措置の確立、そしてその実施を促進する(勧告 5. 3)。[ 締約国、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラムサール登録湿地管理におけるこの側面は COP7 の国別報告書の中では考慮されていなかったため、COP8 に間に合うように見直される必要がある。</li> <li><b>目標</b> - COP8 で検討するために、規模が小さく、また環境変化の影響を受けやすい、あるいはそのいずれかの湿地において、どのように厳正な保護措置が実施されているかに関する詳細な情報を提供すること。</li> </ul>
<p>行動 5.2.6 「小規模助成基金」の運用ガイドラインにおいて、登録湿地の管理計画策定への支援に高い優先度を与える。[ 締約国、常設委員会 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これは COP6 以降実行されてきており、今後もそうであり続ける。</li> </ul>

実施目標 5.3: 承認された標準書式に従い、国際的に重要な登録湿地に関する情報を定期的に入手し更新する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 5.3.1 湿地登録の指定が完了した際に、標準書式として承認された「ラムサール登録湿地情報票」に従うかたちで、ラムサールのデータベースに対し、締約国は登録湿地の完全な地図と記載を提出する。また、管理計画策定と生態的特徴のモニタリングに用いられるのに十分な詳細情報を提供する。[ 締約国、条約事務局、国際湿地保全連合 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP6 以降、条約事務局は登録候補として提出された湿地の記載を検証し、必要に応じて、標準書式にのっとった「ラムサール情報票」と詳細な地図、あるいはそのいずれかの形で詳細な情報が提出されるまで、登録を遅らせてきた。</li> <li>今後もこれを慣例とする。</li> </ul>
<p>行動 5.3.2 データベースの有用性を使い勝手を向上させるために、登録湿地の情報票や地図の抜け部分や不完全な部分を速やかに提出することを最優先事項とする。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP6 以降、この点においては大きな進歩がみられた。しかし、11 か国の締約国にある 54 の湿地については、適切な記載が、また、4 か国にある 8 か所の湿地については適切な地図が提出されていない。さらに、2 か国にある 21 の湿地に関しては条約の公式使用言語である 3 か国語のうちのいずれかの言語で湿地の記載を提出する必要がある。</li> <li><b>目標</b> - 1999 年末までに、すべてのラムサール登録湿地の適切な記載と地図が提出されていること。</li> </ul>
<p>行動 5.3.3 「登録湿地情報票」は、締約国会議が 2 回開催される間に少なくとも 1 回の頻度で定期的に更新されるようにする。このことは、条約の達成度合いの評価、将来の戦略計画作成、広報活動に役立つほか、登録湿地・地域・テーマごとの分析ができるようになる(決議 .13)。[ 締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、国際湿地保全連合 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP6 の後、1990 年 12 月 31 日以前に湿地を登録しており、その後記載を更新していない締約国はすべて、「ラムサール情報票」の改訂版を使って内容を更新し、提出するよう求められた。対象となったのは、この日以前に登録された 31 か国の 512 か所の湿地のうち、172 か所の湿地であった。1999 年 3 月 10 日までで、未だ更新された記載事項が提出されていないのは 11 か国の締約国にある 27 か所の湿地である。</li> <li><b>目標</b> - 1999 年末までに、1990 年 12 月 31 日以前に登録された湿地で、更新した記載を提出することが求められていたすべての湿地が、それを提出し終わっていること。</li> </ul>

<p>行動 5.3.4 COP7(1999年)までにラムサール条約登録湿地一覧を見直して改訂出版することとし、COP8(2002年)までにCOP7とCOP8の間に登録された湿地の要旨を作成する。[条約事務局、国際湿地保全連合]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ラムサール条約登録湿地一覧(A Directory of the Wetlands of International Importance)」がCOP7で配布するために準備された。これはCD-ROM版もある。</li> </ul>
---	---

実施目標 5.4: 急速な発展を遂げる情報通信技術と足並みをそろえるために、ラムサールデータベースの内容及び構造、そしてハードウェアとソフトウェアを常に見直す。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 5.4.1 現在データベース中にあるデータを評価し、締約国によって提供されたデータとの間に違いがあればそれを特定する。[締約国、科学技術検討委員会、条約事務局、国際湿地保全連合]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記5.2.2、5.2.3、5.2.4を参照。</li> </ul>
<p>行動 5.4.2 GIS(地理情報システム)を構築する可能性を含め、見込まれる要求に対応できるようにデータベースを最新のものにして更新を行い、それらに応じて構造を改良する。[条約事務局、国際湿地保全連合]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これは「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議.9)にすでに示されている。</li> <li>目標 - COP8まで、あるいはそれ以前に、インターネット上にラムサールデータベースをオンラインにすること。それには、地図を作製するためのGISを含め、データベースの双方向検索機能が備わっているようにすること。</li> </ul>
<p>行動 5.4.3 電子通信ネットワーク(インターネット)や、フロッピーディスクやCD-ROMのランタイム版を通じて、また特別報告書やその他の成果品で、データベースを多くの人々が利用(読みとり専用)できるようにする。[条約事務局、国際湿地保全連合]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3.4と5.4.2参照。それに加え、国際湿地保全連合が出版物の「世界のラムサール登録湿地の概況(Overview of the World's Ramsar Sites)」の改訂版を準備し、COP7で配布した。</li> </ul>
<p>行動 5.4.4 ラムサールデータベースと互換性のある国内湿地データベースの各国での構築を支援し、情報交換と相互交流ができるよう共通の規格を開発する。[締約国、国際団体パートナー]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これは「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議.9)にすでに示されている。国際湿地保全連合によってCOP7の分科会「地球全体の湿地資源と目録の対象となる優先事項に関する評価」で準備されたこの報告書と、関連決議(決議.20)は、情報交換と相互交流ができるように、目録とデータベースの標準規格を条約が推進するよう提案している。</li> <li>目標 - COP8までに、世界全域からアクセス可能な国内湿地データベースを50か国以上の締約国が作成し終わっていること。</li> </ul>



総合目標 6

条約の選定基準に合致する湿地、特にまだ十分登録されていないタイプの湿地、そして国境をまたぐ湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録する。

実施目標 6.1: ラムサール登録湿地の選定基準に合致する湿地を特定し、登録を十分に考慮する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 6.1.1 登録湿地候補地を特定した地域の湿地目録を作成、定期的に改訂(特にアフリカの場合)、そして広く配布する。[ 締約国、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>67 か国の締約国が国や地域の登録候補湿地を特定した一覧を持っていると報告している。「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11)に関して、下記 6.2.1 を参照。</li> <li>目標 - 6.2.1 参照。</li> </ul>
<p>行動 6.1.2 各締約国の領土内において、登録湿地の候補となる国際的に重要な湿地、そして都道府県や地方レベルで重要な湿地を特定した、国内科学的湿地目録を作成、改訂し、配布を行う。[ 締約国、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>46 か国の締約国が国内湿地目録が完成したと報告している。さらに 41 か国の締約国が近い将来目録を作成するための準備を進めていると報告している。「国別目録」という用語を誤解し、重要な登録湿地のみが記載されているにすぎないもの、あるいは国内全域を網羅しているのではなく一部地域の目録にすぎないものを作成している国々も、この質問に「はい」と答えたのではないかと疑われる。国際湿地保全連合によって COP7 のためにまとめられた報告書「地球全体の湿地資源と目録の対象となる優先事項に関する評価」の内容からもこの見方が正しいことがわかる。</li> <li>目標 - COP8 までに、50 か国以上の締約国が国内湿地目録を完成させること。また、世界全域からアクセス可能なデータベース(5.4.4 参照)に蓄積させること。</li> </ul>
<p>行動 6.1.3 湿地の保全または消失の世界的な傾向を考慮するベースラインとなる、地球規模の湿地資源の定量化に着手するために、地域や国内の科学的湿地目録や、その他の情報源を活用する。[ 条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際湿地保全連合(上記 5.4.4 と 6.1.2 を参照)が準備した世界全体の湿地資源の広がりに関する報告書には、湿地面積の推定値が記載されている。しかし地球規模の湿地目録の内容が貧弱なこともあり、この数字は自信をもって示すことのできるものではない。63 か国の締約国が国別報告書のなかで、自国の湿地面積を計測していると報告しており、17 か国の締約国が湿地の喪失あるいは改変の率に関する情報がある程度持っていることを報告している。</li> <li>目標 - COP8 までに、国際湿地保全連合のまとめた報告書の内容のフォローアップを詳細に実施し、世界の湿地資源の広がりに関するできる限り優れた情報を条約が確実に提供できるようにすること。国内湿地目録が完成するので(6.1.2 参照)、その内容を地球規模のデータセットに組み込むこと。</li> </ul>

<p>行動 6.1.4 水鳥と他の分類群の個体群の大きさに関する情報を国際湿地保全連合と I U C N が更新する際にこれを支援し、これらの情報を登録湿地候補地を特定するために用いる。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これは現在進行中のプロセスで、締約国が「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11、6.2.1 参照)を実施するに当たって活用することが可能となる。</li> <li><b>目標</b> - COP8 で提出できるように、出版物「国際水鳥個体数推定値の第 4 版の草案を準備すること。</li> </ul>
--	--

実施目標 6.2: 地球規模または国内で、特にこれまであまり登録されていない湿地タイプに関して、国際的に重要な湿地のリストへの登録湿地の面積を増やす。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 6.2.1 ラムサール条約の下での各地域及び各締約国内において、代表的な湿地タイプがすべて湿地登録されているようにするため、新たに締約国となった国家による湿地登録、そして既に締約国となっている国家、特に途上国による追加登録を促進して、登録湿地の面積が増えるようはからう。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP6 以降、43 か国の締約国で総数 151 か所の湿地が条約のもとに登録された。これで、1999 年 3 月 10 日付けで、登録湿地は 114 か国の締約国に総数 970 か所となった。COP5 と COP6 の間に新規に登録された湿地は 43 締約国の中の 202 か所の湿地だった。COP6 の際にも指摘されたように、548 か所の登録湿地が 13 の締約国に集中していることに懸念が抱かれている。同時に、加盟時に登録湿地が 5 か所以下だった 69 か国と、1 か所のみであった 35 か国は今もそのままになっている。</li> <li>COP7 で、締約国は、「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11)という決議を検討した。これはそのタイトルが示すように、今後の湿地登録により体系的な方法をとるためのビジョンと枠組みを提供するものであった。</li> <li><b>目標</b> - 戦略的枠組みの中で提案されているように、「国際的に重要な湿地のリスト」の短期的目標は、そこに提唱されている体系的な方法に基づいて、2005 年に開催される COP9 までに登録総数を 2000 か所にまで増やすこと。さらに、COP8 までに、少なくとも 20 か国の締約国が、国内の登録湿地選択においてこの体系的方法を採用していること。</li> </ul>
<p>行動 6.2.2 登録を考慮される湿地が登録湿地選定基準を満たすことを確認する作業において、締約国を支援し助言を与える(釧路会議決議 5.3)。[ 条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これは条約事務局が実施している仕事の一部であり、今後もそうあり続ける。</li> </ul>

<p>行動 6.2.3 適切な場合には、特にサンゴ礁、マングローブ、藻場、泥炭地といった、これまであまり登録湿地として指定されていない湿地タイプが新規登録されるよう優先的に注意を払う。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 6.2.1 参照。上記 6.2.1 で指摘されているように、COP6 以降に登録された湿地の数は 151 か所にのぼった。その中の 55 か所の湿地は COP6 においてこれまであまり「国際的に重要な湿地のリスト」に登録されていない湿地タイプと特定されたものであった。新規登録分を湿地タイプ別に分類すると以下の通りになる。12 か所が藻場、8 か所がマングローブ、2 か所がサンゴ礁、36 か所が樹木のない泥炭地で 14 か所が森林性泥炭地。これはきわめて残念な結果だと言わざるを得ない。</li> <li>• しかし国別報告書においては、25 か国の締約国が泥炭地の登録を、10 か国の締約国がサンゴ礁の登録を、17 か国の締約国がマングローブと藻場の登録を検討している報告している。さらに、11 か国の締約国はカルスト系の湿地を登録する方向に向かいつつある。46 か国は、魚類を基準に考えた湿地登録を、また 29 か国は水鳥を基準にした湿地登録を準備するための行動を起こしたと報告している。</li> <li>• <b>目標</b> - 「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11)に長期的目標が定められている。それに基づいて、湿地タイプ別の短期的目標が定められる。</li> </ul>
<p>行動 6.2.4 現状では国内法で特別な保護指定を受けていない湿地を保全し賢明に利用するための措置を講じる第一歩として、それらの湿地の新規登録に特に目を向ける。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この質問は COP7 の国別報告書の中では検討されなかった。COP8 の国別報告書には含まれることになる。</li> <li>• <b>目標</b> - すべての締約国がこの方法を検討し、人間による集中的な利用の対象となっている湿地の長期的な保全と賢明な利用を確実にすること。</li> </ul>
<p>行動 6.2.5 国境をまたぐ湿地の登録を、優先事項として検討する。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国別報告書の中で、42 か国の締約国が、ラムサール条約登録湿地リストに含まれている湿地で国境をまたぐものを有する、と報告している。これに加え、40 か国が、同様の湿地を登録する計画があると示唆している。</li> <li>• 国境をまたぐ湿地、すなわち共有される湿地の問題は「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)と「河川流域管理に湿地を組み込むためのガイドライン」(決議 .18)において扱われている。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8 までに、条約の下で 50 か所以上の国境を越えた湿地を登録していること。</li> </ul>

実施目標 6.3: 国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準を継続的に見直す(決議 .3)。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 6.3.1 地球規模の湿地保全の優先事項及び価値を確実に反映するよう、一般的選定基準を継続的に見直す。[ 締約国、科学技術検討委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」(決議 .11) - 6.2.1 参照 - に科学技術検討委員会が基準を見直したその成果が盛り込まれている。</li> <li>• 目標 - COP8 での検討のために、科学技術検討委員会は泥炭地、藻場、マングローブ、サンゴ礁といった湿地タイプを登録湿地と特定し、登録するための追加的指引の草案を用意すること。</li> </ul>
<p>行動 6.3.3 既存の登録湿地選定基準を様々な地域で適用する際のさらなる指引を提供する。[ 締約国、科学技術検討委員会 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これは、上記で触れている、「登録湿地のための戦略的枠組み」という文書のなかで提供されている。</li> </ul>

### 総合目標 7

他の条約や政府またはNGO機関と協力して、湿地の保全及び賢明な利用のための国際協力と財源確保を促進する。

実施目標 7.1: 複数の国家によって共有される湿地と集水域を管理するために、国際的または地域的に必要となる事項を特定し、それらに共通するアプローチを開発し、実施する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 7.1.1 国境をまたぐ国際的に重要な湿地(複数の国家に共有される集水域や河川流域を含む)を特定し、「集水域アプローチ」(釧路会議勧告 5.3)を用いて、これらの地域の共同計画を準備し実施するよう促す。[ 締約国、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 6.2.5 参照。</li> </ul>
<p>行動 7.1.2 国境をまたぐ湿地、あるいは似かよった特性を持つ湿地の姉妹湿地提携を促進し、成功例を国際協力の利点を具体的に提示するために用いる。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 25か国の締約国が他の湿地と姉妹湿地としての提携関係を結んでいると報告している。何年にもわたって条約がこの概念を推進していることを鑑みれば、この数は多いとは言えない。</li> <li>• 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19) と「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)はともに、姉妹湿地の提携を、知識の交流を加速させ、研修機会を促進する機構だとして推進している。</li> <li>• 目標 - COP8 までに、姉妹湿地の提携が 100 以上になること。条約事務局はどの湿地が姉妹湿地であるかの記録をつけ、それを条約のインターネットのサイト上で公表する。</li> </ul>

実施目標 7.2: 湿地に生息する生物種や湿地問題に関係した、共通の目的や目標の達成を推し進めるために、ラムサール条約と他の国際的・地域的な環境条約あるいは機関とのつながりを強化し、正式なものとする。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 7.2.1 情報交換や協力を促進するために、関係する条約との協議に参加し、あるいは新たな協議を提唱し、共同行動をとれる分野を開発する。 [ 常設委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の様々な関連条約については、下記の助言を参照。それに加えて、1998年12月には「協力の覚書」を砂漠化防止条約と調印した。これによって今後3年間は幅広く共同作業が実施されることになる。COP7では、「覚書」がラムサール条約事務局と世界遺産センター(7.2.4参照)との間で交わされている。決議 .4(付属書 )参照。</li> <li>• <b>目標</b> - ラムサール条約と砂漠化防止条約との共同作業計画。これは国際、国内、地方の各レベルにおいて、両条約が協力して実施することを目指すものである。</li> </ul>
<p>行動 7.2.2 他の条約及び国際団体パートナーと一緒にプロジェクト案を準備し、支援を得られるかもしれない援助機関に共同で提出する。[ 締約国、常設委員会、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これはCOP6以降何度も行われ、今後も条約事務局によって遂行されていく。この行動は本質的に幾分機会をとらえて行うものとならざるを得ない。また、条約事務局の承認された作業計画に関わるものでなければならない。</li> </ul>
<p>行動 7.2.3 生物多様性条約との協力と協働を強化する。特に、国家生物多様性戦略に湿地への配慮を盛り込むこと、湿地に影響を与える作業計画の策定と実施に関して強化する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ラムサール条約は生物多様性条約と「協力の覚書」を結んでおり、両条約間で共同作業計画を準備した。これは1998年に開催された生物多様性条約COP4で承認された。決議 .4(付属書 )参照。</li> <li>• <b>目標</b> - 共同作業計画が完全に実施され、それが国際、国内、及び地方の各レベルで、両条約が協力して実施したものとなること。</li> </ul>
<p>行動 7.2.4 ラムサール登録湿地、世界遺産指定地、生物圏保護区のすべてに、あるいはそのいずれかに指定されている湿地について、「世界遺産条約」及びユネスコの「人と生物圏(MAB)プログラム」と協力する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• COP7において、ラムサール条約事務局と世界遺産センターの間で「覚書」が交わされた。人と生物圏プログラムとの連携に関してはまだできていない。今後3年間の優先事項となる。</li> <li>• <b>目標</b> - 「人と生物圏(MAB)プログラム」との間に「協力の覚書」を交わすこと。それによって、ラムサール条約と「人と生物圏プログラム」、また世界遺産条約との間の共同作業計画につながる。この計画は国際、国内、地方の各レベルにおいて、これらの条約が協力して実施するものとなる。</li> </ul>

<p>行動 7.2.5 主として移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）、フライウェイ（渡り鳥の渡りルート）に関する協定やネットワーク、そして移動性の種を取り扱うその他の機構等との協力体制を通じて、複数の国家で共有される湿地生物種のための国際協力に対し、ラムサール条約の貢献度を高める（勧告 6.4）。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ラムサール条約は移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）と「覚書」を結んでいる（決議 .4）。</li> <li>• 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」は、ラムサール条約とボン条約との共同の取組の段階的拡大を提案している（決議 .19）。</li> <li>• <b>目標</b> - 両条約の共同作業計画。この計画は国際、地域、国内、地方の各レベルでこれらの条約が協力して実施するものである。</li> </ul>
<p>行動 7.2.6 「ワシントン条約」との相互関係を強化することによって、湿地に影響を与える野生生物の取引に関する問題にラムサール条約はさらに貢献する。[ 条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」はラムサール条約とワシントン条約との共同の取組の段階的拡大を提案している（決議 .19）。</li> <li>• <b>目標</b> - ワシントン条約との間に共同作業計画につながる「協力の覚書」。この計画は国際、国内、地方の各レベルでこれらの条約が協力して実施することを目指すものである。</li> </ul>
<p>行動 7.2.7 気候変動が湿地に影響を与える恐れがあるという観点から、「気候変動に関する国際連合枠組み条約」との連携をはかる。 [ 締約国、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これらの連携はまだ確立されていないが、今後の 3 年の間の優先事項となるであろう。</li> <li>• <b>目標</b> - 「気候変動に関する国際連合枠組み条約」との間に共同作業計画につながる「協力の覚書」。この計画は国際、国内、地方の各レベルでこれらの条約が協力して実施するものである。</li> </ul>
<p>行動 7.2.8 地域レベルで湿地の保全と賢明な利用に関わる条約及び機関との協力を拡大する。特に、「ヨーロッパ共同体」とは、生息地指令の湿地への適用、ヨーロッパ連合外の国々の湿地に対して生息地指令のような方策を採択し適用する件に関して協力を促進する。また、ヨーロッパ評議会の「ヨーロッパの野生生物及び自然生息地に関する条約（ベルン条約）」とは、汎ヨーロッパ生物景観多様性戦略に関して、バルセロナ条約と地中海行動計画とは「地中海湿地フォーラム」の活動に関して協力を進める。西半球条約との協力、特に「地域海条約（Regional Seas Conventions）」に関して国連環境計画、そして「南太平洋地域環境プログラム（SPREP）」との協力も促進する。[ 締約国、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これらの連携はそれぞれ異なった発展段階にあり、今後 3 年間で資源的に可能な範囲で発展していく。</li> <li>• <b>目標</b> - ヨーロッパ共同体と「南太平洋地域環境プログラム（SPREP）」については「協力の覚書」を作成し、調印すること。そして、共同作業計画を作成し、実施すること。「地中海湿地フォーラム（Medwet）」に関しては、この重要なイニシアチブのために、長期的な資金源を確保し、今後も地域行動の新しいプログラムを開発し続けていくこと。名の挙がっている他の機関及び他にふさわしい機関があれば、そことも適切な協同関係を展開すること。</li> </ul>

<p>行動 7.2.9 例えば「国際サンゴ礁イニシアチブ」と「世界水協議会」等、湿地に関連する事項を扱う他の専門機関との協力を発展させる(決議 .23)。 [ 条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「国際サンゴ礁イニシアチブ」と、より緊密な協同関係を結ぶための取組を続ける。条約事務局は世界水協議会と地球水パートナーシップの会議の活発な参加者である。これらの会議に今後 3 年の間に参加するかどうかは、条約事務局に人材があるかどうか、またこれらのイニシアチブが将来どのように発展していくかによって決定される。</li> <li>• 目標 - これらのイニシアチブ及びその他の関連イニシアチブと、適切であれば、より緊密な協働関係を結ぶこと。</li> </ul>
---	--

実施目標 7.3: 開発援助コミュニティと多国籍企業が、途上国や市場経済移行国において、例えば「賢明な利用ガイドライン」などの、改善された湿地管理のやり方を確実に踏襲するようにする。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 7.3.1 開発援助機関に支援された、あるいは多国籍企業が始めた湿地プロジェクトの中で、代表的な模範例を特定する。[ 条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この行動の第一段階は COP7 会議文書 20.4 「ラムサール条約施行のために二国間及び多国籍援助機関から財政的支援を得る」で、部分的に検討されてきた。条約の活動への援助機関からの資金援助に関するこの検討作業の結論は、「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)の中に記載されている。</li> <li>• 目標 - COP8 までにこの行動を完了すること。</li> </ul>
<p>行動 7.3.2 多国間及び二国間開発機関、さらに多国籍企業と共に、湿地の価値と機能を十分に認識するための活動において協力し(モントルー会議勧告 4.13)、OECDの開発援助委員会により出版された「熱帯と亜熱帯の湿地保全と持続的な利用を改善するための援助機関用ガイドライン」を考慮に入れて、湿地保全と賢明な利用が促進されるように、それら機関と企業の活動を改善することを支援する(勧告 6.16)。[ 条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 条約事務局のこの分野における仕事は期待していた通りには進まなかった。これはこの重要な分野の仕事だけを担当する開発援助担当官を雇うだけの財源がなかったからである。</li> <li>• COP7 会議文書 20.4 に記されている条約の仕事に対する援助機関の支援を見直すに当たって、OECDのガイドラインも考慮された。この見直しの結論には、どのように援助機関から資金を調達するかに関する勧告も含まれている。「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)にこの結論が記載されている。</li> <li>• 多国籍企業の問題もこのガイドラインの中で取り上げられている。そこには、条約が自主的行動規範の概念を推進するよう勧告されている。</li> <li>• 目標 - 条約事務局レベルでは、この分野でもっと体系的に働く能力を強化する方法と手段を考えること。それによって、湿地保全と賢明な利用のための活動に対する援助機関からの支援を増やすことができ、また、湿地保護のための自主的行動規範を採用する多国籍企業が増えることにつながる。</li> </ul>

<p>行動 7.3.3 途上国がラムサール条約の下での責務を果たせるようにするため、二国間の開発プログラムを通じて、また多国間開発援助機関との相互協力によって支援を行い、実施された活動及びその結果を報告する(釧路会議勧告 5.5)。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下記 7.4.2 から 7.4.6 までを参照。</li> </ul>
<p>行動 7.3.4 特に途上国の湿地に影響を与える可能性のある援助を行う、各国の援助機関の責務について、締約国が国際協力の分野の責務をどのように果たせばよいかという点に関するガイドラインを、COP7(1999年)の分科会での検討に向けて作成する。[ 常設委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)が準備され、COP7 で採択された。</li> <li>• 国内の機関については 7.3.1、7.3.2、7.3.3 を参照。</li> </ul>

実施目標 7.4: 特に途上国と市場経済移行国のために、条約の下での責務を履行するための資金を確保する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 7.4.1 各締約国は湿地の保全と賢明な利用のために予算を割り当てる。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 84 か国の締約国が湿地の保全と賢明な利用に関連した行動を支援するために、毎年政府予算を割り当てていると報告した。その中の 65 か国は、それがより大きな規模の環境予算の一部だと報告している。その一方で、19 か国ではこの予算は特定の湿地プログラムに配分されたものだという。12 か国は予算はより大きなプログラムにも、また特定の湿地プログラムにも組み込まれていると報告している。</li> <li>• 目標 - COP8 までに、すべての締約国で湿地のために予算が組み入れ、40 か国以上で特定の湿地プログラムに予算が配分されること。</li> </ul>
<p>行動 7.4.2 開発援助機関が資金提供する開発計画の中に、湿地の保全と賢明な利用のためのプロジェクトを含め、それら援助機関が各締約国のラムサール担当省庁との協議を確実に行うようにする。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 73 か国の締約国が、湿地関連プロジェクトに援助機関からの支援を受けたことがある、あるいは現在受けていると報告している。</li> <li>• 湿地関連プロジェクトに援助機関から受けている支援レベルをさらに高めるための様々な措置が「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 .19)で提案されている。</li> <li>• 目標 - この傾向が段階的に拡大していき、すべての適格な締約国が COP8 までに各種の主要湿地関連プロジェクトに援助機関から支援を受けられるようになること。特に、この支援が、適切だと考えられれば、以下の優先分野に対して拠出されること。それらの分野とは、政策策定、法的及び制度的検証、目録と評価、ラムサール登録湿地の指定と管理、研修と通信である。</li> </ul>



<p>行動 7.4.3 開発援助を行う多国間機関と、特にプロジェクト案件の選択、開発、評価に関して緊密な関係を保つ。[ 条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 7.2.3 参照。この 3 年の間に、人材に関する制約にもかかわらず、条約事務局はこれらすべての多国間機関と何らかの形の協働関係を確立した。これによって、事務局はこれらの機関に直接、間接の助言をますます提供しやすくなった。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8 までに、条約事務局のこの分野における能力を強化すること。そしてこれらの関係が頻度の高い、十分な対話と助言へと成長していくこと。</li> </ul>
<p>行動 7.4.4 湿地の保全と賢明な利用、そして「戦略計画」を実施する上で、途上国と市場経済移行国を支援するため、多国間及び二国間開発援助機関から直接援助を得るよう取り組む。[ 締約国、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 14 の締約国が、湿地の保全と賢明な利用のためのプロジェクトに特化した資金拠出を行っている二国間開発援助機関が国内にあると報告している。その中で、援助機関とラムサール条約担当政府機関との間に定期的な協議が行われるような体制があると報告した締約国は 7 か国にすぎなかった。</li> <li>• 決議 .19 と COP7 会議文書 20.4 はこれらの問題をより詳細に検討している。また、湿地関連プロジェクトのために「地球環境ファシリティ」にアクセスすることに関しては決議 .4 を参照。</li> <li>• <b>目標</b> - COP8 までに、しかるべき締約国のすべての二国間援助機関が、湿地プロジェクトを特に対象とした資金を持つようになること。また、すべてのこれらの締約国が開発援助機関とラムサール条約担当政府機関が協議を行う機構を持つこと。</li> </ul>
<p>行動 7.4.5 他の機関からの資金援助を受けて湿地プロジェクトを展開するために、途上国と市場経済移行国を支援する。[ 条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これはますます一般的に行われるようになってきている。その際、条約事務局と国際団体パートナーの双方が、このような助言と支援を行う役割を担っている。</li> <li>• <b>目標</b> - 7.4.4 参照。</li> </ul>
<p>行動 7.4.6 湿地プロジェクトの案件選択、開発と評価にあたり、二国間開発援助機関を支援する。[ 科学技術検討委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これはますます一般的に行われるようになってきている。その際、条約事務局と国際団体パートナーの双方が、開発援助機関にこのような助言と支援を行う役割を担っている</li> <li>• <b>目標</b> - 7.4.4 参照。</li> </ul>

## 総合目標 8

条約にとって必要となる制度上の仕組みと資源を提供する。

実施目標 8.1: ラムサールの使命及び目標を最大限に達成するために、条約の制度と管理構造の評価を行い、必要があれば変更を行う。

行動	進捗状況、優先事項、目標
行動 8.1.1 COP7(1999年)から会議の再編成を行い、管理運営上の議題を扱う運営会議と、湿地保全と賢明な利用における優先事項を扱う分科会に分け、必要に応じ小規模な作業部会を加えた形にする。[常設委員会、条約事務局]	<ul style="list-style-type: none"> <li>常設委員会はこの3年の間にCOP7の分科会の再編成を実施することを決定した。</li> <li>目標 - 常設委員会は締約国会議の仕組みと準備運営について見直し、会議の実施と効果を促進するための変更を採用すること。</li> </ul>
行動 8.1.2 締約国数の増加に伴い、常設委員会における地域区分及び代表者数の継続的な見直しを行う。[締約国会議、常設委員会]	<ul style="list-style-type: none"> <li>決議 .1「ラムサール条約における地域区分、常設委員会の構成、役割、責任及び委員の業務」参照。</li> </ul>
行動 8.1.3 COP7(1999年)までに、常設委員会の役割、責務、必要とされる財政措置を見直し、必要があれば変更を加える。[締約国会議、常設委員会]	<ul style="list-style-type: none"> <li>決議 .1 参照。上記参照。</li> </ul>
行動 8.1.4 毎回の締約国会議において、科学技術検討委員会の業務の優先順位を見直す。[締約国会議、常設委員会]	<ul style="list-style-type: none"> <li>優先事項は条約の作業計画及び COP7 で採択された決議と勧告によって決定される。</li> </ul>
行動 8.1.5 作業計画の決定に従って、必要となる条約事務局の職制と人数を見直し、条約事務局と他条約の事務局や国際団体パートナーとの関係を見直す。[締約国会議、常設委員会]	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP7で採択された本文書と3年間の予算を熟考した上で考慮する(決議 .28)。</li> <li>決議 .4は条約事務局と他の条約の事務局との間の連携を見直すものであり、決議 .3は条約事務局と国際団体パートナーとの間の連携を見直すものである。</li> </ul>
行動 8.1.6 締約国会議で毎回「戦略計画」の実施状況についての評価を報告し、2回ごとの締約国会議で次期6年間(締約国会議2回分)の「戦略計画」の草案を準備する。[締約国会議、常設委員会、条約事務局]	<ul style="list-style-type: none"> <li>この文書は「戦略計画」が実施される最初の3年間の評価を提供している。</li> <li>COP7では、常設委員会は2003-2008年の「戦略計画」を作成するよう求められた(決議 .27)。</li> </ul>

<p>行動 8.1.7 常設委員会で検討し承認を得るため、締約国会議で採択された「戦略計画」と3年間の作業計画に基づき、条約事務局の年間作業計画を作成する。 [ 常設委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• これはこの3年間実施されてきたことであり、次の3年間でも実行される。条約の3年間の作業計画は本文書をもとに決定される。この作業計画を下敷きに、条約事務局の年間計画が作成され、常設委員会の承認を求めることになる。</li> </ul>
<p>行動 8.1.8 条約事務局との調整を行いながら各地域での条約の施行状況を向上させるため、締約国または国際団体パートナーにおける連絡調整機構を開発する。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• このようは機構の事例は数多くある。その中でも特に注目すべきはオーストラリアの環境庁であるオーストラリア環境省と、国際湿地保全連合オセアニア支部とのパートナーシップ関係である。この連携によって、国際湿地保全連合のオセアニア支部はオーストラリア環境省の建物の中にオフィスを持ち、太平洋諸島の湿地の保全と賢明な利用を推進し、東アジアオーストラリアの渡り鳥の渡りルート<sup>訳注</sup>の発展を促進するための資金、人的資源を得た。</li> <li>• 目標 - 各締約国がこの種の体制をさらに支援していくこと。</li> </ul>
<p>行動 8.1.9 政府機関、NGO、主要利害関係者、先住民、民間企業、利益団体、土地利用計画策定及び管理担当当局からの意見を取り入れたり、それぞれの代表が参加する機会を提供するため、国内ラムサール委員会の設立を促進する(釧路会議勧告 5.13)。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記 4.1.2 参照。87 か国の締約国が、湿地関連行動に関わっている組織との協力関係を強化するための何らかの形の機構が出来上がっている、あるいは導入されつつあると報告している。その中の8 か国は国内ラムサール委員会が政府部門のみで構成されていると報告し、44 か国が政府部門及びNGOの代表者により構成された国内ラムサール委員会を有していると報告している。1995年の常設委員会において国内ラムサール委員会があると答えた国は21 か国にすぎなかったことを考えると、これは条約の中でも成果を上げている部分だと言える。</li> <li>• 目標 - COP8 までに、すべての締約国に調整機構ができること。より具体的には、国内ラムサール委員会が政府とNGOの代表者によって構成されている締約国の数が100 か国以上になること。さらに、COP8 までに、COP7 の時点で国内ラムサール委員会が存在すると答えたすべての締約国が、その効果を評価し終えていること。</li> </ul>
<p>行動 8.1.10 湿地の保全と賢明な利用に関係するすべての政府機関が条約の活動により活発に参画するようにするため、各締約国のラムサール担当省庁の見直しを行う。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内ラムサール委員会(4.1.1.及び4.1.2 参照)を有する国が増えているということは、多くの締約国において湿地とラムサール条約が主要関心事となっていることを示す。湿地が土地と水の管理における重要な要素であると考えられることが増えてきているのも、それを裏付けている(2.2.1と2.2.2 参照)。</li> <li>• 目標 - ここに明記されている行動に関しては、上記 4.1.1、4.1.2、2.2.1、2.2.2 を参照。</li> </ul>

訳注 渡り鳥ルート(ネットワーク)の開発

<p>行動 8.1.11 締約国会議用の国別報告書の見直し(決議 .21)を含んだ、ラムサール条約のすべての制度、機構、事業の効果と効率を評価するための手続きを確立し、それが定期的実施されるようにする。それによって発生する勧告を実行に移し、その結果を締約国会議及び常設委員会に報告する。[ 締約国会議、常設委員会、条約事務局 ]</p>	<p>この3年の間に、常設委員会は条約事務局の支援を受けて、下記を見直した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常設委員会の地域別構成と運営(決議 .1)</li> <li>・ 科学技術検討委員会の構成と運営(決議 .2)</li> <li>・ 国際団体と条約のパートナーシップ(決議 .3)</li> <li>・ 小規模助成基金の運用法(決議 .5)</li> </ul>
--	---

実施目標 8.2: ラムサール条約の活動を行うのに必要な資金を提供する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 8.2.1 条約の基本予算に対する拠出金が請求された際には、これを全額各年の始まりに速やかに支払うものとする。[ 締約国 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほとんどの締約国が支払い額をきちんと支払っている。ただし、この3年の間は、いくつかの問題がこれに関して継続して起こっていた。COP7 会議文書 14 がこの問題を検討し、改善するための措置を提案している(予算事項に関する決議 .28 参照)。</li> <li>・ <b>目標</b> - この3年の間に、すべての締約国がすべての支払いを完全に期限内にすませること。常設委員会は未払いに対する罰則についての提案を COP8 で検討するために作成準備すること(決議 .28)。</li> </ul>
<p>行動 8.2.2 途上国と市場経済移行国からの常設委員会代表が、それぞれの地域全体において条約の活動と情報の伝達を調整する際に、効果的に機能できるようにするため、財政面及び人材協力の面で十分な支援を提供する。[ 締約国会議、常設委員会 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常設委員会の委員の役割と責務の見直しについては、決議 .1 を参照。</li> </ul>
<p>行動 8.2.3 資金提供の見込みのある者にプロジェクトを説明する際、触媒的な役割を果たすのに十分な職員が条約事務局に確実に配置される。[ 締約国会議 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在のところ、条約事務局にはこの業務のみを担当する職員はいない。事務局の幹部職員がこの役割も果たしている。</li> <li>・ <b>目標</b> - 条約事務局は2000年の1月1日までに開発援助担当官という役職を設けることを検討すること(決議 .28)。</li> </ul>
<p>行動 8.2.4 研修計画、教育・普及啓発活動、ラムサールのデータベースの開発、条約の広報戦略への資金手当を優先して行う。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 締約国や民間企業からの数々の任意の寄付によって、この種の活動は支援されている。上述されているように、新熱帯区での「未来の湿地研修イニシアチブ」は米国からの支援、アフリカにおけるプロジェクトについてはスイス政府からの基金、地中海湿地フォーラムによる新規取組はヨーロッパ委員会と地中海湿地フォーラムの会員から、国際湿地保全連合オセアニア支部の活動はオーストラリア政府から、エビアンプロジェクトは多国籍企業のダノングループ、フランスの「地球環境ファシリティ」とフランスの各政府部局から、それぞれ支援されている。条約事務局の職員がオランダの陸水管理・廃水処理研究所(RIZA)が毎年主催している湿地管理のための国際コースを手伝っている。さらに、「ラムサール条</li> </ul>

	<p>約普及啓発プログラム」を実行するために必要な、条約事務局の能力強化のための資金調達も行われている(決議 .9 及び決議 .28)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>目標</b> - 以下の目的のために必要な資金を確保すること：他の地域で、地域研修イニシアチブ(「未来の湿地イニシアチブ」のような措置)を設立するため、条約事務局が「普及啓発プログラム」の実進を進めるため、そして、ラムサールサイトのデータベースを条約の推進と計画策定ツールとして活用するために完全にオンライン化する構想を支援するため。</li> </ul>
--	---

実施目標 8.3: 国際団体パートナーと協力する利点を最大化する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 8.3.1 国際団体パートナーと共同で計画する仕組みを強化し、職員の出向を含め連絡と情報交換を向上させる。[ 締約国、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常設委員会の第 21 回会議で、条約事務局と国際団体パートナーはこの問題を検討し、将来これらの計画策定を二国間ベースで実施することで最善の結果が得られるという点において合意した。</li> </ul>
<p>行動 8.3.2 資源の効果的利用を最大化し、取組の重複が起こらないようにするため、また特に賢明な利用ガイドラインについて新たな協力関係を結ぶため、国際団体パートナーとの正式な協約を見直し更新する。[ 条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条約事務局、IUCN、国際湿地保全連合、バードライフ・インターナショナル間で合意に達している。</li> <li>● 決議 .3 は条約が新たな国際団体パートナーを受け入れるかどうかという問題を検討している。</li> <li>● <b>目標</b> - すべての国際団体パートナーとの現在の協力体制を 1999 年 12 月 31 日までに、COP7 の決定に鑑みて見直すこと。</li> </ul>

実施目標 8.4: 湿地保全と賢明な利用のためのラムサール小規模助成金基金のため、最低年間百万米ドルを確保し(決議 5.8 と .6)、そしてこれら資金を効果的に配分する。

行動	進捗状況、優先事項、目標
<p>行動 8.4.1 COP6(1996 年)後の最初の正式な常設委員会で承認し、すぐ実行に移すことができるよう、ラムサール小規模助成基金のため最低年間 100 万米ドルを確保するための戦略を策定する。[ 条約事務局、常設委員会、締約国、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決議 .5 参照。</li> <li>● 小規模助成基金に年間どの程度の寄付が集まるかは、今も予測不能である。</li> <li>● <b>目標</b> - ラムサール小規模助成基金のため最低年間 100 万米ドルを確保するための体制を設けること(決議 .28)。</li> </ul>
<p>行動 8.4.2 COP7(1999 年)で、小規模助成基金の実績を批判的に評価する。[ 締約国会議、常設委員会、条約事務局 ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決議 .5 「ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金(SGF)に対する批判的評価及びその将来的運用」参照。</li> </ul>
<p>行動 8.4.3 小規模助成基金を高い水準で適用することを奨励し支援する。[ 常設委員会、条約事務局、国際団体パートナー ]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これは条約事務局が継続して取り組んでいる仕事の一つである。</li> <li>● 決議 .5 にある小規模助成基金の見直しを参照。そこに今後 3 年間でこの分野で実施すべき改善措置が提案されている。</li> </ul>

## 決議 .28 財政及び予算

1. ラムサール条約の条文第 6 条 5 と 6 における財政条項を想起し、
2. 大多数の締約国が条約の基本予算に対する拠出を滞りなく支払っていることを謝意とともに認識し、
3. ラムサール条約第 7 回締約国会議文書 26 にあるように、ラムサール条約事務局によって実施されている活動に対して、ラムサール条約担当政府機関をはじめとして、開発援助機関等他の諸機関を通じ、多くの締約国によって追加の財政支援がなされていること、また N G O や民間からも財政支援が行われていることに、感謝の意をもって留意し、
4. I U C N (国際自然保護連合) がラムサール条約事務局に対して提供している効果的な財政上及び事務的支援を感謝をもってここにもう一度認識し、
5. 第 6 回締約国会議決議 .17 に基づいて、常設委員会が財政小委員会を設置したこと、また常設委員会の議長報告によると、この小委員会が効率的に機能し、常設委員会とラムサール条約事務局に対し貴重な指導と助言を提供したことに、満足の意をもって留意し、
6. 「1997-2002 年戦略計画」の行動 8.2.4 の内容、「研修計画、教育と普及啓発活動、ラムサールのデータベースの開発、条約の広報戦略(現在、条約の「普及啓発プログラム」と呼ばれている)への資金手当を優先して行う」を想起し、

締約国会議は、

7. 1995-1997 年の 3 年間で、ラムサール条約事務局が条約の資金を慎重に管理し、毎年いくらかの繰越金を出したことに、喜びをもって留意する。
8. また、注意深い財政管理と為替レートによる差益によって、決議 .17 によって規定されたように、この 3 年の間にラムサール条約事務局が年間予算の 12 分の 1 に匹敵する額を予備基金として蓄えたことに、喜びをもって留意する。
9. 財政小委員会に過去 3 年間関わった各締約国、特に議長を務めた米国に、感謝の意を表す。
10. 決議 5.2 の付属書 3 にある「条約の財政運用のための要項」をそのまま、2000 年から 2002 年までの 3 年間にも適用することを決定する。
11. さらに、決議 .1 によって設立された財政小委員会は、その中で規定された役割と責任を持つものとし、今後も常設委員会の指導の下で運営されることを決定する。
12. 決議 .27 で採択された条約の「2000-2002 年作業計画」の最大限の実施を可能にするために、付属書 1 として添付されている 2000-2002 年の 3 年間の予算を承認する。
13. この予算に対する各締約国の拠出金額は、すでに国連総会で決定された国連加盟国の拠出に関する 2000 年の評価率(付属書 )、及び今後決定される 2001 年と 2002 年の評価率に基づくことを決定する。ただし、国連の基準を適用した際に年間の拠出金額が 1000 スイスフラン以下になる締約国の場合には、年間拠出金額を 1000 スイスフランとする。国連の基準を用いた場合のこれら締約国の拠出金額と、最低拠出金額 1000 スイスフランとの差額分は、ラムサー

ル条約事務局の開発援助担当官を雇用するための資金に充てられる。他の締約国については付属書 にあるように、今まで通り国連の評価率にしたがって拠出金額が決定される。

14. ラムサール条約事務局に対して、人的資源と財源が許す限り、事務局内に開発援助担当官を配置するために必要な、追加資金を確保するよう努力することを要請する。この目的は、開発途上国及び市場経済移行諸国による条約施行を推進するため、必要な資金を確保することである。
15. すべての締約国に対し、毎年1月1日に遅滞なく拠出金を支払うよう要求する。また、支払いが遅れている締約国に対しては、それらを解決するよう新たな取組を実施するよう要請する。
16. 常設委員会に、通常の締約国会議開催時点で支払いが2年以上滞っている締約国に対し、どのような対策をとりうるかについて、第8回締約国会議で提案できるよう準備することを求める。その際には、他の条約をはじめとした国連や他の政府間機関で実施されている対策を考慮に入れることとする。
17. ラムサール条約小規模助成基金の将来の運用に関連して、本締約国会議で採択された決議 .5を想起する。また、基金の規模を毎年100万米ドルにするという目標を条約が達成するのを支援するために、すべての締約国、援助機関、国際団体パートナー等に、拠出を考慮するよう要請する。
18. 「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)のために任意基金を設立することを決定し、常設委員会に基金の運用要項を準備し、1999年の常設委員会定例会議の際に採択することを求める。また、各締約国、NGO、各種財団、民間企業や他の機関に対し、基金への拠出を促す。
19. 条約、民間企業及び他の機関が、「水資源及び水質の保全」プロジェクトにおいて協力関係を結ぶことを歓迎する。また、ラムサール条約事務局が今後も条約の使命達成のために、民間企業との協力関係樹立、あるいは資金提供を受ける可能性を検討していくよう奨励する。
20. ラムサール条約事務局が過去3年間実施してきたインターンシップ計画が、効果的な研修制度であり、条約事務局の地域担当官の業務を助ける効率的な仕組みであることを承認する。また、各締約国にこのプログラムの継続と拡大を支援するための追加的拠出を要請する。
21. 常設委員会に、各締約国会議で採択される条約の作業計画、勧告、決議をもとに、ラムサール条約事務局、常設委員会、科学技術検討委員会が実施すべき行動を挙げ、優先順位を付けるよう指示する。これは締約国会議後の常設委員会定例会議で提出され、それには、採択された予算からの資金をどの業務に割り当てるべきかが示されるものとする。
22. ラムサール条約事務局に対して、締約国会議ごとに、過去3年間の間に予算が割り当てられ、完了した行動(第21節に基づいて挙げられた行動)、計画はされていたが実施されなかった行動、そして計画が完了しなかった場合にはその理由を報告するよう指示する。
23. ラムサール条約事務局に対して、これまで通り締約国会議ごとに、基本予算に関するデータに加えて、前回の締約国会議以降受け取ったすべての追加的拠出の概要についても提出するよう求める。
24. さらに、ラムサール条約事務局に対して、基本予算から予算が割り当てられてはいないが、

作業計画の要素をより良い形で実施するために優先される活動を特定し、そのための費用を計算するよう求める。また、常設委員会と協力して、資金提供者や寄付を集めるようにし、この最新の評価については各常設委員会会議と締約国会議に提出するよう求める。



## 決議 .29 開催国への感謝

1. 今回初めて新熱帯区の開発途上国で締約国会議を開催し、
2. 111 か国の締約国及び 14 か国のオブザーバー国からの参加者 1000 人を超える締約国会議を組織するには、相当な尽力が必要であったことを十分意識し、
3. 大勢の人が参加しやすいように、参加者の到着時にビザを発行するという特別措置をコスタリカ政府当局がとったことに満足の意をもって留意し、
4. 自然保護と持続可能な自然資源管理の分野におけるコスタリカの先進的政策と実践の中でも、もっとも効果的な方法で条約の施行を図るコスタリカの努力について詳細な情報を受け取ったことで、

締約国会議は

5. コスタリカの自然保護と持続可能な自然資源管理へのパイオニア的な取組を祝福する。
6. コスタリカ政府、中でも環境エネルギー省の、締約国会議を開催するにあたっての卓越した仕事に対し心から感謝の意を表す。
7. また、会議の編成を支援してくれたコスタリカの NGO と民間企業に対し、また、各種能力を生かしてラムサール条約第 7 回締約国会議の成功に貢献してくれた 100 人を超える地元のスタッフに対し、すべての参加者を暖かくもてなしてくれたコスタリカの人々に対し、心から感謝の意を表す。
8. さらに、ラムサール条約第 7 回締約国会議開催のために、開催国とラムサール条約事務局を援助してくれたコスタリカ以外の締約国及び NGO、民間企業に感謝の意を表す。

## 決議 .30 ラムサール条約におけるユーゴスラビアの扱い

1. ラムサール条約第7回締約国会議会議文書23の条約におけるユーゴスラビアの扱いに言及し、
2. 締約国である「ユーゴスラビア社会主義連邦共和国」がもはや存在せず、5 か国に分割したことに留意し、
3. 通常このような場合はその後に成立した国がそのまま条約義務を引き継ぐことを考慮し、
4. ユーゴスラビア社会主義連邦共和国分割後の3 か国が締約国であることを認識し、

締約国会議は

5. 他の国々もすでに行ってきたように、ボスニア・ヘルツェゴビナとユーゴスラビア連邦共和国に対して、ラムサール条約を引き継ぐ旨の通知を寄託者に提出するよう要求する。

## 勧告 7.1 泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画

1. 世界の泥炭地の賢明な利用、持続可能な開発、及び保全についてのさらなる協力を奨励した勧告 6.1 を想起し、
2. IUCN生態系管理委員会による「東南アジアを中心とした熱帯森林性泥炭地の管理ガイドライン」の刊行、国際泥炭湿地協会による「泥炭地の賢明な利用に関する声明」、国際湿原保全グループが作成中の「泥炭地の賢明な利用ガイドライン」、そして国際湿地保全連合や他の機関が実施してきた、国家レベルや地域レベルの泥炭地の賢明な利用と管理に関するガイドライン、計画、政策を支援する数々の新しい事業を例として、1996年の第6回締約国会議以降に積極的な対応と先駆的活動を行った多くの機関を祝福し、
3. 泥炭地のような自然資源を利用するに当たっての、各国の発展のための経済的及び社会的必要性と、環境保全目標との間の熟慮されたバランスを誓った「アジェンダ 21」を想起し、
4. 泥炭湿地火災等、人間が原因となって引き起こされる世界中の著しい炭素損失の影響について、世界的に認識が低いことに懸念を表し、
5. すべての湿地における炭素の貯蔵や隔離といった問題が、気候変動に関する国際連合枠組み条約の「京都議定書」に関する世界的議論の中心課題として含まれる必要性を十分に意識し、
6. 多くの国々で、指定されたラムサール登録湿地の数が増加しており、それらが泥炭地生態系を含んでいる、あるいは泥炭地生態系が主要な湿地となっていること、したがってラムサール条約「1997-2002年戦略計画」で、泥炭地がこれまで「国際的に重要な湿地」リストへの登録が少なかったタイプの湿地であるとされたことに対応していることを歓迎し、
7. 泥炭地生態系とそれに伴う自然資源の持続可能な開発、賢明な利用、保全の促進強化に対し、政府、民間、環境NGOの各部門において国際的に大きな関心が集まっていることに満足をもって留意し、

締約国会議は、

8. すべての泥炭地タイプの目録作成と評価を支持すること、さらに適切な場合には、「国際的に重要な湿地」のリストに含めるよう、自国内の泥炭地生態系を追加登録することに、今後も高い優先度を与えるよう各締約国に求める。
9. 締約国、国際団体パートナーやその他の関連組織に対し、世界の泥炭地の機能と価値についての認識と理解を高めるための行動、また熱帯及び亜寒帯の泥炭地のように、特に危険な状態にある地域を保護するための行動を緊急にとるよう要請する。
10. 本勧告の付属書として添付される「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」の草案を支持し、締約国や他の関連組織に対して、草案をさらに改善し、その「実施戦略」を支持する適切な事業や活動のための資金を確保する点で、協力するよう勧告する。
11. ラムサール条約の科学技術検討委員会及び国際団体パートナーに対して、この「行動計画」が完成した後、以下の各事項の進展に関して、締約国による行動計画の評価を支援するよう促す。

- i) ラムサール登録湿地として泥炭地を指定するための追加ガイドライン
  - ii) 国及び地域における泥炭地の持続可能な開発、賢明な利用、管理のためのさらなるガイドライン
  - iii) 泥炭地の開発や復元の技術を、途上国及び市場経済移行国へ移転するための先駆的行動
  - iv) 泥炭地タイプとその生態学的特徴の標準化された、かつ世界的に適用可能な分類法
12. この「地球的行動計画」草案における協力者に対して、そのさらなる進展、特に「実施戦略」及び「世界泥炭地パートナーシップ」設立における進展を、2000年8月にカナダのケベック州で開催される「ミレニアム湿地イベント」で報告すること、また「地球的行動計画」に修正を加え、2002年のラムサール条約第8回締約国会議において検討そして採択されるように準備を進めることを求める。

## 付属書

### 「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」 草案

#### 序文

1. ラムサール条約第6回締約国会議を前にした1996年3月、一連の関連機関が「世界の湿原と泥炭地保全に関する国際会議」(Rubec 1996)を組織するために協力した。これは、泥炭地と湿原の持続可能な開発、賢明な利用、保全及び管理のための行動の必要性に世界の関心を集めることに焦点を当てた、一連の国際的作業会議のうちの一つであった。それらの会議には、「第6回国際湿原保全グループ会議」(Moen 1995)や、「泥炭地会議」(Parkyn, Stoneman and Ingram 1997)等がある。その結果として、泥炭地は「国際的に重要な湿地のリスト」による世界的な湿地ネットワークの中では、あまり取り上げられていないタイプの湿地であることが認識された。NGOによって現在実施されている様々な取組によって、「世界の泥炭地の賢明な利用行動計画」、泥炭地生態系管理のための地域及び国のガイドライン(例えば Maltby 1995; Safford and Maltby 1998)、そして協力機関となりうる諸機関の間の協力において、何がそれらの要素となるかが特定されてきた。
2. 気候変動枠組み条約第4回締約国会議(1998年11月、ブエノスアイレス)において、炭素固定化が「京都議定書」履行を促す重要な仕組みの一つとして注目を浴びつつあるのは明らかであった。これは本質的には、泥炭地にある炭素資源の賢明な利用、そして炭素クレジットの国際的取引機構の実施可能性を、考慮に入れなければならないものだ。泥炭地は、世界の炭素貯蔵場所の構成要素となりうるもので、価値ある経済資源であると認識されてきた。気候変動、湿地、生物多様性、そして国際取引の問題に関わる様々な条約の中で培われてきた、経済と環境の課題を結びつける構成要素の一つとして、泥炭地タイプの認識を促進しようと、現在多くの部門で国際的な議論が進められている。
3. こうして、気候変動、炭素貯蔵、賢明な利用、泥炭地の持続可能な管理といった課題が、1999年5月7日から9日の間、コスタリカのサンホセで開催される「第13回地球生物多様性フォーラム」の泥炭地ワークショップの主要な構成要素とすることが提案された。このワークショップはIUCNと多数の協力機関の後援により準備された。ワークショップでは、「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」の草案が検討された。
4. この「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」で提案される内容は、これまでに開催された次のような国際会議で検討された考え方を勧告案の形でまとめあげたものだ。

1994年	ノルウェーのトロントハイムで行われた第6回国際湿原保全グループシンポジウムにおける「トロントハイム宣言」(Moen 1995)
1995年	スコットランドのエジンバラで開かれた国際泥炭地会議の「エジンバラ宣言」(Parkyn <i>et al.</i> 1997)
1996年	オーストラリアのプリズベンで開かれた国際泥炭地及び湿原保全ワークショップ(Rubec 1996)で提案された、「泥炭地及び湿原保全に関する地球的行動計画」(Lindsay 1996)
1996年	ラムサール条約第6回締約国会議の勧告6.9及び「1997-2002年戦略計画」
1997年	ドイツのスールヴォルトで開かれた国際泥炭湿地協会と国際湿原保全グループの共同作業会議の勧告(Rubec 1997)
1998年	IUCN生態系管理委員会の報告書「東南アジアを中心とした熱帯森林性泥炭

地の管理ガイドライン」(Safford and Maltby 1998)

**1999年ワークショップの目的**

5. 1999年5月7日～9日に開催された「第13回地球生物多様性フォーラム」の泥炭地ワークショップは以下の目的を持っていた。
  - i) 世界的な泥炭地の持続可能な開発、賢明な利用、保全のための戦略を作成するため、そして協力を推進するためにこれまで行われてきた活動の状況を概観する。
  - ii) そのような戦略を実施するため政府、民間企業、非政府機関の間の地球規模の協力関係を築く。
  - iii) 気候変動枠組み条約の下での京都議定書の実施や炭素貯蔵といった課題における、国際協力を支援する機構を探る。

**行動計画の協力機関**

6. 世界泥炭地行動計画における協力機関は多数のネットワークや組織を含むものとなりうる(これは包括的なリストではない)。
  - i) IUCN生態系管理委員会
  - ii) ラムサール条約及びその締約国
  - iii) 国際湿原保全グループ
  - iv) 国際湿地保全連合
  - v) 国際泥炭湿地協会
  - vi) 湿地科学者協会
  - vii) 地球環境ネットワーク
  - viii) 米国湿地科学政策研究所

**主要な問題と機会**

7. 泥炭地もしくは湿原行動計画を策定しようとする様々な取組がこれまでも行われてきた。Lindsay (1995)が提示した質問を基にして、次の6項目の問題が、現在の世界的な状況に合致したものと思われる。
  - i) 世界の泥炭地及び湿原の資源は現在どのような状況にあるか。
  - ii) この資源の生態学的及び経済的な特徴はどれほど正しく把握されているか。
  - iii) 泥炭地は現在、どのように、またなぜ利用されているか。
  - iv) 我々はなぜ泥炭地や湿原を持続可能なやり方で利用すべきか。
  - v) 泥炭地や湿原は、どのように保全され、賢明に管理されるべきか。
  - vi) 成功しているかどうかを知るためには、こういったモニタリング手段が必要か。
8. 想定される「世界泥炭地行動計画」は一連の「機会」に焦点を当てており、それぞれについて、議論のためにいくつかの勧告がまとめられている。これらの勧告は全般的に、上述された過去のいろいろな国際会議や刊行物の中で提示されたものから作られている。これらのリストによって、多くの出典からの既存の勧告のいくつかをまとめることができ、8項目の機会としてそれぞれのテーマが挙げられている。
9. こうして「行動計画」の草案は、様々な問題に取り組むための以下のような8つの機会を提示している。

- (1) 泥炭地に関する言葉の定義を理解すること
- (2) 世界の泥炭地及び湿原のデータベース
- (3) 世界的な泥炭地モニタリング及び普及啓発計画
- (4) 賢明な利用の概念を理解し標準化すること
- (5) 政策及び立法上の手段を用いること
- (6) 国及び地域の泥炭地管理ガイドライン
- (7) 研究と協力のネットワーク及び情報センター
- (8) 計画と研究の優先順位の明確化

#### 機会 1： 泥炭地に関する言葉の定義を理解すること

10. 英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、フィンランド語、ドイツ語といった各種言語を通じて一貫した、泥炭地と湿原の用語と分類法を世界全体で理解し標準化する。

##### 行動：

- 1.1 世界中の泥炭地と湿原の、各地域での利用、目録作成、管理の現状について、一連の情報出版物を作成し、世界各国に配布する。
- 1.2 国際泥炭湿地協会、IUCN、国際湿地保全連合、国際湿原保全グループ等の機関やラムサール条約締約国といった協力機関の支援を得て、
  - i) 効果的な連絡網を確立する。
  - ii) 泥炭地の分類と用語についての、対象を絞った出版物を作成する。
  - iii) 泥炭地の賢明な利用、持続可能な開発、管理、保全に関する文献のデータベースを作成する。
  - iv) 泥炭地の保全に関する用語について、合意が形成された最新の定義を示す、「泥炭地用語辞典」を、理想的には数か国語で出版する。
- 1.3 国際湿原保全グループや国際泥炭湿地協会等の関連協力機関は、泥炭及び泥炭地、湿原の用語をまとめ、その用語集の共同出版に向けて準備するための共同作業部会を組織する。
- 1.4 共同作業部会は、適切な時期にこのテーマでの小規模な国際ワークショップまたはシンポジウムを企画準備する。
- 1.5 協力機関は、泥炭及び泥炭地用語集といった出版物刊行を、「国際泥炭ジャーナル」のような既存の学術雑誌の特別号として企画する。
- 1.6 協力機関は、世界の湿原のタイプ及び湿原地域に関する報告書を作成する。
- 1.7 「世界泥炭地行動計画」の協力機関は、2000年8月にカナダのケベック州で開かれる「ミレニアム湿地イベント」で、「泥炭地/湿原評価のためのモデルとシステム」そして事例報告を発表するためのワークショップ開催のために協力する。

#### 機会 2： 世界の泥炭地及び湿原のデータベース

11. 炭素貯蔵を含めた、泥炭地と湿原の生態学的特徴と分布に関する世界規模のデータベース構築が不可欠である。

12. 泥炭地の地球規模の分布に関する広範な情報が、いくつかの地域的、世界的調査にまとめられている。例えば国際泥炭湿地協会発行の「世界の泥炭資源」(Lappalainen 編 1996 年)や、国際湿原保全グループとノルウェーのトロントハイム大学発行の「ヨーロッパの湿原：分布と保全状況」(Lofr th and Moen) (印刷中)がある。国際湿地保全連合とラムサール条約も、世界自然保護モニタリングセンターのような機関と協力して、地球全体での湿地資源の状況について報告を作成中である。炭素貯蔵に関する地球規模のデータベースも、気候変動に関するいくつかのプロジェクトで進展してきてはいるが、まだ初歩的な段階にあり、不十分な場合が多い。
13. 国際湿地保全連合が管理している「ラムサール登録湿地データベース」は、世界各地のほぼ1000か所にのぼるラムサール登録湿地についての記載情報を持っている。このデータベースに挙げられる登録湿地数は、今後10年間で2000か所にまで増加するものと予想されている。これらの湿地の多くは泥炭地である。このデータベースで識別される泥炭地の性質について不足している情報について分析し、今後の方針を検討する必要がある。

#### 行動：

- 2.1 生物地理区をまだ特定していない国は、必要な情報を得るためのプログラムを開始するよう考慮する。適切な場合には近隣諸国との協議をしながらこれを行う。こういった情報は、世界的に標準化された枠組みの中で、データの統合、一本化を図るために不可欠である。
- 2.2 ラムサール条約締約国、ラムサール条約科学技術検討委員会、ラムサール条約事務局、国際泥炭湿地協会、国際湿原保全グループ等の関連協力機関は、世界各地の泥炭地調査の範囲と研究レベルを検討し、今後の目録作りが必要な地域を特定する。

### 機会3：世界的な泥炭地モニタリング及び普及啓発計画

14. 世界的な統計資料の統合化、そして泥炭地資源の利用、生態学的特徴の変化、復元と機能回復に関する「世界の現状と傾向調査」を行うことが必要である。そうした情報は、泥炭地の機能と価値について報告を行い、認識を向上させる上で基本的なものである。

#### 行動：

- 3.1 ラムサール登録湿地を含む泥炭地の生態学的特徴の維持に役立つような今後の研究を企画する際に、優先されるべき分野を特定することを特別な目的として、泥炭地生態系が現在どのように理解されているかを見直す。
- 3.2 国際的にも、また各国内でも、特に泥炭地に関連した教育及び解説のための一連の活動を開始する。ラムサール条約の各締約国は、泥炭地生態系のために実現可能な活動に関して、専門的NGOの支援を得て、以下の項目についての情報及びとりうる活動の選択肢を調べる。
  - i) 現行の教育プログラムとカリキュラムとの連携
  - ii) 地元のまたは地域の泥炭地生態系のもつ便益と価値について、地域住民に理解してもらい認識を深めてもらうための教育プログラムや展示会の提案
  - iii) 国または世界的な経済体制における泥炭地資源の重要性



#### 機会 4： 賢明な利用の概念を理解し標準化すること

15. ラムサール条約の下で定められた定義と原則に合致する形で、泥炭地の賢明な利用の概念について、現在の理解及び合意事項を統合することが必要とされている。国際泥炭湿地協会と国際湿原保全グループが、この課題に取り組んでいることは注目に値する。国際泥炭湿地協会は最近、その機関誌「ピートランド・インターナショナル」(1999年1月号)の記事で賢明な利用に関する声明を発表している。

##### 行動：

- 4.1 ラムサール条約の締約国は、湿原や泥炭地の持続可能な開発、賢明な利用、管理、保全に関する国際的な問題が、ラムサール条約をはじめ生物多様性、気候変動、砂漠化防止等に関する国際条約の会議での議論と、それらの会議のために作成される決議案とに必ず盛り込まれるようにする。
- 4.2 各国レベルでの持続可能な開発をうたった国連「アジェンダ 21」に合致する形で、世界の泥炭地資源の賢明な利用と管理を支持できるよう、国際条約、協定、規則等を効果的に利用する。

#### 機会 5： 政策及び立法上の手段を用いること

16. 持続可能な開発、賢明な利用、保全という目標に合致し、賢明な利用に向けた明確な目標と目的並びに戦略を明示した、国の泥炭地政策を策定する必要がある。加えて、泥炭地の持続可能な管理及び保全策を強化しうる法律と制度の見直しを、国内及び国際的レベルで考慮する。

##### 行動：

- 5.1 泥炭地の持続可能な利用と管理を確かなものとするために策定された、国の政策や規則の枠組みが効果的に運用されているかを見直し、現在保護されている泥炭地のネットワークが不十分なものと国内で合意されている場合には、これらの政策や規則を強化する。
- 5.2 協力機関は地球規模及び国レベルでの、「泥炭地の持続可能な開発、賢明な利用、管理のための行動計画とガイドライン」の作成を進める。こういった「行動計画」の全体的な目的には、以下の各事項を含む。
- i) 国レベルでの目標の実施を通じ、泥炭地及び湿原の機能と価値の持続可能性を促進する。
  - ii) これらの国々によって行われた泥炭地と湿原についての誓約について、国際条約や協定、持続可能な開発を支援する合意や規則の履行を通じて、その実現を促す。

#### 機会 6： 国及び地域の泥炭地管理ガイドライン

17. 国または地域レベルの「行動計画」実施のために、泥炭地の管理システム、ガイドラインそしてモデル作りが必要である。IUCNの生態系管理委員会が、「熱帯森林性泥炭地の管理のためのガイドライン」についての小冊子を最近出版した(Safford and Maltby 1998)。このガ

イドラインは国または地域レベルにおいて、他の泥炭地タイプに応用するための事例となりうる。

**行動：**

- 6.1 協力機関は、「泥炭地管理のためのガイドライン」を含む、国及び地域レベルで「泥炭地行動計画」を策定し実施するため、開発援助機関への提案を作成する。これは、亜寒帯のヨシ・スゲ湿原、沿岸マングローブ系、熱帯泥炭沼沢地林等、泥炭地が景観の重要な要素を構成するすべての国々に適用される。この点に関して、「熱帯森林性泥炭地の管理のためのIUCNガイドライン」は一つの例となる。

**機会7： 研究と協力のネットワーク及び情報センター**

18. 共同プロジェクト開発や関連機関の間の努力を統合し、そうすることにより共通の目的意識を培うために、研究やプログラム協力のための泥炭地ネットワーク及び情報センター作りが必要である。

**行動：**

- 7.1 泥炭地についてその持続可能性、資源の賢明な利用、管理、保全手段を促進するため、主要な国際団体の中に場所を借り、国際的調整を行う事務所とその機能を確立する。この実施とそのための資金確保は、協力機関や、ラムサール条約及び生物多様性条約の締約国で広大な泥炭地の景観を有する国々と協力して行う。
- 7.2 泥炭地の持続可能な開発、保全、資源利用の問題に関わる機関の間における、国際協力と情報交換のさらなる強化を積極的に支持する。
- 7.3 大学、産業界、政府間のネットワークにおける研究能力を高めることを通じ、世界の泥炭地と湿原の生物多様性と生態学的特徴をさらに理解し、研究する必要がある。これには、泥炭地に関する情報センターの設立や、泥炭地の生態学、科学、技術における研修の大幅な拡大が含まれる。
- 7.4 ラムサール条約は地球規模の泥炭地の問題に関して、利害関係者や、国際泥炭湿地協会、国際湿原保全グループ、IUCN、国際湿地保全連合のような専門機関やネットワークと協力して、これまで以上に積極的に指導的役割を果たす。
- 7.5 国際泥炭湿地協会、国際湿原保全グループ等の協力機関やその他の機関、そしてラムサール条約の締約国の支援を得るとともに、次のような方法によって、地球全体の泥炭地に関してより効果的な連絡網を構築する。
- i) 泥炭地に関する電子メールとインターネットのネットワーク構築
  - ii) 個々のプロジェクトごとに、プロジェクトを発注する機関や政府に対して、最善の実施方法についてガイダンスや助言を提供できる泥炭地の専門家の、ネットワークの特定と強化
- 7.6 泥炭地問題に関心を持つすべての機関は、世界の泥炭地資源の賢明な利用を促進するために、国際生態学会、湿地科学者協会、国際泥炭湿地協会、国際湿原保全グループと協力して、2000年8月6日～12日に開催される「ミレニアム湿地イベント」に積極的に参加する。

- 7.7 国際作業部会は、「世界の泥炭地及び湿原の持続可能で賢明な利用のための討議用資料とガイドライン」を作成する。国際泥炭湿地協会や国際湿原保全グループのような専門機関は、この資料の項目内容案を作成する。その後各機関は、この相互に合意した一連のテーマについて主導的役割を發揮し、資料の各セクションを執筆する。これらの寄稿原稿は、総合資料としてまとめられ、ラムサール条約等の機関と協力して刊行され全世界に配布されるものとする。
- 7.8 泥炭地に関わる機関は、それらの評議委員と招待参加者による合同会議を毎年少なくとも1回開催し、お互いに関心のある重要な課題に焦点を当てる。これには、1997年11月に開催された国際泥炭湿地協会/国際湿原保全グループの合同ワークショップの例とその時の経験が土台となる。
- 7.9 国際泥炭湿地協会と国際湿原保全グループは、ラムサール条約、国際湿地保全連合、IUCN湿地プログラム、湿地科学者協会、国際生態学会等の適切な機関または団体との情報の連携を強化する。これは定期的な刊行物の交換といった手段等を通じて行われる。

#### 機会8： 計画と研究の優先順位の明確化

19. 科学上及び管理上の研究協力を通じて、危機的状況にある泥炭地の持続可能な開発、保全、管理、そして賢明な利用の計画に対して優先事項を決める必要がある。これは地球規模でそのような泥炭地を特定するために、将来の、そして事前の計画策定の助けとなる。加えて、協力機関は、労力の重複を避け、使える資金や人材等を最大限に活用しながら、泥炭地の復元といった課題のための研究や技術を促進し支援する。
20. 1997年11月に開催された国際泥炭湿地協会/国際湿原保全グループの合同会議において、世界の泥炭地の管理や賢明な利用のため、もしくは科学研究の必要性といった観点から泥炭地に関する59件のテーマが主要課題として特定された(Rubec 1997を参照)。この会議の参加者は、これらのテーマを検討するため、相対的優先度という観点から格付けした。これら59件のテーマのうち、以下の12件がさらなる検討と勧告作成のために選ばれた。
- 1) 泥炭地に関する用語
  - 2) 泥炭地及び湿原を保護するための行動
  - 3) 利用された泥炭地から発生する温室効果ガスによる気候への影響
  - 4) 賢明な利用の概念
  - 5) なぜ湿原を利用するか
  - 6) 熱帯の泥炭地
  - 7) 生物地理区が異なることによる、利用/保全と保護の違いを認識する
  - 8) 情報の交換、データ取得、ネットワーク形成
  - 9) 泥炭地の目録作成と統計資料
  - 10) 泥炭地利用の選択肢と価値を定義する
  - 11) 生態学的プロセスと科学情報
  - 12) 農村部での泥炭採集の社会経済的影響と便益

#### 行動：

- 8.1 地球全体から見て重要な泥炭地、及び危機的状況にあると認識される、泥炭地タイプの代表的ネットワークの長期的保全を確保するために必要な行動をとる。

- 8.2 相当額の研究資金の提供を通じ、泥炭を含むすべての自然に成長する媒体の研究、開発、マーケティングを促進する効果的な手段を講じる。
- 8.3 泥炭地の持続可能な開発と復元のための技術と専門知識を、途上国と市場経済移行国に移転するための地球規模の機構を構築する。
- 8.4 泥炭地資源の利用プログラムを国レベルで考慮している国々のための経験と事例として、泥炭地の林業、エネルギー利用、園芸産業が長期間行われている国々における研究と専門知識に基づき、泥炭地の効果的な国家管理ガイドラインを策定する。
- 8.5 政府、研究者、産業界、NGOの協力を通じ、既に認められた優先順位に該当する泥炭地と湿原の研究プログラムへの国際的、国内的合意を形成する。

## 参考資料

Lappalainen, E. (editor). 1996. *Global Peat Resources*. International Peat Society and Geological Survey of Finland. Jysk , Finland. 358 p. and appendices.

Lindsay, R. 1995. *Concluding Comments on the Sixth IMCG Conference* pp. 307-317 in *Regional Variation and Conservation of Mire Ecosystems*. Edited by A. Moen. *Gunneria 70*, 2 volumes. Trondheim, Norway.

Lofr th, M. and A. Moen (editors). In preparation. *European Mires: Distribution and Conservation Situation*. International Mire Conservation Group and University of Trondheim. Trondheim, Norway.

Maltby, E. 1995. Peatlands: the Science Case for Conservation and Management. Chapter 14 in *Conserving Peatlands*. Edited by L. Parkyn, R.E. Stoneman and H.A.P. Ingram. CAB International. Oxon, United Kingdom.

Moen, A. (editor). 1995. *Regional Variation and Conservation of Mire Ecosystems*. (Proceedings of the International Symposium on Peatlands, Sixth Meeting of the International Mire Conservation Group. *Gunneria 70*, 2 volumes. Trondheim, Norway.

Parkyn, L., R.E. Stoneman, and H.A.P. Ingram. 1997. *Conserving Peatlands*. (Proceedings of the International Peatland Convention). CAB International. Oxon, United Kingdom.

Rubec, C.D.A. (compiler). 1996. *Global Mire and Peatland Conservation: Proceedings of an International Workshop*. Report No. 96-2. North American Wetlands Conservation Council (Canada). Ottawa, Ontario.

Rubec, C.D.A. 1997. *Summary of Joint Meeting on Global Peatland Issues, IPS and IMCG. Surwold, Germany November 7-9, 1997*. Report of Workshop Facilitator to the International Mire Conservation Group and the International Peat Society. Environment Canada. Ottawa, Ontario. Unpublished.

Safford, L. and E. Maltby (editors). 1998. *Guidelines for Integrated Planning and management*

*of Tropical Lowland Peatlands, with Special Reference to Southeast Asia*. IUCN Commission on Ecosystem Management, Tropical Peatland Expert Group. IUCN, Gland Switzerland and Cambridge, United Kingdom.

Stoneman, R.E. 1997. The Scottish Raised Bog Conservation Strategy. Chapter 45 in *Conserving Peatlands*. Edited by L. Parkyn, R.E. Stoneman and H.A.P. Ingram. CAB International. Oxon, United Kingdom.

Wetlands International and the Ramsar Bureau. 1997. *Peatland Conservation and Management in Central and Eastern Europe*. Project Proposal. Wageningen, The Netherlands. Unpublished.

## 勧告 7.2 小島嶼開発途上国、島嶼湿地生態系、ラムサール条約

1. 太平洋地域の湿地の保全と賢明な利用に関する勧告 6.18、特に小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための「バルバドス行動プログラム」への言及を想起し、
2. 「島嶼性の途上国には特別な要求があることと、サンゴ礁、藻場、マングローブといった重要な湿地があることを認識し、それら島嶼性の途上国の加盟を奨励するため特別な努力を行う」とした、「1997-2002年戦略計画」の総合目標 1 に留意し、
3. 関係する地域が小規模であること、島嶼の生態系が脆弱な特徴を有すること、そして小島嶼国の地理的孤立による高いレベルの固有性によって、小島嶼国の国民が湿地に密接に依存していることを意識し、
4. 国際湿地保全連合オセアニア支部の支援を得て、小島嶼開発途上国のために、これらの国に広く該当する特別な状況への、ラムサール条約の適切性と利益についての小冊子を作成し配布したラムサール条約事務局を祝福し、
5. 加盟を奨励する努力にもかかわらず、また小島嶼開発途上国の沿岸及び淡水湿地への脅威が続いているにもかかわらず、世界の小島嶼開発途上国の比較的ごく少数しかラムサール条約に加盟していないことを意識し、
6. また小島嶼開発途上国が環境保全の実施にあたり、そのもとで作業しなければならない人的、資金的制約と、適切な場合にはこの実施の統合と合理化が望ましいことを意識し、
7. 世界自然保護モニタリングセンターが作成した報告書「生物多様性関連協定における整合性のある情報管理のための基盤作りの検討」に含まれる提言、特に国の報告手続きの合理化に関する提言を認識し(決議 .4)、
8. 統合的環境管理のために二国間、多国間援助機関から小島嶼開発途上国に提供された支持と支援を、またオセアニア地域の南太平洋地域環境プログラムやインド洋委員会のような地域機関がこれらの活動の促進に果たす重要な役割を確認し、
9. オーストラリアのラムサール条約担当政府機関と国際湿地保全連合の協力関係のもとで、オセアニアの小島嶼開発途上国にラムサール条約の湿地の賢明な利用原則を実施するため、技術的及び研修に関する支援が提供されていることを承認しつつ留意し、
10. カリブ海地域の小島嶼開発途上国を含めた、中南米地域の締約国のための研修イニシアチブを支援した、米国の支援を受けラムサール条約事務局が管理する「未来の湿地プログラム」を意識し、また賞賛し、
11. さらに、生物多様性条約とラムサール条約の間の共同作業計画の下で(決議 .4)、二つの条約の施行への統合的アプローチによる、小島嶼開発途上国の支援に高い優先度が与えられることを想起し、
12. 1998年12月のオセアニア地域で最初の地域会議を主催したニュージーランド政府を祝福し、この会議からの勧告を歓迎し、

13. 締約国、国際団体パートナー、ラムサール条約事務局に対して、地域ごとのラムサール連絡担当官の設置と維持に対する支援を求めるよう要請した勧告 6.6 を想起し、

締約国会議は、

14. 以下の小島嶼開発途上国の政府に対し、これら諸国の特別な状況と要求に対するラムサール条約の取組を今後さらに向上させるため、条約への加盟をより優先度の高い問題として考慮するよう求める。アンティグアバーブダ、バルバドス、カボベルデ、ドミニカ、ミクロネシア連邦、フィジー、グレナダ、キリバス、モルディブ、マーシャル諸島、モーリシャス、ナウル、パラオ、サモア、サントメプリンシペ、セーシェル、シンガポール、ソロモン諸島、セントキッツネビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、トンガ、ツバル、バヌアツ、並びにクック諸島とニウエ(湿地候補の指定が必要)。
15. 小島嶼の湿地生態系をその領土内に有するすべての締約国に対し、こうした地域の脆弱さと特別の管理要求を認識して、これらへのラムサール条約の適用に特別の注意を向けるよう、また適切な場合には、それらの湿地を国際的に重要な湿地の登録簿に含めることを考慮するよう要請する。
16. ラムサール条約事務局が、独自に、また他の条約事務局、地域的な機関と計画、ラムサール条約の国際団体パートナー、援助機関と協力して行うべきさまざまな優先行動を特定するために、常設委員会に対し小島嶼開発途上国の持続可能な開発のための「バルバドス行動プログラム」を見直すよう求める。
17. さらに、常設委員会による上記の「バルバドス行動プログラム」の見直しに対応して、ラムサール条約事務局に対し、ラムサール条約の国際団体パートナーとともに、小島嶼開発途上国で統合的環境管理を進めている確立されたプログラムや機関との協力の覚書や共同行動計画を調査し、適切な場合にはこれを作成するよう求める。
18. 財源と人的資源が許す限り、各種の協力の覚書及び覚書や付随する共同作業計画を通じて、国際的な環境関連条約の整合された実施を進める精力的な取組を継続するよう(決議 .4)、また世界自然保護モニタリングセンターの報告書「生物多様性関連協定における整合性のある情報管理のための基盤作りの検討」からの勧告実施への支援を継続するよう、ラムサール条約事務局に対し指示する。これらの活動はいずれも、小島嶼開発途上国が直面する資源制約に取り組む上で助けになる。
19. 小島嶼開発途上国が気候変動の影響による直接的で緊急の利害と、この脅威に取り組む上で湿地の重要な役割に留意しつつ、ラムサール条約と気候変動に関する国際連合枠組み条約の間の協力の覚書の締結を強く支持する(決議 .4)。
20. また、二国間、多国間開発援助機関に対し、小島嶼開発途上国における湿地関連プロジェクトへの支援を継続し、適切な場合にはその支援を拡大するよう、また本締約国会議で採択されるさまざまなガイドラインのこれらの国々での試験的実施を優先事項とするよう求める。
21. 他の締約国及び援助機関に対し、オーストラリア(上記第 9 節)及び米国(上記第 10 節)の事例に従って、小島嶼国インターンシップ計画や、ラムサール条約事務局内に恒久的ポストとして小島嶼問題に関する専門職をおくことへの指示等、小島嶼開発途上国への、技術・研修のための直接援助を提供する機構を構築するよう促す。

22. 締約国、国際団体パートナー、ラムサール条約事務局に対し、オセアニアで第1回の地域会議で述べられたように、地域ごとのラムサール連絡担当官の設置と維持への取組を強化するよう強く要請する。



### 勧告 7.3 アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協力

1. 複数の国にわたる湿地資源の保全及び管理に関して、国際協議や調整を求めているラムサール条約第5条を想起し、
2. 湿地保護区のネットワーク確立を要請した勧告 4.4 と、湿地に生息する鳥類種保全のためのフライウェイ(渡り鳥の渡りルート)概念を認識した勧告 4.12 に留意し、
3. 「移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)、フライウェイに関する協定、移動性の種を取り扱うネットワークやその他の機構との協力体制を通じて、複数の国家で共有される湿地生物種における国際協力に関し、ラムサール条約の貢献度を高める」という、「1997-2002年戦略計画」の行動 7.2.5 に留意し、
4. アジア太平洋地域における水鳥保全に関する協力機構の強化、水鳥保全のために極めて重要な地域のネットワーク確立、そして水鳥の持続可能な管理を求め、さらに、地域の多国間水鳥協定の策定を勧告している、1994年12月の「釧路イニシアチブ」を想起し、
5. 第6回締約国会議勧告 6.4(「プリズベン・イニシアチブ」)の結果として、「東アジア～オーストラリア地域シギ・チドリ類渡来地ネットワーク」が確立され、さらに拡大しつつあることに留意し、
6. さらに、「北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワーク」及び東アジアのフライウェイでの「ガンカモ類重要生息地ネットワーク」の確立に留意し、
7. アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協定の確立を要請した「1996-2000年アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」を想起し、
8. 本締約国会議において採択された「ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン」(決議 19)に留意し、
9. 移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約)決議 5.4において、地域協定の策定が重要優先課題であると掲げられ、「1996-2000年アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」を引き続き支持することが要請されていることを確認し、
10. ラムサール条約とボン条約の施行において両条約事務局の協力を強化することに同意した、ラムサール条約事務局とボン条約事務局の間の覚書、そしてボン条約の下での協定を意識し、
11. 地球上の各主要フライウェイにおける渡り性水鳥保全に関して、多国間の取組を調整することの必要性を確信し、
12. 渡り性水鳥種の保全において、「アフリカ - ユーラシア地域水鳥協定」が国際協力の有効なモデルであることを認識し、
13. ラムサール条約は、主要なフライウェイ沿いの各締約国の協力活動を通じ、アジア太平洋地域における水鳥保全に関して、多国間による取組の構築を促進できることを確信し、

締約国会議は、

14. 「1996-2000年アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」への支援の拡大と、2000年以降も、

アジア太平洋地域における渡り性水鳥及びその生息地保全を目的とした、安定した国際協力のための枠組みを構築し拡大することを締約国に要請する。

15. アジア太平洋地域の締約国に対し、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」で確立されたネットワークへの追加登録地を推薦すること、そして同「保全戦略」に基づく行動計画へ十分な参加を行うことを強く要請する。
16. アジア太平洋地域における非締約国に、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」を推奨し、その履行に十分に参加することを強く要請する。
17. 締約国に対し、渡り性水鳥、そしてアジア太平洋地域のすべての国々におけるその生息地のために、長期的保全の枠組みを提供する多国間協定等の策定を積極的に検討することを要請する。

## 勧告 7.4 未来の湿地イニシアチブ

1. 湿地の保全と賢明な利用に関わる機関や個人に対する研修を目的として計画された一連の行動を促進・実施するよう締約国に要請するラムサール条約の第4条5、及び「1997-2002年戦略計画」の実施目標4.2を想起し、
2. 湿地管理者の研修の促進、支援に向けた行動に取り組むよう、締約国とラムサール条約事務局に求めた第6回締約国会議の勧告6.5に留意し、
3. 本締約国会議に提出された国別報告書で、今後3年間、研修に高い優先性を与える必要性が明確に示されたことを意識し、
4. 過去4年間に米国から提供された年間25万ドルの資金を用いて、西半球での能力強化のための「未来の湿地イニシアチブ」を、ラムサール条約が成果を上げながら実施していることに満足しつつ留意し、
5. 「未来の湿地イニシアチブ」に以下の目標があることに留意し、
  - i) 湿地の保全と持続可能な管理に必要な人材の開発
  - ii) ラムサール条約の目標の追求に必要な、専門的、技術的な技能についての、湿地管理者の研修
  - iii) 湿地の保全と持続可能な管理を支援する地域的な技術情報ネットワークの確立
  - iv) 地元、国、地域の湿地保全への意識と支援の向上
  - v) 生態学的に適正な地域社会管理の進歩
  - vi) 「未来の湿地イニシアチブ」と、湿地の管理と保全という全体的な目標を同じくする他のプログラムとの連携
6. さらに、「未来の湿地イニシアチブ」は、1995年以降、西半球の14か国60件のプロジェクトに資金提供してきており、このことが西半球の湿地管理と湿地問題の調整とを向上させる可能性を大きく広げてきたことに留意し、
7. 世界のその他の地域にも、同様のイニシアチブまたはプログラムが緊急に必要であることを認識し、
8. アジア太平洋水鳥保全戦略と、締約国のオーストラリア及び日本、国際団体パートナー、特に国際湿地保全連合による努力を確認し、
9. さらに、アフリカ、アジア、オセアニアなどの地域で、同様のイニシアチブ及びプログラムに積極的に取り組むカナダ、オランダ、スウェーデン、イギリスその他の国及び国際団体パートナーの努力を確認し、

締約国会議は、

10. 締約国と、湿地の保全と持続可能な利用に関与するその他の組織が、アフリカ地域、特にフランス語圏諸国を含めた世界の他の地域で、「未来の湿地イニシアチブ」と同様のプログラムに着手し支援するよう、要請する。

## ラムサール条約用語和英対訳表

和	英
あ	
アジア太平洋地域水鳥保全戦略	Asia-Pacific Migratory Waterbird Conservation Strategy
新たな取組	initiative
移動性の種	migratory species
移動性の野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）	Convention on Migratory Species (CMS)
イニシアチブ	initiative
移入種	introduced species
入れ換わり数	turnover
影響評価	impact assessment
エビアン・プロジェクト	Evian Project
援助機関	donor agencies
欧州委員会	European Commission (EC)
欧州湿地生態系機能分析法	Functional Analysis of European Wetland Ecosystems (FARWE)
か	
ガーナ野生生物協会	Ghana Wildlife Society
会議の準備運営	matters related to the organization of the meeting
開催国	host, host country
該当する締約国(地球環境ファシリテーター等の受給資格があること)	eligible Contracting Parties
介入発動値	trigger value
開発援助担当官（ラムサール条約の）	Development Assistance Officer
回遊経路	migration path
外来種	alien species, non-native species
科学技術検討委員会	Scientific and Technical Review Panel (STRP)
河川の水路化	channelisation of rivers
河川流域	drainage basin, river basin
各国の非政府系窓口	national non-governmental focal point
各国のラムサール条約科学技術検討委員会担当窓口	National Focal Point for the Convention's STRP
カドー湖研究所	Caddo Lake Institute
カルスト湿地	karst wetlands
カルスト湿地系	karst wetland system
環境影響評価	environmental impact assessment (EIA)
環境モニタリング計画	environmental monitoring programmes
関係団体、関係グループ	interested group
勧告	recommendation

(か) 緩衝地域	buffer zone
管理ガイダンス手順	Management Guidance Procedure
管理計画策定	management planning
管理計画策定ガイドライン	Guidelines on Management Planning
気候変動に関する国際連合枠組み条約	United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC)
基準の見直し	review of the Criteria
寄託者	depository
機能回復	rehabilitation
機能分析指数	Functional Analysis Index
逆効果をもたらす奨励措置	perverse incentives/incentive measures
吸収源(炭素の)	sink
教育と普及啓発	education and public awareness
共同作業計画	Joint Work Plan
共同作業部会	Joint Working Group
共有される湿地	shared wetlands
協力の覚書	Memorandum of Cooperation
魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準	Criteria for Identifying Wetland of International Importance based on fish
釧路国際ウェットランドセンター	Kushiro International Wetlands Center
釧路声明	Kushiro Statement
国、都道府県、地方	national, provincial, local
国別報告書	National Report, NRs
国別目録	national inventory
経済評価	economic valuation
経済評価方法	economic evaluation techniques
決議VII.1	Resolution VII.1
研修	training
賢明な利用(条約文の公式訳では「適正な利用」となっているが、本書では原義に近い「賢明な利用」を採用)	wise use
賢明な利用原則	principle of wise use, wise use principle
賢明な利用資料センター	Wise Use Resource Centre
賢明な利用資料ライブラリ	Wise Use Resource Library
賢明な利用の概念実施のためのガイドライン	Guidelines for the Implementation of the Wise Use Concept
賢明な利用の概念実施のための追加手引き	Additional Guidance for the Implementation of the Wise Use Concept
広域カリブ海	Wider Caribbean
公式記載	official descriptions
公式使用言語	official working language
洪水調節	flood control

(こ) 広報	communication
広報、教育、普及、啓発、	Communication, Education and Public Awareness (CEPA)
広報教育普及啓発	CEPA
国際影響評価学会	International Association for Impact Assessment
国際湖沼学会	International Association of Limnology
国際サンゴ礁イニシアチブ	International Coral Reef Initiative (ICRI)
国際湿原保全グループ	International Mire Conservation Group (IMCG)
国際湿地シンポジウム	International Wetland Symposium
国際湿地保全連合	Wetlands International
国際湿地保全連合の国際事務局	International Office of Wetlands International
国際水路の航行以外の使用の法令に関する条約	Convention on the Law of the Non-Navigational Uses of International Watercourses
国際団体パートナー	International Organization Partners
国際団体パートナーという地位	status of International Organization Partner
国際泥炭湿地協会	International Peat Society (IPS)
国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準	Ramsar Criteria for Identifying Wetlands of International Importance
国際的に重要な湿地のリスト(条文では「登録簿」)	List of Wetlands of International Importance
国際的に重要な湿地のリストに登録されている湿地(ラムサール登録湿地)	sites included in the List of Wetlands of International Importance (Ramsar sites)
国際的に重要な湿地リストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン	strategic framework and guidelines for the future development of the List of Wetlands of International Importance
国際的に重要な湿地を選定するための基準	Criteria for Identifying Wetland of International Importance
国内湿地またはラムサール委員会	National Wetland/Ramsar Committee
国内ラムサール委員会	NRC
国連欧州経済委員会の情報公開、政策決定における市民参加、環境的公正に関する協定	United Nations Economic Commission for Europe Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-making, and Access to Justice in Environmental Matters
個々の湿地の	site-specific

(こ) 個体群、個体数	population
国境をまたぐ湿地	transfrontier wetland
固有な	unique
これまであまり登録されていない湿地タイプ	wetland types that are under-represented
さ	
財政小委員会	Subgroup on Finance
再生と機能回復	recovery and rehabilitation
最良の実践例	best practice
作業計画	Work Plan, programme of work
作業部会	working group
砂漠化防止条約	Convention to Combat Desertification (CCD)
砂漠化防止条約の科学及び技術に関する委員会	Committee on Science and Technology of the Convention to Combat Desertification
参加型農村評価	Participatory Rural Appraisal
参考資料	resource material
自主的行動規範	voluntary codes of conduct
市場経済移行国	economies in transition
自然度が高い	near natural
自然のインフラ	natural infrastructure
自然の水循環	natural water regime
湿原	mire
実施のための定義	working definitions
実施目標	Operational Objective
湿地	sites
湿地科学者協会	Society of Wetland Scientists (SWS)
湿地管理研修機会目録	Directory of Wetland Management Training Opportunities
湿地群	site clusters
湿地タイプ	wetland type
湿地に由来する産品	wetland-derived products
湿地の価値	wetland values
湿地評価法(WET)	Wetland Evaluation Technique
湿地複合	wetland complex
湿地保護区	wetland reserve
湿地リスク評価の枠組み	Wetland Risk Assessment Framework
湿地リンクインターナショナル	Wetland Link International (WLI)
姉妹提携	twinning, twinning arrangement
姉妹提携協定	twinning agreement
事務局長(ラムサール条約の)	Secretary-General
諮問機関	advisory group
集水域	catchment

(し) 集水域上流部	upper catchment
樹木のない泥炭地	non-forested peatland
小規模助成基金	Small Grants Fund (SGF)
使用言語	working language
常設委員会	Standing Committee
小島嶼開発途上国	Small Island Developing States
常任オブザーバーとしての地位	status of Permanent Observer
情報票	Information Sheets
条約の正式なパートナーという地位	official Partner status of the Convention
新規取組	initiative
侵入種	invasive species
侵入種の植物	invasive weed
新熱帯区	Neotropics
森林性泥炭地	forested peatland
水界生態系 (CBD)	aquatic ecosystem
水界ビオトープ	aquatic biotope
水質浄化法	Clean Water Act
水生動物	aquatic animal
水文学	hydrology
既に変化しており、変化しつつあり、または変化するおそれがある	change had occurred, was occurring, or was likely to occur
成育場	nursery area
整合性のある情報管理のための基盤作り	harmonized information management infrastructures
生息地指令	Habitat Directive
生態学的特徴	ecological character
生物産物	biological product
生物多様性科学国際協同プログラム	DIVERSITAS
生物多様性関連協定における調和のとれた情報管理のための基盤作りの検討	Feasibility study for a harmonized information management infrastructure for the biodiversity-related treaties
生物多様性条約	Convention on Biological Diversity (CBD)
生物多様性条約第IV/4決議第6節	paragraph 6 of Decision IV/4 of CBD
生物多様性条約の科学上及び技術上の助言に関する補助機関	Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice of the Convention on Biological Diversity
生物地理区	biogeographical region
生物濃縮	biological accumulation
生物非単一性	biodisparity
政府の湿地広報教育普及啓発担当窓口	governmental Wetland CEPA Focal Point
世界遺産条約	World Heritage Convention



(せ)	世界自然保護会議	World Conservation Congress
	世界自然保護モニタリングセンター	World Conservation Monitoring Centre (WCMC)
	世界自然保護連合	World Conservation Union (IUCN)
	世界湿地週間	World Wetlands Week
	世界湿地の日	World Wetlands Day
	世界ダム委員会	World Commission on Dams (WCD)
	世界水会議	World Water Forum
	世界水協議会	World Water Council
	絶滅危惧II類	vulnerable
	絶滅のおそれのある生態学的群集	threatened ecological community
	1997-2002年戦略計画	Strategic Plan 1997-2002
	専門家グループ(注: 国際湿地保全連 合の専門家委員会)	Specialist Groups
	戦略的環境影響評価	strategic environmental assessment
	戦略的枠組み	strategic framework
	早期警戒システム	Early warning system
	早期警戒実地試験	field early warning test
	早期警戒指標	early warning indicator
	総合目標	General Objective
	相当な割合	significant proportion
	ゾーニング	zonation
た		
	代表種	flagship species
	淡水生態系の機能・便益と水開発プロ ジェクトの統合に関するマニュアル	Manual on Integrating Freshwater Ecosystem Function and Services with Water Development Projects
	炭素クレジット	carbon credit
	炭素固定化	carbon sequestration
	炭素損失	carbon loss
	担当政府機関	Administrative Authorities
	担当窓口	focal point
	地域区分	regional categorization
	地域グループ	regional group
	地域的な協議の場	regional forum
	地域による管理	local stewardship
	地域の利害関係者、地元の利害関係者	local stakeholder
	地域別概況報告	Regional Overview
	地下カルスト及び洞窟性水系	subterranean karst and cave hydro-logical system
	地球環境ネットワーク	Global Environment Network
	地球規模で絶滅のおそれのある種	globally threatened species
	地球生物多様性フォーラム	Global Biodiversity Forum

( ち ) 地球全体の湿地資源と目録の対象となる優先事項に関する評価( 報告書表題 )	Global review of wetland resources and priorities for inventory
地球河川環境教育ネットワーク	Global Rivers Environmental Education Network ( GREEN )
地球水委員会	Global Water Commission
地球水パートナーシップ	Global Water Partnership
稚魚の成育場	nursery
地中海湿地フォーラム	MedWet
中枢種	keystone species
追加手引き	additional guidance
泥炭湿地火災	peat fire
泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画	Global Action Plan for the Wise Use and Management of Peatlands
締約国	Contracting Parties
締約国会議	Conference of the Contracting Parties, COP
締約国会議運営委員会( 常設委員会等のこと )	Conference Committee
締約国会議の補助機関	COP subsidiary bodies
締約国会議の補助機関( ここでは常設委員会 )	subsidiary body of the Conference of the Parties
洞窟の水文系	cave hydrological systems
統合的環境管理	integrated environmental management
統合的实施( 複数条約の )	integrated implementation
東南アジアを中心とした熱帯森林性泥炭地の管理ガイドライン	Management Guidelines for Forested Tropical Peatlands, with Special Reference to Southeast Asia
投票権を持つ( 委員会の )メンバー	voting member
登録基準	Ramsar Criteria
登録候補湿地、登録候補地	candidate site
登録湿地	listed sites, listed wetlands, Ramsar sites, sites
登録湿地候補、登録候補地	potential Ramsar site
登録湿地候補リスト	list of potential Ramsar sites
登録湿地視察	site visit
登録湿地の生態学的特徴	ecological character of listed sites
特定の締約国領土	territories of specific Contracting Parties
土砂の堆積	siltation
土地利用と開発プロジェクト	Land use and development project
ドナウ川下流緑の回廊	Lower Danube Green Corridor
ナチュラ2000	Natura2000

な		
習志野声明		Narashino Statement
任意拠出		voluntary contribution
熱帯湿地のための環境影響評価のスコーピングマニュアル		EIA Scoping Manual for Tropical Wetlands
熱帯森林性泥炭地の管理のためのガイドライン		Guidelines for Management of Tropical Forested Peatlands
は		
パートナー団体		Partner Organization
汎米会議		Pan American Meeting
東アジア～オーストラリア地域シギ・チドリ類渡来地ネットワーク		East Asian-Australasian Shorebird Reserve Network
人と生物圏プログラム		MAB Programme
避難場所		refuge
普及啓発		public awareness
復元及び機能回復		restoration and rehabilitation
付属書		Annex
ブリスベン・イニシアチブ		Brisbane Initiative
分科会		Technical Session
分水界、集水域、及び河川流域の統合的管理計画		integrated watershed, catchment and river basin management plans
米国湿地科学政策研究所		Institute for Wetland Science and Policy Research
法的手段		legal instrument
補助機関		subsidiary
ボン条約(移動性の野生動物種の保全に関する条約)		CMS (Convention on Migratory Species)
ボン条約科学委員会		Scientific Council of the Convention on Migratory Species
ま		
マイナスの変化		adverse change
未来の湿地イニシアチブ		Wetlands for the Future Initiative
水環境		aquatic environment
水管理機関		water regulatory bodies
水資源管理		water management
水・生命・環境ビジョン		Vision for Water, Life and Environment
水鳥		waterbirds
水鳥その他の移動性の種		waterbirds and other mobile species
南太平洋地域環境プログラム		South Pacific Regional Environment Programme (SPREP)
ミレニアム湿地イベント		Millennium Wetland Event
民間企業		business sector
目録		inventory
モニタリング		monitoring

(も)	モニタリング制度	monitoring regime
	モントルーレコード	Montreux Record
	モントルーレコード掲載湿地	Montreux Record site
や		
	野禽湿地トラスト	Wildfowl and Wetlands Trust
	ヨーロッパの野生生物及び自然生息地に関するベルン条約	Bern Convention on the Conservation of European Wildlife and Natural Habitats
ら		
	ラムサール管理ガイダンス手順	Ramsar Management Guidance Procedure
	ラムサール湿地の指定	Ramsar site designation
	ラムサール湿地保全賞	Ramsar Wetland Conservation Award
	ラムサール諮問調査団	Ramsar Advisory Mission
	ラムサール小規模助成基金	Ramsar Small Grants Fund (SGF)
	ラムサール条約	Convention on Wetlands
	ラムサール条約湿地分類法	Ramsar Classification System for Wetland Type, Ramsar wetland classification system
	ラムサール条約事務局	Ramsar Bureau
	ラムサール条約担当政府機関	Ramsar Administrative Authority
	ラムサール条約登録湿地情報票	Information Sheet on Ramsar Wetland
	ラムサール条約登録湿地選定基準	Ramsar Criteria
	ラムサール条約登録湿地リスト	Ramsar List
	ラムサール条約と生物多様性条約の協力の覚書	Memorandum of Cooperation between the Ramsar Convention and the Convention on Biological Diversity
	ラムサール条約の1997-2002年戦略計画	Strategic Plan 1997-2002 of the Convention on Wetlands
	ラムサール条約の登録湿地選定基準 (= 登録基準)	Ramsar Criteria
	ラムサール条約普及啓発プログラム	Convention's Outreach Program
	ラムサールデータベース	Ramsar Database
	ラムサール登録湿地	Ramsar site
	ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定に関するガイドライン	Guidelines for management planning for Ramsar sites and other wetlands
	ラムサール連絡担当官	Ramsar liaison Officer
	ラムサール湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金の実施ガイドライン	Operational Guidelines for the Small Grants Fund for Wetlands Conservation and Wise Use
	陸上活動による海洋環境保護のための地球行動計画	Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities
	流域諸国	watercourse state
	利用計画策定(土地)	zone planning
	連絡調整担当者	liaison point

わ	
ワシントン条約	Convention on International Trade in Endangered Species (CITES)
渡り性の種	migratory species
渡り性水鳥	migratory waterbirds
渡り性水鳥保全委員会	Migratory Waterbird Conservation Committee (MWCC)
渡りルート	flyway

**第 部 第7回締約国会議の概要とガンカモ類ネットワークの  
立ち上げ**

## ラムサール条約第7回締約国会議の概要

(環境庁報道発表資料を転載)

### 1. 審議の経過

- (1) 会議は、現地時間10日午前10時より、コスタリカの首都サンホセで開会。世界各地から少なくとも140か国の政府代表、関係国際団体、N G O、科学者など合わせておよそ600人が参加した。
- (2) ラムサール条約プラスコ事務局長は挨拶の中で、条約の進むべき方向について、水鳥の生息地としての湿地の保全のみならず持続可能な開発という、より広い目標が重要であると述べた。
- (3) 議長には、コスタリカのベニト副大統領兼環境・エネルギー相が選出された。
- (4) ラコス常設委員会議長(ハンガリー)からは、第6回締約国会議で採択された「戦略計画」に基づき、関係各国、機関等において環境教育、普及啓発、能力開発などの分野で大きな成果があった旨の報告があった。
- (5) 現地時間11、12日には、各地域別の条約施行概況が事務局から報告された。12日、アジア地域における条約施行概況が事務局から報告された後、我が国を代表し、環境庁鹿野官房審議官より、漫湖の登録や東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークの立ち上げを含む我が国の取り組み状況、さらに藤前干潟の保全にかかる経緯について発言を行い、会場から拍手を受けた。
- (6) 13～15日は、分科会が開催され、湿地の賢明な利用、地域住民の参加等個別の課題について討議された。
- (7) 17、18日には決議案、勧告案が本会議で審議され、18日午後5時過ぎ、34の決議、勧告を採択し、会議は閉会した。

### 2. 主な決議、勧告等の内容

#### (1) 湿地の登録基準の見直し

新たに生物地理区分上の代表的な湿地を位置付けるなど、生物多様性の保全を踏まえ、登録基準の枠組みを見直す決議案が、我が国を含む多数の国の支持を受けて採択された。

#### (2) アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全の推進のための多国間協力

前回締約国会議勧告6.4「プリズベン・イニシアチブ」において支援することとされた「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」への支援拡大及び同戦略の期限である2000年以降の協力の枠組みの積極的な検討を締約国に要請する勧告案が、日豪の共同提案として提出され、中国、ロシア、米等関係国からの支持を受けて採択された。

#### (3) その他の決定事項

(イ) 我が国はインドとともにアジア地域から常設委員会メンバー国に選出された。

(注)「常設委員会」

アジア、欧州など各地域の締約国数に応じて選出された代表国や次回締約国会議の開催国などによって構成される委員会。締約国会議の付属機関。予算、事業計画の執行状況、締約国会議に提出する決議、勧告案等につき審議するため年1回程度開催される。

(ロ) 次回締約国会議は、2002年スペインで開催。

### 3. その他の成果

- (1) 環境庁と国際湿地保全連合の共催により、「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」の発足式を14日午後、関係国、N G Oなど200名を超える関係者の出席の下開催した。同ネットワークには、我が国を含め6か国から計25の地域が参加した。
- (2) 沖縄県漫湖(那覇市及び豊見城村)の湿地登録認定証が15日午後、ラムサール条約プラスコ事務局長より関係自治体を代表し玉城那覇市助役に授与された。

4. 今次締約国会議の総括

- (1) 締約国会議の焦点の一つであった登録基準の見直しに関する決議について、我が国はその審議に積極的に参加し、採択に貢献した。
- (2) 日豪が共同提案したアジア太平洋地域における渡り性水鳥保全のための多国間協力の推進にかかる勧告が採択されたことを受けて、我が国は引き続きアジア太平洋地域の渡り性水鳥の保全について中心的な役割を果たしていく必要がある。
- (3) このほか、藤前干潟の保全に関する報告や「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」の発足、沖縄県漫湖の登録など今次締約国会議における我が国の積極的なかかわりは、参加各国やN G Oからも評価を受けたところであり、アジア各国からの推挙を受けて、我が国はアジア地域を代表する常設委員会メンバー国に選ばれた。
- (4) 今後、我が国は、常設委員会のメンバー国として引き続き条約の推進に積極的に貢献していく考え。



## 東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークの立ち上げ及び 漫湖のラムサール条約湿地登録 (環境庁報道発表資料を転載)

「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」の立ち上げ式が5月14日にラムサール条約第7回締約国会議に合わせ行われた。同ネットワークは「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」に基づく三つめのネットワークであり、我が国を含め6か国から計25の地域が参加した。

また沖縄県漫湖(那覇市及び豊見城村)のラムサール条約登録認定書が5月15日、ラムサール条約プラスコ事務局長より自治体関係者に授与された。

### 1. 東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク

#### (1) 内容

国際湿地保全連合が提唱し、日豪が支援している「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」(ラムサール条約第6回締約国会議 勧告6.4「プリズベン・イニシアチブ」において締約国に対し支援を要請)に基づき、我が国が主体となってガンカモ類の渡りルート上に位置する関係国に参加を呼びかけたもの。

既に同戦略に基づき構築されているシギ・チドリ類及びツル類のネットワークと同様、主として情報交換や地元での普及啓発を中心とした活動を行う。

#### (2) 参加地

日本、ロシア、モンゴル、中国、韓国、フィリピンからの合計25地域

#### (3) 立ち上げ式の概要

同ネットワークの立ち上げ式が環境庁及び国際湿地保全連合の共催で開催された。

日 時：5月14日 午後1時～3時

場 所：エラドゥーラ ホテル

内 容：各国代表による同ネットワーク参加湿地の紹介及び我が国の地方自治体による湿地保全の取組の紹介等

参加者：ラムサール条約事務局、東アジア地域内各国政府代表、関係N G O、関係国際団体等

### 2. 漫湖のラムサール条約登録認定書の授与

以下により、ラムサール条約プラスコ事務局長より地元自治体関係者に対し、漫湖の同条約登録認定書の授与が行われた。

日 時：5月15日 午後1時15分～

場 所：エラドゥーラ ホテル内 プラスコ事務局長控室

## 第 部 資料

## アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の概要

### 背景

1994年12月、環境庁とオーストラリア自然保護庁(現オーストラリア環境省)の共催により、釧路市で「東アジア～オーストラリア湿地・水鳥ワークショップ」が開催され、アジア太平洋地域内の水鳥保全のために様々な議論がなされた。

この会議では、釧路イニシアチブが採択され、その中で、

1. アジア・太平洋地域の渡り性水鳥保全戦略の策定
2. 同地域の水鳥の種類群ごとの保全のための行動計画(アクションプラン)の策定
3. 同地域の水鳥の種類群ごとの湿地ネットワークの構築

について、勧告された。

1995年10月、マレーシアのクアラルンプールで開催された「国際湿地と開発会議」で、水鳥保全戦略を策定することについて支持を得たあと、1996年3月、アジア湿地局(AWB)(現国際湿地保全連合アジア太平洋支部)とIWRB-J(現国際湿地保全連合日本委員会)により、水鳥保全に必要な行動やその優先順位を示した「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略：1996-2000」としてまとめられた。

### 概要

同戦略は、アジア太平洋地域において、水鳥(生態学的に湿地に依存している鳥：ガンカモ類、シギ・チドリ類はいうに及ばず、カワセミ類、猛禽類などを含む)とその生息地を、NGO、政府機関双方の協力によって、保全していくことを目的としている。

同戦略では、国際ツル財団、IUCN(国際自然保護連合)などのNGOの現行の活動、政府間の2国間、多国間条約の現状、渡り鳥とその生息地の保全上、現在起きている問題点の確認、問題点の克服やそれまで以上の国際協力を前提においた目標や活動が記されている。

### ネットワークと活動計画

保全戦略では、特定の水鳥種群とその生息地を保全するため、国際湿地ネットワークも提案されている。これまでにシギ・チドリ類とツル類のネットワークが構築されていたが、1999年5月に開催されたラムサール条約第7回締約国会議において、ガンカモ類のネットワークが立ち上げられた。

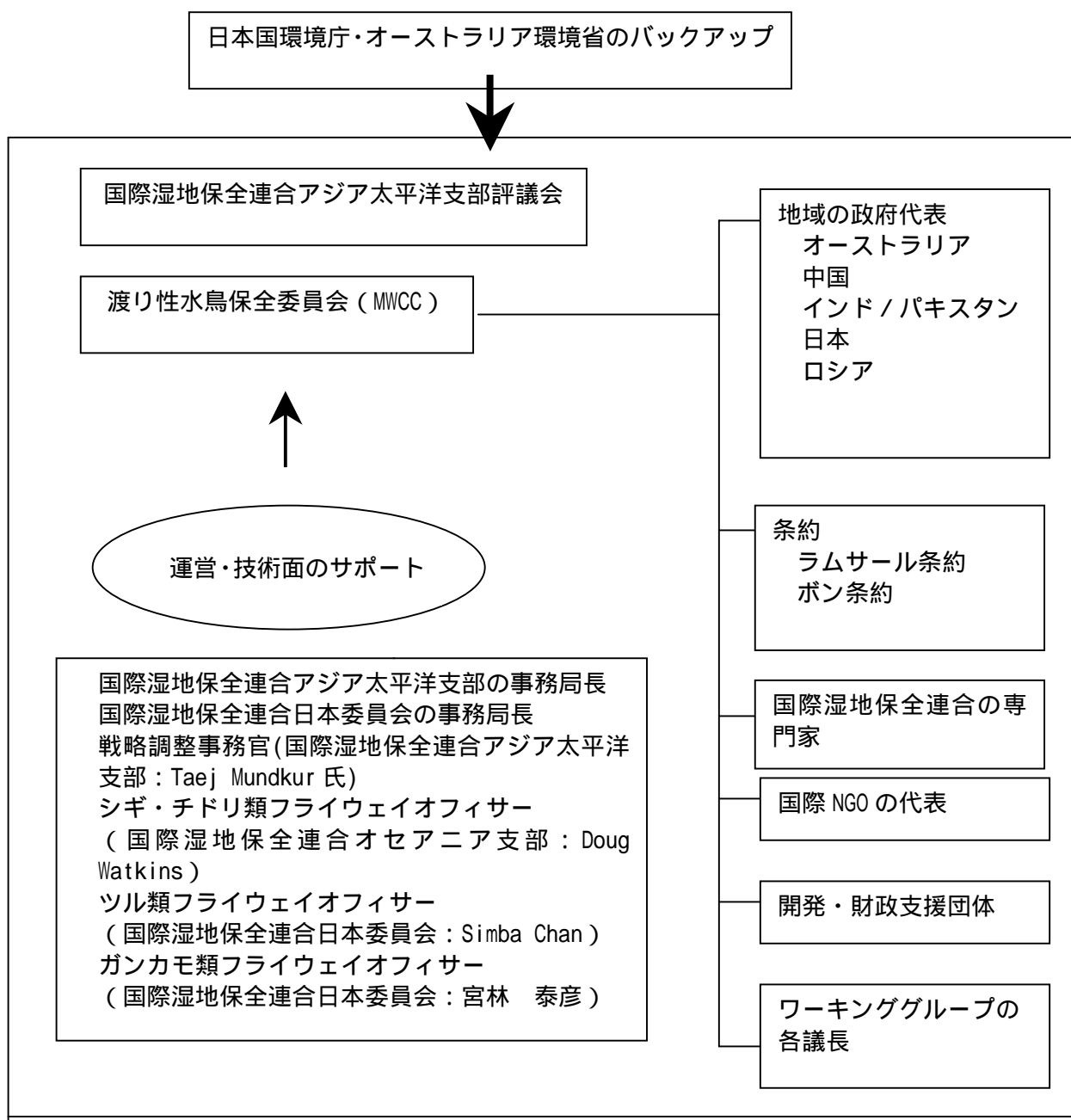
### ネットワークの仕組み

ネットワークの運営は、フライウェイ・オフィサーが行うが、その際「渡り性水鳥保全委員会 (Migratory Waterbird Conservation Committee : MWCC)」が示す基本方針を受けて、ワーキンググループがフライウェイ・オフィサーに助言することになっている。

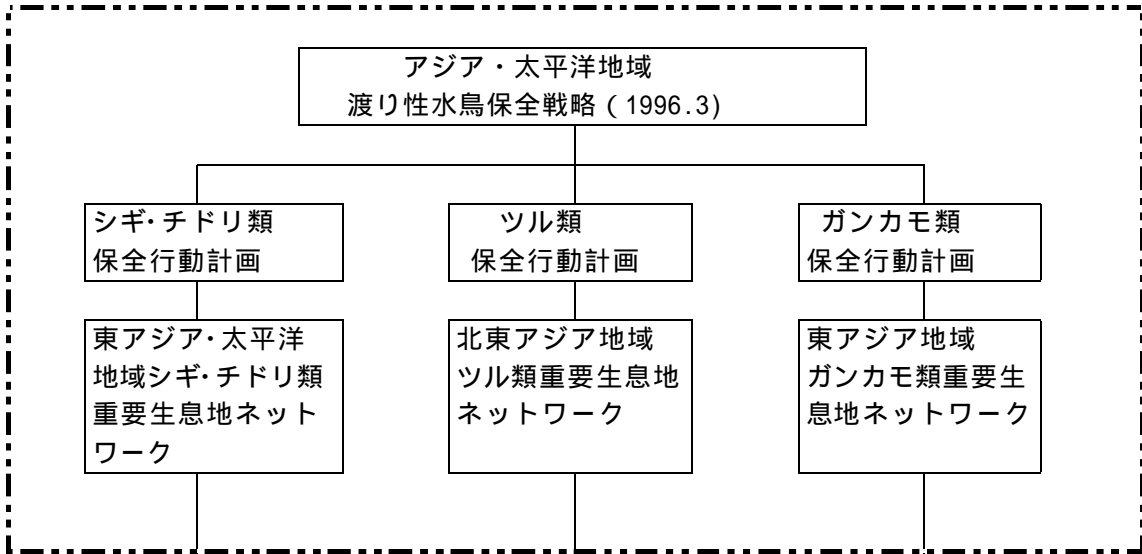
MWCC は、国際湿地保全連合のアジア太平洋支部評議会の下に設置され、地域の政府代表、ラムサール条約及びボン条約の事務局、及びバードライフ・インターナショナル等の国際NGOの代表などから構成され、ネットワークの運営に関する基本事項を検討する。

日本国環境庁及びオーストラリア環境省は、資金的支援を行いネットワーク活動を推進している。特にツル類及びガンカモ類のネットワークについては、日本国環境庁が支援し、シギ・チドリ類のネットワークについては、オーストラリア環境省が支援している。

### 渡り性水鳥保全戦略機構図



アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略概念図



ブリズベン・イニシアチブ  
1996. 3 ラムサール条約第6回締約国会議勧告6.4

1996. 3 開始  
ブリズベン(オーストラリア)で立ち上げ  
9か国25湿地が参加  
(2000.1現在)  
フライウェイオフィサー：ダグ・ワキンス

1997. 3 開始  
北戴河(中国)で立ち上げ  
6か国18湿地が参加  
(2000.1現在)  
フライウェイオフィサー：シンパ・チャン

1999. 5開始  
サンホセ(コスタリカ)で立ち上げ  
6か国25湿地が参加  
(2000.1現在)  
フライウェイオフィサー：宮林泰彦

日本の参加湿地

1. 谷津干潟 (千葉県)
2. 吉野川河口 (徳島県)
3. 漫湖 (沖縄県)

日本の参加湿地

1. 霧多布湿原 (北海道)
2. 厚岸湖・別寒辺牛湿原 (北海道)
3. 釧路湿原 (北海道)
4. 八代 (山口県)
5. 出水・高尾野 (鹿児島県)

日本の参加湿地

1. クッチャ口湖 (北海道)
2. 琵琶瀬湾 (北海道)
3. 厚岸湖・別寒辺牛湿原 (北海道)
4. 釧路湿原 (北海道)
5. 宮島沼 (北海道)
6. 蕪栗沼 (宮城県)
7. 白石川 (宮城県)
8. 小友沼 (秋田県)
9. 瓢湖水きん公園 (新潟県)
10. 福島潟 (新潟県)
11. 佐潟 (新潟県)
12. 片野鴨池 (石川県)
13. 琵琶湖 (滋賀県)
14. 米子水鳥公園 (鳥取県)

## アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づく重要生息地ネットワーク参加地

	国名	参加地域	和名
東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク	1	ロシア(1)	Moroshechnaya Estuary モロシエクナ河口
	2	日本(3)	Yatsu tidal flats 谷津干潟
	3		Yoshino Estuary 吉野川河口
	4		Manko 漫湖
	5	中国(6)	Shuangtaizi Estuary シュアantaiジ河口
	6		Yellow River Delta 黄河三角洲
	7		Mai Po - Inner Deep Bay マイポ
	8		Chongming Dongtan チョンミン島
	9		Yalu Jiang ヤルジャン自然保護区
	10		Yancheng ヤンチェン自然保護区
	11	フィリピン(1)	Olango Island オランゴ島
	12	インドネシア(1)	Wasur National Park ワシュアー国立公園
	13	オーストラリア(9)	Kakadu National Park カカドゥ国立公園
	14		Parry Lagoons パリー環礁
	15		Thomsons Lake トムソンズ湖
	16		Moreton Bay モートンベイ
	17		Kooragang Nature Reserve クーラガン自然保護区
	18		Corner Inlet コーナー入り江
	19		The Coorong クーロン
	20		Orielton Lagoon オリエルトン環礁
	21		Logan Lagoon ローガン環礁
	22	ニュージーランド(2)	Firth of Thames テムズ川河口
	23		Farewell Spit フェアウェル砂州
	24	パプアニューギニア(1)	Tonda Wildlife Area トンダ野生生物区
	25	韓国(1)	Tongjing Estuary トンジン河口
北東アジア地域ツル類重要湿地ネットワーク	1	ロシア(4)	Kytalyk キタリック禁猟区
	2		Khingansky and Ganukan ヒンガンスキー自然保護区とガヌカン休猟区
	3		Kharkaisky ハンカ湖自然保護区
	4		Daursky ダウルスキー自然保護区
	5	モンゴル(1)	Daguur ダグール特別保護区
	6	中国(4)	Xingkai Lake シンカイ湖国家級自然保護区
	7		Yellow River Delta 黄河三角洲国家級自然保護区
	8		Yancheng 塩城(ヤンチェン)国家級自然保護区
	9		Poyang Lake ポーヤン湖国家級自然保護区
	10	北朝鮮(2)	Kumya 金野(クムヤ)湿地保護区
	11		Mundel 文徳(ムンドク)湿地保護区
	12	韓国(2)	Cheolwon チョロン平野
	13		Han River 漢江(ハンガン)河口
	14	日本(5)	Kiritappu 霧多布湿原国設鳥獣保護区
	15		Akkeshi and Bekanbeushi 厚岸湖・別寒辺牛湿原国設鳥獣保護区
	16		Kushiro 釧路湿原国設鳥獣保護区
	17		Yashiro 八代鳥獣保護区・特別天然記念物指定地域
	18		Izumi - Takaono 出水・高尾野国設鳥獣保護区

水鳥ネットワーク一覧

		国名	参加地域	和名
東 ア ジ ア 地 域 ガ ン カ モ 類 重 要 生 息 地 ネ ッ ト ワ ー ク	1	ロシア(6)	Lena Delta	レナ川デルタ
	2		Zapovednik Taimyrski	タイミルスキ国立自然保護区
	3		Chazy Zapovedik	チャズィ国立自然保護区
	4		Selenga Delta in Lake Bikal	セレンガ川デルタ(バイカル湖)
	5		Torey Lakes	トレイ湖沼群
	6		Lake Khanka	ハンカ湖
	7	モンゴル(2)	Terhiyn Tsaggan Nuur	テリン・ツァガン湖
	8		Ogii Nuur	オギィ湖
	9	韓国(1)	Cheonsu Bay	チョンス湾
	10	中国(1)	Sanjian Provincial Nature Reserve, Heilongjian	黒龍江省立三江自然保護区
	11	日本(14)	Kutcharo-ko	クッチャロ湖
	12		Biwase-wan	琵琶瀬湾
	13		Akkeshi-ko and Bekambeushi-shitsugen	厚岸湖・別寒辺牛湿原
	14		Kushiro-shitsugen	釧路湿原
	15		Miyajima-numa	宮島沼
	16		Kabukuri-numa	蕪栗沼
	17		Shiroishigawa	白石川
	18		Otomo-numa	小友沼
	19		Hyouko-suikin-koen	瓢湖水きん公園
	20		Fukushimagata	福島潟
	21		Sakata	佐潟
	22		Katano-kamoike	片野鴨池
	23		Biwa-ko	琵琶湖
	24		Yonago-Mizudori-koen	米子水鳥公園
	25	フィリピン(1)	Naujan Lake National Park	ナウハン湖国立公園

# 東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類ネットワーク参加湿地

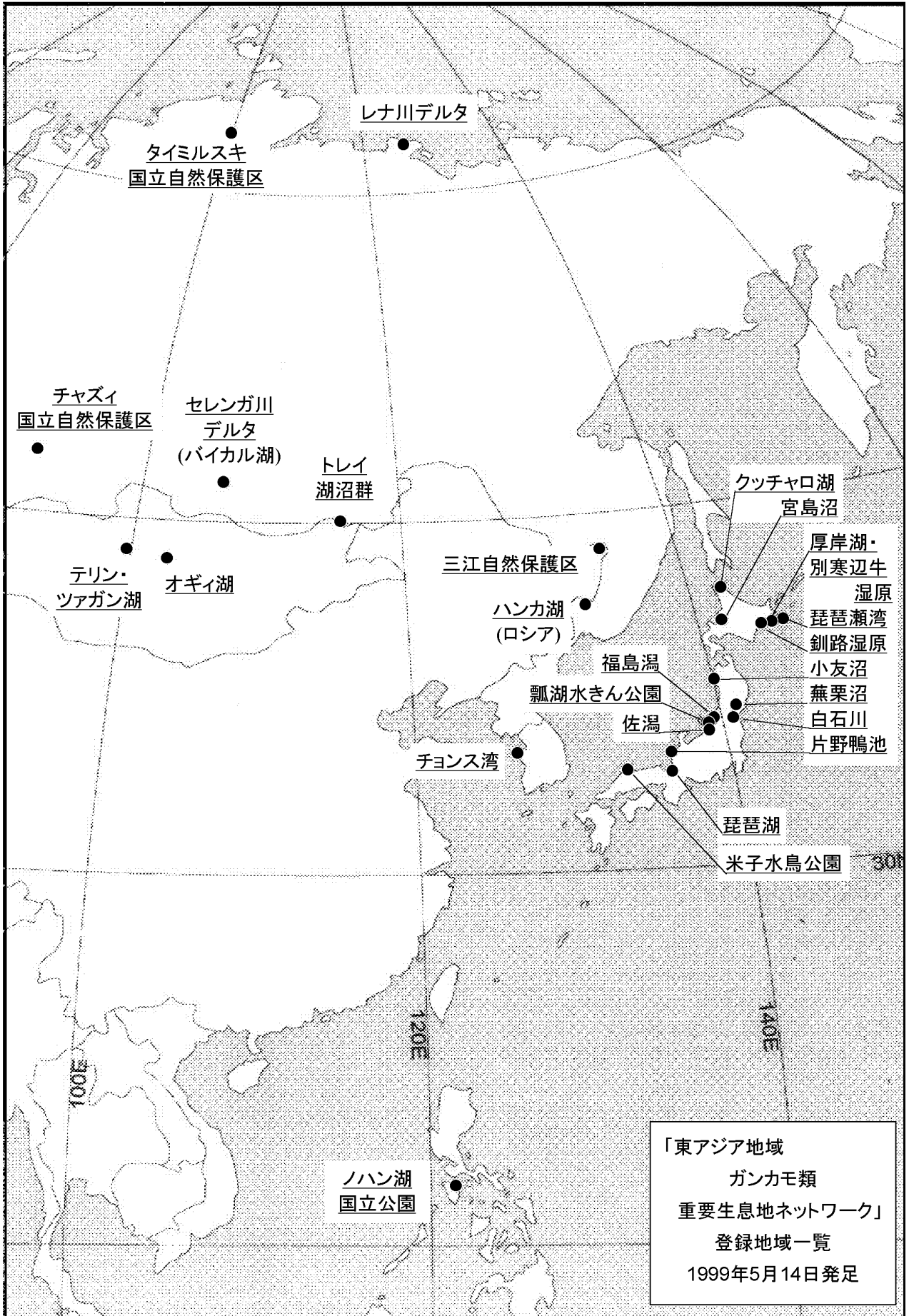


Network Sites	
1	モロシエクナ河口 (ロシア)
2	谷津干潟 (千葉県)
3	吉野川河口 (徳島県)
4	シュアンタイジ河口 (中国)
5	黄河三角州 (中国)
6	マイポ (香港)
7	オランゴ島 (フィリピン)
8	ワシュアー国立公園 (インドネシア)
9	カカドゥ国立公園 (オーストラリア)
10	パリーズ環礁 (オーストラリア)
11	トムソズ湖 (オーストラリア)
12	モートンベイ (オーストラリア)
13	クーラガン自然保護区 (オーストラリア)
14	コーナー入り江 (オーストラリア)
15	クーロン (オーストラリア)
16	オリールトン環礁 (オーストラリア)
17	ローガン環礁 (オーストラリア)
18	テムズ川河口 (ニュージーランド)
19	フェアウェル砂州 (ニュージーランド)
20	トンダ野生生物区 (パプアニューギニア)
21	トンジン河口 (韓国)
22	漫湖 (沖縄県)
23	チョンミン島 (中国)



# 北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワーク





## 過去の締約国会議の概要

## 第1回締約国会議

1. 期日 1980(昭和55)年11月24日～29日
2. 開催地 イタリア、カリアリ(Cagliari)
3. 議長 ファルチ大使(Ambassador N. Falchi)
4. 参加国及び参加者数
 

締約国 21 개국 (締約国 27 개국のうち)	56 名
非締約国 10 개국	22 名
国際機関 5 団体	6 名
国際NGO 5 団体	10 名
条約事務局	23 名
5. 会議の主な内容
 

本条約は財政規定がないため独自の資金協力は行えず、地についた活動を行うためにも財政的な背景が必要であるとの討議がなされた。

フランス代表等より、本条約の締約国が少ないのは、そもそも英語を唯一の正文としていることに問題があり、フランス語及びスペイン語諸国の幅広い参加を募るためには、他の国際条約の例のように、フランス・スペイン語も正文とする必要があるとの意見が表明された。
6. 採択された決議・勧告集
  - 勧告 1.1 本条約締約国数の拡大・地理的適用範囲の拡大について
  - 勧告 1.2 低開発途上国援助について
  - 勧告 1.3 本条約登録湿地の増加について
  - 勧告 1.4 湿地登録基準について
  - 勧告 1.5 湿地資源の目録について
  - 勧告 1.6 環境影響評価について
  - 勧告 1.7 正文言語追加のための条件改正手続きについて
  - 勧告 1.8 本条約強化のための条約改正手続きについて
  - 勧告 1.9 次回締約国会議開催について
  - 勧告 1.10 本条約事務局への財政援助について
  - 勧告 1.11 ラムサール条約・湿地生態系研究について

## 第2回締約国会議

1. 期日 1984(昭和59)年5月7日～12日
2. 開催地 オランダ、フローニンゲン市(Groningen)
3. 議長 D.J.ケンネン氏(D. J. Kuenen)
4. 参加国及び参加者数
 

締約国 32 개국 (締約国 35 개국のうち)	79 名
非締約国 20 개국	33 名
国際機関・国際NGO 11 団体	29 名
条約事務局	20 名
5. 会議の主な内容
 

次の4議題につき討議し、また、これらに関する勧告が採択されたが、会議の最大の焦点は上記(3)の条約改正問題であった。

  - (1) 条約施行に関する締約国の経験
  - (2) 今後の条約施行上の指針となるべき枠組みと行動計画

- (3)本条約改正問題
- (4)湿地保全に関わる諸問題

## 6. 条約改正問題について

条約改正問題は、第1回締約国会議で採択された勧告のフォローアップであり、また、本条約が独自の事務局や財政基盤を欠く「歯のない条約」であり、今後条約目的を促進するためには何らかの形で条約改正を必要とする声が強かった。他方、常設事務局や分担金システムの導入はむしろ現行条約の性格や内容を基本的に変更するものであり、慎重に取り組むべきとの声が多かった。従って、条約改正問題は相当紛糾するものと予想されていた。

しかしながら、これも予想されていたことではあるが、会議開催時点で条約改正手続きに関する議定書(パリ議定書)の批准国が15か国にとどまり発効するにいたらなかった。また、慎重論を唱える英国、オーストラリア、カナダ(さらにオブザーバー参加の米国)の根回しもあって、本件については勧告の採択を含め結論を出すことは避けることとし、会議での検討結果を踏まえて今後引き続き改正案内容を検討した。さらに、次回締約国会議に報告することとなり上記作業を継続するため、オランダを中心とする「タスク・フォース(特別調査委員会)」が設置されることで決着をみた。

## 7. 採択された決議・勧告等

- 勧告 2.1 国別報告書の提出について
- 勧告 2.2 条約改正案の採択方法について
- 勧告 2.3 条約施行のための枠組み文書について
- 勧告 2.4 暫定事務局について
- 勧告 2.5 ワッデン海全域の湿地登録について
- 勧告 2.6 サハラ砂漠以南のアフリカ地域の湿地の保護と管理について
- 勧告 2.7 セネガルのジュジ国立公園の保護について
- 勧告 2.8 モーリタニアのセネガル河流域の保護地区の設置について
- 勧告 2.9 若干国の湿地保護について

## 第3回締約国会議

1. 期日 1987(昭和62)年5月28日~6月3日
2. 開催地 カナダ、レジヤイナ(Regina)
3. 議長 デニス シート氏(Dennis Sherrt)
4. 参加国及び参加者数

締約国 36 か国(締約国 43 か国のうち)	96 名
非締約国 20 か国	23 名
国際機関・国際NGO 33 団体	55 名
条約事務局(カナダ・通訳含)	44 名

## 5. 会議の主な内容

### 条約の改正

- (1)第6条の改正について:「締約国は必要なときに会議を開催する」を「締約国を設置し、少なくとも3年に1回通常会合を開催する」と改正した。締約国会議は「湿地の適正な利用等について勧告する。」を、これに加え「その他の勧告または決議を採択する。」に改正した。また、締約国会議は「会合ごとの手続規則を採択する。財政規則を定め次期財政期間の予算を採択する。」に、締約国は「全会一致の議決で採択する分担率に従って予算に係る分担金を支払う。」に改正した。このように、本会議において、締約国からの分担金制度を決めた。
- (2)第7条の改正について:「勧告は締約国の単純過半数による議決で採択する。」を「勧告、決議及び決定は、締約国の単純過半数による議決で採択する。」に改正した。

## 6. 採択された決議・勧告等

決議	事務局に関する事項の決議
決議	財政及び予算に関する事項の決議
決議	常設委員会に関する事項の決議
決議	条約改正の暫定的な履行に関する決議

- 勧告 3.1 国際的に重要な湿地を選定するための基準及び利用のためのガイドラインについて
- 勧告 3.2 渡り鳥の飛行ルートに関する更なる研究の必要性について
- 勧告 3.3 湿地の賢明な利用について
- 勧告 3.4 湿地に関して開発期間が負う責任について
- 勧告 3.5 開発期間についての事務局の役割について
- 勧告 3.6 アフリカ諸国の更なる締約国加入について
- 勧告 3.7 中央アメリカ、西インド諸島、南アメリカ諸国の更なる締約国加入について
- 勧告 3.8 ヨルダンのアズラック登録湿地の保全について
- 勧告 3.9 ラムサール登録湿地の保全について
- 勧告 3.10 アジア及び環太平洋諸国の更なる締約国加入について

## 第4回締約国会議

1. 期日 1990(平成2)年6月27日~7月4日
2. 開催地 スイス、モントルー(Montreux)
3. 議長 ピエール ゴールダン氏(Pierr Goeldin)
4. 参加国及び参加者数

締約国 56 か国 (締約国 69 か国のうち)	177 名
非締約国 23 か国	30 名
国際機関 12 団体	23 名
国際 N G O 15 団体	71 名
国内機関 14 か国 33 団体	46 名
報道機関	11 名
条約事務局	46 名

## 5. 会議の主な内容

会議では、「モニタリング手続き」と「賢明な利用」に議論が集中した。特に登録した湿地の現状をどのように把握し、以下の必要な保全・管理手法を施すかが議論された。

湿地はいずれの国においても人々の生活圏と隣接し、常に強い影響にさらされており、とりわけ湿地は影響に弱い自然といわれるだけに「モニタリング手続き」は緊急かつ重要な課題であると論議が集中した。

もう一つの提案「賢明な利用」は、近年注目されている地球規模での気候変動において、湿地の果たす役割という切り口から注目された。湿地は単に水鳥やその他の野生生物に生息地を提供するだけにとどまらない。気候の調整や大気、水系の浄化、さらに人々が生活に必要な自然資源を獲得する場にもなっている。また、湿地には、私たちの環境変容をいち早く把握する一種の指標としての役割があることも強調された。

東南アジアやアフリカからは、経済的自然資源としての湿地、例えばマングローブ材や魚類資源を獲得する対象として認め、継続的、かつ安定した状態で資源を確保するための施策の必要性が強調された。また、野生生物及び生態系の保護区域として、さらに人々のレクリエーション・エリアとして湿地を健全に活用し、維持するための保全・管理施策について討議された。

## 6. 採択された決議・勧告等

- 決議 4.1 条約第 10 条の 2、第 6 節の解釈についての決議  
 決議 4.2 締約国会議の使用言語についての決議  
 決議 4.3 湿地保全基金についての決議  
 「湿地保全基金」の設置(基金は事務局が管理し、常設委員会の承認を得て開発途上国の援助に運用する。財源は任意の拠出とし、当面は年間 1 万フランとする。)
- 決議 4.4 条約第 5 条の履行についての決議  
 決議 4.5 締約国の加入の要求についての決議
- 勧告 4.1 湿地の復元について  
 勧告 4.2 国際的に重要な湿地を選定するための基準について  
 勧告 4.3 国別報告書について  
 勧告 4.4 湿地保護区の設置について  
 勧告 4.5 教育と研修について  
 勧告 4.6 ラムサール条約登録湿地としての可能性のある湿地に関する科学的な目録  
 勧告 4.7 ラムサール条約の施行の改善のための措置について  
 勧告 4.8 ラムサール条約登録湿地の生態学的特徴の変化についての勧告について  
 勧告 4.9 締約国ごとのラムサール条約登録湿地について(各論)  
 勧告 4.10 賢明な利用の概念実施のためのガイドライン  
 勧告 4.11 国際機関との協力について  
 勧告 4.12 渡りをする種(野鳥)管理のための締約国間の協力について  
 勧告 4.13 湿地に関する多国間開発銀行の責任  
 勧告 4.14 開催国に対する謝意について

## 第 5 回締約国会議

1. 期日 1993(平成 5)年 6 月 9 日～16 日
2. 開催地 日本、釧路市
3. 議長 佐藤大七郎・東京大学名誉教授
4. 参加国及び参加者数

締約国 72 か国(締約国 77 か国のうち)	343 名	(日本 171 名を含む)
非締約国 23 か国	32 名	
国際機関 7 団体	7 名	
国際 N G O 14 団体	51 名	
海外 N G O (一国内のみのもの) 16 団体	39 名	
地方自治体 40 団体	124 名	
日本国内 N G O 72 団体	295 名	
条約事務局	53 名	
報道機関 76 機関	273 名	

## 5. 会議の主な内容

最初の 2 日間が全体会で、条約の施行概況、世界各国の湿地の保全状況、事務局の活動状況、今後 3 年間の作業計画及び予算等について議論を行った。

次の 2 日間は分科会に別れて、登録湿地の現状(各国の登録湿地の現状等)、湿地の賢明な利用(賢明な利用のための追加手引きの策定等)、湿地保護区の設置(保護区の管理計画策定等)、湿地保全のための国際協力(O D A (政府開発援助)への湿地保全概念の導入等)の 4 テーマについて議論が行われた。

7 日目には、「ジャパン・デー」と称して、わが国の湿地保全の状況、及び湿地に関する調査研究等が各国に紹介され、最終日に 9 の決議と 15 の勧告を採択して閉幕した。

決議 5.1 では、ラムサール条約の当面の課題を示した「釧路声明」を採択し、その中では、湿地の保全と管理の推進、湿地の賢明な利用の推進、国際協力の推進、条約に関する普及啓発の推進、についての目標が示された。

#### 6. 採択された決議・勧告等

- 決議 5.1 釧路声明及び条約の執行のための枠組みに関する決議
- 決議 5.2 財政及び予算に関する決議
- 決議 5.3 国際的に重要な湿地の登録簿への湿地の最初の登録手続き
- 決議 5.4 生態学的特徴がすでに変化しており、変化しつつありまたは変化するおそれがあるラムサール登録湿地の記録(「モントルーレコード」)
- 決議 5.5 科学技術検討委員会の設立
- 決議 5.6 湿地の賢明な利用
- 決議 5.7 ラムサール登録湿地及びその他の湿地の管理計画策定
- 決議 5.8 ラムサール湿地保全基金の将来における資金調達と運用
- 決議 5.9 国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準の採択
- 勧告 5.1 特定の締約国の領土内におけるラムサール登録湿地
  - 勧告 5.1.1 ギリシャのラムサール登録湿地
  - 勧告 5.1.2 ベネズエラのクアレ湿地
  - 勧告 5.1.3 ドナウ川下流域
- 勧告 5.2 条文第 3 条の解釈のための指針(「生態学的特徴及び生態学的特徴の変化」)
- 勧告 5.3 湿地の重要な特徴及び湿地の保護区に関する区域分けの必要性
- 勧告 5.4 ラムサール条約と地球環境ファシリティー及び生物多様性条約との関わり
- 勧告 5.5 多国間及び二国間の開発協力プログラムへの湿地の保全と賢明な利用の組み込み
- 勧告 5.6 ラムサール条約における N G O (非政府組織) の役割
- 勧告 5.7 国内委員会
- 勧告 5.8 湿地保護区で湿地の価値の普及啓発を促進する方法
- 勧告 5.9 魚類の生息地として国際的に重要な湿地に関するラムサール指針の設定
- 勧告 5.10 1996 年の 25 周年記念湿地キャンペーン
- 勧告 5.11 スイスの新事務局
- 勧告 5.12 開催国への感謝
- 勧告 5.13 中南米地域におけるラムサール条約の推進と強化
- 勧告 5.14 地中海地域の湿地に関する協力
- 勧告 5.15 締約国の会合における使用言語

#### 第 6 回締約国会議

1. 期日 1996 (平成 8) 年 3 月 19 日 ~ 27 日
2. 開催地 オーストラリア、プリズベン市
3. 議長 ピーター ブリッジウォーター氏(オーストラリア自然保護庁長官)
4. 参加国及び参加者数

締約国	91 か国	270 名
非締約国	32 か国	57 名
国際機関	12 機関	22 名
その他 N G O 等		約 100 名(報道、条約事務局関係者を含む)

## 5. 会議の主な内容

## (1) 「1997-2002 年戦略計画」

条約の中期計画目標として「1997-2002 年戦略計画」が採択され、条約履行にかかる必要な行動計画が整備されるとともに、2002 年までに締約国数を 120 か国にするなど具体的な目標が示された。

## (2) 魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準

ラムサール条約の登録湿地の選定基準として、それまでの 代表的・独特な湿地の基準、動植物による基準、水鳥の個体数による基準に加え、新たに「魚類による基準」が追加された。

## (3) ブリスベン・イニシアチブ

日本環境庁とオーストラリア自然保護庁（現オーストラリア環境省）との共同提案による「東アジア～オーストラリア地域の渡りルート沿いの登録湿地のネットワークの構築に関する勧告（ブリスベン・イニシアチブ）」が採択され、同地域における水鳥の種類群ごとのネットワークの構築が支持された。

## 6. 採択された決議・勧告

決議. .1*	登録湿地の生態学的特徴の変化の実施のための定義と生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン、及びモントルーレコードの運用のためのガイドライン
決議. .2	魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準の採択
決議. .3	国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準とガイドラインの見直し
決議. .4	水鳥に基づく特定基準を運用するための推定個体数の採択
決議. .5	ラムサール分類体系の中の湿地タイプへの地下カルスト湿地の追加
決議. .6	湿地保全基金
決議. .7	科学技術検討委員会
決議. .8	事務局長に関する事項
決議. .9	生物多様性条約との協力
決議. .10	地球環境ファシリティ（GEF）とその実施機関 世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）との協力
決議. .11	締約国会議の決議勧告の整理統合
決議. .12	国内湿地目録及び登録候補地
決議. .13	ラムサール登録湿地に関する情報の提出
決議. .14	ラムサール条約 25 周年記念声明及び <sup>r</sup> 「1997-2002 年戦略計画」と 1997-1999 年事務局作業計画
決議. .15	第 7 回締約国会議からの手続き規則の改正
決議. .16	加盟の手続き
決議. .17	財政と予算に関する事項
決議. .18	ラムサール湿地保全賞の創設
決議. .19	教育と普及啓発
決議. .20	オーストラリア政府及びオーストラリアの人々への感謝
決議. .21	湿地の現状に関する評価と報告
決議. .22	ラムサール条約事務局移転の検討
決議. .23	ラムサールと水
勧告 6.1	泥炭地の保全
勧告 6.2	環境影響評価
勧告 6.3	ラムサール湿地管理への地域住民及び先住民の参加
勧告 6.4	東アジア～オーストラリア地域の渡りルート沿い登録湿地のネットワーク

\* 本会議より、決議に対する表記の仕方が変更になった。



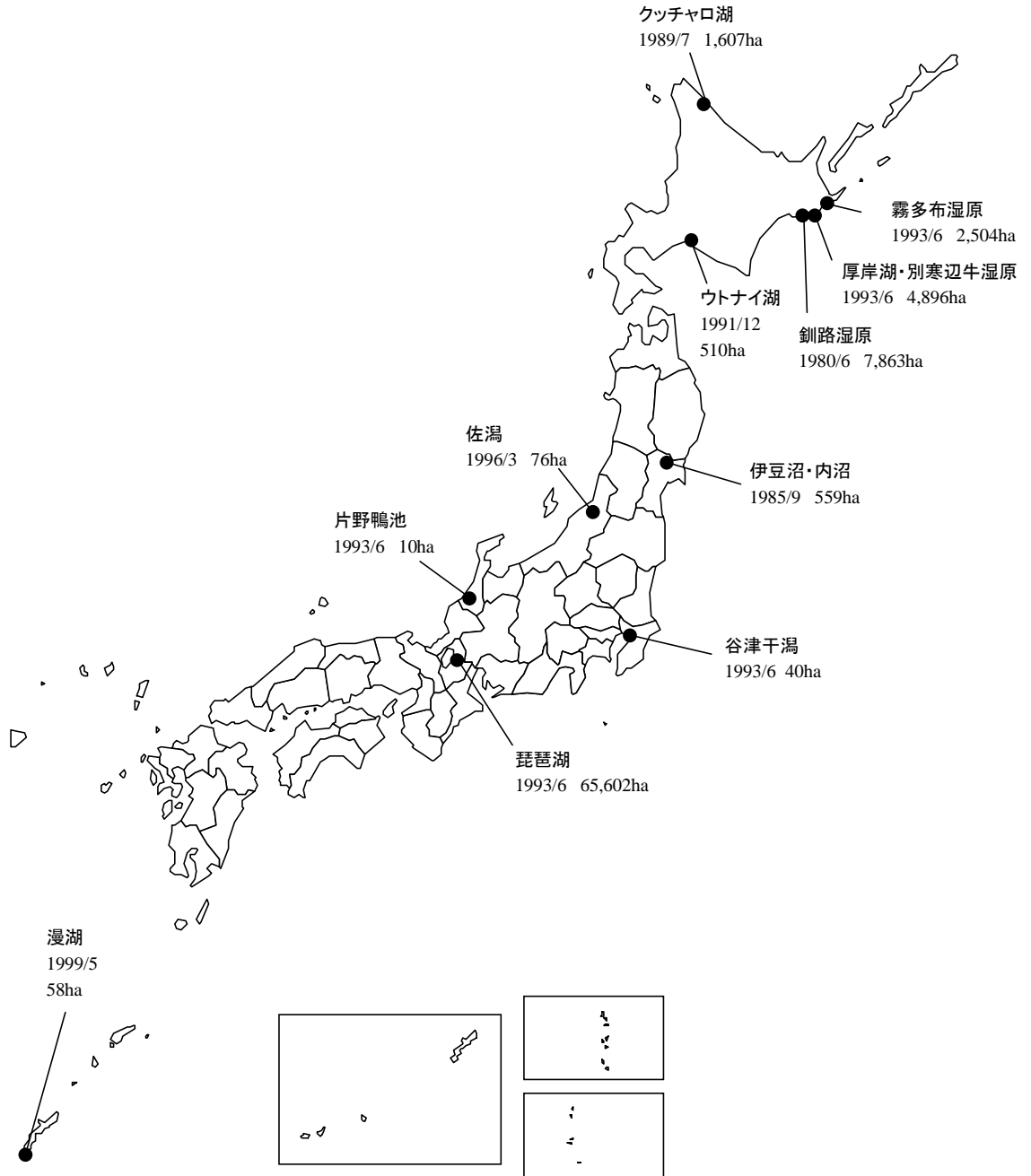
- の構築（ブリズベン・イニシアチブ：日豪共同提案）
- 勧告 6.5 さらなる湿地管理者研修プログラムの確立
  - 勧告 6.6 地域に根ざしたラムサール連絡担当官の設置
  - 勧告 6.7. サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用
  - 勧告 6.8 沿岸域の戦略計画策定
  - 勧告 6.9 国家湿地政策の策定と実施のための枠組み
  - 勧告 6.10 湿地の経済評価に関する協力の促進
  - 勧告 6.11 地中海の湿地のための協力の継続
  - 勧告 6.12 私的公的資金による活動における保全及び賢明な利用
  - 勧告 6.13 ラムサール登録湿地及びその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン
  - 勧告.6.14 有毒化学物質
  - 勧告.6.15 湿地の復元
  - 勧告.6.16 二国間と多国間開発協力プログラムにおける湿地の保全と賢明な利用
  - 勧告.6.17 特定の締約国のラムサール登録湿地
  - 勧告.6.17.1 ギリシャのラムサール登録湿地
  - 勧告.6.17.2 パラカス国立保護区とペルーの湿地保全国家戦略
  - 勧告.6.17.3 ヨルダンのアズラック・オアシス
  - 勧告.6.17.4 オーストラリアの登録湿地
  - 勧告.6.17.5 ドナウ川下流域
  - 勧告.6.18 太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用

## 日本のラムサール条約登録湿地一覧表

登録湿地名	所在地	登録年月日	面積(ha)	湿地のタイプ	保護の形態	湿地の概要
釧路湿原	北海道 釧路市、 釧路町、 標茶町、 鶴居村	昭和 55. 6. 17	7,863	泥炭地 淡水湖沼 河川	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・国立公園特別保護地 区・特別地域 ・国指定天然記念物	湿原の80%はヨシ・スゲ群落とハンノキ林 によって特徴づけられる低層湿原が占める。 また、ミスゴケが生育する高層湿原もわずか ではあるが分布する。カモ類をはじめハク チョウ類の越冬地、渡りの中継地であり、タン チョウの主な繁殖地でもある。さらにシマフ クロウ、オジロワシ、オオワシ等の大型鳥類 なども生息する。
伊豆沼・内沼	宮城県 若柳町、 築館町、 迫町	昭和 60. 9. 13	559	淡水湖沼 水田 湖沼岸の低湿地	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・宮城県自然環境保全 地域	水深1m、マコモ、ヨシ等の挺水植物群落、 ハス、ヒシ、ヒルムシロ等の水生植物が繁茂 する淡水湖沼である。マガン、ヒシクイ、マ ガモ等有数のガンカモ類の越冬地であり、ハ クチョウ等30種以上の野鳥が生息する。
クッチャロ湖	北海道 浜頓別町	平成 元. 7. 6	1,607	淡水湖 湖岸 河川流域の低湿地	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・道立自然公園特別地 域	周囲27km、海岸砂丘地と海と隔てられたオ ホーツク海岸線最大の海跡湖である。寒地性 の水生植物マリモが分布する。冬期、シベリ アから南下するハクチョウ類、ガンカモ類の 最初の渡来地である。特に、コハクチョウは 日本で越冬するほとんどの数、約1万羽がこ の湖を経由する。
ウトナイ湖	北海道 苫小牧市	平成 3.12.12	510	淡水湖 湖岸 河川流域の低湿地	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・苫小牧市自然環境 保全地区	周囲17kmの淡水・海跡湖である。湖岸水辺 にヨシ、スゲ、マコモ、フトイ等の挺水植物 群が分布し、湖岸を落葉広葉樹が占める。渡 り鳥の我が国固有数の中継地で、ハクチョウ 類、ガンカモ類が数千羽飛来し、繁殖する鳥 類は250種以上である。
霧多布湿原	北海道 浜中町	平成 5. 6. 10	2,504	泥炭地 汽水湖	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・道立自然公園特別地 域	ミスゴケ泥炭地を基盤とする高層湿原と 沼からなる。オオハクチョウ、ヒシクイ等ガ ンカモ、ハクチョウ類が多数渡来する。また、 タンチョウの繁殖地も分布する。
厚岸湖・別寒辺 牛湿原	北海道 厚岸町	平成 5. 6. 10	4,896	汽水湖 低湿地 河川	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・道立自然公園特別地 域(一部)	厚岸湖とそれに流入する別寒辺牛川周辺 のヨシ・スゲを中心とする低層湿原である。 ガンカモ、ハクチョウ類が渡来し、タンチ ョウの繁殖地も分布する。
谷津干潟	千葉県 習志野市	平成 5. 6. 10	40	泥質干潟	・国設鳥獣保護区特別 保護地区	東京湾奥部に位置する干潟である。全国で も有数のシギ・チドリ類の渡来地である。
片野鴨池	石川県 加賀市	平成 5. 6. 10	10	池 低湿地 水田	・国設鳥獣保護区特別 保護地区 ・国定公園特別地域	池及び水田からなり、周辺は樹林帯であ る。マガン、ヒシクイ、マガモ、トモエガモ等 のガンカモ類が渡来する。
琵琶湖	滋賀県 大津市、 他20市町	平成 5. 6. 10	65,602	淡水湖 低湿地	・県設鳥獣保護区 ・国定公園特別地域・ 湖沼水質保全特別措置 法指定湖沼	我が国最大の湖沼で、70種を超える水生植 物が生育する。魚類はホンモロコ、ニゴロブ ナ等11種の固有種を含め53種が生息する。毎 冬、コハクチョウ、ヒシクイ等4万羽を超える 水鳥類が渡来する。
佐潟	新潟県 新潟市、 巻町	平成 8. 3. 23	76	淡水湖	・国設鳥獣保護区 ・国定公園特別地域・ 都市計画佐潟公園区域	砂丘の形成期に砂丘間の凹部にできた湖 で、地下水の湧水によって維持されている。 ハクチョウ類、オオヒシクイ等の多くのガン カモ類の有数の集団渡来地である。
漫湖	沖縄県 那覇市、 豊見城村	平成 11. 5. 15	58	河口干潟	・国設鳥獣保護区特別 保護地区	国場川と饒波川の合流点に広がる河口湖 であり、干潮時に大規模な干潟が出現する。 マングローブ林は沖縄本島でも有数。

# 日本のラムサール条約登録湿地

(2000年3月現在)



## 索引

決議	.1	ラムサール条約における地域区分、常設委員会の構成、役割、責任及び委員の業務.....	6
決議	.2	科学技術検討委員会の構成及び運営.....	9
決議	.3	国際的団体とのパートナーシップ.....	12
決議	.4	整合性のある情報管理のための基盤作りを含む、他条約との協力提携.....	13
決議	.5	ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金(SGF)に対する批判的評価及びその将来的運用.....	15
決議	.6	国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン.....	17
決議	.7	湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン.....	19
決議	.8	湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン.....	20
付属書		湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン.....	23
		Ⅰ. はじめに.....	23
		Ⅱ. 参加型管理の事例研究から得られた知見の要約.....	24
		Ⅲ. 地域住民及び先住民の参加.....	27
		Ⅳ. 地域住民及び先住民の参加度合いを測る.....	28
		Ⅴ. 参加型管理プロセスの審査.....	30
決議	.9	1999-2002年ラムサール条約普及啓発プログラム.....	32
付属書		1999-2002年ラムサール条約普及啓発プログラム：ラムサール条約の施行を支えるための広報、教育、普及啓発促進活動.....	34
		普及啓発プログラムの目標と根拠.....	35
		i. 課題の定義.....	35
		ii. 目標.....	35
		iii. 普及啓発プログラムの根拠.....	35
		iv. 普及啓発プログラムについて.....	36
		v. 対象グループの特定.....	36
		関係者.....	36
		i. 締約国.....	37
		ii. 条約事務局（ラムサール条約事務局）.....	37
		iii. 条約の国際団体パートナー.....	37
		iv. 地域N G O及び全国規模N G O.....	37
		v. 地元の利害関係者.....	37
		vi. 援助機関及び協賛者.....	38
		行動のための手段と枠組み.....	38
		i. 必要性、能力及び機会の検討.....	38
		ii. 行動計画策定過程.....	39
		iii. 関係者間の情報伝達.....	40
		iv. キャンペーン.....	42
		v. 参考資料の共有.....	43
		vi. 学校教育及び研修.....	44
		vii. 教育・普及啓発センター.....	44
添付文書		普及啓発プログラムの優先的对象グループ.....	46

	添付文書 湿地リンクインターナショナル.....	52
決議 .10	湿地リスク評価の枠組み.....	54
付属書	湿地リスク評価の枠組み.....	56
	はじめに.....	56
	生態学的特徴の変化の種類.....	56
	湿地リスク評価.....	57
	早期警戒指標.....	59
	早期警戒指標の理想的属性.....	60
	早期警戒指標例.....	61
	迅速反応毒性試験.....	61
	早期警戒実地試験.....	62
	迅速評価.....	63
	早期警戒指標の反応度.....	64
決議 .11	国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン.....	65
付属書	ラムサール条約(1971年にイランのラムサールにて採択)の国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン.....	67
	はじめに.....	68
	II. 国際的に重要な湿地のリストに関するビジョン、目標、短期目標.....	68
	ラムサール条約登録湿地リストに対するビジョン.....	69
	登録湿地リストの目標.....	69
	2005年までの短期目標.....	70
	III. 国際的に重要な湿地とラムサール条約における賢明な利用原則.....	71
	IV. ラムサール条約の下で優先的に登録湿地に指定する湿地を選定するための体系的な方法に関するガイドライン.....	72
	IV.1 カルスト等の地下水文系を国際的に重要な湿地として選定し及び指定するためのガイドライン.....	76
	V. 国際的に重要な湿地を指定するための基準及び長期目標、並びにその適用のためのガイドライン.....	78
	湿地グループA 代表的、希少または固有な湿地タイプを含む湿地	
	基準1 代表的、希少または固有な湿地タイプに関する選定基準.....	78
	湿地グループB 生物多様性の保全に重要な湿地	
	基準2、3、4 種及び生態学的群集に基づく選定基準.....	79
	基準5、6、水鳥に基づく特定基準.....	81
	基準7、8、魚類に基づく特定基準.....	83
	添付文書A ラムサール条約における「湿地」の定義、湿地分類法...	85
	添付文書B 戦略的枠組み用語集.....	100
	添付文書C ラムサール登録湿地情報票.....	108
	添付文書D 参考文献.....	
決議 .12	国際的に重要な湿地のリストの登録湿地：特定の締約国領土内にある特定湿地の状況を含めた、それらの公式記載、保全状況、管理計画.....	109

決議	.13	カルスト等の地下水文系を、国際的に重要な湿地として特定し指定するためのガイドライン	114
決議	.14	侵入種と湿地	115
決議	.15	賢明な利用原則の適用を促進する奨励措置	118
決議	.16	ラムサール条約と影響評価：戦略・環境・社会的影響評価	120
決議	.17	湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元	122
付属書		湿地の復元と機能回復：復元と機能回復のプログラムやプロジェクトにおいて検討すべき諸要素	124
決議	.18	河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン	126
付属書		河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン	128
		はじめに	128
		制度的枠組み	129
		水の管理における湿地の役割の評価と強化	134
		土地利用と開発プロジェクトが湿地とその生物多様性に及ぼす影響を最小限にする	136
		湿地維持のため自然な水の循環を維持する	139
		国際協力	141
決議	.19	ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン	143
決議	.20	湿地目録の優先順位	145
決議	.21	潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進	147
決議	.22	地中海湿地のための協力機構	149
決議	.23	ラムサール登録湿地の境界変更と湿地生息環境の補償に関する問題	151
決議	.24	失われた湿地生息地等の機能の補償	153
決議	.25	湿地における環境の質の測定	155
決議	.26	西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンターの創設	156
決議	.27	条約の2000 - 2002年作業計画	157
付属書		ラムサール条約2000 - 2002年作業計画	160
		総合目標1: 条約の加盟国を世界中に広げる	160
		総合目標2: 条約の賢明な利用ガイドラインを実施し、さらに発展させることによって、湿地の賢明な利用を達成する	160
		総合目標3: 世界中のすべてのレベルで、湿地の価値と機能に関する認識を高める	168
		総合目標4: 湿地の保全と賢明な利用を達成するため、各締約国の関係機関の能力向上を図る	171
		総合目標5: すべてのラムサール条約登録湿地の保全を確実なものとする	173
		総合目標6: 条約の選定基準に合致する湿地、特にまだ十分登録されていないタイプの湿地、そして国境をまたぐ湿地を国際的に重要な湿地のリストに登録する	177
		総合目標7: 他の条約や政府またはNGO機関と協力して、湿地の保全及び賢明な利用のための国際協力と財源確保を促進する	180

	総合目標 8: 条約にとって必要となる制度上の仕組みと資源を提供する.....	186
決議 .28	財政及び予算.....	190
決議 .29	開催国への感謝.....	193
決議 .30	ラムサール条約におけるユーゴスラビアの扱い.....	194
勧告 7.1	泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画.....	195
付属書	「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」草案.....	197
	序文.....	197
	1999年ワークショップの目的.....	198
	行動計画の協力機関.....	198
	主要な問題と機会.....	198
	機会 1: 泥炭地に関する言葉の定義を理解すること.....	199
	機会 2: 世界の泥炭地及び湿原のデータベース.....	199
	機会 3: 世界的な泥炭地モニタリング及び普及啓発計画.....	200
	機会 4: 賢明な利用の概念を理解し標準化すること.....	201
	機会 5: 政策及び立法上の手段を用いること.....	201
	機会 6: 国及び地域の泥炭地管理ガイドライン.....	201
	機会 7: 研究と協力のネットワーク及び情報センター.....	202
	機会 8: 計画と研究の優先順位の明確化.....	203
	参考資料.....	204
勧告 7.2	小島嶼開発途上国、島嶼湿地生態系、ラムサール条約.....	206
勧告 7.3	アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協力.....	209
勧告 7.4	未来の湿地イニシアチブ.....	211
	ラムサール条約第7回締約国会議の概要.....	223
	1. 審議の経過.....	223
	2. 主な決議、勧告等の内容.....	223
	3. その他の成果.....	223
	4. 今次締約国会議の総括.....	224
	東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークの立ち上げ及び漫湖のラムサール条約湿地登録.....	225
	アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略の概要.....	227
	背景.....	227
	概要.....	227
	ネットワークと活動計画.....	227
	ネットワークの仕組み.....	228
	渡り性水鳥保全戦略機構図.....	228
	アジア・太平洋地域和知理性水鳥保全戦略概念図.....	229
	水鳥ネットワーク一覧(アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に基づく重要生息地ネットワーク参加地).....	230
	過去の締約国会議の概要.....	235
	第1回締約国会議.....	235
	第2回締約国会議.....	235
	第3回締約国会議.....	236
	第4回締約国会議.....	237
	第5回締約国会議.....	238
	第6回締約国会議.....	239
	日本のラムサール条約登録湿地.....	242

ラムサール条約第7回締約国会議の記録

総合監修 小林聡史 東梅貞義 中尾文子

監修 小林聡史 伊藤よしの 中尾文子 安藤慶子 馬淵亮 東梅貞義  
松井香里 佐々木美貴 奥野律子 新庄久志 木村俊宏 佐藤奈保子

編集 東梅貞義 斉藤陽子

翻訳 辻麻里子 斉藤陽子 平野由紀子

発行者 環境庁自然保護局

発行日 2000年3月